

第2回東京都北区子ども・子育て会議次第

日時：平成25年8月27日（火）
午後6時30分～
会場：北とぴあ14階スカイホール

1 開会

2 議事

- (1) 北区の子育て支援施策について
- (2) 北区次世代育成支援行動計画（後期計画）平成24年度進捗状況の報告
- (3) 子ども・子育て支援法に基づく基本指針（案）について
- (4) ニーズ調査票について
- (5) その他（今後のスケジュール等）

3 閉会

【配布資料】※資料2～13は事前送付済み

資料1	北区の子育て支援施策
資料2	北区次世代育成支援行動計画（後期）の個別施策の進捗状況（平成24年度）
資料3	北区次世代育成支援行動計画（後期）の個別施策の進捗状況総括表（平成24年度）
資料4	北区次世代育成支援行動計画（後期）における基本理念の成果指標及び施策目標と個別目標別成果指標の進捗状況（平成24年度）
資料5	北区次世代育成支援行動計画（後期）個別目標別成果指標の進捗状況総括表（平成24年度）
資料6	子ども・子育て支援法に基づく基本指針（案） ※第5回子ども・子育て会議（国）資料
資料7	（就学前のお子さんの保護者用）国の調査票
資料8	（就学前のお子さんの保護者用）北区前回アンケート調査の独自項目
資料9	（小学1年生から6年生までのお子さんの保護者用）調査票（案）

資料 10	(小学 1 年生から 6 年生までのお子さんの保護者用) 北区前回アンケート調査の独自項目
資料 11	(世帯主と子のみで構成されている世帯の 18 歳以下のお子さんの保護者用) 調査票 (案)
資料 12	(12~18 歳の方用) 調査項目 (案)
資料 13	(小学生用) 調査項目 (案)
資料 14	ニーズ調査の概要について
資料 15	新制度の施行準備に関する地方自治体と国における今後の作業等について ※子ども・子育て支援新制度説明会資料

※この他に、「資料 7、8 参考資料」、「資料 9、10 参考資料」、「資料 11 参考資料」があります。

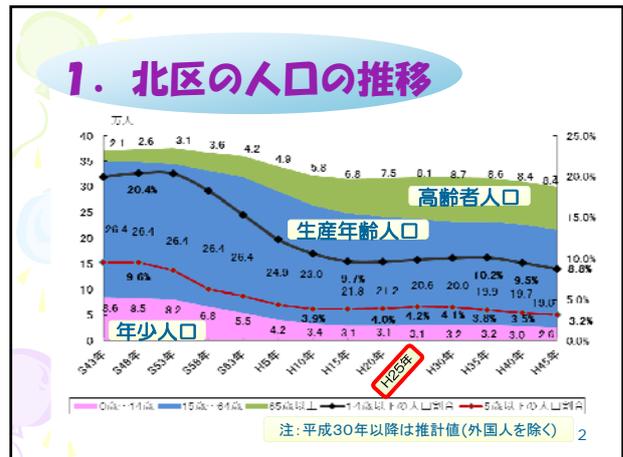
子育てするなら 北区が一番

地域と育む北区の
子ども・子育て支援

東京都北区



1



北区の少子高齢化の現状

合計特殊出生率 1.09 (平成24年) 全国平均1.41 東京都 1.09	高齢化率 24.6% (平成25年1月1日現在) 23区中 第1位 国、東京都を上回る
--	---

平成25年1月1日現在(外国人含む)
 総人口 333,132人
 14歳以下 32,679人(9.8%)
 0歳~5歳 13,996人(4.2%)

3

子育て環境と意識

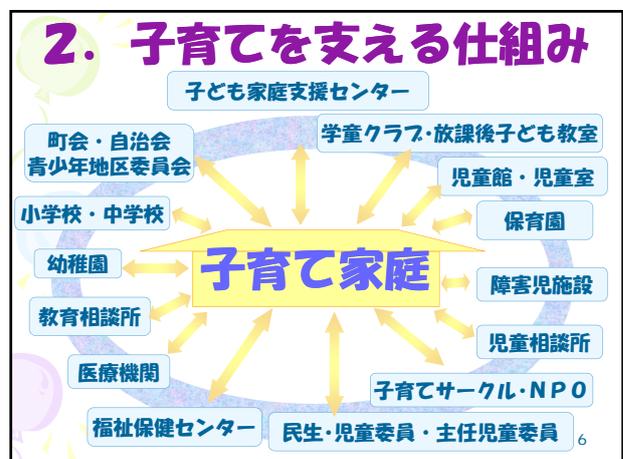
- 共働き家庭 増加傾向
- 認可保育園の待機児童 125人 (H25.4.1)
- 子育ては楽しいけど、自信が持てなくなったりいやになることもある
- 核家族化が進行 出産年齢の高齢化
- 子どもの安全に対する不安
- 地域の結びつきが弱まっている
- 子どもの病気や発育・発達に関することに悩んでいる

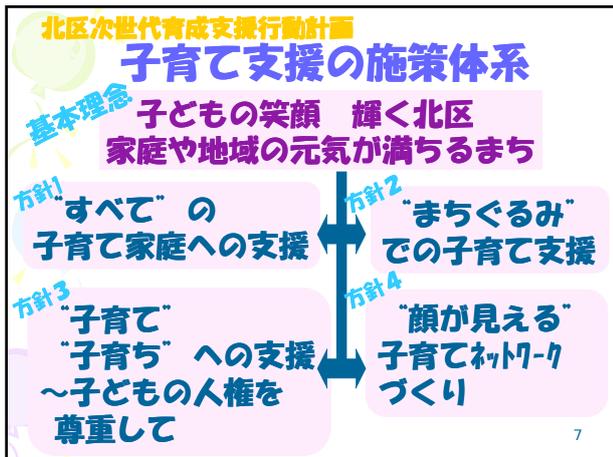
4

区政を推進する 4つの重点戦略

- 「子ども」かがやき戦略
「子育てするなら北区が一番！」
- 「花*みどり」やすらぎ戦略
- 「元気」いきいき戦略
- 「安心・安全」快適戦略

5





3. 年齢別の子育て施策

- 妊娠がわかったら
- 赤ちゃんが生まれたら
0歳~1歳
- 小学校入学前 1歳~6歳
- 小学校へ入ったら
- 中学校・高等学校へ入ったら

8

妊娠がわかったら

母子健康手帳
 子育て福袋・母と子の保健バッグ
 妊婦健康診査 妊婦歯科健康診査
 ママ・パパ学級、マタニティークッキング
 パパになるための半日コース
 出産費用に困った→
 入院助産施設の利用

9

妊娠がわかったら

母子健康手帳交付時

子育て福袋

北区子育てガイドブック
 北区子育てマップ
 子どもたちの育つ姿（家庭版）
 産前産後支援・育児支援ヘルパー利用券
 ママ・パパ子育てほっとタイム利用券

10

妊娠がわかったら

母子健康手帳交付時

母と子の保健バッグ

妊婦健康診査受診票（14回分）
 妊婦超音波検査受診票
 出生通知票、ママ・パパ学級のお知らせ
 マタニティーキーホルダー など

11

妊娠がわかったら

母子健康手帳交付時

妊婦健康診査受診票

公費負担の受診票（14回分）
 都内医療機関で利用可能

里帰り出産等助成金
 都外で受診の方への助成金
 上限：1回目8,440円・2~14回5,150円
 超音波5,300円

12

赤ちゃんが生まれたら
0歳～1歳①

出生届
出産育児一時金 (国保加入者42万円)
子ども医療費助成
赤ちゃん休けい室
子育てにっこりパスポート
赤ちゃん訪問・育児相談
乳児健康診査・予防接種



13

0歳～1歳

子育てにっこりパスポート
子育て中の世帯が区内の協賛店で買い物をする際に、割引などの特典が受けられる
対象：中学生以下の子どもがいる世帯

赤ちゃん休けい室
育児中の保護者が安心して外出できるように、外出中のおむつ替えや授乳などで立ち寄ることができる簡易スペース



14

乳幼児医療証 **0歳～1歳**

0歳～小学校就学前まで
保険が適用される
通院や入院の
自己負担分を助成



赤ちゃん訪問・育児相談
自宅に保健師・助産師が訪問
育児・お母さんの産後について相談

15

赤ちゃんが生まれたら
0歳～1歳②

子ども・ひとり親家庭等への手当
産前産後支援・育児支援ヘルパー
休日診療・未熟児のための療育医療
ママ・パパ子育てほっとタイム
ファミリー・サポート・センター事業
ブックスタート
親育ちサポート事業



16

0歳～1歳

子ども・ひとり親家庭等の手当

0～12歳 児童手当
ひとり親家庭 児童育成手当
児童扶養手当
障害のあるお子さん 児童育成手当
特別児童扶養手当
障害児手当

17

0歳～1歳

産前産後支援・育児支援ヘルパー
対象：産前30日前～産後3歳未満
利用料金：1時間 800～900円
「子育て福袋」に無料券2枚を入れて配付

ママ・パパ子育てほっとタイム
「子育て福袋」に保育園の利用券3枚を入れて配付、2歳未満のお子さんを認可保育園等でお預かりします

18

0歳～1歳

ファミリー・サポート・センター事業

ファミリー会員はお子さんが
産休明け～小学校6年生
サポート会員が有料で育児支援
児童1人1時間800～900円

ブックスタート

3～4ヵ月健診で読み聞かせ絵本の
入った「ブックスタートパック」配付¹⁹



0歳～1歳

親育ちサポート事業

育児の不安や悩みを吹き飛ばそう
「ノーバディズ・パーフェクト・プログラム」

参加者がそれぞれに抱えている悩みや関心のあることをグループで話し合いながら、自分にあった子育ての仕方を学びます。
対象：0歳～5歳くらいまでの
お子さんを持つ保護者

20

赤ちゃんが生まれたら
0歳～1歳^③

乳幼児クラブ
障害のあるお子さんへの支援
地域育て合い事業
児童館・児童室・育ち愛ほっと館
認可保育園・認証保育所
定期利用保育施設・保育ママ
休日保育・一時保育・緊急保育

21

0歳～1歳

乳幼児クラブ 25館

各児童館で、親子で楽しみながら、
体操、工作、リズム遊びを行います。
月～金曜の週1～2回
午前中1時間程度



障害のあるお子さんへの支援
発達や病気・障害の相談・療育
さくらんぼ園発達相談室 等

22

0歳～1歳

地域育て合い事業 13ヵ所

併設・近隣に設置している児童館と保
育園が連携してさまざまな事業を実施
育児・健康・栄養等の相談
小学生・中学生・高校生との交流
児童館・保育園行事への参加
子育てサークル支援
まちぐるみの子育て支援

23

0歳～1歳

保育園の在宅支援

子育て支援活動
保育園見学・育児相談・
ふれあい給食・園庭開放 等

遊びにおいでよ！
子育てフェスティバル
公立保育園(59園)の
活動内容の紹介 等



24

0歳～1歳

休日保育 6保育園

保護者の就労等により、休日に保育を必要とする8ヵ月以上のお子さん

一時保育 38保育園 **緊急保育** 30保育園

保護者の冠婚葬祭・地域活動・休養等により一時的に保育を必要とする8ヵ月以上のお子さん

保護者の傷病・出産・看護等により緊急に保育を必要とするお子さん

25

1歳～6歳

小学校入学前 1歳～6歳①

みんなで祝い輝きバースデー
にこにこ2歳遊びにおいでよ
 児童館・ほっと館へ

3歳児絵本プレゼント

みんなで育児応援プロジェクト

病後児保育

子どもショートステイ

子どもトワイライトステイ

26

1歳～6歳

みんなで祝い輝きバースデー

満1歳を迎える
 お子さんと保護者を
 児童館等に招待、
 お誕生日をお祝いします



地域の民生・児童委員が招待状をお届します

27

1歳～6歳

にこにこ2歳遊びにおいでよ
 児童館・ほっと館へ

2歳のお誕生日記念にお子さんの写真で作ったキーホルダー式缶バッジ進呈

3歳児絵本プレゼント

3歳児健診に近く of 図書館で絵本と引き換えられる引換券を配布。

28

1歳～6歳

みんなで育児応援プロジェクト

育児に積極的に関わろうとする男性（父親）を支援するとともに、育児の強力な応援団となる祖父母世代の育児参加を促し、子育て支援の輪を広げます。

内容：イクメン講演会、イクメン講座、
 まとめの会、イクじいイクばあ講座

29

1歳～6歳

病後児保育 1保育園 病気の回復期 1歳～就学前

子どもショートステイ

子どもトワイライトステイ

対象：2歳～12歳
 内容：保護者が入院や残業などで他に支援者がいない場合施設でお預かりします。
 ショートステイ 1泊 2,800円（食事付）
 トワイライトステイ1回 800円（夕食付）

30

小学校入学前 1歳～6歳②

私立幼稚園等通園児補助金
私立幼稚園の事業
区立幼稚園の入園

引き続き実施

乳幼児医療証
 子ども・ひとり親家庭の手当
 ママ・パパほっとタイム事業
 赤ちゃん休けい室
 子育てにっこりパスポート
 乳幼児クラブ・地域育て合い事業³¹

3歳～6歳

私立幼稚園等通園児補助金

対象：私立幼稚園などへ3～5歳児を
 通わせている方

就園奨励費補助金及び
 保護者負担軽減補助金
 保育料への補助金
 所得により補助金額が異なります

入園祝金
 一律 40,000円
 (園児1人1回)



32

3歳～6歳

私立幼稚園 23私立幼稚園

預かり保育
 保護者の要望に応じ、通常の教育時間
 外に自園児を対象に行う教育活動。

地域開放事業
 未就園児への事業
 幼稚園型認定こども園(1園)

区立幼稚園 4～5歳・6園



33

小学校入学前 1歳～6歳③

引き続き実施

休日診療
 乳幼児健診・予防接種
 育児支援ヘルパー
 ファミリー・サポート・センター事業
 児童館・児童室・育ち愛ほっと館
 認可保育園・認証保育所
 定期利用保育施設・保育ママ
 休日保育・一時保育・緊急保育
 障害のあるお子さんへの支援

34

小学校へ入ったら①

子ども医療証
学童クラブ
放課後子どもプラン
放課後子ども教室
就学援助
小中学校特別支援学級



35

小学校へ入ったら

子ども医療証

対象：小学校1年生～
 中学3年生まで

内容：保険が適用される
 通院や入院の
 自己負担分を助成

高校生等については
 入院医療費の自己負担分を助成



36

小学校へ入ったら

学童クラブ 59か所

対象：放課後に保護者が就労等で留守になる家庭の小学校1年生～3年生

月～金曜日 下校時～18時
 学校休業日 8時45分～17時30分
 指定管理者及び民間事業者が運営する学童クラブは、下校時～19時、学校休業日は8時15分～19時
 利用料 月5,000円
 おやつ代 月1,500円



37

小学校へ入ったら

放課後子ども教室

地域の方々の協力を得て、放課後の居場所として、小学校において、遊びをはじめ、勉強やスポーツ・文化活動などを実施

対象：小学生
実施校：なでしこ小・神谷小・清水小・滝野川小・王子第五小・西ヶ原小・滝野川第七小

38

小学校へ入ったら

放課後子どもプラン

子ども達の安全・安心で健やかな活動拠点（居場所づくり）の充実を図るため、「放課後子ども教室」「学童クラブ」「校庭開放」の機能をあわせもつ総合的な放課後対策事業

対象：当該小学校に通う児童及び当該小学校の学区域内に居住する児童

実施校：東十条・浮間・西浮間・岩淵・滝野川第五（小学校に順次導入）

39

小学校へ入ったら

小中学校における特別支援教育システム

校内体制の整備・充実
 校内委員会の設置
 特別支援教育コーディネーターの指名
 支援内容の検討体制の整備
 専門委員会の設置

指導体制の充実
 巡回指導講師
 特別支援学級（情緒障害等、言語障害・難聴、知的障害）



40

小学校へ入ったら②

引き続き実施

- 児童館・児童室
- 休日診療・予防接種
- 育児支援ヘルパー
- 子どもショートステイ
- 子どもトワイライトステイ
- ファミリー・サポート・センター事業
- 子ども・ひとり親家庭の手当
- 障害のあるお子さんへの支援



41

中学校へ入ったら

引き続き実施

- 児童館・児童室（中高生タイム）
- 休日診療・予防接種
- 子ども医療費助成
- 子ども・ひとり親家庭の手当
- 障害のあるお子さんへの支援
- 中央図書館YA（ヤングアダルト）スペース
- ジュニアリーダー・シニアリーダー研修
- 職場体験事業・職業教育キャラバン事業
- 中学生モニター・海外交流事業

42

高等学校へ入ったら

引き続き実施

- 児童館・児童室(中高生タイム)
- 休日診療・予防接種
- ひとり親家庭の手当
- ひとり親医療費助成
- 障害のあるお子さんへの支援

入院医療費助成

シニアリーダー・職業教育キャラバン事業
夏体験ボランティア・高校生モニター
中央図書館YASスペース

43

4. 相談事業

児童館

- 子育てアドバイザー(25館)
- 専門相談(心理)(7館)

福祉保健センター(健康相談係)

- 発育や健康の相談・講習会

さくらんぼ園発達相談室

教育相談所

44

子ども家庭支援センター (育ち愛ほっと館)

子どもと家庭の総合相談

内容：電話や来所の相談、臨床心理士や管理栄養士による専門相談など

虐待についての相談・通告

遊びの広場

乳幼児の親子が遊べる楽しい講座や、のびのびと遊べる広場・食事をとったりお昼寝できるスペースもあります

45

5. 子育て支援の情報発信

ホームページ

区の子育て支援事業の情報発信
幼稚園・保育園・児童館・学童クラブの案内

「安全・安心」快適メール

毎月10日に子どもや子育てに関するイベントや制度の案内を配信

46

緊急配信メール

保育園・学童クラブ・児童館の利用者に地震対応や不審者情報などの緊急情報を配信

情報紙の発行

- 児童館だより…各館毎に毎月発行
- 保育園子育て支援予定表…近隣の子どもたちとの交流事業情報
- 3地区毎に発行

47

北区の子ども・子育て支援

「子育て」「子育て」環境を整備

子育てネットワークを推進

子育て支援の「担い手」を育成

地域での子ども・子育て支援に必要なものは？

48

北区次世代育成支援行動計画（後期）の個別施策の進捗状況（平成24年度）

1. 家庭の育てる力を支えるしくみづくり

(1) 多様な保育サービスの充実

No.	事業名	事業内容	計画時の方向性	平成24年度実施状況		進捗状況	平成25年度以降の方向性		目標 平成26年度	担当課
				内容	概況		方向性	特記事項		
1	子どもショートステイ事業	保護者が病気、出産や出張等の理由により、一時的に児童を養育することが困難になった場合、児童養護施設で必要な養育を行います。	維持・推進	児童養護施設1カ所にて実施。 利用実績 延60日/年 (19家庭23児童)	維持・推進	○	維持・推進	1カ所	児童虐待対策担当課長	
2	子どもトワイライトステイ事業	保護者が就労等により、一時的に児童を養育することが困難になった場合、児童養護施設で午後から夜間にかけて必要な養育を行います。	維持・推進	児童養護施設1カ所にて実施。 利用日数 延50日/年 (17家庭25児童)	維持・推進	○	維持・推進	1カ所	児童虐待対策担当課長	
3	放課後児童健全育成事業(学童クラブ) 〔学童クラブの定員拡大〕	就労等により保護者が日中家庭にいない小学校1年生～3年生に遊びと生活の場を提供することにより健全に育成します。	拡充	59カ所実施。 定員 2,480人 登録児童数 1,974人 (24年度末)	拡充	○	拡充	定員 2,560人	子育て支援課	
4	児童館等の外部化	児童館(学童クラブ含む)の管理運営について、指定管理者制度導入を実施します。	拡充	7児童館	拡充	○	検討・検証	9児童館	子育て支援課	
5	4年生の児童館特例	小学校3年生まで学童クラブを利用していた児童について、環境の変化に対応するため、4年生の夏休み終了時まで、特例として下校時に直接児童館へ来館できます。	維持・推進	25館で実施。 登録児童数 237人	維持・推進	○	維持・推進	25館	子育て支援課	
6	私立幼稚園での預かり保育	私立幼稚園において通常の教育時間の終了後や長期休暇中にお子さんをお預かりします。	維持・推進	通常期補助件数 22件 長期休暇中補助件数 10件	維持・推進	○	維持・推進	22園	子育て支援課	
7	認可保育園〔保育園待機児解消〕	国が定めた基準を満たした施設で、保護者の就労等で保育に欠ける0歳～5歳までのお子さんをお預かりします。(分園4園)	拡充	平成24年4月時点の待機児童数33名に対し、西ヶ原南保育園の新設(定員99名)のほか、認可定員の変更により102名の定員増とした。	拡充	○	拡充	平成25年4月現在の待機児童数が125名となったことに伴い、新設を予定している公私立3園の新設のほか、新たに乳幼児に特化した保育園3園の新設を行う。	54園	保育課
8	保育室〔保育園待機児解消〕	都が設けた一定基準を満たした施設で、保護者の就労等で保育に欠ける0歳～3歳未満児をお預かりします。	縮減	2つの保育室とも、都の制度である定期利用保育施設への移行を行い、完了した	事業終了	◆		2園	保育課	
9	認証保育所〔保育園待機児解消〕	大都市の特性に着目し、都が独自に設けた基準により0歳～2歳の児童を中心に保育を行います。	拡充	8園で実施 定員：240名(平成24年度末)	維持・推進	○	拡充	待機児童数の増に伴い、新たに1園の誘致を行う。	9園	保育課
10	家庭福祉員〔保育園待機児解消〕	保育士等の資格を持つ者が、0歳～3歳未満児を家庭的な雰囲気の中で、自宅などで保育を行います。	拡充	9所で実施 定員：41名(平成24年度末)	維持・推進	○	拡充	待機児童数の増に伴い、新たに3所の誘致を行う。	13園	保育課
11	一時保育事業	利用要件を問わず、一時的に児童の養育ができない場合、保護者にかわって保育園で保育します。	拡充	指定管理園1園で新規実施し、公立直営園3園、指定管理園9園、私立保育園16園、認証保育所8園、定期利用保育施設2所の合計38園で実施 利用者数 延4,927人/年	拡充	○	拡充	平成25年度に岩淵保育園、西ヶ原南保育園で実施したほか、平成26年度には新たに、王子本町保育園、浮間さくら草保育園の指定管理園2園で実施を予定。	43園	保育課

12	延長保育事業	保育を必要とする保護者のニーズに対応するため、延長保育を実施します。	拡充	指定管理園1園で新規実施し、公立直営園10園、指定管理園9園、私立保育園14園、合計33園で実施。	拡充	○	拡充	平成25年度に西が丘保育園で実施したほか、平成26年度から公立直営園1園で新たに実施するほか、新たな指定管理園2園及び新規に開設する私立園2園で実施を予定。	59園	保育課
13	休日保育事業	保護者が就労等で休日に児童の養育ができない際、保育園での保育を実施します。	拡充	指定管理園1園で新規実施し、指定管理園3園、私立保育園3園（内2園は365日開所）合計6園で実施。利用者数：延1,314人/年	拡充	○	維持・推進		6園	保育課
14	緊急保育事業	保護者が傷病・出産等で緊急に児童を保育できなくなった場合に、保育園で一時的に保育します。なお、今後は利用要件を問わない一時保育事業へ移行し推進します。	縮減	28園で実施 利用者数：延587人/年	維持・推進	○	維持・推進	緊急保育事業は公立直営園のみで実施する。	22園	保育課
15	年末保育事業	保護者が就労等で、年末に児童の養育ができない場合に保育園で保育を実施します。	拡充	公立保育園1園、指定管理園9園、私立保育園16園、合計26園で12月29日から31日まで実施。利用者数：延169人/年	拡充	○	維持・推進	岩淵保育園・西ヶ原南保育園への指定管理者制度導入に伴い、実施地区の状況や利用実績から、実施園について検討を行う。	25園	保育課
16	病児・病後児保育（施設型）	病中又は病気の回復期にあるため集団保育が困難な児童を対象に、保護者が就労等で児童の養育ができない場合、医療機関や保育所等で保育を行います。	拡充	滝野川西保育園の利用が少ないことから事業廃止。キスタウン東十条の1園（定員4名）で病後児保育を実施。	縮減	☆	検討・検証	病児保育への要望が高いため、東京北社会保険病院等での病児保育実施に向け調整を進める。	3園 1医療機関	保育課
17	夜間保育	おおむね午前11時～午後10時までの11時間保育を基準として、夜間の保育需要に応えます。	維持・推進	午前11時～午後10時までの11時間保育（朝2時間延長、夜1時間延長）を1園で実施し、合計3園で実施。	維持・推進	○	維持・推進		1園	保育課
18	特別支援児保育（再掲）	公私立保育園において、適正な職員を配置し、児童の発達状況に応じた保育を行います。	拡充	区内全認可保育所56園で実施 公立保育園：160名 私立保育園：70名	維持・推進	○	維持・推進		54園	保育課
19	ママ・パパ子育てほっとタイム事業〔子育て応援団事業〕	出産後間もない保護者の育児に伴う心理的・肉体的負担を軽減するために、新生児1人に対し、3枚の一時保育利用券を配付します。	維持・推進	利用者数：延1,470名/年	維持・推進	○	維持・推進		利用者数 1,300人/年	保育課
20	保育園の外部化	保育園の管理運営について、指定管理者制度などの導入を検討・実施します。	拡充	東田端保育園で新たに指定管理者制度を導入し、計9園に導入	拡充	○	拡充	平成25年度より新たに岩淵保育園、新規開設の西ヶ原南保育園で指定管理者制度を導入した。 平成26年度より王子本町保育園・浮間さくら草保育園で実施するほか、平成28年度までに合計3園に指定管理者制度を導入する。	12園	保育課
21	福祉サービス第三者評価の実施	保育サービスの質の確保と向上を図るために、第三者評価を実施します。	維持・推進	王子、王子本町、赤羽台、田端、赤羽北、中里、豊島北、袋、志茂南及び指定管理園の東十条、王子北、西ヶ原東、上十条南の計13園で第三者評価を実施。	維持・推進	○	維持・推進	公立直営園では3年に1回実施。指定管理園では2年目、4年目に実施する。	3年に1回 受審	保育課
追	定期利用保育施設〔保育園待機児解消〕	都の制度に則り、北区が承認した認可外保育施設として、パートタイム就労等、継続して短時間の保育が必要な方も利用が可能とした、多様な就労形態に即した保育を実施します。	24年度新規	保育室2室が、定期利用保育施設への移行を行い運営を開始した	維持・推進	○	拡充	待機児童数の増に伴い、新設施設1所の誘致を行う。	3所	保育課

(2)相談・情報提供の充実

【平成24年度進捗状況】◎：計画を超えて進捗 ○：ほぼ計画どおり進捗 △：計画どおり進捗していない ◆：計画完了（事業終了） ☆：見直し（計画変更等）

No.	事業名	事業内容	計画時の方向性	平成24年度実施状況		進捗状況	平成25年度以降の方向性		目標 平成26年度	担当課
				内容	概況		方向性	特記事項		
1	乳幼児健康診査（3～4カ月、6・9カ月、1歳6カ月、3歳児）（再掲）	健康相談係・委託医療機関にて集団・個別で健診を行います。専門家による育児・栄養・心理・歯科保健相談も行います。また、育児支援の相談や情報提供を図り、問題発生を予防し早期に対応します。	維持・推進	3～4カ月健診 2,450人/年 6・9カ月健診 4,511人/年 1歳6カ月健診 2,212人/年 3歳児健診 2,209人/年 合計 11,382人/年	維持・推進	○	維持・推進	12,500人/年	健康いきがい課	
2	乳児及び幼児育児相談	乳児・幼児と親を対象に、育児に関する知識の習得や育児不安の軽減を目的にグループワーク、個別訪問、また、児童館等での出張育児相談も行います。	維持・推進	一般乳幼児の会 4,130人/年 多胎児の会 518人/年 外国人ママの会 142人/年 心臓病児の会 52人/年 発達遅れの児の支援 676人/年 母子講演会 286人/年 合計 5,804人/年	維持・推進	○	維持・推進	4,500人/年	健康いきがい課	
3	専門的相談支援（乳児家庭全戸訪問事業）（再掲）	乳児のいる家庭を訪問し、その居宅においてさまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行います。支援が必要な家庭に対しては、適切なサービス提供に結びつけることにより、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図ります。	維持・推進	新生児訪問延回数 2,257件 新生児訪問実人数 2,139名 訪問指導率（訪問実人数÷対象者数） 87%	維持・推進	○	維持・推進	こんにちは赤ちゃん訪問事業として、全戸訪問を目指す。	1,900人/年	健康いきがい課
4	専門的相談支援（養育支援訪問事業）（再掲）	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・子ども家庭支援ワーカーがその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言を行うことにより、家庭で適切な養育ができるよう支援します。	維持・推進	健康いきがい課 訪問実件数 256件 訪問延件数 669件 児童虐待対策担当課 訪問実件数 166件 訪問延件数 489件	維持・推進	○	維持・推進	500人/年	健康いきがい課・児童虐待対策担当課長	
5	さくらんぼ園（再掲）	就学前の障害またはその疑いがある乳幼児に対し、相談から療育までの総合的な支援を行います。療育部門は障害者自立支援法に基づく「児童テイクサービス事業」により早期に療育を行い発達を支援し、相談部門では発達相談や人材育成、区民に対する普及啓発活動等を行います。	拡充	法改正に伴い児童福祉法に基づく「児童発達支援」の実施。関係機関連絡調整会議を2回実施。私立要支援への巡回指導員派遣を本格実施、11園のべ63回215人の相談に応じた。さくらんぼ園定員に占める年間出席割合65%（平均21人/日）発達相談室年間相談件数2,053件（平均172件/月）	拡充	○	拡充	児童福祉法の一部改正により、障害児通所支援の利用前にサービス等利用計画の作成が必要となった。作成ができるのは「指定障害児相談支援事業者」に限られるため、その指定を受けるべく、準備を進める。	相談延90人/月 療育（利用）30人/日	子育て支援課
6	子ども家庭支援センター事業（育ち愛ほっと館）	区民に身近なところで子どもと家庭に関する問題に対して総合的に対応できる機関として、子どもと家庭の総合相談事業、在宅支援事業、乳幼児親子の居場所づくり等を実施し、地域で安心して子育てができる環境づくりを推進します。また、先駆型子ども家庭支援センターとして、児童虐待通告の第一次窓口となり、家庭訪問、相談関係機関との連絡調整を行います。	維持・推進	育ち愛ほっと館1館で実施。 入館者数 30,042人/年 新規相談件数 1,381件/年 児童虐待新規受理数 150件/年 相談対応総活動数 9,101回/年 児童虐待対応件数 3,886回/年	維持・推進	○	維持・推進	1館	子育て支援課・児童虐待対策担当課長	
7	子育て相談事業	区内25児童館において、職員や子育てアドバイザーによる子育て相談を実施します。また、7児童館において、専門相談員による子育て相談を実施します。	維持・推進	25館で実施。 専門相談件数 3,056件/年	維持・推進	○	維持・推進	「今後の児童館のあり方に関する基本方針」に基づき25年度に策定する（仮称）子どもセンター及び（仮称）ティーンズ・センターの事業計画の中で、相談事業のあり方も検討する。	25館	子育て支援課
8	要保護児童対策地域協議会の運営（再掲）	子ども家庭支援センター（育ち愛ほっと館）を中心に、児童相談所及び、健康いきがい課、保育園、幼稚園、児童館を始め、区内の関係機関、関係団体との連携を一層推進し、情報を共有しながら適切な対応をはかります。	維持・推進	代表者会議を1回/年、実務者会議を3回/年、個別ケース会議を61回/年開催。	維持・推進	○	維持・推進	3回/年程度	児童虐待対策担当課長	

9	子育て福袋の配付 〔子育て応援団事業〕	妊娠時から就学前までのお子さんを育てている家庭を対象として、継続してきめ細かに見守り、地域ぐるみで子育てを応援するために、区の関係施設を通じて、地域参加へのきっかけづくりをするための子育て応援団事業の一環として行っています。母子健康手帳の交付時にお渡しする子育て福袋には、子育てガイドブック、子育てマップ、産前産後支援・育児支援ヘルパー利用券、ママ・パパ子育てほっとタイム利用券を入れています。	維持・推進	3,579件/年	維持・推進	○	維持・推進	3,300件/年	子育て支援課
10	子育てガイドブック、マップの発行 〔子育て応援団事業〕	出産前から就学前までのお子さんを育てている家庭を対象として、出産及び育児に関する不安を軽減するために、子育てに関する各種施策及び公共施設を案内する情報誌として、子育てガイドブック、マップを作成し、関係施設にて配布しています。	維持・推進	6,900部/年	維持・推進	○	維持・推進	—	子育て支援課
11	「きたくのようちえん」の発行	幼稚園は、独自の教育方針のもと、特色ある幼児教育を展開しています。幼児教育に関心を深めていただくとともに、ご家庭やお子さんにあった幼稚園を選ぶ際の参考としていただくために、「きたくのようちえん」を隔年で発行します。	維持・推進	24年9月3,000部作成。子育て支援課、児童館にて配付。	維持・推進	○	維持・推進	—	子育て支援課
12	各児童館のホームページ作成・更新	児童や保護者・地域への情報提供及び円滑な運営を図るためホームページの作成・更新を行います。	維持・推進	25館で随時更新作業を実施。	維持・推進	○	維持・推進	25館	子育て支援課
13	幼稚園在園児及び保護者に対する支援	在園児及び保護者に対し、個人面談・保護者会・家庭訪問等により、教育・しつけ等の相談・助言を実施します。	維持・推進	全公私立幼稚園で実施。	維持・推進	○	維持・推進	全公私立幼稚園	子育て支援課・学校支援課
14	子育て支援情報配信メール（安全・安心・快適メール）	保育園の空き情報及び、子どもに関する講座やイベントの開催情報、区で行っている主に乳幼児がいる家庭を対象とした事業の案内などを、毎月10日に区のホームページを通じて登録した希望者にメール配信します。	維持・推進	毎月10日に配信。年12回	維持・推進	○	維持・推進	—	子育て支援課ほか
15	各保育所・幼稚園ホームページの設置・運営	保護者の保育所や幼稚園の選択、及び保育所や幼稚園の適正な運営の確保に資するために、職員によってホームページを更新します。	維持・推進	全公私立保育園・幼稚園で随時更新作業を実施。	維持・推進	○	維持・推進	全公私立保育園幼稚園	保育課・学校支援課・子育て支援課
16	教育相談所の運営	児童・生徒の悩みや、保護者・教員の教育指導に関する相談を、多領域の専門家により行います。	維持・推進	相談件数 1,366件/年	維持・推進	○	維持・推進	—	教育指導課
17	中央図書館におけるこども図書館の整備・運営	子ども連れでも気兼ねなく図書館を使えるよう、利用者同士の情報交換の場である子育て情報支援室を整備し、授乳コーナーなども設置、子ども読書活動を支援します。	維持・推進	2階に授乳室やおはなしの部屋を配置したこども図書館を整備し、乳幼児と保護者にとって安心した居場所となる図書館づくりを進めている。23年度に引き続き子育て情報支援室保育事業を試行。	維持・推進	○	維持・推進	1館	中央図書館
18	子育て情報支援室保育事業	子育て情報支援室で乳幼児をお預かりし、保護者にゆっくり図書館を楽しんでいただけます。	新規	0～3歳児を対象に月に2回（第一木曜、第三火曜）で、10月～3月の間に12回実施（全12日間）利用者数 184人/年	維持・推進	○	維持・推進	—	中央図書館

19	第二期北区子ども読書活動推進計画の推進	「子どもの読書活動推進に関する法律」に基づく「第二期北区子ども読書活動推進計画」（平成21年度～25年度）を踏まえ、行政各部署、区民と協働し、ブックスタートをはじめとした各年齢に応じた取り組みを位置づけるなど、子どもの読書推進に向けたさまざまな事業を展開します。	維持・推進	「第二期子ども読書活動推進計画」に基づき、ブックスタート事業・ブックスタートフォローアップ事業を実施。 読書推進ブックリスト・図書館利用案内作成配布：はじめまして（乳児）2,300部/2年、この本よんでみて（幼児）7,000部/2年、よまれたがりやの本たち（小学生）17,000部/年、ようこそきたくのとしょかんへ7,000部/3年、ブックスタートフォローアップ（乳児）5000部/年 学校図書館の整備など学校支援を実施。	維持・推進	○	維持・推進	現在の計画に基づき、ブックスタート事業等の推進とともに、学校図書館への効果的な連携・協力を図る。 「第三期北区子ども読書活動推進計画」に取り組む。文部科学省による「第三期子ども読書活動推進に関する基本的な計画」の策定、東京都の「第三次東京都子供読書活動推進計画」の策定が25年度以降に予定されているので、両計画を見据えた上で北区としての計画を検討、策定する。	計画期間の評価	中央図書館ほか
20	「子どもたちの育つ姿 家庭版」の発行〔子育て応援団事業〕	在宅で子育てしている家庭や就学前の子どもがいる家庭への支援の一環として、子どもの成長の目安として接し方や考え方の参考として活用できるように「子どもたちの育つ姿 家庭版」を作成し、子育て福袋に同封するとともに、関係施設で配布しています。	22年度新規	10,000部/年	維持・推進	○	維持・推進		—	子育て支援課

(3) 親育ちへの支援

No.	事業名	事業内容	計画時の方向性	平成24年度実施状況		進捗状況	平成25年度以降の方向性		目標 平成26年度	担当課
				内容	概況		方向性	特記事項		
1	北区楽しい食の推進員による食育講座「楽しく食べよう！食育推進事業」（再掲）	区独自で養成している「北区楽しい食の推進員」（栄養士）が講師となり、おもに児童館の幼児クラブに参加している保護者向けに、食の大切さを伝えていくため、食に関するテーマの講座を実施します。	維持・推進	児童館 11館で実施。 実施回数 18回/年 参加者数 延554人/年	維持・推進	○	維持・推進	児童館 15館30回	健康いきがい課	
2	ママ・パパ学級	専門家による妊娠・出産・育児についての指導や助言を行います。また、その講習を通して、先輩ママ・パパとの交流をはかり、妊娠中からの子育て仲間づくりを目指します。	維持・推進	24回/年実施。 参加者数 延1,328人/年	維持・推進	○	維持・推進	1,600人/年	健康いきがい課	
3	マタニティクッキング（再掲）	妊婦を対象に調理実習を通して、適切な食生活の認識を図ります。	維持・推進	3回/年実施。 参加者数 延51人/年	維持・推進	○	維持・推進	60人/年	健康いきがい課	
4	新婚さんクッキング	新婚（概ね結婚1年以内）を対象に、調理実習を通して、妊娠前からの適切な食生活の重要性の認識を図ります。	維持・推進	3回/年実施。 参加者数 延52人/年	維持・推進	○	維持・推進	60人/年	健康いきがい課	
5	パパになるための半日コース	父親としての育児に対する不安を軽減し、父の役割を考えるための体験実習や交流を行います。	維持・推進	24回実施。 参加者数 延806人/年	維持・推進	○	維持・推進	900人/年	健康いきがい課	
6	親育ちサポート事業〔子育て応援団事業〕	地域の子育て支援施設である児童館で、乳幼児を育てる親を対象にカナダ生まれの親支援プログラム「ノーパティス・パーフェクト・プログラム（NPプログラム）」を実施、親が自信をもって子育てができるようサポートします。	拡充	35回/年実施。 参加者数 378人	維持・推進	○	拡充	父親向けの講座を新設する。 40回/年	子育て支援課	

7	児童館・児童室での乳幼児と小学生・中高生との交流事業（再掲）	乳幼児とのふれあいを中心に、やさしさや慈しみの感情を育み、次世代につなげていく子育て環境をつくります。	維持・推進	25児童館、4児童室で実施。	維持・推進	○	維持・推進	「今後の児童館のあり方に関する基本方針」に基づき25年度に策定する（仮称）子どもセンター及び（仮称）ティーンズ・センターの事業計画の中で、交流事業についても検討する。	25館 4室	子育て支援課
8	私立幼稚園と中学校・高校との交流事業（再掲）	幼稚園児と中学・高校生生徒との交流のなかで、養育性を育みます。	維持・推進	行事を通じて交流を実施。	維持・推進	○	維持・推進		—	子育て支援課
9	新人お母さん・お父さんの保育見学	健康いきがい課健康相談係との連携により、出産予定の方や初めてお父さんお母さんになった方を対象に、子育ての不安を解消するため、保育見学や育児相談を実施します。	維持・推進	公立保育園（指定管理者園含む）で実施。 参加者数：延163人/年	維持・推進	○	維持・推進		参加者数 200人/年	保育課
10	保育園と小（中高）学校との交流事業（再掲）	保育園児と小（中高）学生生徒との交流の中で、養育性を育みます。	維持・推進	保育園の職場体験及び子育て支援活動等のボランティアとして小（中高）学生生徒が参加	維持・推進	○	維持・推進		受入回数 500回/年	保育課
11	家庭教育学級	各年齢の乳幼児・児童等を持つ保護者を対象に、乳児、幼児、小学生、中学生、夜間、父親、特別、入園準備コースにより家庭教育に関する学習の機会を提供します。	維持・推進	7コースで実施。 参加者数 延779人/年	維持・推進	○	維持・推進		7コース	生涯学習・スポーツ振興課
追	みんなで育児応援プロジェクト	育児に積極的に関わろうとする男性（父親）を支援して育児参加を進めるとともに、育児の強力な応援団となる祖父母世代の育児参加を促すことで、多世代が育児に関わる環境づくりを推進し、子育て支援の輪を広げていくため、父親向けの講座及び祖父母世代向けの講座を実施します。	23年度新規	父親向けとしてイクメン講演会（1回）、イクメン講座（3回×4クール）、まとめの会（1回）を実施。 祖父母世代向けとしてイクじいイクばあ講座（3回×2クール）を実施。 イクメン講演会 56人/年 イクメン講座 延118人/年 まとめの会 57人/年 イクじいイクばあ講座 延127人/年	拡充	○	維持・推進	イクメンプロジェクト、イクじい・イクばあ講座ともにネットワークづくりも視野に入れ展開する。また、プレパパ・プレママを対象とする事業も検討する。	父親向け講座 3×4回/年 祖父母世代向け講座 5回/年	子育て支援課 男女共同参画推進課

(4) 経済的負担の軽減

No.	事業名	事業内容	計画時の方向性	平成24年度実施状況		進捗状況	平成25年度以降の方向性		目標 平成26年度	担当課
				内容	概況		方向性	特記事項		
1	出産育児一時金（再掲）	国保加入者が出産したとき、出生児一人につき42万円を支給します。	維持・推進	支給実績 480件/年	維持・推進	○	維持・推進		510人/年	国保年金課
2	ヒブ（Hib）ワクチン予防接種費用一部助成	生後2カ月～5歳未満の乳幼児を対象に、ヒブワクチン任意予防接種費用の一部を助成します。	維持・推進	接種者数 2,771人/年 延8,050件/年	維持・推進	◎	事業終了	予防接種法の改正に伴い定期予防接種に移行した。	6,000件/年	健康いきがい課
3	妊産婦健康診査（再掲）	妊婦に対して、委託医療機関において妊婦健康診査（最大14回まで）、妊婦超音波検査（最大1回）を公費負担により実施します。産婦については、乳児健康診査時に実施します。	維持・推進	妊婦健康診査受診者数 対象者 3,043人 延30,500人 産婦健康診査受診者数 2,430人	維持・推進	○	維持・推進		対象者 2,800人/年	健康いきがい課
4	里帰り出産等の妊婦健康診査費用の助成（再掲）	公費による妊婦健康診査受診票を使うことができずに妊婦健康診査を受診した妊婦に対し、妊婦健康診査費用の一部を助成します。	維持・推進	申請者数 578人	維持・推進	○	維持・推進		申請 700件/年	健康いきがい課
5	未熟児養育医療助成（再掲）	母子保健法に基づき、養育のため入院することを必要とする未熟児に対して、給付を行います。	維持・推進	申請 46件/年	維持・推進	○	維持・推進		申請 60件/年	健康いきがい課

【平成24年度進捗状況】◎：計画を超えて進捗 ○：ほぼ計画どおり進捗 △：計画どおり進捗していない ◆：計画完了（事業終了） ☆：見直し（計画変更等）

6	妊娠高血圧症候群等医療費助成（再掲）	妊娠高血圧症候群等に罹患している妊婦に対し、医療費の助成を行います。	維持・推進	3件	維持・推進	○	維持・推進		申請5件/年	健康いきがい課
7	自立支援医療（育成医療）（再掲）	障害者自立支援法・北区自立支援医療事業実施要綱に基づき、心身障害児に対し医療費の助成を行います。	維持・推進	医療給付件数 延80件/年	維持・推進	○	維持・推進		50件/年	障害福祉課
8	大気汚染医療費助成	大気汚染の影響を受けていると推定され、気管支ぜん息と診断された方の保険診療にかかる医療費の自己負担分を助成します。	維持・推進	大気汚染障害者医療費助成 新規認定者 251人/年 更新認定者 810人/年	維持・推進	○	維持・推進		720人	障害福祉課
9	心身障害者医療費助成（再掲）	心身障害者（児）に対し、医療費の一部を助成します。	維持・推進	受給者数 35人 （16～18歳）※15歳以下1人あり	維持・推進	○	維持・推進		16～18歳の受給者27人	障害福祉課
10	重度心身障害者日常生活用具給付及び住宅設備改善費給付（再掲）	在宅の重度心身障害者（児）の日常生活を容易にするため、日常生活用具の給付と住宅設備改善費の給付を行います。	維持・推進	日常生活用具 5,522件 住宅設備改善 15件（障害者・障害児）	維持・推進	○	維持・推進		5,836件/年（障害者・児）	障害福祉課
11	障害児福祉手当（再掲）	在宅のより重度の20歳未満の障害児に対し手当を支給し、その著しい重度の障害ゆえに生ずる特別な負担の軽減を図ります。	維持・推進	対象者数 100人（24年度末）	維持・推進	○	維持・推進		98人	障害福祉課
12	心身障害者紙おむつ支給（再掲）	常時失禁状態にある心身障害者（児）に紙おむつを支給、または病院入院中に病院指定のおむつを使用している場合におむつ代金の一部を助成し、障害者（児）及び介護者の経済的負担の軽減を図ります。	維持・推進	心身障害児 95人（24年度末）	維持・推進	○	維持・推進		幼児66人	障害福祉課
13	心身障害者福祉手当（再掲）	心身障害者（児）等に対し手当を支給し、障害や病気のため必要となる特別な負担の軽減を図ります。	維持・推進	全対象者数 7,469人（障害者・障害児）	維持・推進	○	維持・推進		7,275人	障害福祉課
14	母子福祉資金貸付（再掲）	母子家庭に対して経済的に自立して安定した生活を送るために必要とする資金を貸付します。	維持・推進	貸付件数 生活 2件/年 修学 45件/年 就学支度 4件/年 修業 0件/年 技能習得 1件/年 転宅 0件/年 合計 52件/年	維持・推進	○	維持・推進		—	生活福祉課
15	母子福祉応急小口資金貸付（再掲）	母子家庭に対して応急に必要とする小口資金を貸付けることにより、生活の安定を図ります。	22年度に縮小し、休止の方向で検討中	貸付件数 0件/年	維持・推進	○	検討・検証	今後の必要性を検討する。	—	生活福祉課
16	私立幼稚園等入園祝金交付事業	私立幼稚園又は区が指定する幼稚園類の幼児施設に幼児を通わせている保護者に対し、初年度に祝金を交付します。	維持・推進	1,053人/年	維持・推進	○	維持・推進		—	子育て支援課
17	私立幼稚園等保護者負担軽減補助事業	私立幼稚園又は区が指定する幼稚園類の幼児施設に幼児を通わせている保護者の負担を軽減するため補助金を交付します。	維持・推進	延34,969人/年	維持・推進	○	維持・推進		—	子育て支援課
18	外国人学校児童生徒保護者負担軽減補助金	北区に外国人登録をし外国人学校に児童・生徒・幼児を通わせている保護者に対して補助金を交付します。	維持・推進	朝鮮、韓国、中華学校に通う4歳児から義務教育終了相当年齢まで665人/年	維持・推進	○	拡充	対象校を「各種学校」に認定されている外国人学校に、対象年齢を3歳児からに、それぞれ拡大。	—	子育て支援課

19	子育てにっこりパスポート事業	子育て家庭の経済的な負担軽減と地域ぐるみでの子育て支援、及び地域の商店の活性化を図るために、区内の商店に協賛店の協力を得て実施します。中学生以下の子どもがいる世帯にパスポート（カード）を発行し、その提示により協賛店にて割引や特典が受けられます。	拡充	発行数 23,524件 協賛店 245店舗 平成24年10月に専用ホームページ開設	拡充	○	拡充		協賛店 300店舗	子育て支援課
20	子ども医療費助成	0歳～中学3年生（15歳に達した日以降の最初の3月31日）までの保険適用医療費自己負担分及び入院時食事療養費を区が負担します。	維持・推進	受給者数 33,946人/年 平成23年7月から入院医療費のみ高校生等まで拡大。 支給件数94件。	維持・推進	○	維持・推進		—	子育て支援課
21	児童手当の支給	【旧制度：平成22年3月まで】 0歳～3歳未満児には1人につき月額10,000円、3歳～小学校修了前の児童には第1子、第2子につき月額5,000円、第3子以降については月額10,000円を支給します。 【新制度：平成24年4月から】 0歳～3歳未満児には月額15,000円、3歳～小学校修了前の児童には月額10,000円（第3子以降は月額15,000円）、中学生には月額10,000円を支給します。ただし、受給者が所得限度額以上の場合は一律5,000円の支給（平成24年6月分以降）になります。	縮減	受給者数 19,225人/年	維持・推進	○	維持・推進		—	子育て支援課
22	子ども手当の支給	【平成22年4月～24年3月まで】 中学校修了前までの児童を養育している家庭に所得制限なしに「子ども手当」月額13,000円を支給します。	22年度新規	平成24年3月31日をもって制度が終わり、4月1日から児童手当（新制度）となった。 子ども手当未受給者 468人（平成25年3月31日）	事業終了	◆	事業終了		—	子育て支援課
23	ひとり親家庭医療費助成（再掲）	ひとり親又は父か母が障害のある家庭で、18歳に達した日の属する年度の末日（児童が障害の場合は20歳未満）まで、保険適用医療費自己負担分の全額又は一部を区が負担します。	維持・推進	受給世帯数 1,943世帯	維持・推進	○	維持・推進		—	子育て支援課
24	児童扶養手当の支給（再掲）	18歳に達した年度末までの児童（中度以上の障害を有する場合は20歳未満）のいるひとり親家庭、又は父か母が重度の障害を有する家庭に手当を支給します。	維持・推進	受給世帯数 2,138世帯	維持・推進	○	維持・推進		—	子育て支援課
25	児童育成手当の支給（再掲）	18歳に達した日の属する年度末までの児童を養育するひとり親家庭又は父か母が重度の障害を有する家庭、及び20歳未満の障害児を養育する家庭に手当を支給します。	維持・推進	受給児童数 3,908人	維持・推進	○	維持・推進		—	子育て支援課
26	特別児童扶養手当の支給（再掲）	中度以上の障害を有する20歳未満の児童を養育する家庭に対し、都が手当を支給します。	維持・推進	受給世帯数 269世帯	維持・推進	○	維持・推進		—	子育て支援課
27	幼稚園等就園奨励費補助事業	私立幼稚園又は区が指定する幼稚園類似の幼児施設への就園を奨励するため、保護者の所得状況に応じ、補助金を交付します。また、区立幼稚園は、減額免除制度により就園奨励を図ります。	維持・推進	私立幼稚園等 補助金交付者数 1,663人/年 区立幼稚園 減額免除決定者数 17人/年	維持・推進	○	維持・推進		—	子育て支援課・学校支援課
28	認証保育所等保育料補助事業	認証保育所や保育室に在籍する児童の保護者に保育料の一部を補助します。	維持・推進	年度の初日の前日の年齢が満2歳以下でかつ、毎月1日現在、北区に住所を有し、かつ、認証保育所等に在園している児童の保護者に対して、児童1人につき月額15,000円を補助。 交付者数：延2,516人/年	維持・推進	○	維持・推進		延 3,700人/年	保育課

29	奨学資金の貸付	高等学校等への入学予定者（在学者を含む）で、経済的な理由により修学が困難な区民に対し、奨学資金を貸し付けます。	維持・推進	国による高校授業料無償化施策が実施されたことを踏まえ、平成23年度より月単位の貸付から進学・進級時に年額を貸し付ける方法に改めた。 新規貸付者 9人/年	検討・検証	☆	検討・検証	国等による同様制度が整備されていることや国において給付型奨学金制度が検討中であることから、これらの状況を見定めたくて今後の方針を検討する。	—	教育政策課
30	就学援助	区立小中学校に通学する低所得世帯の児童生徒に対し、学習に必要な費用を援助します。	維持・推進	認定者 小学校 3,097人/年 中学校 1,785人/年 合計 4,882人/年	維持・推進	○	維持・推進		認定者 4,700人/年	学校支援課
追	小児用肺炎球菌ワクチン予防接種費用一部助成	生後2カ月～5歳未満の乳幼児を対象に、小児用肺炎球菌予防ワクチン任意予防接種費用の一部を助成します。	23年度新規	接種者数 2,753人/年 延8,350件/年	維持・推進	◎	事業終了	予防接種法の改正に伴い定期予防接種に移行した。	6,000件/年	健康いきがい課
追	子宮頸がん予防ワクチン接種費用助成	中学1年から高校1年相当の年齢の女性を対象に、子宮頸がん予防ワクチン任意予防接種費用を全額助成します。	23年度新規	接種者数 915人/年 延2,834件/年	維持・推進	○	事業終了	予防接種法の改正に伴い定期予防接種に移行した。	2,340件/年	健康いきがい課
追	幼児2人同乗用自転車購入補助	安全基準に適合した幼児2人同乗用自転車を購入した世帯に対して、購入額の1/2（限度額10,000円）を補助します。	23年度新規	平成23年度で事業終了	事業終了	◆			—	子育て支援課

2. 子育て家庭を支援する地域づくり (1) 地域における子育て家庭への支援

No.	事業名	事業内容	計画時の方向性	平成24年度実施状況		進捗状況	平成25年度以降の方向性		目標 平成26年度	担当課
				内容	概況		方向性	特記事項		
1	マザー&チャイルドミーティング（母と子の関係を考える会）（再掲）	育児不安や子育てに困難感を抱く母親を対象に、参加者同士のグループワークにより不安や問題の軽減を図ります。	維持・推進	58回/年実施。 参加者数 実599人/年 延1,011人/年	維持・推進	○	維持・推進		1,500人/年	健康いきがい課
2	（仮称）子どもプラザの整備	子どもの発達や、子育てに関する不安の解消に対応する総合的な子育て支援拠点として、「（仮称）子どもプラザ」を整備します。	新規	検討	検討・検証	○	検討・検証	平成26年度基本構想策定予定	工事	子育て支援課
3	子育てアドバイザー活動	区内25児童館において、民生委員・児童委員による子育て相談事業を実施し、子育てに対しての助言を行います。	維持・推進	25館で実施。	維持・推進	○	維持・推進		25館	子育て支援課
4	児童館での乳幼児クラブ及びサークル活動	親の育児不安解消や交流の場の提供や仲間づくりをするために、親子で体操、工作、リズム遊びなどを行います。また、子育て中の保護者が、気軽に子育てサークルに参加できる仕組みをつくり、子育てサークル活動を支援します。	維持・推進	25館で実施。	維持・推進	○	維持・推進	「今後の児童館のあり方に関する基本方針」に基づき25年度に策定する（仮称）子どもセンターの事業計画の中で、乳幼児クラブ活動等の充実に向け検討する。	25館	子育て支援課
5	ファミリー・サポート・センター事業	保育園・幼稚園の送り迎えや、保護者の都合などでお子さんの育児ができないときに、「サポート会員」がお子さんをお預かりして、育児支援を行います。	維持・推進	育ち愛ほっと館にて実施。 ファミリー会員 2,686人 サポート会員 592人 両方会員（再掲）24人 活動回数10,178回/年	維持・推進	○	維持・推進		活動回数 10,000回/年	子育て支援課
6	みんなで祝い輝きバースデー事業〔子育て応援団事業〕	満1歳児の親子をその誕生月ごとに、児童館（室）や育ち愛ほっと館でのお誕生会に招待し、同じ世代の子を持つ親子の交流の場の提供と、児童館利用のきっかけづくりを行います。	維持・推進	1,294組/年	維持・推進	○	維持・推進		1,400組/年	子育て支援課

7	にこにこ2歳 遊び において児童館、 ほっと館へ事業〔子 育て応援団事業〕	満2歳のお誕生日記念に、各児童館・育ち愛ほっと館でお持ちいた だいたお子さんの写真をキーホルダー式缶バッジにして贈呈し、児 童館利用のきっかけづくりを行います。	維持・ 推進	529人/年	維持・ 推進	○	維持・ 推進		1,000人/年	子育て支援 課
8	地域育て合い事業	地域での総合的な子育て支援をするために、近接又は隣接する13 の児童館・保育園にて、子育て相談事業、乳幼児とのふれあい交流 事業、在宅乳幼児支援事業、子育てサークル支援事業、まちぐるみの 子育て支援事業を行います。	維持・ 推進	13館・園で実施	維持・ 推進	○	維持・ 推進		13館・園	子育て支援 課・保育課
9	幼稚園における子育 て支援活動	保護者及び地域住民等に対し、幼児期の教育相談を始めとする子育 て相談、子育てに関する情報提供、未就園児の親子登園、保護者同 士の交流の機会提供、園庭・園舎の開放、子育て公開講座の開催、 未就園児の会などを実施します。	維持・ 推進	全ての公立幼稚園にて月2回程度未 就園児の会を実施し、園舎、園庭、 プールの開放を行い、また、同時に 子育て相談を実施。 全ての私立幼稚園にて園庭開放、体 験入園等を実施。	維持・ 推進	○	維持・ 推進		全公私立 幼稚園	子育て支援 課・学校支 援課
10	保育園における地域 活動事業	子育てに関する情報や体験の共有が行われるよう交流の場や機会を 提供し、地域の特性に応じた幅広い活動を実施します。	維持・ 推進	各園で実施。公立保育園では 1,296回/年開催 参加者数：延7,505人/年	維持・ 推進	○	維持・ 推進		1,500回/年	保育課
11	ブックスタート〔子 育て応援団事業〕	保健センターで実施される3～4カ月児健康診査の機会をとらえ て、ブックスタートパックを配布しながら保護者にブックスタート の趣旨を説明し、赤ちゃんと保護者に絵本の読み聞かせを行います。	維持・ 推進	絵本の読み聞かせとブックスタート パック（絵本2冊入り）を配布。 実績 70回 配布率 96.9% 参加者数 延2,439人	維持・ 推進	○	維持・ 推進		配布率 98%	中央図書館
12	ブックスタートフォ ロアップ	ブックスタートによる絵本の配布後、読み聞かせやプチコンサート 等の楽しい催しをとおして、読書活動の継続を促します。	維持・ 推進	「北区図書館活動区民の会」に委託 し、赤ちゃん絵本サロン、わらべう たサロン（24年度よりスター ト）、子育てガーデン、講演会を実 施。 全78回/年（4児童館で各2回、出 前絵本サロン実施） 参加者数 延3,486人/年	拡充	○	拡充	図書館活動区民の会へ委託 し、より多くの区民を巻き込 み、さらに多くの赤ちゃんへ のブックスタートフォロー アップの拡充を図る。	王子、赤 羽、滝野川 の各地域で 実施	中央図書館
13	3歳児絵本プレゼン ト〔子育て応援団事 業〕（再掲）	子育て応援団事業の一環として地域での子育てを応援する中で、健 康いざが課と連携し、年齢に応じた絵本の利活用により、子育て の楽しさをより実感してもらい、読書活動を推進するため、3歳児 に絵本をプレゼントします。	維持・ 推進	「そらいろのたね」「わたしのワン ピース」「ちいさいしょうぼうじ どうしゃ」「ろけっとこざる」「三 びきのやぎのらがらどん」の5冊の うち1冊を配布。 配布件数 1,697件/年 配布率 72%	維持・ 推進	○	維持・ 推進	平成25年度配布する本（隔年 一部変更予定）「ぶたためき きつねねこ」「はじめてのお つかい」「ちいさいしょうぼ うじどうしゃ」「ろけっとこ ざる」「三びきのやぎのら がらどん」	配布率 90%	中央図書館
14	子育て情報支援室保 育事業（再掲）	子育て情報支援室で乳幼児をお預かりし、保護者にゆっくり図書館 を楽しんでいただけます。	新規	0～3歳児を対象に月に2回（第一 木曜、第三火曜）で、10月～3月 の間に12回実施（全12日間） 利用者数 184人/年	維持・ 推進	○	維持・ 推進		—	中央図書館

15	第二期北区子ども読書活動推進計画の推進（再掲）	「子どもの読書活動推進に関する法律」に基づく「第二期北区子ども読書活動推進計画」（平成21年度～25年度）を踏まえ、行政各部署、区民と協働し、ブックスタートをはじめとした各年齢に応じた取り組みを位置づけるなど、子どもの読書推進に向けたさまざまな事業を展開します。	維持・推進	「第二期子ども読書活動推進計画」に基づき、ブックスタート事業・ブックスタートフォローアップ事業を実施。 読書推進ブックリスト・図書館利用案内作成配布：はじめまして（乳児）2,300部/2年、この本よんでみて（幼児）7,000部/2年、よまれたがりやの本たち（小学生）17,000部/年、ようこそきたくのとしょかんへ7,000部/3年、ブックスタートフォローアップ（乳児）5000部/年 学校図書館の整備など学校支援を実施。	維持・推進	○	維持・推進	現在の計画に基づき、ブックスタート事業等の推進とともに、学校図書館への効果的な連携・協力を図る。 「第三期北区子ども読書活動推進計画」に取り組む。文部科学省による「第三期子ども読書活動推進に関する基本的な計画」の策定、東京都の「第三次東京都子供読書活動推進計画」の策定が25年度以降に予定されているので、両計画を見据えた上で北区としての計画を検討、策定する。	計画期間の評価	中央図書館ほか
16	来て、見て、さわって！昔の道具（再掲）	小学校中学年社会科の小単元「むかしをしらべる」に対応する事業。館所蔵の生活用具資料の展示と道具の使用体験を通じて、昔の道具の使い方や当時の暮らしを学びます。道具の使用体験は「かまど体験」「せんたく体験」など複数の中から選択。学校単位で参加を受け、冬季に博物館で実施します。	維持・推進	かまど体験、せんたく体験、ひろしき体験の3コースを実施。 参加校数 37校（区立36校 私立1校） 参加児童数 1,948人/年	維持・推進	○	維持・推進		区内全小学校の受入	飛鳥山博物館
17	夏休みわくわくミュージアム（再掲）	小中学生を対象に夏休みの期間に、子どもが楽しみながら北区の歴史や自然に親しめるように工夫した展示や、「土器作り」や「勾玉作り」など、体験を通して昔の人々の技術にふれる講座を開催します。講座は親子のふれあいの場ともなるよう、親子で参加するものを多くしています。	維持・推進	土器作り、勾玉作り等の体験教室や地下鉄車庫の見学会等17講座30回実施。 参加者数 750人/年	維持・推進	○	維持・推進		夏休み期間中全日開催	飛鳥山博物館

(2) 健やかに育ち、育てる地域活動の促進

No.	事業名	事業内容	計画時の方向性	平成24年度実施状況		進捗状況	平成25年度以降の方向性		目標 平成26年度	担当課
				内容	概況		方向性	特記事項		
1	協働による地域づくりの推進	地域づくり応援団事業：NPOやボランティア団体などが自主的に企画、実施する公共的活動を支援します。政策提案協働事業：NPOやボランティア団体などからの事業提案により、区と協働して実施します。	検討	地域づくり応援団事業 20万円上限 10事業助成 50万円上限 2事業助成 政策提案協働事業 1事業実施 （上記12事業のうち、子育て支援関連の事業は6事業）	維持・推進	○	維持・推進	—	地域振興課	
2	マザー＆チャイルドミーティング（母と子の関係を考える会）（再掲）	育児不安や子育てに困難感を抱く母親を対象に、参加者同士のグループワークにより不安や問題の軽減を図ります。	維持・推進	58回/年実施。 参加者数 実599人/年 延1,011人/年	維持・推進	○	維持・推進	1,500人/年	健康いきがい課	
3	青少年地区委員会活動（再掲）	社会を明るくする運動、各地区の伝統や環境などの特性を活かして実施されるスポーツ、野外活動、家族ふれあいの日事業等を実施します。	維持・推進	参加人数 37,259人/年	維持・推進	○	維持・推進	参加人数 52,000人/年	子育て支援課	
4	子育てひろば事業	地域の子育て家庭に対して、つどいの広場を提供し、子育て相談事業をはじめとした、総合的な子育て支援施策を推進します。	拡充	25児童館で実施。	維持・推進	○	維持・推進	—	子育て支援課	

5	児童館での乳幼児クラブ及びサークル活動（再掲）	親の育児不安解消や交流の場の提供や仲間づくりをするために、親子で体操、工作、リズム遊びなどを行います。また、子育て中の保護者が、気軽に子育てサークルに参加できる仕組みをつくり、子育てサークル活動を支援します。	維持・推進	25館で実施。	維持・推進	○	維持・推進	「今後の児童館のあり方に関する基本方針」に基づき25年度に策定する（仮称）子どもセンターの事業計画の中で、乳幼児クラブ活動等の充実に向け検討する。	25館	子育て支援課
6	みんなで祝い輝きパステル事業〔子育て応援団事業〕（再掲）	満1歳児の親子をその誕生月ごとに、児童館（室）や育ち愛ほっと館でのお誕生会に招待し、同じ世代の子を持つ親子の交流の場の提供と、児童館利用のきっかけづくりを行います。	維持・推進	1,294組/年	維持・推進	○	維持・推進		1,400組/年	子育て支援課
7	にこにこ2歳遊びにおいてよ児童館、ほっと館へ事業〔子育て応援団事業〕（再掲）	満2歳のお誕生日記念に、各児童館・育ち愛ほっと館でお持ちいただいたお子さんの写真をキーホルダー式缶バッジにして贈呈し、児童館利用のきっかけづくりを行います。	維持・推進	529人/年	維持・推進	○	維持・推進		1,000人/年	子育て支援課
8	子育てにっこりパスポート事業（再掲）	子育て家庭の経済的な負担軽減と地域ぐるみでの子育て支援、及び地域の商店の活性化を図るために、区内の商店に協賛店の協力を得て実施します。中学生以下の子どもがいる世帯にパスポート（カード）を発行し、その提示により協賛店にて割引や特典が受けられます。	拡充	発行数 23,524件 協賛店 245店舗 平成24年10月に専用ホームページ開設	拡充	○	拡充		協賛店 300店	子育て支援課
9	プレーパーク事業	子ども達が自分の責任で自由に遊ぶことにより、自主性や創造性を育むことを目的とした外遊び（プレーパーク）を実施する団体に対し補助金を交付する。	新規	72回/年実施。 参加者数 延4,622人	維持・推進	○	維持・推進		—	子育て支援課
10	地域育て合い事業（再掲）	地域での総合的な子育て支援をするために、近接又は隣接する13の児童館・保育園にて、子育て相談事業、乳幼児とのふれあい交流事業、在宅乳幼児支援事業、子育てサークル支援事業、まちぐるみの子育て支援事業を行います。	維持・推進	13館・園で実施	維持・推進	○	維持・推進		13館・園	子育て支援課・保育課
11	昔遊びや、伝統的な文化の継承活動	児童館や保育園において、子育て経験のある方や、伝統的な日本文化の知識がある方により、昔遊びや、伝統的な文化の継承活動を行います。	維持・推進	13館・園で実施。	維持・推進	○	維持・推進		—	子育て支援課・保育課
12	放課後子どもプランの推進（再掲）	小学校を活用して、放課後等における子ども達の安全・安心で健やかな活動拠点（居場所づくり）の充実を図るため、「放課後子ども教室」「学童クラブ」「校庭開放」の機能をあわせもつ総合的な放課後対策のあり方を検討し、小学校に順次導入します。	拡充	東十条小学校で放課後子どもプランのモデル事業を開始。さらに新規実施校4校を準備。放課後子ども教室は8校で実施。 参加者数 東十条放課後子どもプラン延25,867人/年 放課後子ども教室8校 延33,344人/年	拡充	○	拡充	放課後子どもプラン5校の実施と26年度実施校の選定。	13校	子育て支援課・学校地域連携担当課長
13	高齢者参画による世代間交流	保育園において、地域における子育ての経験者・伝統継承者等としての高齢者の参画を得る等、世代間交流の推進を図ります。	維持・推進	237回/年実施	維持・推進	○	維持・推進		250回/年	保育課
14	地域寺子屋事業（再掲）	児童館や小学校を会場として、地域の人々で構成する寺子屋運営委員会が運営し、子どもたちの「居場所」として、学習・レクリエーションを行います。	維持・推進	10カ所で開催 参加者数 延10,120人/年	維持・推進	○	維持・推進	放課後子どもプラン実施に伴い、寺子屋事業は放課後子どもプラン内の特別活動事業へ移行。	12カ所	学校地域連携担当課長
15	地域土曜講座（再掲）	地域の人々で構成する実行委員会が子どもたちを対象に絵画・読書・自然体験等をテーマに数回の講座を実施します。	維持・推進	平成22年度で事業終了	事業終了	◆	事業終了	平成22年度で事業終了	14講座	生涯学習・スポーツ振興課

16	総合型地域スポーツクラブの設立・支援（再掲）	総合型地域スポーツクラブの設立を推進するとともに、その担い手を育成するための事業を推進します。今後の設立計画については、平成23年度に実施するスポーツライフビジョンの見直しの中で具体化していきます。	維持・推進	平成24年8月に策定した東京都北区スポーツ推進計画で、総合型地域スポーツクラブに関する以下の目標を設定した。 ・総合型クラブのPR・活動紹介 ・地域におけるスポーツフェスタの開催 ・担い手となる人材の発掘・育成 ・地域の実態把握及びクラブ設立	検討・検証	☆	検討・検証	北区の総合型地域スポーツクラブはマネジメントを行う人材、財源、活動場所などの面で課題があり、クラブの継続が難しい状況にあるため、委員会を設置し、クラブのあり方を見直していく。	—	スポーツ施策推進担当課長
17	わくわく土曜スポーツクラブ（再掲）	学校施設等を利用し、子どもたちがスポーツを通して、健やかに成長できることを目的として、実施します。	維持・推進	8種目7会場で延125回実施。2,919人/年	検討・検証	☆	検討・検証	土曜授業や放課後ともプランの開始に伴い、事業の実施日・施設の確保が困難な状況にある。時間帯の変更等で可能な限り対応しているが、事業そのものの存続について検討する。	5,400人/年	生涯学習・スポーツ振興課
18	図書館における協働の推進	地域ぐるみの読書活動の推進を図るため、「おはなし会」などの読書活動推進事業について、ボランティアやNPOなど、地域の読書活動支援者との協働体制の推進を図ります。	維持・推進	第9回子どもの本のつどいin kitakuを子ども読書の日に合わせて協働で開催し絵本・紙芝居・素話等を実施。延564人参加。16ミリ映画会を3回実施。延165人参加。図書館児童サービスボランティア養成講座を14回開催。延506人参加。	維持・推進	○	拡充	図書館児童サービスボランティア養成講座（基礎・ステップアップ）を開催し、人材育成及びレベルアップに取り組む。	協働体制を推進	中央図書館
19	第二期北区子ども読書活動推進計画の推進（再掲）	「子どもの読書活動推進に関する法律」に基づく「第二期北区子ども読書活動推進計画」（平成21年度～25年度）を踏まえ、行政各部署、区民と協働し、ブックスタートをはじめとした各年齢に応じた取り組みを位置づけるなど、子どもの読書推進に向けたさまざまな事業を展開します。	維持・推進	「第二期子ども読書活動推進計画」に基づき、ブックスタート事業・ブックスタートフォローアップ事業を実施。読書推進ブックリスト・図書館利用案内作成配布：はじめまして（乳児）2,300部/2年、この本よんでみて（幼児）7,000部/2年、よまれたがりやの本たち（小学生）17,000部/年、ようこそきたくのとしょかんへ7,000部/3年、ブックスタートフォローアップ（乳児）5000部/年 学校図書館の整備など学校支援を実施。	維持・推進	○	維持・推進	現在の計画に基づき、ブックスタート事業等の推進とともに、学校図書館への効果的な連携・協力を図る。「第三期北区子ども読書活動推進計画」に取り組む。文部科学省による「第三期子ども読書活動推進に関する基本的な計画」の策定、東京都の「第三次東京都子供読書活動推進計画」の策定が25年度以降に予定されているので、両計画を見据えた上で北区としての計画を検討、策定する。	計画期間の評価	中央図書館ほか

(3) 地域における子育てネットワークの育成・支援

No.	事業名	事業内容	計画時の方向性	平成24年度実施状況		進捗状況	平成25年度以降の方向性		目標 平成26年度	担当課
				内容	概況		方向性	特記事項		
1	北区安全・安心ネットワーク事業（再掲）	子どもや女性、高齢者を含むすべての区民が、安全で安心して生活することができる地域環境を整備するため、区民、防犯ボランティア団体、事業者及び関係機関等と連携して、北区安全・安心ネットワークを構築していきます。	維持・推進	防犯ボランティア団体数 57団体 1,070人	維持・推進	○	維持・推進	70団体 1,350人	危機管理課 ほか10課	
2	要保護児童対策地域協議会の運営（再掲）	子ども家庭支援センター（育ち愛ほっと館）を中心に、児童相談所及び、健康いきがい課、保育園、幼稚園、児童館を始め、区内の関係機関、関係団体との連携を一層推進し、情報を共有しながら適切な対応をはかります。	維持・推進	代表者会議を1回/年、実務者会議を3回/年、個別ケース会議を61回/年開催。	維持・推進	○	維持・推進	3回/年 程度	児童虐待対策担当課長	

3	青少年の非行及び事故防止のための各関係機関の協働（再掲）	青少年問題協議会・青少年地区協議会・青少年地区委員会と関係機関と情報交換を行い、青少年の非行及び事故の防止を推進します。	維持・推進	青少年問題協議会 5回/年実施。 青少年地区協議会 3回/年実施。	維持・推進	○	維持・推進	—	子育て支援課
4	児童館ネットワーク事業	区内を7つの地域に分け、地域の子育て支援に携わる方や児童館利用保護者と児童館との協働により、乳幼児親子や中高生との交流や居場所づくりなど、0歳～18歳までの児童を視野に入れて、子育て、子育ての環境づくりを推進します。	維持・推進	区内7地区（浮間・赤羽北、赤羽東、赤羽西、王子・豊島、十条、田端・中里・栄町、滝野川）のそれぞれの地域でより効果的な子育て、子育ての環境づくりを整えるための活動を推進。	維持・推進	○	維持・推進	「今後の児童館のあり方に関する基本方針」に基づき25年度に策定する（仮称）子どもセンター及び（仮称）ティーンズ・センターの事業計画の中で、ネットワーク事業のあり方も検討する。	子育て支援課
5	子ども安全対策協議会（再掲）	児童を犯罪等から守るため、各区立小学校において保護者や自治会等地域の方々、警察署等で構成する「子ども安全対策協議会」を組織し、地域が連携して安全対策活動を実施します。	維持・推進	全区立小学校において「子ども安全対策協議会」を設置している。随時協議会を開催し、安全対策活動を実施。	維持・推進	○	維持・推進	全校	学校地域連携担当課長

(4) 地域づくりのための人材育成の推進

No.	事業名	事業内容	計画時の方向性	平成24年度実施状況		進捗状況	平成25年度以降の方向性		目標 平成26年度	担当課
				内容	概況		方向性	特記事項		
1	「北区楽しい食の推進員」養成	区民の健康的で楽しい食生活の実現を目的に、直接区民へ食育普及啓発活動をおこなうため、栄養士有資格者を募集して、区独自で「北区楽しい食の推進員」を養成します。	維持・推進	登録数 33名	維持・推進	○	維持・推進	33人	健康いきがい課	
2	青少年地区委員会委員研修	青少年地区委員会委員の意識啓発と青少年健全育成活動の活性化を図るため、委員の研修を実施します。	維持・推進	1回/年実施。 参加者数 70人/年	維持・推進	○	維持・推進	1回/年	子育て支援課	
3	子育てアドバイザー研修	区内25児童館において、子育て相談事業を行う民生委員・児童委員等の子育てアドバイザーに対して、必要な研修を行います。	維持・推進	1回/年実施。 参加者数 57人/年	維持・推進	○	維持・推進	1回/年	子育て支援課	
4	児童館等専門研修	児童館職員に対し、組織の連携に必要な事項を含め、職務を遂行していくための専門研修を行います。	維持・推進	実技研修 4回/年 講話 10回/年 14回/年	維持・推進	○	維持・推進	学校地域連携担当課雇用の放課後子どもプラン担当非常勤職員の研修への参加を一部認める。	12回/年	子育て支援課
5	幼稚園の教育活動の充実（再掲）	区立幼稚園の教員の研修や、研究活動を通して就学前教育の充実を図ります。また、私立幼稚園における教員の研修・研究活動に対し、補助金を交付し、就学前教育の充実を図ります。	維持・推進	私立幼稚園 全園に補助金を交付 区立幼稚園 各園内研修会 2回/年 教育研究会の活動 11回/年	維持・推進	○	維持・推進	教育研究会活動に小学校教員及び保育園保育士も参加。	区立各園2回/年 私立補助金で対応	子育て支援課・学校支援課・教育指導課
6	保育園職員等専門研修（再掲）	保育園職員等に対し、組織の連携に必要な事項を含め、職務を遂行していくための専門研修を行います。	維持・推進	41回/年実施。講義型の研修から参加型の研修に変更。	拡充	○	拡充	新たに3、4歳児の保育に係る研修を実施し質の高い保育の実現を目指す。	12回/年	保育課
7	学校支援ボランティア活動推進事業（再掲）	小中学校にスクールコーディネーターを配置し、学校のニーズに合わせて、ボランティアの希望を配慮しながら適任者を学校に紹介して、学校支援ボランティアの活動を推進します。	維持・推進	小学校27校・中学校10校	維持・推進	◎	維持・推進	新規6校（小学校4校・中学校2校）開始	全サブファミリー	学校地域連携担当課長
8	スポーツ指導者の養成	クラブ運営育成のための人材を養成します。	維持・推進	スポーツ推進委員が区内の総合型地域スポーツクラブのイベントにスタッフとして参加しました。また、総合型地域スポーツクラブに関する研修会を区で開催しました。イベント数1事業/参加人数22名 研修開催回数1回/年 参加人数40名	維持・推進	○	維持・推進		2講座/年	スポーツ施策推進担当課長

9	総合型地域スポーツクラブの設立・支援(再掲)	総合型地域スポーツクラブの設立を推進するとともに、その担い手を育成するための事業を推進します。今後の設立計画については、平成23年度に実施するスポーツライフビジョンの見直しの中で具体化していきます。	維持・推進	平成24年8月に策定した東京都北区スポーツ推進計画で、総合型地域スポーツクラブに関する以下の目標を設定した。 ・総合型クラブのPR・活動紹介 ・地域におけるスポーツフェスタの開催 ・担い手となる人材の発掘・育成 ・地域の実態把握及びクラブ設立	検討・検証	☆	検討・検証	北区の総合型地域スポーツクラブはマネジメントを行う人材、財源、活動場所などの面で課題があり、クラブの継続が難しい状況にあるため、委員会を設置し、クラブのあり方を見直していく。	—	スポーツ施策推進担当課長
10	図書館における協働の推進(再掲)	地域ぐるみの読書活動の推進を図るため、「おはなし会」などの読書活動推進事業について、ボランティアやNPOなど、地域の読書活動支援者との協働体制の推進を図ります。	維持・推進	第9回子ども本のつどいin kitakuを子ども読書の日に合わせて協働で開催し絵本・紙芝居・素話等を実施。延564人参加。16ミリ映画会を3回実施。延165人参加。図書館児童サービスボランティア養成講座を14回開催。延506人参加。	維持・推進	○	拡充	図書館児童サービスボランティア養成講座(基礎・ステップアップ)を開催し、人材育成及びレベルアップに取り組む。	協働体制を推進	中央図書館
11	第二期北区子ども読書活動推進計画の推進(再掲)	「子どもの読書活動推進に関する法律」に基づく「第二期北区子ども読書活動推進計画」(平成21年度～25年度)を踏まえ、行政各部署、区民と協働し、ブックスタートをはじめとした各年齢に応じた取り組みを位置づけるなど、子どもの読書推進に向けたさまざまな事業を展開します。	維持・推進	「第二期子ども読書活動推進計画」に基づき、ブックスタート事業・ブックスタートフォローアップ事業を実施。読書推進ブックリスト・図書館利用案内作成配布：はじめまして(乳児)2,300部/2年、この本よんでみて(幼児)7,000部/2年、よまれたがりやの本たち(小学生)17,000部/年、ようこそきたくのとしょかんへ7,000部/3年、ブックスタートフォローアップ(乳児)5000部/年 学校図書館の整備など学校支援を実施。	維持・推進	○	維持・推進	現在の計画に基づき、ブックスタート事業等の推進とともに、学校図書館への効果的な連携・協力を図る。「第三期北区子ども読書活動推進計画」に取り組む。文部科学省による「第三期子ども読書活動推進に関する基本的な計画」の策定、東京都の「第三次東京都子供読書活動推進計画」の策定が25年度以降に予定されているので、両計画を見据えた上で北区としての計画を検討、策定する。	計画期間の評価	中央図書館ほか

3. 未来を担う人づくり

(1) 健全な成長と自立に向けた体験の機会の充実

No.	事業名	事業内容	計画時の方向性	平成24年度実施状況		進捗状況	平成25年度以降の方向性		目標	担当課
				内容	概況		方向性	特記事項		
1	高校生モニター	高校生世代から意見・要望を聞き、区政運営の参考にすることを目的に実施。隔年実施。	維持・推進	1回実施(委嘱式含む)4校10名参加 テーマ「児童館のあり方」	維持・推進	○	維持・推進	実施予定なし	隔年1回	広報課
2	中学生モニター	中学生の意見・要望・提案を聞き、区政運営の参考にすることを目的に実施。アンケート・施設見学も実施。	維持・推進	8回(委嘱式・施設見学を含む)参加人員16名	維持・推進	○	維持・推進	前年度同様で実施予定	5回/年	広報課
3	小学生との区政を話し合う会	区政に対する意見・要望・提案を把握するため、小学生との意見交換会を実施。隔年実施。	維持・推進	実施無し	維持・推進	○	維持・推進	今年度秋実施予定	隔年1回	広報課
4	中学生防災学校〔中学生地域防災力向上プロジェクト〕	将来、地域防災の担い手として重要な役割を担う中学生に対し、防災学校を開催し、基本的知識の普及に努めます。	維持・推進	全区立中学校(12校)で実施	維持・推進	◎	維持・推進	引き続き各校へ働きかけをし推進していく。	6校/年	防災課

5	地域防災リーダー育成（中学生編）〔中学生地域防災力向上プロジェクト〕	中学生を将来の地域防災リーダーとして育成することを目的に、地域の自主防災組織や消防団、消防署、学校の協力を得て、防災資機材の使用方法などを体験し、興味を持った中学生が将来、活躍できる土壌づくりを考えていきます。	新規	各自主防災組織の災害応急活動訓練に参加。王子桜、神谷、稲付、十条富士見、赤羽岩淵、滝野川紅葉、飛鳥、堀船、桐ヶ丘ならびに田端の10校。	維持・推進	◎	維持・推進	町会・自治会との協働事業として推進する。	2校/年	防災課
6	甘楽町スポーツ少年団交流事業	北区と甘楽町の児童が少年野球、少年サッカー、ミニバスケットボールを通じて交流します。	維持・推進	少年サッカー（10月6～7日）参加人数62名	維持・推進	○	維持・推進		3回/年	地域振興課
7	親子ふるさと体験事業	夏休みを利用し1泊2日で中之条町を訪れ、農業体験やそば打ち体験などさまざまな内容で実施し、北区の親子の交流を推進します。	維持・推進	7月27～28日に1回実施。参加者数 12家族35人	維持・推進	○	維持・推進		1回/年	地域振興課
8	都会っ子ふれあい農業体験事業	秋の稲刈りの時期に北区の児童約20人が酒田市を訪れ農業体験などを行い、両都市の児童同士の交流を推進します。	維持・推進	9月15～16日、桐ヶ丘郷小学校の20名が酒田市を訪問し、稲刈りなどの農業体験を行い交流を深めた。12月1～2日、酒田市広野小学校から19名の児童を受け入れ、桐ヶ丘郷小学校で酒田で刈り取った米の試食をし、上野動物園等の見学を行った。	維持・推進	○	維持・推進		1回/年	地域振興課
9	伝統工芸保存事業	北区伝統工芸保存会会員が区内の小学校・児童館へ出向き、伝統工芸の技を教えます。	維持・推進	30講座/年実施。参加者数 614人	維持・推進	◎	維持・推進		23講座	産業振興課
10	夏休み親子商品テスト教室（平成24年4月から夏休み親子実験教室）	普段何気なく消費している素材を取り上げ、簡単な実験をとおして、物の仕組みや商品を知る力を育成します。	維持・推進	「マイハンカチを染めてみよう」1講座/年実施。参加者数 24人	維持・推進	○	維持・推進		1講座/年	産業振興課
11	子ども文化村〔子どもかがやき文化芸術事業〕	主に小中学生を対象に、区内在住の芸術家等の協力を得ながら、体験教室や音楽教室などの文化教室を実施し、子どもの頃から本物の文化芸術に親しむ機会の充実を図ります。3つ以上の「子ども文化教室」（月2回程度）を1カ所に集約して「子ども文化村」（月4回実施）とします。	維持・推進	鍛金(6人)、雅楽(17人)、彫塑(22人)、弁土(8人)、日本舞踊(7人)、落語(9人)の6種8教室を開講。発表会及び作品展示を平成25年3月に北とびあにて開催。	維持・推進	○	維持・推進	25年4月より、雅楽教室（旧堀船東ふれあい館）及び彫塑教室滝野川校（彫刻アトリ工館）の会場を旧豊島北中学校へ変更。これで全ての教室の会場が旧豊島北中学校へ集約された。	2文化村	文化施策担当課長
12	スクールコンサート〔子どもかがやき文化芸術事業〕	小・中学校の授業時間を利用し、学校の体育館で全生徒を対象に演奏会などを行い、間近に芸術を楽しみ、友だちとその豊かな時間を共有することを図ります。また、年1回私立や北区外への就学児童・生徒などを対象に、北とびあでホール公演を実施します。	維持・推進	小学校38校、中学校7校で実施。また、スクールコンサート未実施校の生徒にも、同様の機会を提供する目的により、北区在住・在学児童等を対象にした無料ホール公演を北とびあつつじホールで実施。	維持・推進	○	維持・推進		全校/年	文化施策担当課長
13	輝く☆未来の星コンサート〔子どもかがやき文化芸術事業〕	子どもの頃から文化芸術に親しむことにより、子ども達の豊かな心を育てるとともに、将来文化芸術に親しむことを目的としています。東京藝術大学音楽学部附属音楽高等学校の協力により、北区の子どもたちとのジョイントコンサートや同校生徒による室内楽コンサートをを行います。	維持・推進	輝く☆未来の星アカンサスコンサート第9回(入場者数256名)・第10回(入場者数190名)、輝く☆未来の星コンサート第5回(入場者数573名)を実施。	維持・推進	○	維持・推進		3公演/年	文化施策担当課長
14	エコエコツアー（親子施設見学会）	夏休みを利用して、清掃及びリサイクル施設を見学します。家庭から出されるごみやリサイクル資源がどのように処理されていくかを学び、将来に向けて3R（ごみを作らない、くり返し使う、再び資源として利用する）のライフスタイルを取り入れるきっかけとしていきます。	維持・推進	24年度は、リサイクルコースを2日実施。参加者数 第1回 17人 （大人7人・子ども10人） 第2回 3人 （大人1人・子ども 2人）	維持・推進	○	維持・推進	2コース 各20名募集予定	2コース 100人参加	リサイクル 清掃課

15	こどもエコクラブ	子どもたちが主体となって、地域の中で楽しみながら長く続けられるような環境活動、環境学習を行う機会を提供し、支援します。	維持・推進	北区内の児童館2館で活動、メンバー数は21名、各クラブにおいてテーマを決め、環境に関することについて自由に活動	維持・推進	△	検討・検証	年々参加団体が減少している。	4団体	環境課
16	子ども環境講座	さまざまな環境課題を題材に「気づき・考え・行動する」ことを学ぶため、自然環境講座、ホテル飼育講座、家族参加型の野外体験学習を実施します。	維持・推進	お茶の水女子大学・東京家政大学に委託 8講座 72回実施 1,323名	維持・推進	○	維持・推進	講座内容を常に見直し、より多くの受講者の増加を図る。	—	環境課
17	環境学習	環境にやさしい社会を創るには、ごみ減量とリサイクルの推進が重要である。幼少期にリサイクルやごみの分別の体験等を通じて学ぶ機会を提供するため、保育園・小学校等に清掃事務所職員が出向いて環境学習を実施します。	維持・推進	参加者数 保育園 1,307人/年 小学校 234人/年 その他 545人/年 合計 2,086人/年	維持・推進	◎	維持・推進		1,650人/年	北区清掃事務所
18	親子クッキング教室（再掲）	幼児親子、小学生親子を対象に、親子でふれあいながら、「食」に対する興味関心を引きだすため、食育講座や調理実習を行います。	維持・推進	幼児 6回/年実施 小学生 3回/年実施 参加者数 延185人/年	維持・推進	○	維持・推進		幼児 5回/年 小学生 3回/年	健康いきがい課
19	食育体験教室〔楽しく食べよう！食育推進事業〕（再掲）	「食べるもの」「食べること」につながる多彩な分野への興味・関心を引き起こすため、「食」にまつわるさまざまな体験教室を実施します。	維持・推進	10回/年実施 参加者数 延226人/年	維持・推進	○	維持・推進		8回 延10日間/年	健康いきがい課
20	児童館・児童室での小学生対応事業	児童の健康増進、情操を豊かにすることを目的に設置しており、日常活動、クラブ活動、行事活動等を展開するとともに、また、青少年地区委員会と連携し地域の子育て環境を整備します。	維持・推進	25児童館、4児童室で実施。 小学生入館者数 延427,620人/年	維持・推進	○	維持・推進	「今後の児童館のあり方に関する基本方針」に基づき、小学生対応については放課後子どもプランに移行していく。	25館 4室	子育て支援課
21	児童館・児童室での中学生対応事業	児童館を地域の中高校生の居場所として提供し、児童館運営のボランティア・次世代を担う人材として中高校生を育成します。	維持・推進	25児童館、4児童室で実施。 中学生入館者数 延19,569人/年 高校生入館者数 延4,434人/年	維持・推進	○	維持・推進	「今後の児童館のあり方に関する基本方針」に基づき25年度に策定する（仮称）ティーンズ・センターの事業計画の中で、中学生対応事業を検討する。	25館 4室	子育て支援課
22	児童館・児童室での乳幼児と小学生・中学生との交流事業	乳幼児とのふれあいを中心に、やさしさや慈しみの感情を育み、次世代につなげていく子育て環境をつくります。	維持・推進	25児童館、4児童室で実施。	維持・推進	○	維持・推進	「今後の児童館のあり方に関する基本方針」に基づき25年度に策定する（仮称）子どもセンター及び（仮称）ティーンズ・センターの事業計画の中で、交流事業についても検討する。	25館 4室	子育て支援課
23	児童館のあり方の検討	放課後子ども教室との関わり方や、児童館での子育て支援事業のあり方について検討します。	新規	平成25年3月に「今後の児童館のあり方に関する基本方針」を策定。	維持・推進	○	維持・推進	「今後の児童館のあり方に関する基本方針」に基づき、（仮称）子どもセンター及び（仮称）ティーンズ・センターの事業計画及び配置計画を策定。	—	子育て支援課
24	子どもかがやき顕彰	文化・スポーツ等で全国規模の大会への出場、東京都規模の大会での優勝など、特に優秀な成績を修め、北区のイメージアップに貢献した児童生徒等を顕彰し、地元意識の向上を図り、明日の北区を担うづくりを目指します。	維持・推進	表彰数 小学生5人、中学生6人・5団体、 高校生7人・10団体	維持・推進	○	維持・推進		—	子育て支援課
25	青少年地区委員会活動	社会を明るくする運動、各地区の伝統や環境などの特性を活かして実施されるスポーツ、野外活動、家族ふれあいの日事業等を実施します。	維持・推進	参加人数 37,259人/年	維持・推進	○	維持・推進		—	子育て支援課

26	青少年の発表の場の提供	青少年に意見や日常の活動を発表する場を提供し、発表を通じて社会への参画の意識を醸成し、活動の成果を実感するとともに、自信と達成感、責任感や連帯感を感じ取る機会とするため、発表の場の提供を推進します。	維持・推進	3回/年開催。	維持・推進	○	維持・推進	—	子育て支援課
27	放課後子どもプランの推進	小学校を活用して、放課後等における子ども達の安全・安心で健やかな活動拠点（居場所づくり）の充実を図るため、「放課後子ども教室」「学童クラブ」「校庭開放」の機能をあわせもつ総合的な放課後対策のあり方を検討し、小学校に順次導入します。	拡充	東十条小学校で放課後子どもプランのモデル事業を開始。さらに新規実施校4校を準備。放課後子ども教室は8校で実施。 参加者数 東十条放課後子どもプラン延25,867人/年 放課後子ども教室8校 延33,344人/年	拡充	○	拡充	放課後子どもプラン5校の実施と26年度実施校の選定。	13校 子育て支援課・学校地域連携担当課長
28	文化・スポーツ等優良児童生徒の表彰	文化・スポーツ等の各領域で特筆すべき成績を修めた区立小中学校の児童・生徒を表彰し、青少年の健全育成の推進を図ります。	維持・推進	受賞者 個人部門 184人（小学生145人、中学生39人） 団体部門 4団体（小学生1団体、中学生3団体）	維持・推進	○	維持・推進	該当者全員の表彰	教育政策課
29	学校支援ボランティア活動推進事業	小中学校にスクールコーディネーターを配置し、学校のニーズに合わせて、ボランティアの希望を配慮しながら適任者を学校に紹介して、学校支援ボランティアの活動を推進します。	維持・推進	小学校27校・中学校10校	維持・推進	◎	維持・推進	新規6校（小学校4校・中学校2校）開始	全サブファミリー 学校地域連携担当課長
30	地域寺子屋事業	児童館や小学校を会場として、地域の人々で構成する寺子屋運営委員会が運営し、子どもたちの「居場所」として、学習・レクリエーションを行います。	維持・推進	10カ所で開催 参加者数 延10,120人/年	維持・推進	○	維持・推進	放課後子どもプラン実施に伴い、寺子屋事業は放課後子どもプラン内の特別活動事業へ移行。	12カ所 学校地域連携担当課長
31	地域土曜講座	地域の人々で構成する実行委員会が子どもたちを対象に絵画・読書・自然体験等をテーマに数回の講座を実施します。	維持・推進	平成22年度で事業終了	事業終了	◆	事業終了	平成22年度で事業終了	14講座 生涯学習・スポーツ振興課
32	文化センター子どもひろば	文化センター利用団体、区民が主体となって、クラフト、音楽・舞踊体験、伝統文化・芸能、生活技術等各種体験の場を提供するイベントを各センターで2回開催します。	維持・推進	各センター2回/年実施 参加者数：延8,801人/年	維持・推進	○	維持・推進	25年度は、中央公園文化センター休館に伴い、前期は滝野川文化センターと合同開催、後期は北とびあを会場に実施。	各センター2回/年 生涯学習・スポーツ振興課
33	文化センター子ども講座	夏休みや土曜・日曜の生活をより一層充実したものとするために、木工、絵画、手工芸、陶芸等各種教室を開催します。	維持・推進	15講座実施 参加者数：延602人/年	維持・推進	○	維持・推進	25年度中央公園文化センター子ども講座は、休館に伴い北とびあを会場に実施。	15講座/年 生涯学習・スポーツ振興課
34	北区ふるさと農家体験館事業	指定文化財である古民家を活用し、区民主体からなる運営協議会が年中行事や工作教室等の体験事業を実施し、地域の歴史や文化の普及活動を行います。 団体や個人で古民家や民具などをみて、触れて、昔の暮らしについて学びます。	維持・推進	年中行事 8回/年 工作教室 6回/年 公開体験講座を月1日、年10回開催。	維持・推進	○	維持・推進	年中行事9回/年 工作教室6回/年	飛鳥山博物館
35	トップアスリート交流スポーツ教室	ナショナルトレーニングセンターと連携を図り、小中学生を対象にトップアスリートの技術や競技経験を活かした各種スポーツ教室を開催し、スポーツの楽しさや継続することの大切さを体得します。	新規	バドミントン教室 小学生12名、中学生52名参加 テニス教室 中学生36名参加 卓球教室 小学生39名、中学生12名参加 バスケットボール教室 中学生45名参加	維持・推進	△	拡充	24年度に引き続き、新しい種目の開催を検討していく。	推進 スポーツ施策推進担当課長

36	校庭開放推進事業 (学校校庭の地域開放)	区立学校の校庭を児童・生徒に遊び・スポーツの場に開放し、体力づくりと生涯スポーツの推進を図ります。学校に設置した校庭開放運営委員会が開放指導員を委嘱し、事故防止と指導育成を図ります。	維持・推進	延125,451人が参加(放課後子ども教室含む)小学校38校	維持・推進	○	維持・推進		小学校31校 中学校5校	学校地域連携担当課長
37	総合型地域スポーツクラブの設立・支援	総合型地域スポーツクラブの設立を推進するとともに、その担い手を育成するための事業を推進します。今後の設立計画については、平成23年度に実施するスポーツライフビジョンの見直しの中で具体化していきます。	維持・推進	平成24年8月に策定した東京都北区スポーツ推進計画で、総合型地域スポーツクラブに関する以下の目標を設定した。 ・総合型クラブのPR・活動紹介 ・地域におけるスポーツフェスタの開催 ・担い手となる人材の発掘・育成 ・地域の実態把握及びクラブ設立	検討・検証	☆	検討・検証	北区の総合型地域スポーツクラブはマネジメントを行う人材、財源、活動場所などの点で課題があり、クラブの継続が難しい状況にあるため、委員会を設置し、クラブのあり方を見直していく。	—	スポーツ施策推進担当課長
38	わくわく土曜スポーツクラブ	学校施設等を利用し、子どもたちがスポーツを通して、健やかに成長できることを目的として、実施します。	維持・推進	8種目7会場で延125回実施。 2,919人/年	検討・検証	☆	検討・検証	土曜授業や放課後こどもプランの開始に伴い、事業の実施日・施設の確保が困難な状況にある。時間帯の変更等で可能な限り対応しているが、事業そのものの存続について検討する。	5,400人	生涯学習・スポーツ振興課
39	(仮称)赤羽体育館の建設	(仮称)赤羽体育館を総合体育館として、全区的、広域的総合スポーツ大会が開催できる体育施設として整備します。	拡充	土壌汚染対策に関する東京都との協議が終了した。今後は、平成27年度中の開設に向け、準備を進めた。	拡充	△	拡充		開設	スポーツ施策推進担当課長
40	来て、見て、さわって！昔の道具	小学校中学年社会科の小単元「むかしをしらべる」に対応する事業。館所蔵の生活用具資料の展示と道具の使用体験を通じて、昔の道具の使い方や当時の暮らしを学びます。道具の使用体験は「かまど体験」「せんたく体験」など複数の中から選択。学校単位で参加を受け、冬季に博物館で実施します。	維持・推進	かまど体験、せんたく体験、ふろしき体験の3コースを実施。 参加校数 37校(区立36校 私立1校) 参加児童数 1,948人/年	維持・推進	○	維持・推進		区内全小学校の受入	飛鳥山博物館
41	夏休みわくわくミュージアム	小中学生を対象に夏休みの期間に、子どもが楽しみながら北区の歴史や自然に親しめるように工夫した展示や、「土器作り」や「勾玉作り」など、体験を通して昔の人々の技術にふれる講座を開催します。講座は親子のふれあいの場ともなるよう、親子で参加するものを多くしています。	維持・推進	土器作り、勾玉作り等の体験教室や地下鉄車庫の見学会等17講座30回実施。 参加者数 750人/年	維持・推進	○	維持・推進		夏休み期間中全日開催	飛鳥山博物館
42	児童サービス事業	図書館であかちゃん、幼児、小学生それぞれの年齢に合わせたおはなし会等を定期的実施するとともに、子どもたちの成長に適した絵本の紹介や読書活動の意義等を伝えることをとおして読書活動の支援を行います。	維持・推進	図書館が行うおはなし会を567回/年実施。 参加者数 11,508人/年 赤ちゃんのためのおはなし会を217回/年実施。 参加者数 6,059人/年 (11/15館で実施。実施となっていない館のうち2館は、赤ちゃんを含めて実施している)	維持・推進	○	維持・推進	赤ちゃんのためのおはなし会実施館を拡大する。	全図書館	中央図書館
43	北園☆学びのまちづくり(旧北園小学校周辺地域における学びのまちづくり再生計画)	北園☆学びのまちづくり実行委員会を設置し、区民、学校関係者、大学関係者、区が協働で「学び」をキーワードにまちづくり事業を展開します。	検討	平成23年度で事業終了	事業終了	◆	事業終了	平成23年度で事業終了	あり方について方向性を確認	教育未来館

追	児童教室〔子どもかがやき文化芸術事業〕	ダンスや芝居に興味のある子どもや、体力的に弱く内気で引っ込み思案な子どもを対象に、ダンス・発声・芝居等のトレーニングを通じて、円滑なコミュニケーションや快活で元気な子どもになってもらうことを目指します。	23年度新規	生徒数54名。(仮称)北園まなび館にて40回、25年3月に赤羽会館講堂にて発表会を開催。23年度より「子どもかがやき文化芸術事業」に位置づけ。	維持・推進	○	維持・推進	25年4月より、会場を旧豊島北中学校へ変更。	実施	文化施策担当課長
---	---------------------	---	--------	---	-------	---	-------	------------------------	----	----------

(2) 就学前教育の充実

No.	事業名	事業内容	計画時の方向性	平成24年度実施状況		進捗状況	平成25年度以降の方向性		目標 平成26年度	担当課
				内容	概況		方向性	特記事項		
1	私立幼稚園協会への補助	私立幼稚園協会の活動を補助することで、私立幼稚園相互の研修を充実させ、就学前教育の振興を図ります。	維持・推進	北区私立幼稚園協会に補助金を交付。	維持・推進	○	維持・推進	—	子育て支援課	
2	私立幼稚園等入園祝金交付事業(再掲)	私立幼稚園又は区が指定する幼稚園類似の幼児施設に幼児を通わせている保護者に対し、初年度に祝金を交付します。	維持・推進	1,053人/年	維持・推進	○	維持・推進	—	子育て支援課	
3	私立幼稚園等保護者負担軽減補助事業(再掲)	私立幼稚園又は区が指定する幼稚園類似の幼児施設に幼児を通わせている保護者の負担を軽減するため補助金を交付します。	維持・推進	延34,969人/年	維持・推進	○	維持・推進	—	子育て支援課	
4	外国人学校児童生徒保護者負担軽減補助金(再掲)	北区に外国人登録をし外国人学校に児童・生徒・幼児を通わせている保護者に対して補助金を交付します。	維持・推進	朝鮮、韓国、中華学校に通う4歳児から義務教育終了相当年齢まで665人/年	維持・推進	○	拡充	対象校を「各種学校」に認定されている外国人学校に、対象年齢を3歳児からに、それぞれ拡大。	子育て支援課	
5	幼稚園・保育園と小学校との連携の推進〔きらきら0年生応援プロジェクト〕	幼児教育から小学校教育への連続性を重視し、円滑な接続を図るため、幼稚園・保育園と小学校との事業の連携・交流を進めます。	拡充	認可保育園 50園 区立幼稚園 6園 私立幼稚園 23園 区立小学校 38校	拡充	○	維持・推進	—	教育政策課	
6	幼稚園における子育て支援活動(再掲)	保護者及び地域住民等に対し、幼児期の教育相談を始めとする子育て相談、子育てに関する情報提供、未就園児の親子登園、保護者同士の交流の機会提供、園庭・園舎の開放、子育て公開講座の開催、未就園児の会などを実施します。	維持・推進	全ての公立幼稚園にて月2回程度未就園児の会を実施し、園舎、園庭、プールの開放を行い、また、同時に子育て相談を実施。 全ての私立幼稚園にて園庭開放、体験入園等を実施。	維持・推進	○	維持・推進	全公私立幼稚園	子育て支援課・学校支援課	
7	幼稚園等就園奨励費補助事業(再掲)	私立幼稚園又は区が指定する幼稚園類似の幼児施設への就園を奨励するため、保護者の所得状況に応じ、補助金を交付します。また、区立幼稚園は、減額免除制度により就園奨励を図ります。	維持・推進	私立幼稚園等補助金交付者数 1,663人/年 区立幼稚園減額免除決定者数 17人/年	維持・推進	○	維持・推進	—	子育て支援課・学校支援課	
8	幼稚園在園児及び保護者に対する支援(再掲)	在園児及び保護者に対し、個人面談・保護者会・家庭訪問等により、教育・しつけ等の相談・助言を実施します。	維持・推進	全公私立幼稚園で実施。	維持・推進	○	維持・推進	全公私立幼稚園	子育て支援課・学校支援課	
9	幼稚園の教育活動の充実	区立幼稚園の教員の研修や、研究活動を通して就学前教育の充実を図ります。また、私立幼稚園における教員の研修・研究活動に対し、補助金を交付し、就学前教育の充実を図ります。	維持・推進	私立幼稚園 全園に補助金を交付 区立幼稚園 各園内研修会 2回/年 教育研究会の活動 11回/年	維持・推進	○	維持・推進	教育研究会活動に小学校教員及び保育園保育士も参加。	区立各園2回/年 私立補助金で対応	子育て支援課・学校支援課・教育指導課
10	就学前教育保育の充実〔きらきら0年生応援プロジェクト〕	就学前施設と小学校との円滑な接続を図るため、幼稚園児・保育園児と小学生との交流事業の実施に加え、21-23年度にモデル実施する「就学前教育プログラム実証研究及び推進」の報告内容を反映し、幼稚園・保育園から小学校への連続性を重視したプログラム・カリキュラムを採用して、全就学前施設で実施します。	拡充	保幼小交流プログラム・保幼小接続期カリキュラムを作成・配付するとともに、区内全就学前教育施設を対象にした説明会を実施した。	拡充	○	拡充	4歳児担任研修(年5回)、5歳児担任研修(年3回)の実施と公私立幼稚園保育所11園にコーディネーターを派遣。	実施	教育政策課
11	保育園職員等専門研修	保育園職員等に対し、組織の連携に必要な事項を含め、職務を遂行していくための専門研修を行います。	維持・推進	41回/年実施。講義型の研修から参加型の研修に変更。	拡充	○	拡充	新たに3、4歳児の保育に係る研修を実施し質の高い保育の実現を目指す。	12回/年	保育課

12	保育園における地域活動事業（再掲）	子育てに関する情報や体験の共有が行われるよう交流の場や機会を提供し、地域の特性に応じた幅広い活動を実施します。	維持・推進	各園で実施。公立保育園では1,296回/年開催 参加者数：延7,505人/年	維持・推進	○	維持・推進		1,500回/年	保育課
13	中央図書館における子ども図書館の整備・運営（再掲）	子ども連れでも気兼ねなく図書館を使えるよう、利用者同士の情報交換の場である子育て情報支援室を整備し、授乳コーナーなども設置、子ども読書活動を支援します。	維持・推進	2階に授乳室やおはなしの部屋を配置した子ども図書館を整備し、乳幼児と保護者にとって安心した居場所となる図書館づくりを進めている。23年度に引き続き子育て情報支援室保育事業を試行。	維持・推進	○	維持・推進		1館	中央図書館
14	ブックスタート〔子育て応援団事業〕（再掲）	保健センターで実施される3～4カ月児健康診査の機会をとらえて、ブックスタートパックを配布しながら保護者にブックスタートの趣旨を説明し、赤ちゃんと保護者に絵本の読み聞かせを行います。	維持・推進	絵本の読み聞かせとブックスタートパック（絵本2冊入り）を配布。 実績 70回 配布率 96.9% 参加者数 延2,439人	維持・推進	○	維持・推進		配布率98%	中央図書館
15	ブックスタートフォローアップ（再掲）	ブックスタートによる絵本の配布後、読み聞かせやプチコンサート等の楽しい催しをとおして、読書活動の継続を促します。	維持・推進	「北区図書館活動区民の会」に委託し、赤ちゃん絵本サロン、わらべうたサロン（24年度よりスタート）、子育てガーデン、講演会を実施。 全78回/年（4児童館で各2回、出前絵本サロン実施） 参加者数 延3,486人/年	拡充	○	拡充	図書館活動区民の会へ委託し、より多くの区民を巻き込み、さらに多くの赤ちゃんへのブックスタートフォローアップの拡充を図る。	王子、赤羽、滝野川の各地域で実施	中央図書館
16	3歳児絵本プレゼント〔子育て応援団事業〕	子育て応援団事業の一環として地域での子育てを応援する中で、健康いきがい課と連携し、年齢に応じた絵本の利活用により、子育ての楽しさをより実感してもらい、読書活動を推進するため、3歳児に絵本をプレゼントします。	維持・推進	「そらいろのたね」「わたしのワンピース」「ちいさいしょうぼうじどうしゃ」「ろけっとこざる」「三びきのやぎのからがらどん」の5冊のうち1冊を配布。 配布件数 1,697件/年 配布率 72%	維持・推進	○	維持・推進	平成25年度配布する本（隔年一部変更予定）「ぶたたまききつねねこ」「はじめてのおつかい」「ちいさいしょうぼうじどうしゃ」「ろけっとこざる」「三びきのやぎのからがらどん」	配布率90%	中央図書館

(3) 教育の場における子育てへの支援

No.	事業名	事業内容	計画時の方向性	平成24年度実施状況		進捗状況	平成25年度以降の方向性		目標 平成26年度	担当課
				内容	概況		方向性	特記事項		
1	リサイクル啓発	子ども向け環境学習用啓発冊子「わたしたちができること」を作成し、区内の小学校に環境学習資料として配布します。	維持・推進	リサイクル清掃課、北区清掃事務所の窓口で配布するとともに、区内小学校4年生へ環境学習資料として配布した。また、清掃事務所が区内の小学校で実施する環境学習やエコエコツアーでも活用する。	維持・推進	○	維持・推進	維持・継続	リサイクル清掃課	
2	学校保健との連携	学校保健と連携し、小中学校児童・生徒に対し、喫煙防止、むし歯・歯周病予防等の健康教育を実施します。	維持・推進	中学生への防煙教育 1,175人/年 小学校への歯科健康教育 9校・14回実施・参加数996人	維持・推進	○	維持・推進	防煙教育 区立中学校 2,300人 歯の健康教育 区立小中学	健康いきがい課	
3	肺がん予防対策	未成年者を対象に、肺がんの一次予防対策として講習会を実施し、肺がんに関する知識や、喫煙と肺がんとの関係の理解を深め、禁煙支援・喫煙防止を図ります。	維持・推進	区立中学校 1,175人/年	維持・推進	○	維持・推進	区立中学校 2,300人/年	健康いきがい課	

4	感染症対策事業（エイズ・ピア・エデュケーション）	学校等において性感染症の専門家や担当保健師による講演会等を実施し、エイズ・ピア・エデュケーショングループの育成支援を行います。また、学校等にエイズ教育のための教材貸し出し等を行います。	維持・推進	自主グループとの会合を2校と夏体験ボランティアで18回/年実施。参加者数 241人/年 区内の高校・専門学校生向け出張による講演会を 1回/年開催。参加者数 327名	維持・推進	◎	維持・推進	自主グループの学習は希望があれば、2校を継続していく。学校等への講演会は依頼を受ける形で継続していく。	1校	保健予防課
5	私立幼稚園と中学校・高校との交流事業	幼稚園児と中学・高校生生徒との交流のなかで、養育性を育みます。	維持・推進	行事を通じて交流を実施。	維持・推進	○	維持・推進		—	子育て支援課
6	保育園と小（中高）学校との交流事業	保育園児と小（中高）学生生徒との交流の中で、養育性を育みます。	維持・推進	保育園の職場体験及び子育て支援活動等のボランティアとして小（中高）学生生徒が参加	維持・推進	○	維持・推進		受入回数 500回/年	保育課
7	教師力向上応援プロジェクト	①区立小中学校の校務の情報化、②先生サポートほっとライン、メンタルヘルス対策によって教員負担を軽減するとともに、③ICT活用力を向上させる研修などにより、教員が子どもと向き合うための時間増を図ります。	新規	①校務支援システムの稼働・運用 ②スクールソーシャルワーカー（非常勤）等の専門相談業務を実施 ③幼小中計15回の研修を実施	維持・推進	○	維持・推進		小中学校全校 全教員	教育政策課・学校支援課・教育指導課
8	学校の改築	区立小中学校の改築時期を迎える学校施設について児童生徒の快適で安全な学校生活を実現するため、学校を改築します。	維持・推進	建設工事2校	維持・推進	○	維持・推進		改築済み8校	学校改築施設管理課
9	情報教育の推進	全区立小・中学校の各教室でインターネットを使用した学習活動ができるよう校内LANを実施します。	維持・推進	全校で実施。	維持・推進	○	維持・推進		全校	学校支援課
10	実力アップ土曜教室	土曜日や夏季休業期間中などを活用して区立中学生を対象に、生徒一人ひとりの習熟度や学習意欲に合わせた学習・補習・支援を行います。	維持・推進	区立中学校9校にて実施	維持・推進	○	事業終了	平成25年度（区立中学校10校で実施）で事業終了。26年度からは教育指導課で実施の中学校スクラム・サポート事業に移行する予定。	全12校	学校地域連携担当課長
11	指定校変更許可基準の公表	児童生徒に特段の事情がある場合に、住所により指定された学校以外の学校に就学することで円滑な義務教育が受けられるよう環境を整備します。	維持・推進	北区ニュース及びホームページ等で公表。	維持・推進	○	維持・推進		—	学校支援課
12	イングリッシュサマーキャンプ事業	区立中学1、2年生を対象とした夏季施設事業。外国人留学生と活動を共にすることにより、英語によるコミュニケーション能力の向上と国際理解を深めることを目的とします。	維持・推進	実施場所：栃木県那須町 参加生徒数：1,129人 外国人留学生数：延べ191人（64カ国）	維持・推進	○	維持・推進	平成24年度までは区立中学1、2年生合同で実施していたが対象を2年生に変更し、学年に応じた学習プログラムに改定し、より充実した内容で実施する。	参加率 90%	学校支援課
13	「英語が使える北區人」事業〔学び・拓く 北區人づくりプロジェクト〕	区立小中学生の英語に触れる機会を積極的に増やし、児童生徒のコミュニケーション能力を高め、英語による交流ができる子どもを育成します。特に小学校では、小1～小6の外国語活動のすべての時間にALTを配置します。	維持・推進	ALT配置小学校 1～4年 20時間/年 5～6年 35時間/年 中学校 1,2年 35時間/年 3年 25時間/年	維持・推進	○	維持・推進		ALT配置小学校 1～4年 20時間/年 5～6年 35時間/年 中学全学年 35時間/年	教育指導課
14	新聞大好きプロジェクト〔学び・拓く 北區人づくりプロジェクト〕	区立小学校の生徒に新聞に親しませ、社会の出来事やしぐみに興味・関心を持たせるとともに、新聞を活用した授業を行うことを通じて、言語活動の充実を図り、生きる力をはぐくみます。	新規	教員向けの研修を年2回実施。全区立小中学校で新聞を活用した取り組みを実施	維持・推進	○	拡充	新聞コンクール実施予定	全校	教育指導課

15	スクールカウンセラーの配置	いじめや登校拒否等、児童・生徒の心の問題に起因する問題行動等の対応のために、区立小・中学校へスクールカウンセラーを配置します。	維持・推進	区費のスクールカウンセラー10名を全小中学校に配置。(1名が3~4校を担当) (中学校には都費のスクールカウンセラーを全校に配置済み)	維持・推進	○	拡充	小・中学校全校に都費のスクールカウンセラーを配置。区費のスクールカウンセラーを2名増員し、サブファミリーを中心に配置。	全校	教育指導課
16	学校における性・健康教育の実施	区立小学校では体育科で、区立中学校では保健体育の授業を中心に実施します。	維持・推進	全小中学校で実施。	維持・推進	○	維持・推進		全校	教育指導課
17	学力パワーアップ事業	区立小・中学校に、非常勤講師を配置し、児童一人ひとりの個性に応じたきめ細やかな指導により、基礎的・基本的な学力の定着と向上を図ります。	維持・推進	全小中学校で実施。 非常勤講師配置数 小学校 105人 中学校 27人	維持・推進	○	維持・推進	新たに学級経営支援員(仮称)を配置	全校	教育指導課
18	教育相談所の運営(再掲)	児童・生徒の悩みや、保護者・教員の教育指導に関する相談を、多領域の専門家により行います。	維持・推進	相談件数 1,366件/年	維持・推進	○	維持・推進		—	教育指導課
19	心の教育推進委員会の運営	「北区心の教育推進委員会」において、児童生徒の心の教育及び健全育成に関わる課題を検討し、解決の方策を探るための会議、活動及び講演会を実施します。	維持・推進	心の教育推進委員会 5回/年	維持・推進	○	維持・推進		—	教育指導課
20	総合的な学習活動の推進	区立小・中学校が総合的な学習活動を進める上で地域のボランティア講師の招聘等を行います。	維持・推進	全小中学校で実施。	維持・推進	○	維持・推進		全校	教育指導課
21	道徳授業地区公開講座の実施	区立小・中学校全校で道徳授業地区公開講座を実施します。	維持・推進	全小中学校で実施。	維持・推進	○	維持・推進		全校	教育指導課
22	道徳副読本の配付	区立小・中学校全校の児童生徒に対し、道徳の授業で使用する補助教材を配付します。	維持・推進	全小中学校で実施。	維持・推進	○	維持・推進		全校	教育指導課
23	魅力ある学校図書館づくり事業	区立学校図書館を児童生徒が主体的・意欲的に読書活動や学習活動に取り組める場に再生し、児童生徒の言語力の向上を図ります。	維持・推進	全小中学校で実施。	維持・推進	○	維持・推進		全校	教育指導課
24	キャリア教育の実施	社会的自立・職業的自立に向けて、児童生徒一人ひとりの勤労観、職業観の育成を図るため、区立小・中学校における教育活動をキャリア教育の視点でとらえ直し、それぞれの発達段階に即した継続的な指導を実施します。	維持・推進	全小中学校で実施。	維持・推進	○	維持・推進		全校	教育指導課
25	情報教育に関する研修会の実施	区立学校の教員のICT活用指導力の向上を図るため、情報機器の授業への活用や情報モラル等にかかる研修会を夏季休業期間中に5日間実施します。	維持・推進	5日間/年実施。	維持・推進	○	維持・推進		5日間/年	教育指導課
26	第二期北区子ども読書活動推進計画の推進(再掲)	「子どもの読書活動推進に関する法律」に基づく「第二期北区子ども読書活動推進計画」(平成21年度~25年度)を踏まえ、行政各部署、区民と協働し、ブックスタートをはじめとした各年齢に応じた取り組みを位置づけるなど、子どもの読書推進に向けたさまざまな事業を展開します。	維持・推進	「第二期子ども読書活動推進計画」に基づき、ブックスタート事業・ブックスタートフォローアップ事業を実施。 読書推進ブックリスト・図書館利用案内作成配布:はじめまして(乳児)2,300部/2年、この本よんでみて(幼児)7,000部/2年、よまれたがりやの本たち(小学生)17,000部/年、ようこそきたくのとしょかんへ7,000部/3年、ブックスタートフォローアップ(乳児)5000部/年 学校図書館の整備など学校支援を実施。	維持・推進	○	維持・推進	現在の計画に基づき、ブックスタート事業等の推進とともに、学校図書館への効果的な連携・協力を図る。 「第三期北区子ども読書活動推進計画」に取り組む。文部科学省による「第三期子ども読書活動推進に関する基本的な計画」の策定、東京都の「第三次東京都子供読書活動推進計画」の策定が25年度以降に予定されているので、両計画を見据えた上で北区としての計画を検討、策定する。	計画期間の評価	中央図書館ほか

27	小学校の適正配置の推進	人口減少と少子化に伴う小規模化に対応し、教育環境の改善と向上を図るため、「東京都北区立学校適正規模第三次答申」を基に小学校適正配置に関する計画(案)(タタキ台)を策定した上で、ブロック毎に検討組織を設置し、具体的な適正配置の検討を推進します。	維持・推進	東京都北区立学校適正配置計画(平成24年2月策定)に基づき、田端中学校サブファミリーブロック(以下「SFB」)及び稲付中学校SFBに小学校適正配置検討協議会(以下「協議会」)を設置し協議を開始した。田端中学校SFBについては、滝野川第一小学校と滝野川第七小学校を統合した新校を平成26年4月に滝野川第一小学校の位置に配置し、滝野川第四小学校は存置することで、協議会の合意が得られた。	維持・推進	◎	維持・推進	田端中学校SFBについては、統合推進委員会を開催し、校名の検討等、円滑な統合に向けた協議を行っている。稲付中学校SFBについては、引き続き協議会において、適正配置に向けた協議を行っていく。また、滝野川紅葉中学校SFB及び明桜中学校SFBについては、改めて児童数推計を行い、ブロック内の小学校数を設定し、その上で関係者を対象にした説明会を開催する。	推進	学校適正配置担当課長
28	(仮称)教育総合センターの設置	教育先進都市・北区の教育拠点施設として、教育未来館と教育相談所及び就学相談事務を統合し(仮称)教育総合センターを設置します。	新規	検討	検討・検証	☆	検討・検証	平成26年度基本構想策定予定	実施設計	教育未来館
29	北区学校ファミリー構想の推進	通学区域の重なる区立幼稚園、区立小・中学校によりグループ(サブファミリー:SF)をつくり、学校(園)間連携、学校(園)と地域の連携によって学びの連続性を図り、教育の幅を広げるとともに質を高めていきます。	拡充	学校ファミリーの日を3回設定するなど、引き続き連携交流を推進した。	拡充	○	維持・推進		幼・保・小との連携検討・実践	教育政策課
30	北区小中一貫教育の推進	北区学校ファミリー構想を踏まえ、小学校と中学校の校舎が離れていることを前提として、サブファミリーが義務教育9年間を貫いた「育てたい子ども像」や教育目標を設定し、小中学校間の円滑な接続を目指します。	拡充	全サブファミリーが小中一貫教育実施方針を作成し、計画に基づいて教育活動を推進した。また、小中一貫教育カリキュラムの完成版を作成した。	維持・推進	○	維持・推進		全校	教育政策課 教育指導課
31	大学機能との連携の推進	大学の持つ専門的なノウハウを活かし、学校教育への支援をはじめ、地域との協働事業など、さまざまな場面で教育力の向上を目指し、提携・連携する分野の拡大を図ります。	拡充	帝京大学と包括協定締結	維持・推進	○	維持・推進	検討中	協定締結6校	企画課
32	理科大好きプロジェクト〔学び・拓く北区人づくりプロジェクト〕	理科実験支援事業、実験講座(サイエンスDAYキャンプin北園、北園サイエンスラボ)を実施します。	維持・推進	理科実験支援事業 151授業/年 サイエンスラボ 延334人/年 サイエンスキャンプ 延114人/年	維持・推進	○	拡充	中学校理科部活動支援等業務委託をモデル実施。	実施	教育未来館
追	中学校スクラム・サポート事業	数学専任の教育アドバイザー(元校長)が、全区立中学校において数学専科の教員への巡回指導を実施し、各学校での授業改善を推進します。また、家庭学習アドバイザー(外部講師)が、希望する生徒の数学及び英語の家庭学習を支援し、生徒個々の課題の解決と学習意欲の向上に取り組みます。	23年度新規	教育アドバイザーの訪問指導回数 77回/年 家庭学習アドバイザーを新たに2校に設置。支援を受けた生徒数 数学 66名 英語50名	拡充	○	拡充	家庭学習アドバイザーを新たに3校に設置し、計6校で実施。	全校	教育指導課

4. 親と子のこころとからだの健康づくり

(1) 安心できる妊娠と出産

No.	事業名	事業内容	計画時の方向性	平成24年度実施状況		進捗状況	平成25年度以降の方向性		目標 平成26年度	担当課
				内容	概況		方向性	特記事項		
1	出産育児一時金	国保加入者が出産したとき、出生児一人につき42万円を支給します。	維持・推進	支給実績 480件/年	維持・推進	○	維持・推進		500人/年	国保年金課
2	妊産婦健康診査	妊婦に対して、委託医療機関において妊婦健康診査(最大14回まで)、妊婦超音波検査(最大1回)を公費負担により実施します。産婦については、乳児健康診査時に実施します。	維持・推進	妊婦健康診査受診者数 対象者 3,043人 延30,500人 産婦健康診査受診者数	維持・推進	○	維持・推進		対象者 2,800人/年	健康いきがい課

3	里帰り出産等の妊婦健康診査費用の助成	公費による妊婦健康診査受診票を使うことができませんに妊婦健康診査を受診した妊婦に対し、妊婦健康診査費用の一部を助成します。	維持・推進	申請者数 578人	維持・推進	○	維持・推進		申請 700人/年	健康いきがい課
4	未熟児養育医療助成(再掲)	母子保健法に基づき、養育のため入院することを必要とする未熟児に対して、給付を行います。	維持・推進	申請 46件/年	維持・推進	○	維持・推進		申請 60人/年	健康いきがい課
5	妊娠高血圧症候群等医療費助成	妊娠高血圧症候群等に罹患している妊婦に対し、医療費の助成を行います。	維持・推進	3件	維持・推進	○	維持・推進		申請 5件/年	健康いきがい課
6	ママ・パパ学級(再掲)	専門家による妊娠・出産・育児についての指導や助言を行います。また、その講習を通して、先輩ママ・パパとの交流をはかり、妊娠中からの子育て仲間づくりを目指します。	維持・推進	24回/年実施。 参加者数 延1,328人/年	維持・推進	○	維持・推進		1,600人/年	健康いきがい課
7	新婚さんクッキング(再掲)	新婚(概ね結婚1年以内)を対象に、調理実習を通して、妊娠前からの適切な食生活の重要性の認識を図ります。	維持・推進	3回/年実施。 参加者数 延52人/年	維持・推進	○	維持・推進	マタニティクッキングの需要が大きいため、マタニティクッキングに移行し、妊婦の受け入れを増やす。	60人/年	健康いきがい課
8	マタニティクッキング	妊婦を対象に調理実習を通して、適切な食生活の認識を図ります。	維持・推進	3回/年実施。 参加者数 延51人/年	維持・推進	○	維持・推進		60人/年	健康いきがい課
9	パパになるための半日コース(再掲)	父親としての育児に対する不安を軽減し、父の役割を考えるための体験実習や交流を行います。	維持・推進	24回実施。 参加者数 延806人/年	維持・推進	○	維持・推進		900人/年	健康いきがい課
10	妊産婦・新生児訪問	妊娠・産後の健康管理や新生児の発育・発達・保育等の助言指導を行うため、保健師・助産師による家庭訪問を実施します。	維持・推進	妊産婦訪問回数 延2,395件/年 新生児訪問回数 延2,257件/年 新生児訪問実人数 2,139名/年 訪問指導率(訪問実人数÷対象者数) 87%	維持・推進	○	維持・推進	こんにちは赤ちゃん訪問事業として、全戸訪問を目指す。	延 3,900人/年	健康いきがい課
11	妊婦歯科健康診査	妊婦を対象に、歯科医師による歯科検診や歯科衛生士による歯みがき指導等を行い、歯科疾患の早期発見・早期治療を図るとともに、保健師や助産師と連携して妊婦自身の健康観の向上を図ることを目的に実施します。	維持・推進	健診回数、人数 36回、延468人 保健指導 延746人	維持・推進	○	維持・推進		500人/年	健康いきがい課
12	自立支援医療(育成医療)(再掲)	障害者自立支援法・北区自立支援医療事業実施要綱に基づき、心身障害児に対し医療費の助成を行います。	維持・推進	医療給付件数 延80件/年	維持・推進	○	維持・推進		50件/年	障害福祉課
13	産前産後支援・育児支援ヘルパー〔子育て応援団事業〕	産前産後の家庭又は、3歳未満児の子育て中で家事や育児の援助を必要とする家庭に対して、訪問し、家事援助や育児支援を行います。	拡充	利用実績 延356件/年	維持・推進	○	維持・推進		200件/年	児童虐待対策担当課長
14	ママ・パパ子育てほっとタイム事業〔子育て応援団事業〕(再掲)	出産後間もない保護者の育児に伴う心理的・肉体的負担を軽減するために、新生児1人に対し、3枚の一時保育利用券を配付します。	維持・推進	利用者数：延1,470名/年	維持・推進	○	維持・推進		利用者数 1,300人/年	保育課

(2) 子どもの発育・発達への支援

No.	事業名	事業内容	計画時の方向性	平成24年度実施状況		進捗状況	平成25年度以降の方向性		目標 平成26年度	担当課
				内容	概況		方向性	特記事項		
1	北区楽しい食の推進員による食育講座〔楽しく食べよう!食育推進事業〕	区独自で養成している「北区楽しい食の推進員」(栄養士)が講師となり、おもに児童館の幼児クラブに参加している保護者向けに、食の大切さを伝えていくため、食に関するテーマの講座を実施します。	維持・推進	児童館 11館で実施。 実施回数 18回/年 参加者数 延554人/年	維持・推進	○	維持・推進	児童館 15館 30回/年	健康いきがい課	
2	休日診療(再掲)	北区医師会、北区薬剤師会及び地区歯科医師会の協力を得て実施します。	維持・推進	利用者延 5,658人/年	維持・推進	○	維持・推進	5,300人/年	健康いきがい課	

3	親子クッキング教室	幼児親子、小学生親子を対象に、親子でふれあいながら、「食」に対する興味関心を引きだすため、食育講座や調理実習を行います。	維持・推進	幼児 6回/年実施 小学生 3回/年実施 参加者数 延185人/年	維持・推進	○	維持・推進		幼児 5回/年 小学生 3回/年	健康いきがい課
4	食育体験教室〔楽しく食べよう！食育推進事業〕	「食べるもの」「食べること」につながる多彩な分野への興味・関心を呼び起こすため、「食」にまつわるさまざまな体験教室を実施します。	維持・推進	10回/年実施 参加者数 延226人/年	維持・推進	○	維持・推進		8回 延 10日間/年	健康いきがい課
5	乳幼児健康診査（3～4カ月、6・9カ月、1歳6カ月、3歳児）	健康相談係・委託医療機関にて集団・個別で健診を行います。専門家による育児・栄養・心理・歯科保健相談も行います。また、育児支援の相談や情報提供を図り、問題発生を予防し早期に対応します。	維持・推進	3～4カ月健診 2,450人/年 6・9カ月健診 4,511人/年 1歳6カ月健診 2,212人/年 3歳児健診 2,209人/年 合計 11,382人/年	維持・推進	○	維持・推進		12,500人/年	健康いきがい課
6	乳児及び幼児育児相談（再掲）	乳児・幼児と親を対象に、育児に関する知識の習得や育児不安の軽減を目的にグループワーク、個別訪問、また、児童館等での出張育児相談も行います。	維持・推進	一般乳幼児の会 4,130人/年 多胎児の会 518人/年 外国人ママの会 142人/年 心臓病児の会 52人/年 発達の遅れの児の支援 676人/年 母子講演会 286人/年 合計 5,804人/年	維持・推進	○	維持・推進		4,000人/年	健康いきがい課
7	学校保健との連携（再掲）	学校保健と連携し、小中学校児童・生徒に対し、喫煙防止、むし歯・歯周病予防等の健康教育を実施します。	維持・推進	中学生への防煙教育 1,175人/年 小学校への歯科健康教育 9校・14回実施・参加数996人	維持・推進	○	維持・推進		防煙教育 区立中学校 2,300人 歯の健康教育 区立小学校 1,000人/年	健康いきがい課
8	乳幼児歯科保健相談	乳幼児（4歳未満）を対象に、定期的に歯科検診・相談、予防処置（フッ素塗布、歯口清掃など）、歯みがき教室を実施します。	維持・推進	乳幼児歯科検診 50回・延2,233人/年実施。 歯科予防処置 222回・1,772人/年実施。 歯みがき教室 75回・延555人/年実施。 歯科保健相談参加者数 延4,075人/年	維持・推進	○	維持・推進		4,500人/年	健康いきがい課
9	離乳食講習会	概ね8か月までの乳児を持つ保護者に、乳児の発達に応じた離乳食のすすめ方について、食材を使って具体的な指導を行います。	維持・推進	30回/年実施 参加人数 延704人/年	拡充	◎	維持・推進	新たに、10か月～1歳2カ月の児の保護者を対象に、幼児食講習会を開催する。	650人/年	健康いきがい課
10	子育て困難児への育児支援	多胎児などに対する育児不安等で継続的に支援が必要な母子に対して、保健師・助産師による家庭訪問を実施します。	維持・推進	訪問家庭数 訪問案件数 256件 訪問延件数 669件	維持・推進	○	維持・推進		500人/年	健康いきがい課
11	保育園・幼稚園における歯科健康診査	歯の衛生週間実施計画に基づいて、保育園・幼稚園児を対象に検診を実施します。	維持・推進	8,533人/年実施。	維持・推進	◎	維持・推進		7,500人/年	健康いきがい課
12	妊産婦・新生児訪問（再掲）	妊娠・産後の健康管理や新生児の発育・発達・保育等の助言指導を行うため、保健師・助産師による家庭訪問を実施します。	維持・推進	妊産婦訪問回数 延2,395件/年 新生児訪問回数 延2,257件/年 新生児訪問実人数 2,139名/年 訪問指導率（訪問実人数÷対象者数） 87%	維持・推進	○	維持・推進	こんにちは赤ちゃん訪問事業として、全戸訪問を目指す。	延 3,900人/年	健康いきがい課

13	専門的相談支援（乳児家庭全戸訪問事業）	乳児のいる家庭を訪問し、その居宅においてさまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行います。支援が必要な家庭に対しては、適切なサービス提供に結びつけることにより、地域の中で子どもが健やかに育てできる環境整備を図ります。	維持・推進	新生児訪問延回数 2,257件 新生児訪問実人数 2,139名 訪問指導率（訪問実人数÷対象者数） 87%	維持・推進	○	維持・推進	こんにちは赤ちゃん訪問事業として、全戸訪問を目指す。	1,900人/年	健康いきがい課
14	専門的相談支援（養育支援訪問事業）	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・子ども家庭支援ワーカーがその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言を行うことにより、家庭で適切な養育ができるよう支援します。	維持・推進	健康いきがい課 訪問実件数 256件 訪問延件数 669件 児童虐待対策担当課 訪問実件数 166件 訪問延件数 489件	維持・推進	○	維持・推進		500人/年	健康いきがい課・児童虐待対策担当課長
15	気管支ぜん息等への公害健康被害予防事業（再掲）	気管支ぜん息等をもつ親と子どもを対象に健康相談や学習の機会を設けます。また、サマーキャンプ事業を実施します。	維持・推進	講習会33名	維持・推進	○	維持・推進	サマーキャンプ事業は終了とし、今後はぜん息・アレルギーをもつ子どもや保護者が、疾患の理解を深め、適切な対応を身につけるための講習会を開催する。	40人参加	障害福祉課
16	さくらんぼ園（再掲）	就学前の障害またはその疑いがある乳幼児に対し、相談から療育までの総合的な支援を行います。療育部門は障害者自立支援法に基づく「児童デイサービス事業」により早期に療育を行い発達を支援し、相談部門では発達相談や人材育成、区民に対する普及啓発活動等を行います。	拡充	法改正に伴い児童福祉法に基づく「児童発達支援」の実施。関係機関連絡調整会議を2回実施。私立要支援への巡回指導員派遣を本格実施、11園のべ63回215人の相談に応じた。さくらんぼ園定員に占める年間出席割合65%（平均21人/日）発達相談年間相談件数2,053件（平均172件/月）	拡充	○	拡充	児童福祉法の一部改正により、障害児通所支援の利用前にサービス等利用計画の作成が必要となった。作成ができるのは「指定障害児相談支援事業者」に限られるため、その指定を受けるべく、準備を進める。	相談延90人/月 療育（利用）30人/日	子育て支援課
17	産前産後支援・育児支援ヘルパー〔子育て応援団事業〕（再掲）	産前産後の家庭又は、3歳未満児の子育て中で家事や育児の援助を必要とする家庭に対して、訪問し、家事援助や育児支援を行います。	拡充	利用実績 延356件/年	維持・推進	○	維持・推進		200件/年	児童虐待対策担当課長
18	子ども家庭支援センター事業（育ち愛ほっと館）（再掲）	区民に身近なところで子どもと家庭に関する問題に対して総合的に対応できる機関として、子どもと家庭の総合相談事業、在宅支援事業、乳幼児親子の居場所づくり等を実施し、地域で安心して子育てができる環境づくりを推進します。また、先駆型子ども家庭支援センターとして、児童虐待通告の第一次窓口となり、家庭訪問、相談関係機関との連絡調整を行います。	維持・推進	育ち愛ほっと館1館で実施。 入館者数 30,042人/年 新規相談件数 1,381件/年 児童虐待新規受理数 150件/年 相談対応総活動数 9,101回/年 児童虐待対応件数 3,886回/年	維持・推進	○	維持・推進		1館	子育て支援課・児童虐待対策担当課長
19	親育ちサポート事業〔子育て応援団事業〕（再掲）	地域の子育て支援施設である児童館で、乳幼児を育てる親を対象にカナダ生まれの親支援プログラム「ノーバディズ・パーフェクト・プログラム（NPプログラム）」を実施、親が自信をもって子育てができるようサポートします。	拡充	35回/年実施。 参加者数 378人	維持・推進	○	拡充	父親向けの講座を新設する。	40回/年	子育て支援課
20	子育て相談事業（再掲）	区内25児童館において、職員や子育てアドバイザーによる子育て相談を実施します。また、7児童館において、専門相談員による子育て相談を実施します。	維持・推進	25館で実施。 専門相談件数 3,056件/年	維持・推進	○	維持・推進	「今後の児童館のあり方に関する基本方針」に基づき25年度に策定する（仮称）子どもセンター及び（仮称）ティーンズ・センターの事業計画の中で、相談事業のあり方も検討する。	25館	子育て支援課

21	保育園と学童クラブ、私立幼稚園における巡回指導員の派遣（再掲）	障害児の保育を推進するため保育園及び学童クラブへ巡回指導員を派遣します。私立幼稚園への派遣については、巡回指導員の派遣方法を検討します。	拡充	派遣回数 保育園（16人で実施）420回/年 学童クラブ（13人で実施）290回/年 私立幼稚園（7人11園で実施）63回/年	拡充	○	拡充		派遣回数 保育園 500回/年 学童 326回/年	保育課・子育て支援課
22	早寝・早起き・朝ごはんプロジェクト	学習意欲や体力、気力の低下の要因の一つとして指摘されている子どもの基本的な生活習慣の乱れを改善するための早寝・早起き・朝ごはんに関する取り組みを実施します。	新規	講演会1回開催 参加者数50人 親子料理教室2回開催 参加者数31組（69人） 朝ごはんレシピコンテスト 応募点数43点	維持・推進	○	維持・推進		推進	生涯学習・スポーツ振興課
23	特別支援児保育（再掲）	公私立保育園において、適正な職員を配置し、児童の発達の状況に応じた保育を行います。	拡充	区内全認可保育所56園で実施 公立保育園：160名 私立保育園：70名	維持・推進	○	維持・推進		54園	保育課
24	認定就学者（肢体不自由児）への介助員の派遣（再掲）	区立小中学校の通常の学級で学ぶことができる「認定就学者」と就学相談により判定された肢体不自由児に介助員を派遣し、学校生活でのサポートをします。	維持・推進	認定就学者 小学校 9人 中学校 2人	維持・推進	○	維持・推進	認定就学者 小学校 6人 中学校 4人	—	教育指導課
25	特別支援学級交流教育推進事業（再掲）	区立小中学校の特別支援学級在籍児一人ひとりの障害や発達の状況に応じ、個別指導計画を作成し、非常勤講師を同行させて通常学級の活動の一部に参加させる等の交流を図ります。	拡充	実施校（知的障害特別支援学級設置校） 小学校 9校 中学校 5校	維持・推進	○	維持・推進	実施校（知的障害特別支援学級設置校） 小学校 9校 中学校 5校	14校	教育指導課
26	特別支援教育推進事業（再掲）	平成19年3月に策定した「北区特別支援教育推進計画」に基づき、区立小中学校で特別支援教育システム、副籍制度などを実施し、理解啓発を図ります。	拡充	八幡小学校に言語障害学級・情緒障害等通級指導学級設置（4月）・「第二次北区特別支援教育推進計画」策定・巡回指導講師配置（申請78人決定75人）・「就学支援シート」提出（195人）・副籍交流（間接22人、直接43人）・特別支援教室の整備小学校38校・中学校12校）※特別支援教育システムの利用が必要な学校における未利用校は0校	維持・推進	○	拡充	東京都特別支援教室モデル事業実施 LD（学習障害）児への指導の充実 ・小学校で「児童の読み書き能力の評価と個別の支援の工夫」のテーマで研究開発 ・中学校でLDの生徒への指導法開発	特別支援教育システム未利用校 0校	教育指導課

(3) 子どものいのちとところを守る

No.	事業名	事業内容	計画時の方向性	平成24年度実施状況		進捗状況	平成25年度以降の方向性		目標 平成26年度	担当課
				内容	概況		方向性	特記事項		
1	休日診療	北区医師会、北区薬剤師会及び地区歯科医師会の協力を得て実施します。	維持・推進	利用者延 5,658人/年	維持・推進	○	維持・推進		5,300人/年	健康いきがい課
2	小児医療の充実・確保	小児医療の充実・確保が図られるように、関係機関と連携するとともに国や東京都に働きかけます。北区医師会の協力を得て、休日診療事業にて小児科の診療を実施します。	維持・推進	利用者数 延2,114人/年	維持・推進	○	維持・推進		1,800人/年	健康いきがい課
3	小児救急医療体制の整備	都道府県、近隣市区町村及び関係機関との連携し、救急医療体制の充実を図ります。月曜～土曜の夜間における子ども（15歳以下）の急病患者に対する診療事業を、北区医師会の協力を得て東京北社会保険病院に委託して実施します。	維持・推進	利用者数 延1,959人/年	維持・推進	○	維持・推進		1,800人/年	健康いきがい課
4	マザー&チャイルドミーティング（母と子の関係を考える会）	育児不安や子育てに困難感を抱く母親を対象に、参加者同士のグループワークにより不安や問題の軽減を図ります。	維持・推進	58回/年実施。 参加者数 実599人/年 延1,011人/年	維持・推進	○	維持・推進		1,500人/年	健康いきがい課

5	定期予防接種	伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために、予防接種法第3条の規定により定期予防接種を実施し、公衆衛生の向上を図ります。	維持・推進	接種者数 延41,860人/年 麻疹風しん(MR)1期 97.8%	維持・推進	○	拡充	予防接種法の改正に伴い、24年度まで任意予防接種だったHib感染症、小児の肺炎球菌感染症、ヒトパピローマウイルス感染症予防接種が定期予防接種になった。	麻疹風しん(MR) (1期)95%	健康いきがい課
6	子育て困難児への育児支援(再掲)	多胎児などに対する育児不安等で継続的に支援が必要な母子に対して、保健師・助産師による家庭訪問を実施します。	維持・推進	訪問家庭数 訪問実件数 256件 訪問延件数 669件	維持・推進	○	維持・推進		500人/年	健康いきがい課
7	妊産婦・新生児訪問(再掲)	妊娠・産後の健康管理や新生児の養育・発達・保育等の助言指導を行うため、保健師・助産師による家庭訪問を実施します。	維持・推進	妊産婦訪問回数 延2,395件/年 新生児訪問回数 延2,257件/年 新生児訪問実人数 2,139名/年 訪問指導率(訪問実人数÷対象者数) 87%	維持・推進	○	維持・推進	こんにちは赤ちゃん訪問事業として、全戸訪問を目指す。	延 3,900人/年	健康いきがい課
8	専門的相談支援(乳児家庭全戸訪問事業)(再掲)	乳児のいる家庭を訪問し、その居宅においてさまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行います。支援が必要な家庭に対しては、適切なサービス提供に結びつけることにより、地域の中で子どもが健やかに育てできる環境整備を図ります。	維持・推進	新生児訪問延回数 2,257件 新生児訪問実人数 2,139名 訪問指導率(訪問実人数÷対象者数) 87%	維持・推進	○	維持・推進	こんにちは赤ちゃん訪問事業として、全戸訪問を目指す。	1,900人/年	健康いきがい課
9	乳児及び幼児育児相談(再掲)	乳児・幼児と親を対象に、育児に関する知識の習得や育児不安の軽減を目的にグループワーク、個別訪問、また、児童館等での出張育児相談も行います。	維持・推進	一般乳幼児の会 4,130人/年 多胎児の会 518人/年 外国人ママの会 142人/年 心臓病児の会 52人/年 発達の遅れの児の支援 676人/年 母子講演会 286人/年 合計 5,804人/年	維持・推進	○	維持・推進		4,500人/年	健康いきがい課
10	Hib(Hib)ワクチン予防接種費用一部助成(再掲)	生後2カ月～5歳未満の乳幼児を対象に、Hibワクチン任意予防接種費用の一部を助成します。	維持・推進	接種者数 2,771人/年 延8,050件/年	維持・推進	◎	事業終了	予防接種法の改正に伴い定期予防接種に移行した。	6,000件/年	健康いきがい課
11	専門的相談支援(養育支援訪問事業)(再掲)	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・子ども家庭支援ワーカーがその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言を行うことにより、家庭で適切な養育ができるよう支援します。	維持・推進	健康いきがい課 訪問実件数 256件 訪問延件数 669件 児童虐待対策担当課 訪問実件数 166件 訪問延件数 489件	維持・推進	○	維持・推進		500人/年	健康いきがい課・児童虐待対策担当課長
12	子どもの権利擁護に関する啓発活動	「子どもの権利条約」や「児童虐待防止法」等の児童の権利擁護に関する法令等の啓発を実施します。	維持・推進	講演会を2回/年開催。 参加者数 81人/年 啓発月間(11月)に「おしゃべり」を実施。	維持・推進	○	維持・推進		—	児童虐待対策担当課長
13	子ども家庭支援センター事業(育ち愛ほっと館)(再掲)	区民に身近なところで子どもと家庭に関する問題に対して総合的に対応できる機関として、子どもと家庭の総合相談事業、在宅支援事業、乳幼児親子の居場所づくり等を実施し、地域で安心して子育てができる環境づくりを推進します。また、先駆型子ども家庭支援センターとして、児童虐待通告の第一次窓口となり、家庭訪問、相談関係機関との連絡調整を行います。	維持・推進	育ち愛ほっと館1館で実施。 入館者数 30,042人/年 新規相談件数 1,381件/年 児童虐待新規受理数 150件/年 相談対応総活動数 9,101回/年 児童虐待対応件数 3,886回/年	維持・推進	○	維持・推進		1館	子育て支援課・児童虐待対策担当課長
14	見守りサポート事業(再掲)	子ども家庭支援センター(育ち愛ほっと館)において、児童相談所と連携し、軽度の児童虐待が認められるが、在宅での指導が適切と判断される家庭及び児童虐待により児童相談所が一時保護若しくは施設措置等をした児童が家庭復帰した後の家庭等への支援を行います。	維持・推進	対応 5家庭 6ケース	維持・推進	○	維持・推進		—	児童虐待対策担当課長

15	子どもショートステイ事業（再掲）	保護者が病気、出産や出張等の理由により、一時的に児童を養育することが困難になった場合、児童養護施設で必要な養育を行います。	維持・推進	児童養護施設1カ所にて実施。利用実績 延60日/年（19家庭23児童）	維持・推進	○	維持・推進	1カ所	児童虐待対策担当課長
16	子どもトワイライトステイ事業（再掲）	保護者が就労等により、一時的に児童を養育することが困難になった場合、児童養護施設で午後から夜間にかけて必要な養育を行います。	維持・推進	児童養護施設1カ所にて実施。利用日数 延50日/年（17家庭25児童）	維持・推進	○	維持・推進	1カ所	児童虐待対策担当課長
17	教育相談所の運営（再掲）	児童・生徒の悩みや、保護者・教員の教育指導に関する相談を、多領域の専門家により行います。	維持・推進	相談件数 1,366件/年	維持・推進	○	維持・推進	—	教育指導課
18	心の教育推進委員会の運営（再掲）	「北区心の教育推進委員会」において、児童生徒の心の教育及び健全育成に関わる課題を検討し、解決の方策を探るための会議、活動及び講演会を実施します。	維持・推進	心の教育推進委員会 5回/年	維持・推進	○	維持・推進	—	教育指導課
19	スクールカウンセラーの配置（再掲）	いじめや登校拒否等、児童・生徒の心の問題に起因する問題行動等の対応のために、区立小・中学校へスクールカウンセラーを配置します。	維持・推進	区費のスクールカウンセラー10名を全小学校に配置。（1名が3～4校を担当）（中学校には都費のスクールカウンセラーを全校に配置済み）	維持・推進	○	拡充	全校	教育指導課
20	スクールソーシャルワーカー（SSW）の配置	いじめや不登校、児童虐待、暴力行為など、児童・生徒の問題行動等の実態を把握し、子供を取り巻く環境の改善を図るためにSSWを配置します。	22年度新規	2名のスクールソーシャルワーカーを教育相談所に配置。	維持・推進	○	拡充	—	学校支援課

5. 安全・安心な子育て環境づくり

(1) 子どもの安全を確保する活動の推進

No.	事業名	事業内容	計画時の方向性	平成24年度実施状況		進捗状況	平成25年度以降の方向性		目標 平成26年度	担当課
				内容	概況		方向性	特記事項		
1	乳幼児の家庭内の事故の予防	乳幼児健診（3～4カ月、1歳6カ月、3歳児）時に乳幼児の家庭内における事故を未然に防ぐためにパンフレットを配布し、健康教育を実施して意識啓発に努めています。また、児童館などでの健康教育の際に、乳幼児の事故予防について意識啓発に努めています。	維持・推進	3～4カ月健診 2,450人/年 1歳6カ月健診 2,212人/年 3歳児健診 2,209人/年 合計 6,871人/年	維持・推進	○	維持・推進	10,000人/年	健康いきがい課	
2	食の安全対策	保育園、小中学校給食施設の一斉点検・衛生指導や給食そうざいの細菌検査等を実施するとともに調理従事者に対する衛生講習会等の衛生教育を実施します。また、パンフレット等の配布を通じて家庭に対しても正しい知識の普及啓発に努めます。	維持・推進	113施設/年	維持・推進	○	維持・推進	101施設	生活衛生課	
3	ランドセルカバーの着用	区立小学校（38校）と私立星美学園小学校の新入学児童にランドセルカバーを装着させることにより、児童の交通安全意識を養い、併せて車両運転手からの視認性の効果を高め、交通事故防止に努めます。	維持・推進	区立小学校（38校）と私立星美学園小学校の新入学児童にランドセルカバーを配布。また、19年度より防犯対策として、危機管理室及び教育委員会と協議し「防犯ブザーけいたい中」を表示。配布枚数 2,400枚/年	維持・推進	○	維持・推進	公私立小学校 40校	交通担当課	
4	交通安全教室の開催	管轄警察署が中心となり、小学生の安全な歩行、自転車や乗り物の安全な利用等の交通安全教室を開催します。	維持・推進	管轄警察署が中心となり、小学生の安全な歩行、自転車や乗り物の安全な利用等の交通安全教室を開催。	維持・推進	○	維持・推進	実施	交通担当課	
5	自転車安全日の設定	毎月18日を自転車安全日と定め、交通ルールの遵守、マナーの向上の啓発運動を実施して、自転車事故の防止を図ります。	維持・推進	毎月18日の自転車安全日に、交通ルールの遵守、マナー向上の啓発運動を実施し、自転車事故の防止に努めた。	維持・推進	○	維持・推進	実施	交通担当課	

6	自転車幼児用座席でのヘルメット着用の促進	自転車転倒事故から幼児の頭部を守るため、幼児用ヘルメットの着用を勧める啓発運動を実施します。	維持・推進	自転車転倒事故から幼児の頭部を守るため、幼児用ヘルメットの着用を勧める啓発運動を実施。	維持・推進	○	維持・推進		実施	交通担当課
7	自転車安全運転免許証制度の推進	小学生4学年に対して、自転車の安全利用の実技・筆記試験を実施し、合格者に自転車安全運転免許証を発行し、自転車の安全利用・マナーの向上を図ります。	維持・推進	小学生4学年に対して、自転車の安全利用の実技・筆記試験を実施し、合格者に自転車安全運転免許証を発行し、自転車の安全利用・マナーの向上に努めた。 試験実施校数 15校 自転車安全運転免許証発行数 546枚	維持・推進	○	維持・推進		19校	交通担当課
8	安全講習会の実施	児童の安全を図るため、自ら危険回避を行う重要性を学ぶためのセーフティ講習会や防犯教室などを実施します。	維持・推進	9講座/年実施。	維持・推進	○	維持・推進		7講座/年	子育て支援課
9	学校110番の整備・維持管理	子どもたちの安全を図るため、緊急通報用として区立小・中学校、区立幼稚園・保育園、児童館、学童クラブに緊急通報装置を設置し、維持管理を行います。また、私立保育園及び認証保育所については、学校110番を設置する際に、補助金を交付します。私立幼稚園においては幼児の安全を図るため、学校110番の維持管理に対し、補助金を交付します。	維持・推進	全区立小中学校、区立幼稚園、公私立保育園、児童館、学童クラブは設置済み。3か月に1回の巡回保守、月1回の機械保守、故障箇所の修理を行った。 私立幼稚園は21園に補助金を交付。	維持・推進	○	維持・推進		全区立小中学校 区立幼稚園 公私立保育園 児童館 学童クラブ 私立幼稚園	子育て支援課・保育課・学校施設管理課
10	放課後子どもプランの推進（再掲）	小学校を活用して、放課後等における子ども達の安全・安心で健やかな活動拠点（居場所づくり）の充実を図るため、「放課後子ども教室」「学童クラブ」「校庭開放」の機能をあわせもつ総合的な放課後対策のあり方を検討し、小学校に順次導入します。	拡充	東十条小学校で放課後子どもプランのモデル事業を開始。さらに新規実施校4校を準備。放課後子ども教室は8校で実施。 参加者数 東十条放課後子どもプラン延25,867人/年 放課後子ども教室8校 延33,344人/年	拡充	○	拡充	放課後子どもプラン5校の実施と26年度実施校の選定。	13校	子育て支援課・学校地域連携担当課長
11	給食における食物アレルギー対応	給食における食物アレルギー対応については各学校・保育園とも除去食・個別調理により対応します。なお、保育園では代替食の対応もしています。	維持・推進	区立保育園31園（直営） 全区立小中学校で実施	維持・推進	○	維持・推進		区立保育園25園（直営） 全区立小中学校	保育課・学校支援課
12	給食の衛生管理	・調理従事者には毎月2回の細菌検査を実施します。 ・おかすの衛生検査を年4回実施します。 ・調理点検日報に基づき毎日衛生チェックをします。 ・北区保健所における給食調理場一斉衛生検査及び衛生講習会へ参加（調理員、栄養職員、非常勤栄養士、委託調理従事員含む）します。	維持・推進	区立保育園31園（直営） 全区立小中学校で実施	維持・推進	○	維持・推進		区立保育園25園（直営） 全区立小中学校	保育課・学校支援課
13	調理業務委託業者への衛生管理	厚生労働省監修による「大量調理施設衛生管理マニュアル」及び「調理・用務業務委託仕様書」（保育課）、「調理業務委託仕様書」（学校支援課）に基づき、それぞれ衛生管理の徹底を図ります。	維持・推進	区立保育園29園（直営） 全区立小中学校で実施	維持・推進	○	維持・推進	平成25年度より西が丘保育園で調理業務の委託を開始。	区立保育園25園（直営） 全区立小中学校	保育課・学校支援課
14	安心安全な給食の実施	子供たちに安心安全でおいしい給食を提供するため、食品搬入時の温度管理や肉類・野菜の国内産使用の徹底など、栄養士の管理の下で安全で新鮮な食材の購入に努め、園児・児童・生徒に手作りの調理を実施します。	維持・推進	区立保育園31園（直営） 全区立小中学校で実施	維持・推進	○	維持・推進		区立保育園25園（直営） 全区立小中学校	保育課・学校支援課
15	子ども安全対策協議会	児童を犯罪等から守るため、各区立小学校において保護者や自治会等地域の方々、警察署等で構成する「子ども安全対策協議会」を組織し、地域が連携して安全対策活動を実施します。	維持・推進	全区立小学校において「子ども安全対策協議会」を設置している。随時協議会を開催し、安全対策活動を実施。	維持・推進	○	維持・推進		全校	学校地域連携担当課長

16	児童交通指導員の配置	通学路の交差点や横断歩道等に児童交通指導員を配置し、交通安全指導と誘導を行います。	維持・推進	登下校時、122カ所に児童交通指導員を配置。	維持・推進	○	維持・推進		112カ所	学校支援課
17	通学路標識の設置	通学路標識を設置し、通行車両に対し注意・警戒を喚起します。	維持・推進	通学路標識543カ所、電柱巻標識923カ所を設置し、維持管理している。	維持・推進	○	維持・推進		554カ所	学校支援課
18	学校支援ボランティア活動推進事業（再掲）	小中学校にスクールコーディネーターを配置し、学校のニーズに合わせて、ボランティアの希望を配慮しながら適任者を学校に紹介して、学校支援ボランティアの活動を推進します。	維持・推進	小学校27校・中学校10校	維持・推進	◎	維持・推進	新規6校（小学校4校・中学校2校）開始	全サブファミリー	学校地域連携担当課長
19	校庭開放推進事業（学校校庭の地域開放）（再掲）	区立学校の校庭を児童・生徒に遊び・スポーツの場に開放し、体力づくりと生涯スポーツの推進を図ります。学校に設置した校庭開放運営委員会が開放指導員を委嘱し、事故防止と指導育成を図ります。	維持・推進	延125,451人が参加（放課後子ども教室含む）小学校38校	維持・推進	○	維持・推進		小学校31校 中学校5校	学校地域連携担当課長

(2) 犯罪を防止する活動の推進

No.	事業名	事業内容	計画時の方向性	平成24年度実施状況		進捗状況	平成25年度以降の方向性		目標 平成26年度	担当課
				内容	概況		方向性	特記事項		
1	北区安全・安心パトロール事業	安全で安心して生活することができる地域環境の確保のため、365日24時間体制で区内の巡回パトロールを実施します。	維持・推進	青色回転灯を設置した専用車両及び自転車を使用して365日24時間体制でパトロールを実施した。保育園など、子ども関係施設に重点を置いて巡回活動をするほか、犯罪発生時には発生した地域への巡回強化、車両による防犯啓発または災害における広報等を実施した。	維持・推進	○	維持・推進		365日24時間体制のパトロール	危機管理課
2	地域生活安全環境整備事業（「安全・安心」・快適メール／安全安心情報）	安全・安心情報メール登録者向けに、子どもを対象とした、声かけ、痴漢行為等、子どもの安全を脅かす行為をする不審者に関する情報を配信します。	維持・推進	不審者情報配信 23件 犯罪情報配信 37件 登録者数 5,526人	維持・推進	○	維持・推進		登録者 11,000人	危機管理課
3	地域生活安全環境整備事業（『子ども安全手帳』）	子どもをねらった犯罪等に対し、子ども自身が日頃から防犯や安全に関して考えたり、潜在的に危険な場所に気づく能力や防犯意識を啓発するための補助教材として『子ども安全手帳』を作成し、区内の小学生に配布します。	維持・推進	配布部数 3,230部	維持・推進	○	維持・推進		配布数 3,500部/年	危機管理課
4	地域生活安全環境整備事業（小・中学生への防犯ブザー配布）	子どもをねらった犯罪等に対する安全対策として、防犯ブザーを区内の私立小学校の新入児童及び私立中学校の新入学生希望者等に配布します。	維持・推進	配布個数 240個	維持・推進	△	維持・推進	平成24年度から中学生への配布を中止。	配布数 1,450個/年	危機管理課
5	子ども安心まちづくり事業	子どもにとって潜在的に危険な場所や犯罪の発生が予測されそうな場所を総合的に改善していくことを目指し、平成21年度に全小学校長に地域の危険箇所等の調査を行い、23年度までの3カ年で改善を行う。	事業終了		事業終了	◆	事業終了		平成23年度 事業終了	危機管理課
6	北区安全・安心ネットワーク事業	子どもや女性、高齢者を含むすべての区民が、安全で安心して生活することができる地域環境を整備するため、区民、防犯ボランティア団体、事業者及び関係機関等と連携して、北区安全・安心ネットワークを構築していきます。	維持・推進	防犯ボランティア団体数 57団体 1,070人	維持・推進	○	維持・推進		70団体 1,350人	危機管理課 ほか10課
7	肺がん予防対策（再掲）	未成年者を対象に、肺がんの一次予防対策として講習会を実施し、肺がんに関する知識や、喫煙と肺がんとの関係の理解を深め、禁煙支援・喫煙防止を図ります。	維持・推進	区立中学校 1,175人/年	維持・推進	○	維持・推進		区立中学校 2,300人/年	健康いきがい課

8	地域ふれあいパトロール事業	児童館・学童クラブ利用児童の安全確保のため、シルバー人材センターに委託し、付近のパトロールを実施します。	維持・推進	4月、10月～翌年2月に実施。	維持・推進	○	維持・推進	—	子育て支援課
9	行事開催時の関係機関との連携によるパトロール	夏休みや祭礼時の行事に、青少年地区委員会や学校、警察等と連携しパトロールを実施します。	維持・推進	19各地区委員会で実施。	維持・推進	○	維持・推進	—	子育て支援課
10	環境浄化運動	青少年地区委員会などにおいて、青少年の健全育成を阻害する恐れのある、有害な図書・ビデオテープ・DVD等の調査や排除に向けての啓発運動を実施します。	維持・推進	1回/年（11月）実施。	維持・推進	○	維持・推進	—	子育て支援課
11	青少年の非行及び事故防止のための各関係機関の協働	青少年問題協議会・青少年地区協議会・青少年地区委員会で関係機関と情報交換を行い、青少年の非行及び事故の防止を推進します。	維持・推進	青少年問題協議会 5回/年実施。 青少年地区協議会 3回/年実施。	維持・推進	○	維持・推進	—	子育て支援課
12	区立小学生向け防犯ブザーの配付	子どもを狙った犯罪等に対する安全対策として、防犯ブザーを区立小学校の新入児童（転入含む・全員）及び区立中学校の新入生（転入含む・希望者）に配付します。	維持・推進	区立小学校の新入児童（転入児童を含む）全員に対して配布。	維持・推進	○	維持・推進	全対象者	学校地域連携担当課長
13	防犯講習の実施	学校やPTAが警察・防犯協会等の協力を得て、児童生徒の安全確保のための講習会を実施します。	維持・推進	全小中学校で実施。	維持・推進	○	維持・推進	全校	各学校教育指導課
14	こども110番	「こども110番」等のシンボルマークを協力者宅の玄関等に設置し、児童・生徒が登下校時に危険を感じた場合、協力者宅に保護を求め、警察や保護者・学校などへ連絡し、安全の維持を推進します。小学校PTA連合会にプレート代、保険料を助成します。	維持・推進	協力者宅に掲示するプレートの作成補助、協力者を対象とした傷害保険の保険料を補助。 協力者数3,976軒	維持・推進	○	維持・推進	4,500軒	学校地域連携担当課長

(3) 安心して子育てできるまちづくり

No.	事業名	事業内容	計画時の方向性	平成24年度実施状況		進捗状況	平成25年度以降の方向性		目標 平成26年度	担当課
				内容	概況		方向性	特記事項		
1	公共施設のバリアフリー化	誰もが安心して自由に行動できる福祉のまちづくりを推進するため、公共施設にエレベーターやスロープ、身体障害者用トイレなどを設置します。	維持・推進	①保育園新築1件（EV設置、だれでもトイレ） ②福祉作業所改修1件（スロープ設置、だれでもトイレ） ③コミュニティアリーナ新設1件（スロープ設置） ④ふれあい館1件（スロープ設置） ⑤老人いこいの家改修1件（スロープ設置、だれでもトイレ改修、EV改修） ⑥小学校体育館改修1件（スロープ設置） ⑦昭和町ふれあい児童遊園の新設（バリアフリー化と身体障害者用トイレ設置） ⑧区道に歩道を設置 3か所（北18号、北20号、北30号）	維持・推進	○	維持・推進	—	健康福祉課	
2	住環境のシックハウス対策	主に子どもが利用する区有施設におけるシックハウス対策として、室内空気の状態測定を行い、対策が必要な場合は改善を指導するとともに、個人からの相談にも対応します。	維持・推進	41施設/年 94居室/室	維持・推進	○	維持・推進	リスク評価を実施し、安全確認を確認の上、対象施設を絞り込む。	35施設/年 69居室/年	生活衛生課
3	私立幼稚園安全安心環境整備補助	私立幼稚園において幼児の安全・安心を図るため、アスベスト対策等に対し、補助金を交付します。	維持・推進		事業終了	◆	事業終了	平成22年度で事業終了	—	子育て支援課

4	赤ちゃん休けい室の整備	赤ちゃんを連れて安心して外出できるよう、おむつ替えや授乳などで気軽に立ち寄ることができる簡易スペースを区民施設に設置します。	拡充	設置数 41カ所	拡充	○	拡充		50カ所	子育て支援課
5	居住環境整備指導要綱による事前協議	一定規模以上の共同住宅等の建築物を建設する事業者と歩道状公開空地の整備等について事前協議を行い、歩行者が安全に通行できる歩行空間の確保を図ります。	維持・推進	協議申出：53件/年	維持・推進	○	維持・推進		—	都市計画課
6	交通バリアフリー基本構想の策定	各駅周辺バリアフリー基本構想は予定駅全て策定済みであり、引き続き構想に位置づけられた事業の進捗管理を行います。	維持・推進	北区交通バリアフリー協議会 1回/年開催	維持・推進	△	維持・推進		—	都市計画課
7	鉄道駅エレベーター等整備事業	公共交通機関の利用環境の改善と妊婦や子ども連れ等の移動円滑化を促進するため、鉄道事業者等に対し鉄道駅のエレベーター等の設置費用の一部を補助します。	維持・推進	実施なし	維持・推進	△	維持・推進		3駅4カ所補助	都市計画課
8	私道防犯灯改修事業	私道防犯灯設置工事（新設・改修）を行います。	維持・推進	改修 74基/年 新設 18基/年 合計 92基/年	維持・推進	○	維持・推進		100基/年	道路公園課
9	公園等整備事業・公園等維持管理（防犯灯）	公園、児童遊園等の新設及び再整備における公園灯の設置や、既設公園・児童遊園等における公園灯の老朽化や破損等に伴う改修、新設、ランプ交換を行います。	維持・推進	公園・児童遊園の公園等84カ所のランプ交換 工事 1カ所（昭和町ふれあい児童遊園）	維持・推進	○	維持・推進	北谷端公園 H25：工事	—	道路公園課・工事課
10	駅周辺へのエレベーター等の設置	公共交通へのアクセスのバリアフリー化と鉄道横断施設の安全性と快適性を確保するため区道部分などにエレベーター等の昇降機を設置します。	事業完了	田端駅 1カ所 検討	維持・推進	△	維持・推進	田端駅 1カ所	事業完了	工事課
11	まちなかのお花畑整備事業	経年等により老朽化した公園、児童遊園を再整備する際に季節感あふれる草花の植栽を中心に公園づくりを推進します。	拡充	設計 1カ所（北谷端公園）	維持・推進	○	維持・推進	北谷端公園 H25：工事	3カ所	工事課
12	歩道の整備	道路の新設・拡幅に併せ、歩道を整備します。	維持・推進	工事 1路線（特別区道第18号、20号）	維持・推進	○	維持・推進	都市計画道路や幹線区道等において、用地取得完了後、順次整備を進めていく。	—	工事課
13	親元近居助成〔子育て世帯の居住支援〕	親世帯が区内に10年以上住んでいる子ども世帯（ファミリー世帯）が区内に住宅を取得する際に、20万円を限度に登記費用を助成します。	維持・推進	助成件数 51件/年	維持・推進	○	維持・推進	住宅マスタープラン2010では、22～26年度で200件目標	40件/年	住宅課
14	三世代住宅建設助成〔子育て世帯の居住支援〕	区内に準耐火建築以上の耐火性を備え、高齢者に配慮した設備等を有する三世代住宅を建設する方に50万円を助成します。	維持・推進	助成件数 18件/年	維持・推進	○	維持・推進	住宅マスタープラン2010では、22～26年度で150件目標	30件/年	住宅課
15	ファミリー世帯住み替え家賃助成〔子育て世帯の居住支援〕	区内の民間賃貸住宅に住んでいるファミリー世帯が、最低居住水準以上で転居前より広い区内の民間賃貸住宅に転居する際に住み替え家賃差額について、1年目月額2万円を限度（2年目は1年目の2/3、3年目は1年目の1/3）に、3年間助成します。また、転居費用についても30万円を限度に助成します。	維持・推進	助成件数20件/年 （3年間の継続助成のため前年度以前の申請世帯のうち24年度も継続して助成した世帯数は63件）	維持・推進	○	維持・推進	住宅マスタープラン2010では、22～26年度で200件目標	新規40件	住宅課
16	集合住宅の建築及び管理に関する条例	ファミリー層の定住化を図るため、3階以上15戸以上の集合住宅を建築する際に、一定の要件のもと、ファミリー向けの住宅を設置するよう事業者、設置義務を課します。	維持・推進	届出件数40件（うちファミリー向け住宅（専有面積55㎡以上）の計画戸数は749戸）	維持・推進	○	維持・推進		40件	住宅課
17	コミュニティバスの運行	高齢者や障害者をはじめ誰もが安心して移動できるまちづくりを進めるため、民間事業者等と連携してコミュニティバスの運行を行います。	維持・推進	継続運行1路線2系統 乗車人数 延572,245人/年	維持・推進	○	維持・推進		継続運行1路線モデル運行1路線	交通担当課

18	自転車駐輪場の整備	放置自転車を解消し、駅周辺の交通環境を改善するため、自転車駐車場の整備補助制度の活用をはじめ、多様な手法を導入して、整備・拡充します。	拡充	関係機関との調整を進めた。 区設置数 24カ所 民間補助件数 0カ所	維持・推進	○	拡充		民間4カ所 区30カ所	交通担当課
追	私立幼稚園自動体外式除細動器設置補助	私立幼稚園において幼児の安全・安心を図るため、自動体外式除細動器を設置した経費に対して、経費の1/2（限度額175,000円）を補助します。	23年度新規		事業終了	◆	事業終了	平成23年度で事業終了	—	子育て支援課

6. 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援 (1)児童虐待等防止対策及び被虐待児と家庭への支援

No.	事業名	事業内容	計画時の方向性	平成24年度実施状況		進捗状況	平成25年度以降の方向性		目標 平成26年度	担当課
				内容	概況		方向性	特記事項		
1	マザー&チャイルドミーティング（母と子の関係を考える会）（再掲）	育児不安や子育てに困難感を抱く母親を対象に、参加者同士のグループワークにより不安や問題の軽減を図ります。	維持・推進	58回/年実施。 参加者数 実599人/年 延1,011人/年	維持・推進	○	維持・推進		1,500人/年	健康いきがい課
2	専門的相談支援（乳児家庭全戸訪問事業）（再掲）	乳児のいる家庭を訪問し、その居宅においてさまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行います。支援が必要な家庭に対しては、適切なサービス提供に結びつけることにより、地域の中で子どもが健やかに育てられる環境整備を図ります。	維持・推進	新生児訪問延回数 2,257件 新生児訪問実人数 2,139名 訪問指導率（訪問実人数÷対象者数） 87%	維持・推進	○	維持・推進	こんにちは赤ちゃん訪問事業として、全戸訪問を目指す。	1,900人/年	健康いきがい課
3	専門的相談支援（養育支援訪問事業）（再掲）	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・子ども家庭支援ワーカーがその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言を行うことにより、家庭で適切な養育ができるよう支援します。	維持・推進	健康いきがい課 訪問実件数 256件 訪問延件数 669件 児童虐待対策担当課 訪問実件数 166件 訪問延件数 489件	維持・推進	○	維持・推進		500人/年	健康いきがい課・児童虐待対策担当課長
4	要保護児童対策地域協議会の運営	子ども家庭支援センター（育ち愛ほっと館）を中心に、児童相談所及び、健康いきがい課、保育園、幼稚園、児童館を始め、区内の関係機関、関係団体との連携を一層推進し、情報を共有しながら適切な対応をはかります。	維持・推進	代表者会議を1回/年、実務者会議を3回/年、個別ケース会議を61回/年開催。	維持・推進	○	維持・推進		3回/年程度	児童虐待対策担当課長
5	子どもショートステイ事業（再掲）	保護者が病気、出産や出張等の理由により、一時的に児童を養育することが困難になった場合、児童養護施設で必要な養育を行います。	維持・推進	児童養護施設1カ所にて実施。 利用実績 延60日/年 （19家庭23児童）	維持・推進	○	維持・推進		1カ所	児童虐待対策担当課長
6	子ども家庭支援センター事業（育ち愛ほっと館）（再掲）	区民に身近なところで子どもと家庭に関する問題に対して総合的に対応できる機関として、子どもと家庭の総合相談事業、在宅支援事業、乳幼児親子の居場所づくり等を実施し、地域で安心して子育てができる環境づくりを推進します。また、先駆型子ども家庭支援センターとして、児童虐待通告の第1次窓口となり、家庭訪問、相談関係機関との連絡調整を行います。	維持・推進	育ち愛ほっと館1館で実施。 入館者数 30,042人/年 新規相談件数 1,381件/年 児童虐待新規受理数 150件/年 相談対応総活動数 9,101回/年 児童虐待対応件数 3,886回/年	維持・推進	○	維持・推進		1館	子育て支援課・児童虐待対策担当課長
7	見守りサポート事業	子ども家庭支援センター（育ち愛ほっと館）において、児童相談所と連携し、軽度の児童虐待が認められるが、在宅での指導が適当と判断される家庭及び児童虐待により児童相談所が一時保護若しくは施設措置等をした児童が家庭復帰した後の家庭等への支援を行います。	維持・推進	対応 5家庭 6ケース	維持・推進	○	維持・推進		—	児童虐待対策担当課長
追	児童虐待対応力向上事業	子ども家庭支援センター（育ち愛ほっと館）に児童虐待対策コーディネーターを配置し、児童虐待ケースの状況を把握して、援助方針等を検討し児童相談所や学校、母子保健等の関係機関との連携を強化する。	23年度新規	虐待ケース進行管理対応件数 180件 児童相談所との連携会議 16回 要保護児童に関する出欠状況の確認 要保護児童数45件 32機関	維持・推進	○	維持・推進		—	児童虐待対策担当課長

追	相談対応力強化事業	子ども家庭支援サービスの総合調整機関である子ども家庭支援センター（育ち愛ほっと館）の対応力強化を図るため、相談援助技術等のスーパーバイズをうける。	24年度新規	スーパーバイズ 3回	事業開始	○	維持・推進	—	児童虐待対策担当課長
---	-----------	---	--------	------------	------	---	-------	---	------------

(2)ひとり親家庭への支援

No.	事業名	事業内容	計画時の方向性	平成24年度実施状況		進捗状況	平成25年度以降の方向性		目標 平成26年度	担当課
				内容	概況		方向性	特記事項		
1	ひとり親休養ホーム事業	区が宿泊、日帰り施設を指定し、利用料の一部を助成して、ひとり親家庭の休養、健康増進を図ります。	維持・推進	24年度から日帰り施設のみ 日帰り施設 2カ所 689人/年	縮減	○	維持・推進	宿泊52人/年 日帰り900	生活福祉課	
2	母子家庭の母親の就業促進	母子家庭の生活の自立に向けた就労支援を推進します。ハローワークと連携して就労支援を行います。また、母子家庭自立支援給付金事業を実施します。	維持・推進	母子自立支援プログラム 1件/年 自立支援教育訓練給付金事業 7件/年 高等技能訓練促進費 18件/年	維持・推進	○	維持・推進	国の方針に基づき、25年度から父子家庭の父も対象とする等、事業内容の変更予定あり。	教育訓練給付金12人/年 高等技能訓練促進費25人/年	生活福祉課
3	母子家庭に対する相談体制の充実や施策・取り組みに関する情報の提供	迅速かつきめ細やかな対応をめざし、相談体制を充実させるとともに、施策や取り組みについて北区ニュースやホームページで情報提供を行います。	維持・推進	母子自立支援員3名（正規2、再雇用1名）体制で実施。 相談件数 生活一般 395件/年 児童 57件/年 生活援護 141件/年 その他 628件/年 合計 1,221件/年	維持・推進	○	維持・推進	相談件数 1,500件/年	生活福祉課	
4	母子生活支援施設（浮間ハイマート）	母子家庭で児童の養育が十分できない場合、母子ともに入所させて保護し、生活の安定と自立を支援します。	維持・推進	18年度に指定管理者制度を導入。母子家庭の自立促進のための生活支援を実施。25年3月末現在12世帯29人入所。19年度から緊急一時保護事業を拡充。23年度より定員を26→24世帯に変更。2世帯は緊急一時用。	維持・推進	○	維持・推進	定員 26世帯	生活福祉課	
5	母子福祉資金貸付	母子家庭に対して経済的に自立して安定した生活を送るために必要とする資金を貸付します。	維持・推進	貸付件数 生活 2件/年 修学 45件/年 就学支度 4件/年 修業 0件/年 技能習得 1件/年 転宅 0件/年 合計 52件/年	維持・推進	○	維持・推進	—	生活福祉課	
6	母子福祉応急小口資金貸付	母子家庭に対して応急に必要とする小口資金を貸付けることにより、生活の安定を図ります。	22年度に縮小し、休止の方向で検討中	貸付件数 0件/年	維持・推進	○	検討・検証	今後の必要性を検討する。	—	生活福祉課
7	ひとり親家庭医療費助成	ひとり親又は父か母が障害のある家庭で、18歳に達した日の属する年度の末日（児童が障害の場合は20歳未満）まで、保険適用医療費自己負担分の全額又は一部を区が負担します。	維持・推進	受給世帯数 1,943世帯	維持・推進	○	維持・推進	—	子育て支援課	
8	ひとり親家庭への家事援助者の派遣	義務教育修了前の児童のいるひとり親家庭に民間事業者のホームヘルパーを派遣し、日常生活の世話等必要なサービスを提供します。	維持・推進	受給世帯数 4世帯 平成24年度から「緊急又は一時的援助が必要な場合」に限定。	縮減	○	維持・推進	—	子育て支援課	

9	児童扶養手当の支給	18歳に達した年度末までの児童（中度以上の障害を有する場合は20歳未満）のいるひとり親家庭、又は父か母が重度の障害を有する家庭に手当を支給します。	維持・推進	受給世帯数 2,138世帯	維持・推進	○	維持・推進	—	子育て支援課
10	児童育成手当の支給	18歳に達した日の属する年度末までの児童を養育するひとり親家庭又は父か母が重度の障害を有する家庭、及び20歳未満の障害児を養育する家庭に手当を支給します。	維持・推進	受給児童数 3,908人	維持・推進	○	維持・推進	—	子育て支援課
11	福祉サービス第三者評価の実施	母子生活支援施設サービスの質の確保と向上を図るために、第三者評価を実施します。	22年度新規	22年12月審査済み。	維持・推進	○	維持・推進	25年度受審予定。	生活福祉課

(3) 障害のある子どもと家庭への支援

No.	事業名	事業内容	計画時の方向性	平成24年度実施状況		進捗状況	平成25年度以降の方向性		目標 平成26年度	担当課
				内容	概況		方向性	特記事項		
1	未熟児養育医療助成	母子保健法に基づき、養育のため入院することを必要とする未熟児に対して、給付を行います。	維持・推進	申請 46件/年	維持・推進	○	維持・推進	申請60件/年	健康いきがい課	
2	乳幼児健康診査（3～4カ月、6・9カ月、1歳6カ月、3歳児）（再掲）	健康相談係・委託医療機関にて集団・個別で健診を行います。専門家による育児・栄養・心理・歯科保健相談も行います。また、育児支援の相談や情報提供を図り、問題発生を予防し早期に対応します。	維持・推進	3～4カ月健診 2,450人/年 6・9カ月健診 4,511人/年 1歳6カ月健診 2,212人/年 3歳児健診 2,209人/年 合計 11,382人/年	維持・推進	○	維持・推進	延 12,500人/年	健康いきがい課	
3	特別育児相談	病児・障害児を抱える親に対して、定期的にグループワークを実施、必要に応じて個別相談を実施します。専門講師による講演会・講習会を実施します。	維持・推進	発達遅れの児の支援 676人/年 パンダのハート（心臓病をもつ子と保護者の会） 52人/年	維持・推進	○	維持・推進	600人/年	健康いきがい課	
4	自立支援医療（育成医療）	障害者自立支援法・北区自立支援医療事業実施要綱に基づき、心身障害児に対し医療費の助成を行います。	維持・推進	医療給付件数 延80件/年	維持・推進	○	維持・推進	50件/年	障害福祉課	
5	心身障害者医療費助成	心身障害者（児）に対し、医療費の一部を助成します。	維持・推進	受給者数 35人 （16～18歳）※15歳以下1人あり	維持・推進	○	維持・推進	16～18歳の受給者 27人	障害福祉課	
6	外出支援に関する事業	身体障害者（児）に対し、外出を支援するため、リフト付タクシー運行業者に運行業務を委託します。また、心身障害者（児）に対し、福祉タクシー券、福祉燃料券の交付を行います。	維持・推進	リフト付きタクシー 1社 福祉タクシー券 5,045人/年 燃料券 760人/年	維持・推進	○	維持・推進	リフト付きタクシー1社 福祉タクシー券 4,428人/年 燃料券750	障害福祉課	
7	居宅介護事業	日常生活を営むことに支障がある在宅の心身障害者（児）が、生活全般の介護・家事等の必要な援助を受けることを支援します。	維持・推進	障害児 65人/年	維持・推進	○	維持・推進	児童 63人/年	障害福祉課	
8	気管支ぜん息等への公害健康被害予防事業	気管支ぜん息等をもつ親と子どもを対象に健康相談や学習の機会を設けます。また、サマーキャンプ事業を実施します。	維持・推進	講習会33名	維持・推進	○	維持・推進	参加 40人/年	障害福祉課	
9	重度心身障害者日常生活用具給付及び住宅設備改善費給付	在宅の重度心身障害者（児）の日常生活を容易にするため、日常生活用具の給付と住宅設備改善費の給付を行います。	維持・推進	日常生活用具 5,522件 住宅設備改善者・障害児 15件	維持・推進	○	維持・推進	5,836件/年 （障害者・児）	障害福祉課	

10	障害児福祉手当	在宅のより重度の20歳未満の障害児に対し手当を支給し、その著しい重度の障害ゆえに生ずる特別な負担の軽減を図ります。	維持・推進	対象者数 100人(24年度末)	維持・推進	○	維持・推進		98人	障害福祉課
11	心身障害者紙おむつ支給	常時失禁状態にある心身障害者(児)に紙おむつを支給、または病院入院中に病院指定のおむつを使用している場合におむつ代金の一部を助成し、障害者(児)及び介護者の経済的負担の軽減を図ります。	維持・推進	心身障害児 95人(24年度末)	維持・推進	○	維持・推進		66人	障害福祉課
12	心身障害者福祉手当	心身障害者(児)等に対し手当を支給し、障害や病気のため必要となる特別な負担の軽減を図ります。	維持・推進	全対象者数 7,469人(障害者・障害児)	維持・推進	○	維持・推進		7,275人	障害福祉課
13	身体障害者入浴介助	入浴が困難な在宅の重度身体障害者(児)に対し、巡回入浴車を派遣し、入浴の機会を提供することにより家族の負担軽減を図ります。	維持・推進	対象者数 30人(障害者・障害児) 利用者数 延288人 利用回数 延1,062回	維持・推進	○	維持・推進		決定者 32人	障害福祉課
14	短期入所事業	心身障害者(児)が保護者や家族の疾病、冠婚葬祭、休養等の理由で短期間施設に入所し、適切な介護を受けることを支援します。	維持・推進	障害児利用者数 延191人/年	維持・推進	○	維持・推進		265人/年	障害福祉課
15	知的障害者(児)所在確認支援事業	知的障害者(児)が所在不明になったとき、居場所を知らせるシステムを利用して早期に発見し、事故を防止することにより知的障害者(児)の保護者の精神的・身体的負担の軽減を図ります。	維持・推進	利用登録者数 3人(障害者・児)	維持・推進	○	維持・推進		10人(障害者・児)	障害福祉課
16	補装具の交付及び修理	身体障害者(児)の身体の一部の欠損や機能の障害を補うための補装具(車いす・補聴器等)の交付と修理を行います。	維持・推進	交付 131件 修理 58件	維持・推進	○	維持・推進		303件/年	障害福祉課
17	児童デイサービス事業(平成24年4月から障害児通所支援事業)	障害児が、通所により日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を受けることを支援します。就学児童については、放課後等の居場所づくりについても支援します。	維持・推進	利用者数 延2,748人/年	維持・推進	◎	維持・推進		612人/年	障害福祉課
18	さくらんぼ園	就学前の障害またはその疑いがある乳幼児に対し、相談から療育までの総合的な支援を行います。療育部門は障害者自立支援法に基づく「児童デイサービス事業」により早期に療育を行い発達を支援し、相談部門では発達相談や人材育成、区民に対する普及啓発活動等を行います。	拡充	法改正に伴い児童福祉法に基づく「児童発達支援」の実施。関係機関連絡調整会議を2回実施。私立要支援への巡回指導員派遣を本格実施、11園のべ63回215人の相談に応じた。さくらんぼ園定員に占める年間出席割合65%(平均21人/日)発達相談年間相談件数2,053件(平均172件/月)	拡充	○	拡充	児童福祉法の一部改正により、障害児通所支援の利用前にサービス等利用計画の作成が必要となった。作成ができるのは「指定障害児相談支援事業者」に限られるため、その指定を受けるべく、準備を進める。	相談 延90人/月 療育(利用) 30人/日	子育て支援課
19	(仮称)子どもプラザの整備(再掲)	子どもの発達や、子育てに関する不安の解消に対応する総合的な子育て支援拠点として、「(仮称)子どもプラザ」を整備します。	新規	検討	検討・検証	○	検討・検証	平成26年度基本構想策定予定	工事	子育て支援課
20	特別児童扶養手当の支給	中度以上の障害を有する20歳未満の児童を養育する家庭に対し、都が手当を支給します。	維持・推進	受給世帯数 269世帯	維持・推進	○	維持・推進		—	子育て支援課
21	児童育成手当の支給(再掲)	18歳に達した日の属する年度末までの児童を養育するひとり親家庭又は父か母が重度の障害を有する家庭、及び20歳未満の障害児を養育する家庭に手当を支給します。	維持・推進	受給児童数 3,908人	維持・推進	○	維持・推進		—	子育て支援課

22	子育て相談事業（再掲）	区内25児童館において、職員や子育てアドバイザーによる子育て相談を実施します。また、7児童館において、専門相談員による子育て相談を実施します。	維持・推進	25館で実施。 専門相談件数 3,056件/年	維持・推進	○	維持・推進	「今後の児童館のあり方に関する基本方針」に基づき25年度に策定する（仮称）子どもセンター及び（仮称）ティーンズ・センターの事業計画の中で、相談事業のあり方も検討する。	25館	子育て支援課
23	保育園と学童クラブ、私立幼稚園における巡回指導員の派遣	障害児の保育を推進するため保育園及び学童クラブへ巡回指導員を派遣します。私立幼稚園への派遣については、巡回指導員の派遣方法を検討します。	拡充	派遣回数 保育園（16人で実施）420回/年 学童クラブ（13人で実施）290回/年 私立幼稚園（7人11園で実施）63回/年	拡充	○	拡充		派遣回数 保育園 500回/年 学童 326回/年	保育課・子育て支援課
24	特別支援児保育	公私立保育園において、適正な職員を配置し、児童の発達状況に応じた保育を行います。	拡充	区内全認可保育所56園で実施 公立保育園：160名 私立保育園：70名	維持・推進	○	維持・推進		54園	保育課
25	認定就学者（肢体不自由児）への介助員の派遣	区立小中学校の通常の学級で学ぶことができる「認定就学者」と就学相談により判定された肢体不自由児に介助員を派遣し、学校生活でのサポートをします。	維持・推進	認定就学者 小学校 9人 中学校 2人	維持・推進	○	維持・推進	認定就学者 小学校 6人 中学校 4人	—	教育指導課
26	特別支援学級交流教育推進事業	区立小中学校の特別支援学級在籍児一人ひとりの障害や発達の状況に応じ、個別指導計画を作成し、非常勤講師を同行させて通常学級の活動の一部に参加させる等の交流を図ります。	拡充	実施校（知的障害特別支援学級設置校） 小学校 9校 中学校 5校	維持・推進	○	維持・推進	実施校（知的障害特別支援学級設置校） 小学校 9校 中学校 5校	14校	教育指導課
27	特別支援教育推進事業	平成19年3月に策定した「北区特別支援教育推進計画」に基づき、区立小中学校で特別支援教育システム、副籍制度などを実施し、理解啓発を図ります。	拡充	八幡小学校に言語障害学級・情緒障害等通級指導学級設置（4月） 「第二次北区特別支援教育推進計画」策定 巡回指導講師配置（申請78人決定75人） 「就学支援シート」提出（195人） 副籍交流（間接22人、直接43人） 特別支援教室の整備（小学校38校・中学校12校） ※特別支援教育システムの利用が必要な学校における未利用校は0校	維持・推進	○	拡充	東京都特別支援教室モデル事業実施 LD（学習障害）児への指導の充実 ・小学校で「児童の読み書き能力の評価と個別の支援の工夫」のテーマで研究開発 ・中学校でLDの生徒への指導法開発	特別支援教育システム未利用校 0校	教育指導課
28	区立幼稚園における特別支援対象児の受け入れ	現在、5歳児の特別支援対象児の受け入れを行っていますが、平成22年度より4歳児の特別支援対象児の受け入れを開始します。	拡充	6園で特別支援対象児（4歳児・5歳児）受入。受入人数 19人	維持・推進	○	維持・推進		20人	学校支援課

7. 安心して子育てと仕事ができる環境づくり

(1)仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及啓発

No.	事業名	事業内容	計画時の方向性	平成24年度実施状況		進捗状況	平成25年度以降の方向性		目標 平成26年度	担当課
				内容	概況		方向性	特記事項		
1	ワーク・ライフ・バランスの意識啓発	ワーク・ライフ・バランスを推進するための必要な働き方の見直し、経営者のリーダーシップなど意識啓発を行なうため、講座の開催や、パンフレット・情報誌を活用した情報提供を行ないます。	維持・推進	パンフレット・情報誌による情報提供を実施	維持・推進	○	維持・推進		講座開催	男女共同参画推進課
2	ワーク・ライフ・バランス推進企業への支援〔仕事と生活の両立支援事業〕	ワーク・ライフ・バランス推進に積極的に取り組む企業を顕彰し、取り組みをPRするなどの支援を検討します。	新規	ワーク・ライフ・バランス推進企業として3社を認定	維持・推進	○	維持・推進		実施	男女共同参画推進課

3	パパ参上(地域社会への意識啓発) (再掲)	毎月1回以上土曜日に父親向けの育児や子育てに関する講座や講習会をします。	維持・推進	育ち愛ほっと館で実施。12回/年開催。参加者数 590人/年(親子総数)	維持・推進	○	維持・推進	12回/年	子育て支援課
---	-----------------------	--------------------------------------	-------	--------------------------------------	-------	---	-------	-------	--------

(2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

No.	事業名	事業内容	計画時の方向性	平成24年度実施状況		進捗状況	平成25年度以降の方向性		目標 平成26年度	担当課
				内容	概況		方向性	特記事項		
1	放課後児童健全育成事業(学童クラブ)〔学童クラブの定員拡大〕(再掲)	就労等により保護者が日中家庭にいない小学校1年生～3年生に遊びと生活の場を提供することにより健全に育成します。	拡充	59カ所で開催。定員 2,480人 登録児童数 1,974人 (24年度末)	拡充	○	拡充	定員 2,560人	子育て支援課	
2	4年生の児童館特例(再掲)	小学校3年生まで学童クラブを利用していた児童について、環境の変化に対応するため、4年生の夏休み終了時まで、特例として下校時に直接児童館へ来館できます。	維持・推進	25館で実施。登録児童数 237人	維持・推進	○	維持・推進	放課後子どもプラン実施校に在籍する4年生の特例利用は、放課後子どもプランに対応する。	25館	子育て支援課
3	各児童館のホームページ作成・更新(再掲)	児童や保護者・地域への情報提供及び円滑な運営を図るためホームページの作成・更新を行います。	維持・推進	25館で随時更新作業を実施。	維持・推進	○	維持・推進		25館	子育て支援課
4	子育て支援情報配信メール(安全・安心・快適メール)(再掲)	保育園の空き情報及び、子どもに関する講座やイベントの開催情報、区で行っている主に乳幼児がいる家庭を対象とした事業の案内などを、毎月10日に区のホームページを通じて登録した希望者にメール配信します。	維持・推進	毎月10日に配信。年12回	維持・推進	○	維持・推進		—	子育て支援課ほか
5	ファミリー・サポート・センター事業(再掲)	保育園・幼稚園の送り迎えや、保護者の都合などでお子さんの育児ができないときに、「サポート会員」がお子さんをお預かりして、育児支援を行います。	維持・推進	育ち愛ほっと館にて実施。ファミリー会員 2,686人 サポート会員 592人 両方会員(再掲) 24人 活動回数10,178回/年	維持・推進	○	維持・推進		活動回数 10,000回/年	子育て支援課
6	各保育所・幼稚園ホームページの設置・運営(再掲)	保護者の保育所や幼稚園の選択、及び保育所や幼稚園の適正な運営の確保に資するために、職員によってホームページを更新します。	維持・推進	全公私立保育園・幼稚園で随時更新作業を実施。	維持・推進	○	維持・推進		全公私立 保育園 幼稚園	保育課・学校支援課・子育て支援課
7	認可保育園〔保育園待機児解消〕(再掲)	国が定めた基準を満たした施設で、保護者の就労等で保育に欠ける0歳～5歳までのお子さんをお預かりします。(分園4園)	拡充	平成24年4月時点の待機児童数33名に対し、西ヶ原南保育園の新設(定員99名)のほか、認可定員の変更により102名の定員増とした。	拡充	○	拡充	平成25年4月現在の待機児童数が125名となったことに伴い、新設を予定している公私立3園の新設のほか、新たに乳幼児に特化した保育園3園の新設を行う。	54園	保育課
8	保育室〔保育園待機児解消〕(再掲)	都が設けた一定基準を満たした施設で、保護者の就労等で保育に欠ける0歳～3歳未満児をお預かりします。	縮減	2つの保育室とも、都の制度である定期利用保育施設への移行を行い、完了した	事業終了	◆			2園	保育課
9	認証保育所〔保育園待機児解消〕(再掲)	大都市の特性に着目し、都が独自に設けた基準により0歳～2歳の児童を中心に保育を行います。	拡充	8園で実施 定員：240名(平成24年度末)	維持・推進	○	拡充	待機児童数の増に伴い、新たに1園の誘致を行う。	9園	保育課
10	家庭福祉員〔保育園待機児解消〕(再掲)	保育士等の資格を持つ者が、0歳～3歳未満児を家庭的な雰囲気の中で、自宅などで保育を行います。	拡充	9所で実施 定員：41名(平成24年度末)	維持・推進	○	拡充	待機児童数の増に伴い、新たに3所の誘致を行う。	13園	保育課
11	一時保育事業(再掲)	利用要件を問わず、一時的に児童の養育ができない場合、保護者にかわって保育園で保育します。	拡充	指定管理園1園で新規実施し、公立直営園3園、指定管理園9園、私立保育園16園、認証保育所8園、定期利用保育施設2所の合計38園で実施	拡充	○	拡充	平成25年度に岩淵保育園、西ヶ原南保育園で実施したほか、平成26年度には新たに、王子本町保育園、浮間さくら草保育園の指定管理園2園で	43園	保育課

12	延長保育事業（再掲）	保育を必要とする保護者のニーズに対応するため、延長保育を実施します。	拡充	指定管理園1園で新規実施し、公立直営園10園、指定管理園9園、私立保育園14園、合計33園で実施。	拡充	○	拡充	平成25年度に西が丘保育園で実施したほか、平成26年度から公立直営園1園で新たに実施するほか、新たな指定管理園2園及び新規に開設する私立園2園で実施を予定。	59園	保育課
13	休日保育事業（再掲）	保護者が就労等で休日に児童の養育ができない際、保育園での保育を実施します。	拡充	指定管理園1園で新規実施し、指定管理園3園、私立保育園3園（内2園は365日開所）合計6園で実施。利用者数：延1,314人/年	拡充	○	維持・推進		6園	保育課
14	年末保育事業（再掲）	保護者が就労等で、年末に児童の養育ができない場合に保育園で保育を実施します。	拡充	公立保育園1園、指定管理園9園、私立保育園16園、合計26園で12月29日から31日まで実施。利用者数：延169人/年	拡充	○	維持・推進	岩淵保育園・西ヶ原南保育園への指定管理者制度導入に伴い、実施地区の状況や利用実績から、実施園について検討を行う。	25園	保育課
15	病児・病後児保育（施設型）（再掲）	病中又は病気の回復期にあるため集団保育が困難な児童を対象に、保護者が就労等で児童の養育ができない場合、医療機関や保育所等で保育を行います。	拡充	滝野川西保育園の利用が少ないことから事業廃止。キッズタウン東十条の1園（定員4名）で病後児保育を実施。	縮減	☆	検討・検証	病児保育への要望が高いため、東京北社会保険病院等での病児保育実施に向け調整を進める。	3園 1医療機関	保育課
16	夜間保育（再掲）	おおむね午前11時～午後10時までの11時間保育を基準として、夜間の保育需要に応えます。	維持・推進	午前11時～午後10時までの11時間保育（朝2時間延長、夜1時間延長）を1園で実施し、合計3園で実施。	維持・推進	○	維持・推進		1園	保育課
17	働く人への情報提供	働く場や、育児・介護などを行なう上で必要な法律・制度などをまとめた冊子の作成を検討します。また、企業を通して情報が得られるよう企業向けの情報提供の手段を検討します。	新規	検討中	検討・検証	△	検討・検証	国等による情報提供の冊子があり、作成については再検討を行う。	冊子の作成	男女共同参画推進課

(3)男女が共に担う子育ての推進

No.	事業名	事業内容	計画時の方向性	平成24年度実施状況		進捗状況	平成25年度以降の方向性		目標 平成26年度	担当課
				内容	概況		方向性	特記事項		
1	ママ・パパ学級（再掲）	専門家による妊娠・出産・育児についての指導や助言を行います。また、その講習を通して、先輩ママ・パパとの交流をはかり、妊娠中からの子育て仲間づくりを目指します。	維持・推進	24回/年実施。 参加者数 延1,328人/年	維持・推進	○	維持・推進		1,600人/年	健康いきがい課
2	新婚さんクッキング（再掲）	新婚（概ね結婚1年以内）を対象に、調理実習を通して、妊娠前からの適切な食生活の重要性の認識を図ります。	維持・推進	3回/年実施。 参加者数 延52人/年	維持・推進	○	維持・推進	マタニティクッキングの需要が大きいため、マタニティクッキングに移行し、妊婦の受け入れを増やす。	60人/年	健康いきがい課
3	パパになるための半日コース（再掲）	父親としての育児に対する不安を軽減し、父の役割を考えるための体験実習や交流を行います。	維持・推進	24回実施。 参加者数 延806人/年	維持・推進	○	維持・推進		900人/年	健康いきがい課
4	パパ参上(地域社会への意識啓発)	毎月1回以上土曜日に父親向けの育児や子育てに関する講座や講習会をします。	維持・推進	育ち愛ほっと館で実施。 12回/年開催。 参加者数 590人/年（親子総数）	維持・推進	○	維持・推進		12回/年	子育て支援課
5	みんなで祝い輝きバースデー事業【子育て応援団事業】（再掲）	満1歳児の親子をその誕生月ごとに、児童館（室）や育ち愛ほっと館でのお誕生会に招待し、同じ世代の子を持つ親子の交流の場の提供と、児童館利用のきっかけづくりを行います。	維持・推進	1,294組/年	維持・推進	○	維持・推進		1,400組/年	子育て支援課
6	ママ・パパ子育てほっとタイム事業【子育て応援団事業】（再掲）	出産後間もない保護者の育児に伴う心理的・肉体的負担を軽減するために、新生児1人に対し、3枚の一時保育利用券を配付します。	維持・推進	利用者数：延1,470名/年	維持・推進	○	維持・推進		利用者数 1,300人/年	保育課

7	新人お母さん・お父さんの保育見学（再掲）	健康いきがい課健康相談係との連携により、出産予定の方や初めてお父さんお母さんになった方を対象に、子育ての不安を解消するため、保育見学や育児相談を実施します。	維持・推進	公立保育園（指定管理者園含む）で実施。 参加者数：延163人/年	維持・推進	○	維持・推進		参加者数 200人/年	保育課
8	男性の子育て・家事参加支援	男性が子育てや家事に感心を持ち、知識や技術を身につける講座を開催します。	維持・推進	講座参加者 大人13人、子ども13人	維持・推進	○	維持・推進		講座開催	男女共同参画推進課
9	家庭教育学級（再掲）	各年齢の乳幼児・児童等を持つ保護者を対象に、乳児、幼児、小学生、中学生、夜間、父親、特別、入園準備コースにより家庭教育に関する学習の機会を提供します。	維持・推進	7コースで実施。 参加者数 延779人/年	維持・推進	○	維持・推進		7コース	生涯学習・スポーツ振興課
追	みんなで育児応援プロジェクト（再掲）	育児に積極的に関わろうとする男性（父親）を支援して育児参加を進めるとともに、育児の強力な応援団となる祖父母世代の育児参加を促すことで、多世代が育児に関われる環境づくりを推進し、子育て支援の輪を広げていくため、父親向けの講座及び祖父母世代向けの講座を実施します。	23年度新規	父親向けとしてイクメン講演会（1回）、イクメン講座（3回×4クール）、イクメン講座（1回）を実施。祖父母世代向けとしてイクじいイクばあ講座（3回×2クール）を実施。 イクメン講演会 56人/年 イクメン講座 延118人/年 まとめの会 57人/年 イクじいイクばあ講座 延127人/年	拡充	○	維持・推進	イクメンプロジェクト、イクじい・イクばあ講座ともにネットワークづくりも視野に入れ展開する。また、プレパパ・プレママを対象とする事業も検討する。	父親向け講座 3×4回/年 祖父母世代向け講座 5回/年	子育て支援課 男女共同参画推進課

北区次世代育成支援行動計画（後期）の個別施策の進捗状況総括表（平成24年度）

施策目標	事業数(内再掲)	進捗状況					内、新規 掲載事業 (23年度)	内、新規 掲載事業 (24年度)
		◎ 計画を超えて進捗	○ ほぼ計画どおり	△ 計画どおり進捗し ていない	◆ 計画完了・事業終了	☆ 見直し・計画変更等		
		事業数(内再掲)	事業数(内再掲)	事業数(内再掲)	事業数(内再掲)	事業数(内再掲)		
1. 家庭の育てる力を支えるしくみづくり	87 (28)	2 (0)	80 (28)	0 (0)	3 (0)	2 (0)	4	1
2. 子育て家庭を支援する地域づくり	52 (29)	1 (1)	47 (24)	0 (0)	1 (1)	3 (3)	0	0
3. 未来を担う人づくり	93 (14)	7 (0)	78 (14)	3 (0)	2 (0)	3 (0)	2	0
4. 親と子のこころとからだの健康づくり	60 (34)	3 (1)	57 (33)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0
5. 安全・安心な子育て環境づくり	52 (4)	1 (1)	44 (3)	4 (0)	3 (0)	0 (0)	1	0
6. 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援	48 (9)	1 (0)	47 (9)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1	1
7. 安心して子育てと仕事ができる環境づくり	30 (25)	0 (0)	27 (23)	1 (0)	1 (1)	1 (1)	0	0
合計	422 (143)	15 (3)	380 (134)	8 (0)	10 (2)	9 (4)	8	2
総事業数（再掲除く）	279	12	246	8	8	5	8	2

北区次世代育成支援行動計画（後期）における基本理念の成果指標 及び施策目標と個別目標別成果指標の進捗状況（平成24年度）

基本理念における成果指標の進捗状況

基本理念	指標名	計画時の現状値	目標・方向 平成26年度	平成24年度の現状値・事業の見直し内容	進捗 状況	担当課
“子どもの笑顔 輝く北区 家庭や地域の元気が満ちるま ち”	北区は「子育てがしやすいまちだ と思う」と回答した人の割合	就学前児童の保護者55.3% 就学児童の保護者56.1% (次世代アンケート調査結果)		調査未実施	△	子育て支援課

施策目標と個別目標別成果指標の進捗状況

施策目標	個別目標	指標名	計画時の現状値	目標・方向 平成26年度	平成24年度の現状値・事業の見直し内容	進捗 状況	担当課
1. 家庭の育てる力を 支えるしくみづくり		子育てが“とてもつらい” + “つ らいことの方が多い”と回答した 人の割合	今回調査 就学前児童の保護者 0.3%+5.8%、就学児童の保護者 0.8%+6.9% (次世代アンケート調査結果)		調査未実施	△	子育て支援課
	(1)多様な保育サービ スの充実	保育所待機児童発生率	2.0%=88人÷4,362人×100 (行政資料集：H21.4.1)	0%	0.6%=33人÷4,937人×100 (行政資料集：H24.4.1)	○	子育て支援課
		学童クラブ待機児童発生率	0.1%=3人÷2,046人×100 (子育て支援課：H21.4.1)	0%	0.7%=15人÷2,100人×100 (子育て支援課：H24.4.1)	□	子育て支援課
		病児・病後児保育実施力所数	2園 (保育課：H21.4.1)	1 医療機関 3園	1園	□	保育課
	(2)相談・情報提供の 充実	子ども家庭支援センター相談件数	814件 (平成21年度事務事業評価(平成 20年度実績))	—	1,381件 (平成24年度実績)	—	児童虐待対 策担当課長
		教育相談所相談件数	1,703件 (行政資料集(平成20年度実績))	—	1,366件 (教育指導課：H24年度)	—	教育指導課
		子育てがしやすいまちだと思わ ない理由として「子育てに関する情 報が得にくい」と回答した人の割 合	就学前児童の保護者30.6% 就学児童の保護者20.0% (次世代アンケート調査結果)		調査未実施	△	子育て支援課
	(3)親育ちへの支援	子育て福袋配付数(子育てガイ ドブック・子育てマップ等封入)	3,065件/年 (事務事業の概要と現況(平成20年 度実績))	3,300件/ 年	3,579件/年 (事務事業の概要と現況(平成24 年度実績))	○	子育て支援課
		親育ちサポート講座開催数、参加 者数	16児童館 16講座/年・188人/ 年 (事務事業の概要と現況(平成20年 度実績))	50回/年 600人/年	24児童館・1児童室 35講座/年 378人 (事務事業の概要と現況(平成24年 度実績))	□	子育て支援課
		ママ・パパ学級、パパになるた めの半日コース参加者数	ママ・パパ学級 延1,557人/年 パパになるための半日コース延 607人/年 (事務事業の概要と現況(平成20 年度実績))	1,600人/ 年 900人/年	ママ・パパ学級 延1,328人/年 パパになるための半日コース延 806人/年 (事務事業の概要と現況(平成24 年度実績))	○	健康いきが い課
(4)経済的負担の軽減	子ども医療費助成受給者数	0～6歳 13,087人 小1～中3年生 18,010人 (子育て支援課：H21.3.31)	0歳～中学 3年生 該当者全員	0～6歳 15,939人 小1～中3年生 18,007人 (子育て支援課：H25.3.31) 平成23年7月から入院医療費のみ 高校生等まで拡大。支給件数94 件。	□	子育て支援課	

◎目標を超えて推移 ○目標に向け順調に推移 □現状維持 ▼目標に向け前年度より後退 △調査等未実施
※26年度の目標・方向を定めていない指標の進捗状況については評価の対象としない

施策目標	指標名	計画時の現状値	目標・方向	平成24年度の現状値・事業の見直し内容	進捗状況	担当課	
			平成26年度				
個別目標	子どもを健やかに産み育てるために必要なこととして「保育園や幼稚園などの費用（経済的）負担を軽減する」と回答した人の割合	就学前児童の保護者56.4% 就学児童の保護者38.5% (次世代アンケート調査結果)		調査未実施	△	子育て支援課	
	子育てにっこりパスポート協賛店数	179店舗 (子育て支援課：H21.10.31)	300店舗	245店舗 (子育て支援課：H25.3.31)	○	子育て支援課	
	認証保育所等保育料補助受給者数	延777人 (保育課：H21.4～9実績)	延3,700人/年	延：2,532人/年(保育課：H24年度)	○	保育課	
2. 子育て家庭を支援する地域づくり	子育て支援サービスの認知状況と利用状況	「児童館・児童室」89.2%、69.0%、 「赤ちゃん訪問・育児相談」83.2%、57.4%、 「児童館の乳幼児クラブ」74.6%、48.8% (次世代アンケート調査結果：就学前児童の保護者)		調査未実施	△	子育て支援課	
	子育てサークルに参加している保護者の割合	就学前児童の保護者 19.2%、就学児童の保護者 6.3% (次世代アンケート調査結果)		調査未実施	△	子育て支援課	
	(1)地域における子育て家庭への支援	子育ての仲間が「いない」と回答した人の割合	就学前児童の保護者11.8% 就学児童の保護者9.6% (次世代アンケート調査結果)		調査未実施	△	子育て支援課
		みんなで祝いかがやきバースデー事業	児童+保護者 2,863人/年 (行動計画進捗状況調査)	1,400組/年	1,294組/年 (児童+保護者 3,068人/年) (子育て支援課：H24年度)	□	子育て支援課
		ファミリー・サポート・センター活動数	9,334回/年 (事務事業の概要と現況(平成20年度実績))	10,000回/年	10,178回/年 (平成24年度実績)	○	子育て支援課
	(2)健やかに育ち、育てる地域活動の促進	公・私立保育園における高齢者参画による世代間交流開催回数・参加者数	開催回数 267回/年 参加者数 延16,779人/年 (行動計画進捗状況調査)		(地域活動) 公立保育園：1,296回/年開催 参加者数：延7,505人/年 (高齢者参画世代間交流) 202回/年実施	□	保育課
	(3)地域における子育てネットワークの育成・支援	子育てがしやすいまちだと思える理由として「地域の子育てネットワークができています」と回答した人の割合	就学前児童の保護者7.8% 就学児童の保護者9.8% (次世代アンケート調査結果)		調査未実施	△	子育て支援課
	(4)地域づくりのための人材育成の推進	児童館職員専門研修実施回数	実技研修 2回/年 講話 8回/年 (行動計画進捗状況調査)	12回/年	実技研修 4回/年 講話 10回/年 (行動計画進捗状況調査)	○	子育て支援課
		保育園職員等専門研修実施回数・参加者数	実施回数 12回/年 参加者数 延1,559人/年 (行動計画進捗状況調査)	充実	実施回数 41回/年 参加者数 延1,677人/年	○	保育課
		スポーツ指導者の養成研修開催回数	2回/年 (行動計画進捗状況調査)	充実	1回/年	□	スポーツ施策推進担当課長
3. 未来を担う人づくり	子どもかがやき顕彰受賞者数	小学生 4人・2団体、中学生 6人・3団体、高校生 13人・9団体 (事務事業の概要と現況(平成20年度実績))	—	小学生5人、中学生6人・5団体、高校生7人・10団体 (事務事業の概要と現況(平成24年度実績))	—	子育て支援課	

◎目標を超えて推移 ○目標に向け順調に推移 □現状維持 ▼目標に向け前年度より後退 △調査等未実施
※26年度の目標・方向を定めていない指標の進捗状況については評価の対象としない

施策目標	指標名	計画時の現状値	目標・方向	平成24年度の現状値・事業の見直し内容	進捗状況	担当課
			平成26年度			
個別目標	子どもたちの学力格差は広がっていると“そう思う”+“どちらかというとそう思う”と回答した人の割合	55.1%+26.0%（北区教育ビジョン2010に係るアンケート調査報告書（平成21年10月））		調査未実施	△	教育指導課
(1)健全な成長と自立に向けた体験の機会の充実	放課後子ども教室実施校数	モデル7校 （行動計画進捗状況調査）	13校	放課後子どもプラン実施校数：1校 （東十条小学校でモデル実施） 放課後子ども教室実施校数：8校、 内1校を含む4校で放課後子どもプラン導入の準備を行った。	○	学校地域連携担当課長
	地域活動やボランティア活動に「参加したことがない」と回答した中高生の割合	27.5% （北区中高生意識調査報告書（平成20年2月））		調査未実施	△	子育て支援課
(2)就学前教育の充実	就学前教育プログラム・就学前教育カリキュラムの実施	実証研究	実施	就学前カリキュラム開発研究校園事業を3グループで進め、資料を作成・配布した。	○	教育政策課
	3歳児絵本プレゼント配付率	70% （行動計画進捗状況調査、住民基本台帳、外国人登録）	90%	3歳児検診対象者 2,346人 3歳児絵本配布数 1,697冊 72% はがき案内、ポスター掲示、イベント時に図書館案内と本のPRを取り入れた。	□	中央図書館
(3)教育の場における子育てへの支援	期待正答率を上回っている領域数	小学校6年生 15領域中15領域 中学校3年生 18領域中3領域 （北区基礎・基本の定着度調査（平成21年度））		小学校6年生 14領域中12領域 中学校3年生 18領域中6領域 （北区基礎・基本の定着度調査（平成24年度））	○	教育指導課
	教員の指導力や教科外教育の充実度で“良い”と回答した人の割合	教員の指導力：45.9% 教科外教育の充実度：40.1% （北区教育ビジョン2010に係るアンケート調査報告）		調査未実施	△	教育指導課
4. 親と子のこころとからだの健康づくり	子育てに不安感や負担感を持っている人の割合	就学前児童の保護者 82.0%=100%－（「特にない」＋「無回答」）、 就学児童の保護者 82.9% （次世代アンケート調査結果）		調査未実施	△	子育て支援課
	子育てで悩んでいること、気になることとして「病気や発育・発達」と回答した人の割合	就学前児童の保護者 24.4%、 就学児童の保護者 15.4% （次世代アンケート調査結果）		調査未実施	△	子育て支援課
	乳児家庭全戸訪問事業訪問回数	新生児訪問回数延1,791回（事務事業の概要と現況（平成20年度実績））		新生児訪問回数延2,257回 新生児訪問実人数 2,139名 訪問指導率（訪問実人数÷対象者数）87% （事務事業の概要と現況（平成24年度実績））	○	健康いきがい課
(1)安心できる妊娠と出産	妊娠中、出産後1か月の間、母親が精神的に不安定になったことが“あった”と回答した人の割合	就学前児童の保護者 妊娠中51.2%、産後55.4% （次世代アンケート調査結果）		調査未実施	△	子育て支援課
	妊娠・出産について満足している人の割合	83.8% （乳幼児健康診査受診者アンケート（平成18年度））		93.2% （乳幼児健康診査受診者アンケート（平成24年度））	○	健康いきがい課

◎目標を超えて推移 ○目標に向け順調に推移 □現状維持 ▼目標に向け前年度より後退 △調査等未実施
※26年度の目標・方向を定めていない指標の進捗状況については評価の対象としない

施策目標	指標名	計画時の現状値	目標・方向	平成24年度の現状値・事業の見直し内容	進捗状況	担当課
			平成26年度			
個別目標	妊産婦・新生児訪問回数	妊産婦訪問 延1,867人/年 新生児訪問 延1,791人/年 (行動計画進捗状況調査)	延 3,900人/年	妊産婦訪問 延2,359人/年 新生児訪問 延2,257人/年 新生児訪問実人数 2,139名/年 訪問指導率(訪問実人数÷対象者数) 87% (行動計画進捗状況調査)	○	健康いきがい課
(2)子どもの発育・発達への支援	乳幼児健康診査受診率、健診受診者にその後に把握した未受診者も含めた率	3~4カ月児 97.5%、99.0% 3歳児 92.8%、97.1% (母子保健事業報告(平成20年度))		3~4カ月児 96.1%、98.5% 3歳児 94.2%、97.9% (母子保健事業報告(平成24年度))	○	健康いきがい課
	乳幼児歯科保健相談参加者数	3,629人/年 (行動計画進捗状況調査)	4,500人/年	4,075人/年(平成24年度実績)	○	健康いきがい課
	朝食をほとんど毎日食べている子どもの割合	就学前児童の保護者82.5% 就学児童の保護者91.7% (次世代アンケート調査結果)		調査未実施	△	子育て支援課
(3)子どものいのちとところを守る	子どもの夜間救急患者数	1,860人/年 (事務事業の概要と現況(平成20年度実績))	—	1,959人/年	○	健康いきがい課
	定期予防接種 接種率	麻しん 1期97.2% 2期91.0% (麻しん風しんの第1期・第2期・第3期・第4期の予防接種の実施状況調査:国)	95%	麻しん風しん1期:97.8%、2期:90.7%、3期:88.2%、4期:72.4%	○	健康いきがい課
	不登校児の適応教室通級率	20.2% (北区教育相談紀要(平成21年3月))	—	14.9%	—	教育指導課
5. 安全・安心な子育て環境づくり	子育てしやすいまちだと思わない理由で「事故や犯罪が多く危険」と回答した人の割合	就学前児童の保護者 19.4%、就学児童の保護者 44.0% (次世代アンケート調査結果)		調査未実施	△	子育て支援課
(1)子どもの安全を確保する活動の推進	北区内の子どもの年間交通事故負傷者数	136人/年 (こども99人、高校生37人) (警視庁交通部統計(平成20年))		72人/年 (こども54人、高校生18人) (警視庁交通部統計(平成24年))	○	交通担当課長
	食品衛生法等に基づく食品衛生監視員による衛生指導件数	7,950件/年 (事務事業の概要と現況(平成20年度実績))	—	7,621件/年 (事務事業の概要と現況(平成24年度実績))	—	生活衛生課
	子どもの不慮の事故死(交通事故を除く)の件数	0歳 0人/年 1~4歳 2人/年 5~14歳 0人/年 15~19歳 1人/年 (人口動態調査(平成21年))		0歳 0人/年 1~4歳 0人/年 5~14歳 0人/年 15~19歳 0人/年 (人口動態調査(平成24年))	○	保健予防課
(2)犯罪を防止する活動の推進	犯罪少年(刑法犯)の検挙人員数	王子警察 59人/年 赤羽警察 77人/年 滝野川警察 19人/年 (警視庁の統計(平成20年))	—	王子警察 69人/年 赤羽警察 56人/年 滝野川警察 29人/年 (警視庁の統計(平成23年))	—	子育て支援課
	「安心・安全」快適メール登録者数	4,124人 (行動計画進捗状況調査)	11,000人	登録者数 5,526人	□	危機管理課

◎目標を超えて推移 ○目標に向け順調に推移 □現状維持 ▼目標に向け前年度より後退 △調査等未実施
※26年度の目標・方向を定めていない指標の進捗状況については評価の対象としない

施策目標	指標名	計画時の現状値	目標・方向 平成26年度	平成24年度の現状値・事業の見直し内容	進捗 状況	担当課
個別目標						
(3)安心して子育てで できるまちづくり	赤ちゃん休けい室設置数	32カ所 (事務事業の概要と現況(平成20年度実績))	50カ所	41カ所(行動計画進捗状況調査)	□	子育て支援課
	区立施設のシックハウス対策としての室内空気環境測定数	64カ所/年、150居室/年 (事務事業の概要と現況(平成20年度実績))	35施設/年 69居室/年	41施設/年、94居室/年 (事務事業の概要と現況(平成24年度実績))	○	生活衛生課
	私道防犯灯設置数	6,480基 (事務事業の概要と現況(21.3.31現在))		6,230基 (事務事業の概要と現況(25.3.31現在))	○	道路公園課
6. 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援	子育てが“とても楽しい”+“楽しいことの方が多い”と回答したひとり親家庭や障害のある子どもがいる家庭の割合	ひとり親家庭27.3%+62.1% (次世代アンケート調査結果)		調査未実施	△	子育て支援課
(1)児童虐待等防止対策及び被虐待児と家庭への支援	児童虐待相談件数(北区)	70件/年 (東京都北児童相談所(平成20年度実績))	—	東京都北児童相談所 128件/年 (速報値) 北区子ども家庭支援センター 224件/年 (平成24年度実績)	—	児童虐待対策担当課長
	子どもを虐待していると思うことが“ある”と回答した人の割合	就学前児童の保護者13.9% 就学児童の保護者 19.0% (次世代アンケート調査結果)		調査未実施	△	子育て支援課
	要保護児童対策地域協議会開催回数	1回/年 (行動計画進捗状況調査)	3回/年程度	代表者会議：1回開催 実務者会議：3回開催 個別ケース会議：61回開催 (行動計画進捗状況調査)	○	児童虐待対策担当課長
(2)ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭の正規社員の割合	64.9% (次世代アンケート調査結果)		調査未実施	△	子育て支援課
	自立支援教育訓練給付金受給件数	6人/年 (行動計画進捗状況調査)	12人/年	7人/年(事務事業の概要と現況(平成24年度実績))	○	生活福祉課
	ひとり親休養ホーム利用者数	日帰り施設644人/年 宿泊施設 52人/年 (事務事業の概要と現況(平成20年度実績))	日帰り施設 900人/年 宿泊施設 52人/年	日帰り施設 689人/年 (事務事業の概要と現況(平成24年度実績))	○	生活福祉課
	ひとり親家庭医療費助成受給件数、金額	延 2,003人/年 92,656,327円/年 (行動計画進捗状況調査)	—	延 2,621人/年 93,569,703円/年 (子育て支援課：H25.3.31)	—	子育て支援課
(3)障害のある子どもと家庭への支援	障害者手帳を所持する子ども(18歳未満)数	身体障害者手帳 204人 愛の手帳 358人 精神障害者保健福祉手帳 8人 (行政資料集：H21.4.1)	—	身体障害者手帳 218人 愛の手帳 397人 精神障害者保健福祉手帳 12人 (障害福祉課：H25.4.1)	—	障害福祉課
	発達障害が疑われる子どもにかかる相談回数	677回/年 (事務事業の概要と現況(平成20年度実績))	1,080回/年	2,053回/年(行動計画進捗状況調査)	○	子育て支援課

◎目標を超えて推移 ○目標に向け順調に推移 □現状維持 ▼目標に向け前年度より後退 △調査等未実施
※26年度の目標・方向を定めていない指標の進捗状況については評価の対象としない

施策目標	指標名	計画時の現状値	目標・方向	平成24年度の現状値・事業の見直し内容	進捗状況	担当課
			平成26年度			
	児童デイサービス支給決定者数 (平成24年4月1日から放課後等デイサービス・児童発達支援)	29人/年 (事務事業の概要と現況(平成21年4月1日現在))	—	法改正により児童デイサービスから障害児通所支援事業へと変更。 支給決定者数 212人 (H25年4月1日現在) 障害児利用者数 延2,748人/年	—	障害福祉課
	巡回指導員の派遣数	学童クラブ 227回/年 保育園 433回/年 (子育て支援課・保育課:平成20年度実績)	学童クラブ 326回/年 保育園 500回/年	学童クラブ 290回/年 私立幼稚園 11園63回/年 保育園 461回/年	○	子育て支援課・保育課
	さくらんぼ園利用者数	3歳未満 4人、3歳 18人 4歳 9人、5歳 12人 (事務事業の概要と現況(平成20年度実績))	—	年間契約者73人 (内訳)3歳未満12人 3歳17人 4歳 22人 5歳22人 (事務事業の概要と現況 平成24年度実績)	—	子育て支援課
7. 安心して子育てと仕事ができる環境づくり	事業所におけるワーク・ライフ・バランスの関心度	56.8% (関心がある+どちらかといえば関心がある) (次世代アンケート調査結果)		調査未実施	△	男女共同参画推進課
(1) 仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) の普及啓発	事業所における一般事業主行動計画策定の認知率	24% (次世代アンケート調査結果)		調査未実施	△	男女共同参画推進課
	従業員数301人以上の事業所における一般事業主行動計画の策定状況	100% (厚生労働省東京労働局(平成19年度))		東京都届出率 96.8% (厚生労働省調査、25年3月末現在)	▼	男女共同参画推進課
(2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備	男性の育児休業取得率 (「母親と父親の両方が取得した」を含む)	就学前児童の保護者0.9% 就学児童の保護者0.7% (次世代アンケート調査結果)		調査未実施	△	男女共同参画推進課
	延長保育・休日保育・病児病後児保育の実施園数	延長保育 26園 休日保育 3園 病児病後児保育 2園 (事務事業の概要と現況(平成20年度実績))	延長保育 59園 休日保育 6園 病児病後児保育 3園・1医療機関	延長保育 33園 休日保育 4園 病児病後児保育 1園	○	保育課
	育児休業明けの保育サービスが「利用できなかった」率	就学前児童の保護者14.0% 就学児童の保護者18.4% (次世代アンケート調査結果)		調査未実施	△	保育課
	育児休業以外の仕事と子育ての両立支援制度を導入していない中小企業の割合	32.7% (次世代アンケート調査結果)		調査未実施	△	男女共同参画推進課
	(3) 男女が共に担う子育ての推進	男性の「男は仕事、女は家庭」と回答した人の割合	37.9% (北区男女共同参画に関する意識意向調査結果(平成20年10月))		調査未実施	△
	休日に子どもと接する時間が3時間以下の父親の割合	就学前児童の保護者22.8% 就学児童の保護者36.8% (次世代アンケート調査結果)		調査未実施	△	男女共同参画推進課

◎目標を超えて推移 ○目標に向け順調に推移 □現状維持 ▼目標に向け前年度より後退 △調査等未実施
※26年度の目標・方向を定めていない指標の進捗状況については評価の対象としない

北区次世代育成支援行動計画（後期）の個別目標別成果指標の進捗状況総括表（平成24年度）

施策目標	進捗状況						
	全体	◎ 目標を超えて推移	○ 目標に向け 順調に推移	□ 現状維持	▼ 目標に向け前年度 より後退	△ 調査等未実施	— 評価対象外
1. 家庭の育てる力を支えるしくみづくり	14	0	5	4	0	3	2
2. 子育て家庭を支援する地域づくり	10	0	3	3	0	4	0
3. 未来を担う人づくり	8	0	3	1	0	3	1
4. 親と子のこころとからだの健康づくり	12	0	7	0	0	4	1
5. 安全・安心な子育て環境づくり	9	0	4	2	0	1	2
6. 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援	13	0	5	0	0	3	5
7. 安心して子育てと仕事ができる環境づくり	9	0	1	0	1	7	0
合計	75	0	28	10	1	25	11

子ども・子育て支援法に基づく基本指針（案）

目次

第一	子ども・子育て支援の意義に関する事項・・・・・・・・・・	2
一	子どもの育ち及び子育てをめぐる環境	
二	子どもの育ちに関する理念	
三	子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義	
四	社会のあらゆる分野における構成員の責務、役割	
第二	教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項・・・・・・・・・・	9
一	教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的考え方	
二	子ども・子育て支援に当たっての関係者の連携及び協働	
第三	子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項・・・・・・・・・・	13
一	子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的事項	
二	市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項	
三	市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する任意記載事項	
四	都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する基本的記載事項	
五	都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する任意記載事項	
六	その他	
第四	児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項・・・・・・・・	48
第五	労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項・・・・・・・・	48
第六	その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項・・・・・・・・・・	49

※「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」という件名の内閣府告示として出すことを予定

子ども・子育て支援については、少子化社会対策基本法（平成十五年法律第百三十三号）等に基づき、総合的な施策が講じられてきたところであるが、平成二十四年八月に、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実等を図るため、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号。以下「法」という。）の制定のほか、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）及び児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の改正を含めた子ども・子育て支援法及び就学前の教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）が制定され、子ども・子育て支援の新たな制度が創設された。

法においては、市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこととし、国及び都道府県は、当該給付及び当該事業が適正かつ円滑に行われるよう必要な各般の措置を講じなければならないこととされている。

特に、子ども・子育て支援給付に係る教育・保育（法第十四条第一項に規定する教育・保育をいう。以下同じ。）及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等を図るため、市町村は市町村子ども・子育て支援事業計画（法第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画をいう。以下同じ。）を、都道府県は都道府県子ども・子育て支援事業支援計画（法第六十二条第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画をいう。以下同じ。）を定めることとされている。

この基本指針は、この新たな制度の下、法第六十条に基づき、教育・保育の提供体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項並びに子ども・子育て支援事業計画（市町村子ども・子育て支援事業計画及び都道府県子ども・子育て支援事業支援計画をいう。以下同じ。）の記載事項等を定め、もって教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供する体制の整備その他法に基づく業務の円滑な実施が計画的に図られるようにすること等を目的とするものである。

第一 子ども・子育て支援の意義に関する事項

法は、「我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与する」ことを目的としている。

子ども・子育て支援については、この法の目的を達成するため、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとする必要がある。

また、法は、障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とするものである。このことを踏まえ、全ての子どもに対し、身近な地域において、法に基づく給付その他の支援を可能な限り講じるとともに、関連する諸制度との連携を図り、必要な場合には、これらの子どもに対する適切な保護及び援助の措置を講じることにより、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す必要がある。

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在である。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人一人の子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の我が国の担い手の育成の基礎をなす重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つである。

しかるに、子どもの育ちや子育てをめぐる状況は厳しく、結婚や出産に関する希望の実現をあきらめる人々や、悩みや不安を抱えながら子育てを行っている人々がいる。また、親自身は、周囲の様々な支援を受けながら、実際に子育てを経験することを通じて、親として成長していくものであり、全ての子育て家庭を対象に、こうしたいわゆる「親育ち」の過程を支援していくことが必要とされている。

このような状況に鑑みれば、行政が、子ども・子育て支援を質・量ともに充実させるとともに、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要である。そうした取組を通じ、家庭を築き、子どもを産み育てるといった人々の希望がかなえられるとともに、全ての子どもが健やかに成長できる社会を実現していかなければならない。

一 子どもの育ち及び子育てをめぐる環境

近年、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、祖父母や近隣の住民等から、日々の子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況となっている。また、現在の親世代の人々の兄弟姉妹の数が減少しており、自身の子どもができるまで赤ちゃんと触れ合う経験が乏しいまま親になることが増えている。このように、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化している。

また、経済状況や企業経営を取り巻く環境が依然として厳しい中、共働き家庭は増加し続けているとともに、若年男性を始め非正

規雇用割合も高まっている。また、子育てに専念することを希望して退職する者がいる一方、就労の継続を希望しながらも、仕事と子育ての両立が困難であるとの理由により、出産を機に退職する女性が少なからず存在しているなど、出産に伴う女性の就労継続も依然として厳しい状況にある。さらに、女性の活力による経済社会の活性化の観点から、仕事と子育ての両立を希望する者を支援する環境の整備が求められているが、都市部を中心に、依然として多くの待機児童が存在している。

また、長時間労働は全体的に減少傾向にあるものの、子育て期にある三十代及び四十代の男性で長時間労働を行う者の割合は依然として高い水準にある。父親の子育てへの参画に関する意識や意欲は高まってきているものの、子育て期の父親の家事・育児時間は、諸外国に比べ、依然として少ない時間にとどまっている。他方で、夫の家事・育児時間が長い夫婦ほど、第二子以降の出生割合が高い傾向が見られており、育児において父親が積極的に役割を果たすことが望まれる。

このような、社会や経済の環境の変化によりもたらされた子育て家庭を取り巻く環境の変化によって、就労の有無や状況にかかわらず、子育ての負担や不安、孤立感が高まっている。こうした状況の中、子どもの心身の健やかな発達を妨げ、ひいては生命をも脅かす児童虐待の発生も後を絶たない。

さらに、少子化により、子どもの数の減少とともに兄弟姉妹の数も減少しており、乳幼児期（小学校就学の始期に達するまでの時期をいう。以下同じ。）に異年齢の中で育つ機会が減少しているなど、子どもの育ちをめぐる環境も変容している。

以上のような子どもの育ちや子育てをめぐる環境に鑑みれば、子どもが安心して育まれるとともに、子ども同士が集団の中で育ち合うことができるよう、また、家庭における子育ての負担や不安、孤立感を和らげ、男女共に保護者がしっかりと子どもと向き合い、喜びを感じながら子育てができるよう、子どもの育ちと子育てを、行政や地域社会を始め社会全体で支援していくことが必要である。こうした取組を通じて、全ての子どもの健やかな育ちを実現する必要がある。

二 子どもに関する理念

人は生まれながらにして、自然に成長していく力とともに、周囲の環境に対して自分から能動的に働きかけようとする力を有している。発達とは、自然な心身の成長に伴い、人がこのように能動性を発揮して周囲の環境と関わり合う中で、生活に必要な能力、態度等を獲得していく過程である。

とりわけ、乳幼児期は、心情、意欲、態度、基本的な生活習慣等、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期である。

乳児期（おおむね満一歳に達するまでの時期をいう。以下同じ。）は、一般に、身近にいる特定の大人（実親のほか、里親等の実親以外の養育者を含む。）との愛着形成により、情緒的な安定が図られるとともに、身体面の著しい発育・発達が見られる重要な時期である。子どもが示す様々な行動や欲求に、身近な大人が応答的かつ積極的に関わることにより、子どもの中に人に対する基本的信頼感が芽生え、情緒の安定が図られる。こうした情緒の安定を基盤として心身の発達が促されるなど、人として生きていく土台がこの時期に作られる。

幼児期（乳児期を除く小学校就学の始期に達するまでの時期をいう。以下同じ。）のうち、おおむね満三歳に達するまでの時期は、一般に、基本的な身体機能や運動機能が発達し、様々な動きを十分楽しみながら、人や物との関わりを広げ、行動範囲を拡大させていく時期である。自我が育ち、強く自己主張することも多くなるが、大人がこうした姿を積極的に受け止めることにより、子どもは自分に自信を持つ。自分のことを信じ、見守ってくれる大人の存在により、子どもは時間をかけて自分の感情を鎮め、気持ちを立て直すようになる。安心感や安定感を得ることにより、子どもは身近な環境に自ら働きかけ、好きな遊びに熟中したりやりたいことを繰り返したり行ったりするなど、自発的に活動するようになる。こうした自発的な活動が主体的に生きていく基盤となる。また、特定の大人への安心感を基盤として、徐々に人間関係を広げ、その関わりを通じて社会性を身に付けていく。

幼児期のうち、おおむね満三歳以上の時期は、一般に、遊びを中心とした生活の中で、特に身体感覚を伴う多様な活動を体験することにより、豊かな感性とともに好奇心、探究心や思考力が養われ、それらがその後の生活や学びの基礎になる時期である。また、ものや人との関わりにおける自己表出を通して、幼児の育ちにとって最も重要な自我や主体性が芽生えるとともに、人と関わり、他人の存在に気付くことなどにより、自己を取り巻く社会への感覚を養うなど、人間関係の面でも日々急速に成長する時期である。このため、この時期における育ちは、その後の人間としての生き方を大きく左右する重要なものとなる。

以上に述べたような乳幼児期の発達は、連続性を有するものであるとともに、一人一人の個人差が大きいものであることに留意しつつ、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供を通じ、その間の子どもの健やかな発達を保障することが必要である。

また、小学校就学後の学童期は、生きる力を育むことを目指し、調和のとれた発達を図る重要な時期である。この時期は、自立意識や他者理解等の社会性の発達が進み、心身の成長も著しい時期である。学校教育とともに、遊戯やレクリエーションを含む、学習や様々な体験・交流活動のための十分な機会を提供し、放課後等における子どもの健全な育成にも適切に配慮することが必要である。

以上のように、乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得及び学童期における心身の健全な発達を通じて、一人一人がかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感をもって育まれることが可能となる環境を整備することが、社会全体の責任である。

三 子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義

法を始めとする関係法律において明記されているとおり、「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識を前提とし、また、家庭は教育の原点であり、出発点であるとの認識の下、前述の子ども・子育てをめぐる環境を踏まえ、子ども・子育て支援は進められる必要がある。

子育てとは本来、子どもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する子どもの姿に感動して、親も親として成長していくという大きな喜びや生きがいをもたらす尊い営みである。

したがって、子ども・子育て支援とは、保護者の育児を肩代わりするものではなく、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるよう、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援をしていくことである。

このような支援により、より良い親子関係を形成していくことは、子どものより良い育ちを実現することに他ならない。

また、保護者が子育てについての第一義的な責任を有するという基本的認識については、子どもの最善の利益を実現する観点から、虐待等を理由として親子を分離し、実親以外の者が養育者となって子育てを担うことを妨げるものではない。むしろ、必要な場合には、社会的養護に係る措置を適切に講じ、もって子どもの健やかな育ちを保障することは、社会の責務である。

以上のような子ども・子育て支援の意義に関する理解の下、各々の子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児

期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要である。

保護者以外の保育者の具体的な関わりにおいては、三歳未満の乳幼児では、その発達の特性を踏まえ、安心できる人的及び物的環境の下で、子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るための援助や関わりが重要である。この時期の保育においては、疾病の発生が多いことから、一人一人の発育及び発達状態や健康状態についての適切な判断に基づく保健的な対応を行うことが必要である。また、一人一人の子どもの生育歴の違いに留意しつつ、欲求を適切に満たし、特定の保育者が応答的に関わるように努めることが必要である。保育においては、子どもが探索活動を十分経験できるよう、事故防止に努めながら活動しやすい環境を整え、全身を使う遊び等様々な遊びを取り入れることが必要である。また、子どもの自我の育ちを見守り、その気持ちを受け止めるとともに、保育者が仲立ちとなり、友達の気持ちや友達との関わり方を丁寧に伝えていくことが求められる。

三歳以上の幼児期は、知的・感情的な面でも、また人間関係の面でも、日々急速に成長する時期であり、この時期の教育の役割は極めて重要である。また、少子化の進行により子どもや兄弟姉妹の数が減少する中であって、子どもの健やかな育ちにとって必要となる、同年齢や異年齢の幼児と主体的に関わる機会の確保が必要である。集団の生活は、幼児に人との関わりを深めさせ、規範意識の芽生えを培うものであり、異年齢交流は、年下への思いやりや責任感、年上への憧れや成長の意欲を生むものである。保育者は、一人一人の幼児に対する理解に基づき、環境を計画的に構成し、幼児の主体的な活動を援助していくことが求められる。また、幼児期の教育に際しては、小学校教育との連携・接続についても、十分配慮することが必要である。

また、教育・保育施設（法第七条第四項に規定する教育・保育施設をいう。以下同じ。）を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含む全ての家庭及び子どもを対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を質・量両面にわたり充実させることが必要である。当該支援を実施するに当たっては、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくこと、保護者の気持ちを受け止め、寄り添いながら相談や適切な情報提供を行うこと、発達段階に応じた子どもとの関わり方等に関する保護者の学びの支援を行うこと、安全・安心な活動場所等子どもの健全な発達のための良質な環境を整えること、及び地域の人材を生かしていくことに留意することが重要である。

全ての子どもの健やかな育ちを保障していくためには、以上に述

べたような、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援が提供されることが重要である。質の高い教育・保育及び子育て支援を提供するためには、保護者以外に幼稚園教諭、保育士等子どもの育ちを支援する者の専門性や経験が極めて重要であり、研修等によりその専門性の向上を図ることが必要である。また、施設設備等の良質な環境の確保が必要である。さらに、こうした教育・保育及び子育て支援の質の確保・向上のためには、適切な評価を実施するとともに、その結果を踏まえた不断の改善努力を行うことが重要である。

四 社会のあらゆる分野における構成員の責務、役割

社会のあらゆる分野における全ての構成員が、父母その他の保護者が子育てについて責任を有していることを前提としつつ、全ての子どもの健やかな成長を実現するという社会全体の目的を共有し、子どもの育ち及び子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことが必要である。

法に基づく子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業については、基礎自治体である市町村が、幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援を総合的に実施する主体となり、二に掲げる子どもの育ちに関する理念及び三に掲げる子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義を踏まえ、子どもの最善の利益の実現を念頭に、質を確保しながら、地域の実情に応じた取組を関係者と連携しつつ実施する。また、国及び都道府県は、市町村の取組を重層的に支える。

事業主においては、子育て中の労働者が男女を問わず子育てに向き合えるよう、職場全体の長時間労働の是正、労働者本人の希望に応じた育児休業や短時間勤務を取得しやすい環境づくり、職場復帰支援等の労働者の職業生活と家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）が図られるような雇用環境の整備を行うことが求められる。

子育てにおいては、保護者が、家庭の中のみならず、地域の中で、男女共に、保護者同士や地域の人々とのつながりを持ち、地域社会に参画し、連携し、地域の子育て支援に役割を果たしていくことも重要である。PTA活動や保護者会活動を始め、家庭、地域、施設等子どもの生活の場を有機的に連携させ、地域コミュニティーの中で子どもを育むことが必要である。とりわけ、教育・保育施設においては、地域における子ども・子育て支援の中核的な役割を担うことが期待される。また、施設が地域に開かれ、地域と共にあることや、保護者のみならず地域の人々も子どもの活動支援や見守りに参加することは、子どもの健やかな育ちにとって重要である。

地域及び社会全体が、子育て中の保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることを通じ、保護者が子育てに不安や負担ではなく喜びや生きがいを感じることができ、そして未来の社会を創り、担う存在である全ての子どもが大事にされ、健やかに成長できるような社会、すなわち「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す。

第二 教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項

一 教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的考え方

法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という。）及び子ども・子育て支援法及び就学前の教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による改正後の関係法律に基づき実施する子ども・子育て支援に係る制度（以下「子ども・子育て支援制度」という。）は、第一の子ども・子育て支援の意義に関する事項を踏まえ、基礎自治体である市町村が制度を実施し、都道府県及び国が重層的に支える仕組みである。

市町村は、子ども・子育て支援制度の実施主体として、全ての子どもに良質な成育環境を保障するため、それぞれの家庭や子どもの状況に応じ、子ども・子育て支援給付を保障するとともに、地域子ども・子育て支援事業を実施し、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行う。

具体的には、市町村は、国及び都道府県等と連携し、地域の実情に応じて質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が適切に提供されるよう、計画的に提供体制を確保するとともに、その利用を支援する。その際、子育てに孤立感や負担感を感じている保護者が多いこと等を踏まえ、全ての子ども・子育て家庭に、それぞれの子どもや家庭の状況に応じ、子育ての安心感や充実感を得られるような親子同士の交流の場づくり、子育て相談や情報提供などの支援を行う。

このため、市町村は、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況及び潜在的な利用希望を含めた利用希望を把握した上で、管内における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期等を盛り込んだ市町村子ども・子育て支援事業計画を作成し、当該計画をもとに、質の高い

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施する。

都道府県は、市町村が上記の役割を果たすために必要な支援を行うとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策及び各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講ずる。

また、市町村子ども・子育て支援事業計画を踏まえて都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を作成し、当該計画をもとに、質の高い教育・保育が適切に提供されるよう、計画的に提供体制を確保するほか、市町村の区域を超えた広域的な調整、幼稚園教諭及び保育士等の人材の確保及び資質の向上に係る方策並びに保護を要する子どもの養育環境の整備等の専門的な知識及び技術を要する支援等を行う。

国は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業等が適正かつ円滑に行われるよう、市町村及び都道府県と相互に連携を図りながら、必要な支援を行う。

また、子ども・子育て支援制度は質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を通じて全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであり、市町村、都道府県及び国は、それぞれの役割に応じて、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の質の確保及び向上を図ることが必要である。具体的には、認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携のための取組の促進、幼稚園教諭、保育士等に対する研修の充実等による資質の向上、処遇改善を始めとする労働環境への配慮並びに教育・保育施設（法第七条第四項に規定する教育・保育施設をいう。以下同じ。）及び地域型保育事業（法第七条第五項に規定する地域型保育事業をいう。以下同じ。）を行う者に対する適切な指導監督、評価等の実施を通じて、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を図り、市町村及び都道府県は、これらの事項について、子ども・子育て支援事業計画に記載する。この他、市町村は、障害児、社会的養護が必要な子ども、貧困状態にある子ども、夜間の保育が必要な子ども等特別な支援が必要な子どもが円滑に教育・保育等を利用できるようにするために必要な配慮を行うとともに、市町村、都道府県及び国は、必要な支援を行うことが求められる。

教育・保育施設は、教育・保育の質の確保及び向上を図るため、自己評価、関係者評価、第三者評価等を通じて運営改善を図ることが求められる。市町村、都道府県及び国はこのために必要な支援を行う。

二 子ども・子育て支援に当たっての関係者の連携及び協働

質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、関係者は次に掲げる相互の連携及び協働を図り、総合的な体

制の下に子ども・子育て支援を推進することが望ましい。

1 市町村内及び都道府県内の関係部局間の連携及び協働

子ども・子育て支援制度は、子ども・子育て支援事業計画に基づき、地域の実情に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が総合的かつ効率的に提供されるよう、市町村及び都道府県がその提供体制を確保することを基本理念とするものであり、認定こども園、幼稚園及び保育所を通じた共通の給付が創設されるとともに、幼保連携型認定こども園の認可及び指導監督が一本化される。そのため、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を一元的に行うとともに、その他の小学校就学前子ども（法第六条第一項に規定する小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）等に係る施策との緊密な連携を推進することが求められる。また、家庭教育の支援施策を行う市町村の関係部局との密接な連携を図ることが望ましい。

市町村及び都道府県は、子ども・子育て支援制度の総合的かつ効率的な推進を図るため、例えば、認定こども園、幼稚園、保育所等及び地域子ども・子育て支援事業の担当部局を一元化するなど、円滑な事務の実施が可能な体制を整備し、子ども・子育て支援事業計画の作成並びにこれに基づく質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の実施を図ることが望ましい。ただし、教育委員会の独立性確保の観点から、公立幼稚園に関する教育委員会の権限は移管できないことに留意すること。

2 市町村相互間の連携及び協働並びに市町村と都道府県との連携及び協働

子ども・子育て支援制度の実施主体である市町村は、住民に最も身近な基礎的な地方公共団体として、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供の責務を有し、教育・保育施設及び地域型保育事業を行う事業者について、法第二十七条第一項及び第二十九条第一項の確認を行うとともに、地域型保育事業を構成する家庭的保育事業（児童福祉法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業をいう。以下同じ。）、小規模保育事業（同条第十項に規定する小規模保育事業をいう。以下同じ。）、居宅訪問型保育事業（同条第十一項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。以下同じ。）及び事業所内保育事業（同条第十二項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の認可を行う。

一方、教育・保育施設（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）

に所在する幼保連携型認定こども園及び保育所を除く。以下2において同じ。）の認可及び認定は都道府県が行う。

このため、都道府県及び市町村は、教育・保育施設の認可、認定及び確認並びに指導監督に当たって、必要な情報を共有し、共同で指導監督を行うなど、相互に密接に連携を図ること。特に、市町村が私立幼稚園の運営の状況等を円滑に把握することができるよう、都道府県は、市町村に必要な支援を行うこと。

また、住民が近隣の市町村に所在する地域型保育事業を利用する場合において、当該住民が居住する市町村が当該地域型保育事業を行う者の確認を行う際には、法第四十三条第四項の規定により、当該地域型保育事業を行う事業所が所在する市町村の事前の同意又は当該同意を要しない旨の市町村間の同意が必要である。市町村は、住民が希望する地域型保育事業を円滑に利用できるよう、当該地域型保育事業を行う者が所在する市町村と連携を図り、迅速にこれらの同意が行われるように努めること。特に、市町村域を超えた地域型保育事業の利用が明らかな場合及び複数の市町村に居住する子どもが利用することが見込まれる事業所内保育事業については留意が必要である。

子ども・子育て支援の実施に当たり、市町村は、地域の資源を有効に活用するため、地域の実情に応じ、必要に応じて近隣の市町村と連携、共同して事業を実施するなどの広域的取組を推進することが必要である。この場合において、関係市町村間の連携を図るとともに、必要に応じて都道府県が広域調整を行うこと。

3 教育・保育の提供及び地域子ども・子育て支援事業の実施に係る関係者の連携及び協働

市町村は、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施するため、地域の実情に応じて計画的に基盤整備を行う。この場合において、市町村と教育・保育施設、地域型保育事業を行う者その他の子ども・子育て支援を行う者が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取組を進めていく必要がある。

また、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行うとともに、質の高い教育・保育の提供並びに地域の子育て支援機能の維持及び確保等を図るため、子ども・子育て支援を行う者同士相互の密接な連携が必要である。特に、教育・保育施設である認定こども園、幼稚園及び保育所は、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担い、地域型保育事業を行う者及び地域子ども・子育て支援事業を行う者等と連携し、必要に応じてこれらの者の保育の提供等に関する支援を行うことが求められる。

また、原則として満三歳未満の保育を必要とする子どもが利用する地域型保育事業について、満三歳以降も引き続き適切に質の高い教育・保育を利用できるよう、教育・保育施設と地域型保育事業を行う者との連携が必要である。この際、円滑な連携が可能となるよう、市町村が積極的に関与することが必要である。

また、保育を利用する子どもが小学校就学後に円滑に放課後児童健全育成事業を利用できるよう、相互の連携を図ることが望ましい。

4 国と地方公共団体との連携及び協働

国及び地方公共団体は、相互に連携を図りながら、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業が適切かつ円滑に行われるようにしなければならない。このため、国及び地方公共団体は恒常的に意見交換を行い、連携及び協働を図りながら地域の実情に応じた子ども・子育て支援を推進することが必要である。

第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項

一 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的事項

1 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的事項

市町村及び都道府県は、法の基本理念及び第一の子ども・子育て支援の意義に関する事項を踏まえ、子ども・子育て支援事業計画を作成すること。その際、次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）に基づき作成する地域行動計画に記載して実施している次世代育成支援対策に係る分析、評価を行うこと。

2 子ども・子育て支援事業計画の作成のための体制の整備等

子ども・子育て支援事業計画の作成に当たっては、市町村及び都道府県は、例えば担当部局の一元化を行うなど関係部局間の連携を促進し、必要な体制の整備を図るとともに、法第七十七条第一項及び第四項に規定する審議会その他の合議制の機関又は子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴くこと。

(一) 市町村及び都道府県の関係部局相互間の連携

子ども・子育て支援事業計画の作成に当たっては、認定子ども園、幼稚園、保育所等及び地域子ども・子育て支援事業等の担当部局が相互に連携することができる体制を整備することが必要であり、第二の二の1に基づき、例えば関係部局を一元化するなど、円滑な事務の実施が可能な体制を整備す

ること。

(二) 子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見の聴取

子ども・子育て支援事業計画を地域の実情に即した実効性のある内容のものとするためには、地域の関係者の意見を反映することが必要である。このため、法第六十一条第七項及び第六十二条第五項の規定に基づき、市町村及び都道府県は、法第七十七条第一項及び第四項に規定する審議会その他の合議制の機関を設置している場合はその意見を、その他の場合は子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならないこと。

(三) 市町村間及び市町村と都道府県との間の連携

市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に当たって、二の2の(二)の(1)に規定する市町村域を超えた教育・保育等の利用が行われている場合等必要な場合には、量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期等について、関係市町村と調整を行うこと。

都道府県は、法第六十一条第九項の規定による市町村子ども・子育て支援事業計画の協議を受け、調整を行うことにより、教育・保育施設及び地域型保育事業の整備等に関する広域調整を行う役割を有している。このため、子ども・子育て支援事業計画を作成する過程では、市町村と都道府県との間の連携を図ることが必要である。

具体的には、市町村は、四半期ごと等の都道府県が定める一定の期間ごとに、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成の進捗状況等の都道府県が定める事項を、都道府県に報告すること。

また、市町村が市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するに当たって、私立幼稚園の運営の状況等を円滑に把握することができるよう、都道府県は、市町村に必要な支援を行うこと。

3 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況及び利用希望の把握

(一) 現状の分析

市町村子ども・子育て支援事業計画については、地域の人口構造や産業構造等の地域特性、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用の現状、利用希望の実情、教育・保

育施設等の地域資源の状況、更には子どもと家庭を取り巻く環境等の現状を分析して、それらを踏まえて作成することが必要である。

(二) 現在の利用状況及び利用希望の把握

市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に当たり、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、保護者に対する調査等（以下「利用希望把握調査等」という。）を行い、これらを踏まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計し、具体的な目標設定を行うこと。

利用希望把握調査等の実施に当たっては、当該調査結果を踏まえて作成する市町村子ども・子育て支援事業計画及び市町村子ども・子育て支援事業計画を踏まえて作成する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画が、教育・保育施設及び地域型保育事業の認可及び認定の際の需給調整の判断の基礎となることを勘案して、地域の実情に応じた適切な区域で行うこと。

また、都道府県は、利用希望把握調査等が円滑に行われるよう、市町村に対する助言、調整等に努めること。その際、認可外保育施設及び私立幼稚園の運営の状況等について市町村に対する情報提供を行う等、密接に連携を図ること。

4 計画期間における数値目標の設定

市町村及び都道府県は、地域の子どもが必要な教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を効果的、効率的に利用できるよう、二の二の（一）及び三の（一）並びに四の二の（一）に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況及び利用希望を把握し、地域の実情に応じて、子ども・子育て支援事業計画において、計画期間内における量の見込みを設定すること。

5 住民の意見の反映

市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、二の（二）により、法第七十七条第一項及び第四項に規定する審議会その他の合議制の機関又は子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴くほか、法第六十一条第八項の定めるところにより、あらかじめ、地域住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めること。

6 他の計画との関係

子ども・子育て支援事業計画は、地域福祉計画（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第七十七条に規定する市町村地域福祉計画及び同法第八十条に規定する都道府県地域福祉支援計画をいう。）、教育振興基本計画（教育基本法（平成十八年法律第二十号）第十七条第二項の規定により市町村又は都道府県が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画をいう。）、母子家庭及び寡婦自立促進計画（母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第十一条第二項第三号に規定する母子家庭及び寡婦自立促進計画をいう。以下同じ。）、障害者計画（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第十一条第二項に規定する都道府県障害者計画及び同条第三項に規定する市町村障害者計画をいう。）、児童福祉法第五十六条の四の二第一項に規定する市町村整備計画（以下「市町村整備計画」という。）その他の法律の規定により市町村又は都道府県が作成する計画であって、子ども・子育て支援に関する事項を定めるもの並びに放課後子どもプラン事業計画その他の子ども・子育て支援に関する事項を定める計画との間の調和が保たれたものとする必要がある。

なお、他の法律の規定により市町村又は都道府県が作成する計画であって、子ども・子育て支援事業計画と盛り込む内容が重複するものについては、子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして作成して差し支えない。

二 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項

市町村子ども・子育て支援事業計画において定めることとされた事項は、次に掲げる事項その他別表第一に掲げる事項とする。

なお、指定都市等及び児童相談所設置市（児童福祉法第五十九条の四第一項に規定する児童相談所設置市をいう。以下同じ。）にあつては、本指針において都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に盛り込まれている内容のうち、指定都市等及び児童相談所設置市が処理することとされているものについては、適切に市町村子ども・子育て支援事業計画に盛り込む必要がある。

1 教育・保育提供区域の設定に関する事項

市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・

保育提供区域」という。)を定める必要がある。その際、教育・保育提供区域は、2の(二)の(2)に規定する地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定すること。

この場合において、教育・保育提供区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる。一方、教育・保育提供区域は、2の(二)の(2)に規定する地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となること等から、法第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分(以下「認定区分」という。)ごと、地域子ども・子育て支援事業の事業ごとに教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、これらの区分又は事業ごとに設定することができる。

なお、市町村整備計画を作成する場合には、当該市町村整備計画に記載する保育提供区域(児童福祉法第五十六条の四の二第二項第一号に規定する保育提供区域をいう。)は、当該教育・保育提供区域と整合性が取れたものとする。

2 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項

(一) 各年度における教育・保育の量の見込み

各年度における教育・保育提供区域ごとの教育・保育の量の見込みについては、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成しようとするときにおける当該市町村に居住する子ども及びその保護者の教育・保育の利用状況及び利用希望把握調査等により把握する利用希望を踏まえて作成すること。具体的には、教育・保育の利用状況及び利用希望を分析し、かつ評価し、参酌標準(市町村子ども・子育て支援事業計画において教育・保育の量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準として別表第二に掲げるものをいう。別表第一において同じ。)を参考として、次に掲げる区分ごとに、それぞれ次に掲げる必要利用定員総数(3)については、特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数及び特定地域型保育事業所(法第二十九条第三項第一号規定する特定地域型保育事業所をいう。以下同じ。)に係る必要利用定員総数の合計)を定める。

その際、教育・保育提供区域ごとに均衡の取れた教育・保育の提供が行われるよう、地域の実情に応じた見込量を定めるとともに、必要利用定員総数の算定に当たっての考え方を示すことが必要である。

また、都市部を中心とする待機児童の存在に対応した基盤整

備を図るため、市町村子ども・子育て支援事業計画において必要な教育・保育の量を見込むに当たっては、満三歳未満の子どもに待機児童が多いことに鑑み、地域の実情に応じて、満三歳未満の子どもの数全体に占める、認定こども園、保育所又は地域型保育事業に係る法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する満三歳未満の子どもの利用定員数の割合(以下「保育利用率」という。)について、計画期間内における目標値を設定すること。その際、満三歳未満の子どもであって地域型保育事業の利用者が満三歳に到達した際に円滑に教育・保育施設に移行することが可能となるよう配慮する必要がある点に留意が必要である。

保育利用率の設定においては、市町村は、現在の保育の利用状況及び利用希望を踏まえ、計画期間内の各年度における目標を設定すること。

必要利用定員総数及び保育利用率を定める際に、必要に応じて、地域の実情を踏まえて社会的流出入等を勘案することができる。この場合には、法第七十七条第一項及び第四項に規定する審議会その他の合議制の機関等(以下「地方版子ども・子育て会議」という。)においてその算出根拠を調査審議するなど、必要利用定員総数の算出根拠の透明化を図ること。

- (1) 法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども 特定教育・保育施設(法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設をいう。以下同じ。)(認定こども園及び幼稚園に限る。)に係る必要利用定員総数(特定教育・保育施設に該当しない幼稚園に係るものを含む。)
- (2) 法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども 特定教育・保育施設(認定こども園及び保育所に限る。)に係る必要利用定員総数(認可外保育施設等を利用する小学校就学前子どものうち保育を必要とする者を含む。)
- (3) 法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども 満一歳未満並びに満一歳及び満二歳の区分(以下「年齢区分」という。)ごとの特定教育・保育施設(認定こども園及び保育所に限る。)及び特定地域型保育事業所(事業所内保育事業所(法第四十三条第一項に規定する事業所内保育事業所をいう。以下同じ。)にあっては、同項に規定する労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分(

以下「労働者枠」という。)に係る必要利用定員総数の合計数(認可外保育施設等を利用する小学校就学前子どものうち保育を必要とする者を含む。)

(二) 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

市町村子ども・子育て支援事業計画においては、教育・保育提供区域ごと及び次のアからウまでに掲げる区分ごとに、それぞれ次のアからウまでに掲げる特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に係る教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める。

その際、子ども・子育て支援制度が、保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から教育・保育を受けられるような提供体制の確保を目的の一つとしていることに鑑み、保護者の就労状況及びその変化等のみならず、子どもの教育・保育施設の利用状況等に配慮しつつ、柔軟に子どもを受け入れるための体制確保、地域の教育・保育施設の活用等も勘案し、現在の教育・保育の利用状況及び利用希望を十分に踏まえた上で定めること。

この場合において、市町村は、(一)で定めた保育利用率を踏まえ、「待機児童解消加速化プラン」(平成二十五年四月十九日内閣総理大臣公表)において目標年次として平成二十九年度末までに、(一)により定めた各年度の量の見込みに対応する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を整備することを目指し、各年度における提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めること。

なお、当該市町村に居住する子どもについて、他の市町村の教育・保育施設又は地域型保育事業により教育・保育の利用を確保する必要があると見込まれる場合には、あらかじめ、当該他の市町村と調整を行うとともに、必要に応じて、都道府県が広域的な観点から市町村間の調整を行うこと。

市町村は、保育の提供を行う意向を有する事業者の把握に努めた上で、情報の提供を適切に行う等、多様な事業者の参入を促進する工夫を図ることが必要である。

また、市町村は、特別な支援が必要な子どもが円滑に教育・保育を利用できるよう、あらかじめ、関係部局と連携して、地域における特別な支援が必要な子どもの人数等の

状況並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所における特別な支援が必要な子どもの受入れについて可能な限り把握し、必要な調整を行った上で、教育・保育の提供体制を確保すること。なお、障害児等特別な支援が必要な子どもが教育・保育を利用するには、必要に応じて障害児相談支援等との連携を図るほか、利用手続を行う窓口において、教育・保育以外の関連施策についても基本的な情報や必要な書類の提供を行うとともに、教育・保育施設、地域型保育事業を行う者等は、施設の設置、事業の運営に当たり、円滑な受入れに資するような配慮を行うことが望ましい。

なお、「待機児童解消加速化プラン」等により、認可外保育施設の認可施設への移行を支援しているところであるが、当分の間、イ及びウについてはイ及びウに定める確保の内容に加え、市町村又は都道府県が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設等による保育の提供体制について記載することを可能とする。

ア 法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども 特定教育・保育施設及び幼稚園(特定教育・保育施設に該当するものを除く。)

イ 法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども 特定教育・保育施設

ウ 法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども 年齢区分ごとに係る特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所(事業所内保育事業所における労働者枠に係る部分を除く。)

(2) 市町村の認可に係る需給調整の考え方

ア 市町村の認可に係る需給調整の基本的考え方

市町村長(特別区長を含む。以下同じ。)は、児童福祉法第三十四条の十五第五項の規定により、地域型保育事業に関する認可の申請があった場合において、当該地域型保育事業を行う者が所在する教育・保育提供区域における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所(事業所内保育事業所における労働者枠に係る部分を除く。以下イにおいて同じ。)の利用定員の総数(法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)が、市

町村子ども・子育て支援事業計画において定める当該教育・保育提供区域における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数（当該年度に係る同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該認可申請に係る地域型保育事業所の設置によってこれを超えることになると認めるときは、地域型保育事業の認可をしないことができる。

この際、市町村長は、当該認可申請に係る地域型保育事業所が、児童福祉法第三十四条の十五第三項の規定に基づく基準に該当し、かつ、同法第三十四条の十六第一項の条例で定める基準に適合している場合は、認可するものとすることとされているため、認可に係る需給調整については、慎重に取り扱われるべきものであることに留意が必要である。

イ 子ども・子育て支援事業計画において実施しようとするものとして定められた教育・保育の提供体制の確保の内容に含まれない地域型保育事業の認可申請に係る需給調整

子ども・子育て支援事業計画に基づき、教育・保育施設又は地域型保育事業所の整備を行っている場合において、当該整備を行っている教育・保育施設又は地域型保育事業所の認可又は認定が行われる前に、地域型保育事業（(1)により、実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容として子ども・子育て支援事業計画に定めたものを除く。）の認可の申請があったときは、市町村長は、認可申請に係る地域型保育事業所が所在する教育・保育提供区域における当該年度の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者枠に係る部分を除き、当該子ども・子育て支援事業計画に基づき基盤整備を行っている教育・保育施設及び地域型保育事業所を含む。）の利用定員の総数（法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、市町村子ども・子育て支援事業計画において定める当該教育・保育提供区域における当該年度の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数（法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該認可申請に係る地域型保育事業所の設置によってこれを超えることになると認めるときは、地域型保育事業の認可をしないことができる。この場合において、法第十九条第一項の規定による認

定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、当該認定区分に係る量の見込みを上回っており、機動的な対応が必要であると認められる場合には、市町村は、地域の実情に応じて、当該認可申請に係る地域型保育事業所の認可を行うことが望ましい。

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項

(一) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

各年度における教育・保育提供区域ごとの地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについては、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成しようとするときにおける当該市町村に居住する子ども及びその保護者の地域子ども・子育て支援事業に該当する事業の利用状況及び利用希望把握調査等により把握する利用希望を踏まえて作成すること。具体的には、例えば一時預かり事業の量の見込みについては、現行の一時預かり事業に加え、幼稚園における預かり保育の利用状況や利用希望を踏まえるなど、地域子ども・子育て支援事業に該当する事業の利用状況及び利用希望を分析し、かつ評価し、参酌標準（市町村子ども・子育て支援事業計画において地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準として別表第三に掲げるものをいう。別表第一において同じ。）を参考として、事業の種類ごとの量の見込みを定めるとともに、その算定に当たっての考え方を示すこと。

量の見込みを定める際に、必要に応じて、地域の実情を踏まえて社会的流出入等を勘案することができる。この場合には、地方版子ども・子育て会議においてその算出根拠を調査審議するなど、量の見込みの算出根拠の透明化を図ること。

(二) 実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

市町村子ども・子育て支援事業計画においては、(一)により定めた各年度の量の見込みに対応するよう、事業の種類ごとに、各年度における地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める。

放課後児童健全育成事業の実施に当たっては、引き続き子どもの健全育成を図る中核的な活動拠点である児童館や放課後子ども教室等との連携に努めるとともに、学校等とも連携し、放課後や週末等における子どもの安全かつ安心な居場所づくりを

推進することが必要である。

また、地域子ども・子育て支援事業の実施に当たっては、妊娠・出産期からの切れ目ない支援に配慮することが重要であり、母子保健関連施策との連携の確保が必要である。このため、妊婦に対する健康診査を始め、母子保健に関する知識の普及、妊産婦等への保健指導その他の母子保健関連施策等を推進することが必要である。なお、その実施に当たっては、二十一世紀における母子保健の国民運動計画である「健やか親子二十一」の趣旨を十分踏まえること。

4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項

市町村は、認定こども園が幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ、現在の教育・保育の利用状況及び利用希望に沿って教育・保育施設の適切な利用が可能となるよう、幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援その他地域の实情に応じた認定こども園の普及に係る基本的考え方を記載すること。中でも幼保連携型認定こども園については、学校及び児童福祉施設として一の認可の仕組みとした制度改正の趣旨を踏まえ、その普及に取り組むことが望ましい。

また、幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援等の市町村が行う必要な支援に関する事項を定めること。

また、第一の子ども・子育て支援の意義に関する事項を踏まえ、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策を定めること。その際、乳幼児期の発達連続性を有するものであることや、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることに十分留意すること。さらに、第二の二の三に掲げる教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携についての基本的考え方を踏まえ、市町村におけるこれらの連携の推進方策を定めること。

三 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する任意記載事項

市町村子ども・子育て支援事業計画において地域の实情に応じて定めることとされた事項は、次に掲げる事項その他別表第四に掲げる事項とする。

1 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設又は特定

地域型保育事業の円滑な利用の確保に関する事項

市町村は、小学校就学前子どもの保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等を行うとともに、利用希望把握調査の結果を踏まえて設定した教育・保育の量の見込みを基に、計画的に特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の整備を行うこと。

特に、現在、零歳児の子どもの保護者が、保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、取得中の育児休業を途中で切り上げたりする状況があることを踏まえ、育児休業満了時（原則一歳到達時）からの特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用を希望する保護者が、育児休業満了時から利用できるように環境を整えることが重要である。

これらの点を踏まえつつ、各市町村の实情に応じた施策を盛り込むこと。

2 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

次に掲げる施策を踏まえつつ、都道府県が行う施策との連携に関する事項及び各市町村の实情に応じた施策を記載すること。

(一) 児童虐待防止対策の充実

市町村においては、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、地域の子育て支援を活用して虐待を予防するほか、虐待の早期発見、早期対応に努め、児童相談所の権限や専門性を要する場合には、遅滞なく児童相談所の介入を求めることが重要であり、このための関係機関との連携強化が不可欠である。

(1) 関係機関との連携及び市町村における相談体制の強化

市町村における虐待の発生予防、早期発見、早期対応等のためには、地域の関係機関の連携並びに情報の収集及び共有により支援を行う要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）の取組の強化が必要である。具体的には、協議会に、市町村（児童福祉、母子保健等の担当部局）、児童相談所、保健センター、保健所、児童委員、保育所及び児童家庭支援センターその他の児童福祉施設、学校、教育委員会、警察、医療機関並びにNPO、ボランティア等の民間団体等幅広い関係者の参加を得る。また、協議会の効果的な運営並びに市町村の虐待相談対応における組織的な対応及び適切な

アセスメントを確保するため、要保護児童対策調整機関等の市町村の関係機関への専門性を有する職員の配置や、都道府県等が実施する講習会等への参加等を通じた市町村の体制の強化及び資質の向上を図る。さらに、市町村は、一時保護等の実施が適当と判断した場合における児童相談所長等への通知を始め、児童相談所の専門性や権限を要する場合に児童相談所に適切に援助を求めるほか、都道府県と相互に協力して、児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証を行う。これらの取組を通じ、市町村は都道府県との連携強化を図ること。

(2) 発生予防、早期発見、早期対応等

虐待の発生予防のため、健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関等との連携、乳児家庭全戸訪問事業の実施等を通じて、妊娠、出産及び育児期に養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を早期に把握するとともに、特に支援を必要とする場合には、養育支援訪問事業等の適切な支援につなげる。また、市町村において児童福祉担当部局と母子保健担当部局が緊密な連携を図るとともに、医療機関と市町村が効果的に情報の提供及び共有を行うための連携体制の構築を図ることが必要である。さらに、虐待の発生予防、早期発見等のため、児童委員やNPO、ボランティア等の民間団体等を積極的に活用する。

(3) 社会的養護施策との連携

市町村が子ども・子育て支援を推進するに際しては、子育て短期支援事業を実施する児童養護施設等との連携、市町村の求めに応じて技術的助言等を行う児童家庭支援センターの活用等、社会的養護の地域資源を地域の子ども・子育て支援に活用するための連携が必要である。他方で、地域の里親や地域分散化を進める児童養護施設等において子どもが健やかに成長するためには、市町村、学校、民間団体等の地域の関係機関の理解と協力のほか、里親の開拓や里親支援につながる広報・啓発等における都道府県との連携により、地域の中で社会的養護が行えるような支援体制の整備をする。また、母子生活支援施設については、母子が一緒に生活しつつ母子の関係に着目した支援を受けることができることから、福祉事務所、児童相談所、婦人相談所等の関係機関と連携し、その積極的な活用、支援機能の充実、広域利用の推進を図る。

(二) 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

母子家庭及び父子家庭の自立支援については、子育て短期支援事業、母子家庭等日常生活支援事業、保育及び放課後児童健全育成事業の利用に際しての配慮等の各種支援策を推進するほか、母子及び寡婦福祉法、同法に基づく国の基本方針及びこれに則して都道府県等が策定する母子家庭及び寡婦自立促進計画等の定めるところにより、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策を四本柱として総合的な自立支援を推進する。

(三) 障害児施策の充実等

障害の原因となる疾病及び事故の予防、早期発見並びに治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査並びに学校における健康診断等を推進することが必要である。

また、障害児等特別な支援が必要な子どもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるようにする観点から、自立支援医療（育成医療）の給付のほか、年齢や障害等に応じた専門的な医療や療育の提供が必要である。また、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、在宅支援の充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等の一貫した総合的な取組を推進するとともに、児童発達支援センター等による地域支援・専門的支援の強化や保育所等訪問支援の活用を通して地域の障害児等特別な支援が必要な子どもとその家族等に對する支援の充実に努めることが必要である。

さらに、自閉症、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）等の発達障害を含む障害のある子どもについては、障害の状態に応じて、その可能性を最大限に伸ばし、当該子どもが自立し、社会参加をするために必要な力を培うため、幼稚園教諭、保育士等の資質や専門性の向上を図るとともに、専門家等の協力も得ながら一人一人の希望に応じた適切な教育上必要な支援等を行うことが必要である。

そのためには、乳幼児期を含め早期からの教育相談や就学相談を行うことにより、本人や保護者に十分な情報を提供するとともに、認定こども園、幼稚園、保育所、小学校、特別支援学校等において、保護者を含めた関係者が教育上必要な支援等について共通理解を深めることにより、保護者の障害受容及びその後の円滑な支援につなげていくことが重要である。また、本人及び保護者と市町村、教育委員会、学校等とが、教育上必要な支援等について合意形成を図ることが求められる。

特に発達障害については、社会的な理解が十分になされていないことから、適切な情報の周知も必要であり、さらに家族が適切な子育てを行えるよう家族への支援を行うなど、発達障害者支援センターとの連携を密にしながら、支援体制整備を行うことが必要である。

特定教育・保育施設、特定地域型保育事業を行う者、放課後児童健全育成事業を行う者等は、障害児等特別な支援が必要な子どもの受入れを推進するとともに、受入れに当たっては、各関係機関との連携を図ることが必要である。

3 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

次に掲げる施策を踏まえつつ、各市町村の実情に応じた施策をその内容に盛り込むこと。

(一) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し（長時間労働の抑制に取り組む労使に対する支援等を含む）

仕事と生活の調和の実現については、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」（以下「憲章」という。）及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」（以下「行動指針」という。）において、労使を始め国民が積極的に取り組むこと、国や地方公共団体が支援すること等により、社会全体の運動として広げていく必要があるとされている。

このため、市町村は、地域の実情に応じ、自らの創意工夫の下に、次のような施策を進めることが望ましい。その際、都道府県、地域の企業、経済団体、労働者団体、都道府県労働局、仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しや子ども・子育て支援に取り組む民間団体等と相互に密接に連携し、協力し合いながら、地域の実情に応じた取組を進めることが必要である。

- (1) 仕事と生活の調和の実現に向けた労働者、事業主、地域住民の理解や合意形成の促進及び具体的な実現方法の周知のための広報、啓発
- (2) 法その他の関係法律に関する労働者、事業主、地域住民への広報、啓発
- (3) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し及び子ども・子育て支援に取り組む企業及び民間団体の好事例の情報

の収集及び提供等

- (4) 仕事と生活の調和に関する企業における研修及びコンサルタント、アドバイザーの派遣
- (5) 仕事と生活の調和の実現に積極的に取り組む企業の認証、認定や表彰制度等仕事と生活の調和を実現している企業の社会的評価の促進
- (6) 融資制度や優遇金利の設定、公共調達における優遇措置等による、仕事と生活の調和の実現に積極的に取り組む企業における取組の支援

(二) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

保育及び放課後児童健全育成事業の充実、子育て援助活動支援事業の設置促進等の多様な働き方に対応した子育て支援を展開する。

四 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する基本的記載事項

都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定めることとされた事項は、次に掲げる事項その他別表第五に掲げる事項とする。

1 区域の設定に関する事項

都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して、教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める単位となる区域を定めるものとされており、都道府県は、隣接市町村間等における広域利用等の実態を踏まえて、区域（以下「都道府県設定区域」という。）を定めること。その際、都道府県設定区域は、2の（二）の(2)に規定する教育・保育施設の認可、認定の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定すること。

この場合において、都道府県設定区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる。一方、都道府県設定区域は、2の（二）の(2)に規定する教育・保育施設の認可、認定の際に行われる需給調整の判断基準となること等から、認定区分ごと、地域子ども・子育て支援事業の事業ごとに教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事

業の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、これらの区分又は事業ごとに設定することができる。

2 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項

(一) 各年度における教育・保育の量の見込み

各年度における都道府県設定区域ごとの教育・保育の量の見込みについては、参酌標準（都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において教育・保育の量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準として別表第六に掲げるものをいう。別表第五において同じ。）を参考として、原則として次に掲げる区分ごとに、それぞれ次に掲げる必要利用定員総数（(3)については、特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数及び特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数の合計）を定める。

また、都道府県設定区域ごとに均衡のとれた教育・保育の提供が行われるよう、地域の実情に応じた見込量を定めるとともに、その算定に当たっての考え方を示すことが必要である。

必要利用定員総数を定める際に、必要に応じて、地域の実情を踏まえて社会的流出入等を勘案することができる。この場合には、地方版子ども・子育て会議においてその算定根拠を調査審議するなど、必要利用定員総数の算定根拠の透明化を図ること。

なお、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に当たっては、市町村子ども・子育て支援事業計画における数値を都道府県設定区域ごとに集計したものを基本として、これを更に都道府県全域で集計した結果が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画における見込みの数値と整合性がとれるよう、一の2の(三)に基づき都道府県は市町村に、一定期間ごとに報告を求める等の連携を図るとともに、広域的な観点から市町村子ども・子育て支援事業計画を調整する必要があると認められる場合には、十分な調整を図ること。

(1) 法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども 特定教育・保育施設（認定こども園及び幼稚園に限る。）に係る必要利用定員総数（特定教育・保育施設に該当しない幼稚園に係るものを含む。）

(2) 法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども 特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）に係る必要利用定員総数（認可外保育施設等を

利用する小学校就学前子どものうち保育を必要とする者を含む。）

(3) 法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども 年齢区分ごとの特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）及び特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者枠に係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数の合計数（認可外保育施設等を利用する小学校就学前子どものうち保育を必要とする者を含む。）

(二) 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期等

(1) 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、都道府県設定区域ごと及び次のアからウまでに掲げる区分ごとに、それぞれ次のアからウまでに掲げる特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に係る教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める。

その際、子ども・子育て支援制度が、保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から教育・保育を受けられるような提供体制の確保を目的の一つとしていることに鑑み、保護者の就労状況及びその変化等のみならず、子どもの教育・保育施設の利用状況等に配慮しつつ、柔軟に子どもを受け入れるための体制確保、地域の教育・保育施設の活用等も勘案し、現在の教育・保育の利用状況及び利用希望を十分に踏まえた上で定めること。

この場合において、都道府県は、「待機児童解消加速化プラン」において目標年次としている平成二十九年度末までに、(一)により定めた各年度の量の見込みに対応する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を整備することを目指し、各年度における提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めること。

都道府県は、保育の提供を行う意向を有する事業者の把握に努めた上で、当該事業者への情報の提供を適切に行う等、多様な事業者の参入を促進する工夫を図ることが必要である。

なお、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に当たっては、市町村子ども・子育て支援事業計画における数値を都道府県設定区域ごとに集計したものを基本として、こ

れを更に都道府県全域で集計した結果が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画における実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期と整合性がとれるよう、一の2の(三)に基づき、都道府県は市町村に一定期間ごとに報告を求める等の連携を図るとともに、都道府県設定区域内の関係市町村の市町村子ども・子育て支援事業計画を調整する必要があると認められる場合には、円滑な調整を図ることが必要である。

なお、「待機児童解消加速化プラン」等により、認可外保育施設の認可施設への移行を支援しているところであるが、当分の間、イ及びウについては、市町村又は都道府県が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設等による保育の提供体制の確保について、イ及びウに定める確保の内容に加えて記載することを可能とする。

ア 法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども 特定教育・保育施設及び幼稚園（特定教育・保育施設に該当するものを除く。）

イ 法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども 特定教育・保育施設

ウ 法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども 年齢区分ごとに係る特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者枠に係る部分を除く。）

(2) 都道府県の認可及び認定に係る需給調整の考え方

ア 都道府県の認可、認定に係る需給調整の基本的考え方

(ア) 都道府県知事は、認定こども園法第三条第七項の規定により、認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。）以下(ア)において同じ。）に関する認定の申請があった場合において、当該認定こども園が所在する都道府県設定区域における次のaからcまでに掲げる利用定員の総数が、それぞれ次のaからcまでに定める都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該都道府県設定区域における必要利用定員総数（当該年度に係るものをいう。）に既に達しているか、又は当該認定申請に係る認定こども園の設置によってこれを超えることになると認めるときは、認定

こども園の認定をしないことができる。

この際、都道府県知事は、当該認定申請に係る認定こども園が、同条第五項の規定に基づく基準に該当し、かつ、同条第一項又は第三項の条例で定める基準に適合している場合は認定するものとするものとされているため、認定に係る需給調整については、慎重に取り扱われるべきものであることに留意が必要である。

a 特定教育・保育施設の利用定員の総数（法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。） 特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）

b 特定教育・保育施設の利用定員の総数（法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。） 特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）

c 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者枠に係る部分を除く。）の利用定員の総数（法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。） 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）

(イ) 都道府県知事は、認定こども園法第十七条第六項の規定により、幼保連携型認定こども園に関する認可の申請があった場合において、当該幼保連携型認定こども園が所在する都道府県設定区域における(ア)のaからcまでに掲げる利用定員の総数が、それぞれ(ア)のaからcまでに定める都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該都道府県設定区域における必要利用定員総数（当該年度に係るものをいう。）に既に達しているか、又は認可申請に係る幼保連携型認定こども園の設置によってこれを超えることになると認めるときは、幼保連携型認定こども園の認

可をしないことができる。

この際、都道府県知事は、当該認可申請に係る幼保連携型認定こども園が、同条第二項の規定に基づく基準に該当し、かつ、認定こども園法第十三条第一項の条例で定める基準に適合している場合は認可するものとするものとされているため、認可に係る需給調整については、慎重に取り扱われるべきものであることに留意が必要である。

(ウ) 都道府県知事は、児童福祉法第三十五条第八項の規定により、保育所に関する認可の申請があった場合において、当該保育所が所在する都道府県設定区域における次のa及びbに掲げる利用定員の総数が、それぞれ次のa及びbに定める都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該都道府県設定区域における必要利用定員総数（当該年度に係るものをいう。）に既に達しているか、又は当該認可申請に係る保育所の設置によってこれを超えることになると認めるときは、保育所の認可をしないことができる。

この際、都道府県知事は、当該認可申請に係る保育所が、同条第五項の規定に基づく基準に該当し、かつ、同法第四十五条第一項の条例で定める基準に適合している場合は認可するものとするものとされているため、認可に係る需給調整については、慎重に取り扱われるべきものであることに留意が必要である。

a 特定教育・保育施設の利用定員の総数（法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。） 特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）

b 特定教育・保育施設及び特定地域型保育所（事業所内保育事業所における労働者枠に係る部分を除く。）の利用定員の総数（法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）

イ 子ども・子育て支援事業計画において実施しようとするものとして定められた教育・保育の提供体制の確保の内容に含まれない教育・保育施設の認可及び認定の申請に係る需給調整

アにかかわらず、子ども・子育て支援事業計画に基づき、教育・保育施設又は地域型保育事業所の整備を行っている場合において、当該整備を行っている教育・保育施設又は地域型保育事業所の認可又は認定が行われる前に、教育・保育施設（11）により、実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容として子ども・子育て支援事業計画に定めたものを除く。）の認可又は認定の申請があったときは、都道府県知事は、次に掲げるときに該当するときは、教育・保育施設の認可又は認定をしないことができる。この場合において、法第十九条第一項の規定による認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、当該認定区分に係る量の見込みを上回っており、機動的な対応が必要であると認められる場合には、都道府県知事は、地域の実情に応じて、当該認可申請に係る教育・保育施設の認可を行うことが望ましい。

(ア) 認可又は認定の申請に係る教育・保育施設が所在する都道府県設定区域における当該年度の特定教育・保育施設（当該子ども・子育て支援事業計画に基づき基盤整備を行っている教育・保育施設を含む。）の利用定員の総数（法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該都道府県設定区域における当該年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該認可又は認定の申請に係る教育・保育施設の設置によってこれを超えることになると認めるとき。

(イ) 認可又は認定の申請に係る教育・保育施設が所在する都道府県設定区域における当該年度の特定教育・保育施設（当該子ども・子育て支援事業計画に基づき基盤整備を行っている教育・保育施設を含む。）の利用定員の総数（法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、都道府県子ども

も・子育て支援事業支援計画において定める当該都道府県設定区域における当該年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該認可又は認定の申請に係る教育・保育施設の設置によってこれを越えることになると認めるとき。

- (ウ) 認可又は認定の申請に係る教育・保育施設が所在する都道府県設定区域における当該年度の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者枠に係る部分を除き、当該子ども・子育て支援事業計画に基づき基盤整備を行っている教育・保育施設及び地域型保育事業所を含む。）の利用定員の総数（法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該都道府県設定区域における当該年度の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数（法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該認可又は認定の申請に係る教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の設置によってこれを越えることになると認めるとき。

ウ 幼稚園及び保育所が認定こども園に移行する場合における需給調整

- (ア) 都道府県知事は、アにかかわらず、幼稚園から幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園（以下（ア）において「幼保連携型認定こども園等」という。）への移行の認可又は認定の申請があった場合において、当該幼保連携型認定こども園等が所在する都道府県設定区域における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者枠に係る部分を除く。）の利用定員の総数（法第十九条第一項第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該都道府県設定区域における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の必要利用定員総数（当該年度に係る同項第二

号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に、都道府県計画で定める数を加えた数に既に達しているか、又は当該認可若しくは認定の申請に係る幼保連携型認定こども園等の設置によってこれを越えることになると認めるときを除き、当該幼保連携型認定こども園等の認可又は認定をするものとする。なお、都道府県計画で定める数は、認定こども園への移行を促進するため、認定こども園・幼稚園・保育所等の利用状況や認定こども園への移行の希望に十分配慮し、幼稚園の認定こども園への移行に関する意向等を踏まえて設定すること。この場合には、地方版子ども・子育て会議において当該都道府県計画で定める数を調査審議するなど、その設定の透明化を図ること。

- (イ) 都道府県知事は、アにかかわらず、保育所から幼保連携型認定こども園又は保育所型認定こども園（以下（イ）において「幼保連携型認定こども園等」という。）への移行の認可又は認定の申請があった場合において、当該幼保連携型認定こども園等が所在する都道府県設定区域における特定教育・保育施設の利用定員の総数（法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該都道府県設定区域における特定教育・保育施設の必要利用定員総数（当該年度に係る同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に、都道府県計画で定める数を加えた数に既に達しているか、又は当該認可若しくは認定の申請に係る幼保連携型認定こども園等の設置によってこれを越えることになると認めるときを除き、当該幼保連携型認定こども園等の認可又は認定をするものとする。なお、都道府県計画で定める数は、認定こども園への移行を促進するため、認定こども園・幼稚園・保育所等の利用状況や認定こども園への移行の希望に十分配慮し、保育所の認定こども園への移行に関する意向等を踏まえて設定すること。この場合には、地方版子ども・子育て会議において当該都道府県計画で定める数を調査審議するなど、その設定の透明化を図ること。

エ 教育・保育施設に該当しない幼稚園が存在する場合に係る需給調整

都道府県知事は、アにかかわらず、教育・保育施設の認可又は認定の申請があったときは、当該認可又は認定の申請に係る教育・保育施設が所在する都道府県設定区域における当該年度の特定教育・保育施設の利用定員の総数（法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）及び特定教育・保育施設に該当しない幼稚園の利用定員の総数の合計が、都道府県設定区域における当該年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該認可若しくは認定の申請に係る教育・保育施設の設置によってこれを超えることになると認める場合は、教育・保育施設の認可又は認定をしないことができる。

3 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項

都道府県は、認定こども園が幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ、現在の教育・保育の利用状況及び利用希望に沿って教育・保育施設の利用が可能となるよう、都道府県設定区域ごとの目標設置数及び設置時期、幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援その他地域の事情に応じた認定こども園の普及に係る基本的考え方を記載すること。中でも幼保連携型認定こども園については、学校及び児童福祉施設として一の認可の仕組みとした制度改正の趣旨を踏まえ、その普及に取り組むことが望ましい。

また、幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援等の都道府県が行う必要な支援に関する事項を定めること。

また、第一の子ども・子育て支援の意義に関する事項を踏まえ、教育・保育の役割提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策を定めること。その際、乳幼児期の発達が連続性を有するものであることや、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることに十分留意すること。さらに、第二の二の3に掲げる教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携についての基本的考え方を踏まえ、都道府県におけるこれらの連携の推進方策を定めること。

4 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項

質の高い特定教育・保育及び特定地域型保育並びに地域子ども・子育て支援事業（以下「特定教育・保育等」という。）の提供に当たって基本となるのは人材であり、国、都道府県、市町村及び特定教育・保育等を提供する事業者は、特定教育・保育等に係る人材の確保及び養成を総合的に推進することが重要である。

都道府県は、このための中心的な役割を担っており、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において、保育教諭、幼稚園教諭、保育士その他の特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置に関する事項（特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者の見込数を含む。）を定めること。この場合において、特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者の養成及び就業の促進等に関する事項を盛り込むこと。その際、処遇改善を始めとする労働環境等にも配慮すること。また、地域子ども・子育て支援事業についても、従事する者の確保及び資質の向上が必要であることから、都道府県は、必要な支援を行うこと。

保育教諭については、認定こども園法附則第五条において、施行の日から起算して五年間は、幼稚園教諭の普通免許状又は保育士資格のいずれかを有する場合は保育教諭となることができることとし、国は、この間において、片方の免許又は資格のみを有している者の併有を促進するための特例措置を講じる。都道府県は、この特例措置について、対象者への周知等を行うことが望ましい。

また、待機児童の解消のためには、保育士の人材確保が重要であることから、国は、指定保育士養成施設、大学等との連携及び協働による研修等の充実や指定保育士養成施設の新規卒業者の確保、就業継続の支援、保育士資格を有しているものの保育士として保育現場において保育等に従事していないいわゆる「潜在保育士」の再就職等の支援等に係る必要な支援策等を講じるとともに、都道府県は、これらの施策等も活用して、積極的に保育士の人材確保及び質の向上を図ること。特に、保育士の質の向上を図るため、必要な研修等の実施体制の整備を含め、保育士を対象とした研修を積極的に実施すること。

また幼稚園教諭については、国は教育委員会、大学等との連携及び協働による研修等の充実や幼稚園教諭一種免許取得者数の増加に係る必要な支援策等を講じるとともに、都道府県は、これらの施策等も活用して、積極的に幼稚園教諭の人材確保及び質の向

上を図ること。また、公立、私立を問わず幼稚園教諭等を対象とした研修を積極的に実施すること。

都道府県は、地域の実情に応じて研修の実施方法及び実施回数等を定めた研修計画を作成するとともに、研修受講者の記録の管理等を行うことなどにより、研修を計画的に実施することが必要である。

5 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項並びにその円滑な実施を図るために必要な市町村との連携に関する事項

次に掲げる施策を踏まえつつ、各都道府県の実情に応じた施策及びその実施のために必要な市町村との連携に関する事項を盛り込むこと。その際、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、子育て短期支援事業等の市町村が行う事業は、都道府県が行う専門的な知識等を要する施策と密接に関連しており、都道府県と市町村は、互いの役割分担や事業の実施状況等を踏まえ、計画策定段階から十分に調整、連携の上、取組を進める必要があることに留意が必要である。

(一) 児童虐待防止対策の充実

児童虐待から子どもを守るためには、発生予防から早期発見、早期対応、子どもの保護及び支援、保護者への指導及び支援等の各段階での切れ目のない総合的な対策を講ずる必要がある。また、福祉、保健、医療、教育、警察等の関係機関が連携し、情報を共有して地域全体で子どもを守る体制の充実が必要である。

(1) 児童相談所の体制の強化

児童虐待防止対策の中心となる児童相談所の人員体制の強化及び専門性の向上が重要である。具体的には、ケースの組織的な管理及び対応、適切なアセスメント等を可能とするための職員の適切な配置並びに法的、医学的な専門性を要する対応や保護者への指導及び支援を行うための専門性の確保等を図る。また、一時保護所については、一時保護委託も含めて、社会的養護体制の整備の動向を勘案し、個別対応できる居室の確保等の環境整備等機能及び体制の充実が必要である。

(2) 市町村や関係機関との役割分担及び連携の推進

児童相談所と市町村その他の関係機関との適切な役割分担

及び連携を図るため、児童相談所は、市町村を始め、保健センター、保健所、保育所及び児童家庭支援センターその他の児童福祉施設、学校、教育委員会、警察、医療機関並びに婦人相談所その他の関係機関との連携を強化する。また、都道府県は、対応が困難なケースには児童相談所が主体的に関与することを前提として、ケースに関する市町村との積極的な情報共有、支援方針の協議などの協働に努めるとともに、協議会における児童相談所の積極的な助言及び協議会関係者向けの研修の実施等により、協議会の機能強化や効果的運営を支援する。

(3) 妊婦や子育て家庭の相談体制の整備

都道府県は、妊娠等に関して悩みを抱える妊婦等に対する相談体制の整備、里親及び養子縁組の制度等の周知等の支援を行う。また、医療機関（産科、小児科、歯科、精神科等）等と市町村との連携及び情報共有により、養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を把握し、市町村等による必要な支援につなげるため、必要な環境整備や市町村等の取組への支援を行う。

(4) 児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証

都道府県は、児童虐待による死亡事例等の重大事例について地域特性を踏まえた検証を行い、その結果に基づき再発防止のための措置を講じるほか、市町村が行う検証を支援する。

(二) 社会的養護体制の充実

社会的養護の体制整備については、虐待を受けた子ども、障害児等特別な支援が必要な子ども、DV被害の母子等の増加に対応して、質・量ともに充実を図る必要がある。このため、社会的養護は、できる限り家庭的な養育環境で行われることを目指し、原則として家庭養護（里親及び小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）（以下「里親等」という。）における養護をいう。）を優先するとともに、施設養護（児童養護施設、乳児院等における養護をいう。）もできる限り家庭的な養育環境の形態としていく必要がある。具体的には、今後十五年で、社会的養護の形態（児童養護施設、乳児院及び里親等に限り）について、全ての本体施設を小規模グループケア化するとともに、本体施設、グループホーム（地域小規模児童養護施設及び分園型小規模グループケアをいう。以下（二）において

同じ。)及び里親等をおおむね三分の一ずつの割合にしていくことを目標として必要事業量を設定するとともに、次の基本的な方向性に沿って社会的養護体制の整備を計画的に推進し、質の高いケアを目指す。

(1) 家庭的養護の推進

ア 里親委託等の推進

社会的養護では里親委託を優先して検討することが原則であり、里親等委託率を設定し、里親の開拓、里親支援の充実等により里親委託を推進する。里親支援については、児童相談所が中心となり、市町村や里親支援機関、施設の里親支援専門相談員、児童家庭支援センター等と連携し、里親の研修、相談支援、相互交流等を行う。また、里親の開拓及び里親支援の充実のため、地域や関係機関の理解と協力を得られるよう市町村等と連携して取り組むほか、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）も促進する。

イ 施設の小規模化及び地域分散化の推進

(二)の柱書きの目標を達成するため、都道府県は、都道府県推進計画（平成二十七年度から十五年間程度を対象とした児童養護施設及び乳児院の小規模化及び地域分散化並びに家庭養護の推進のために取り組むべき具体的な方策を定めた計画をいう。）を、家庭的養護推進計画（管内の各施設が小規模化等を進めるために取り組むべき具体的な方策を定めた計画をいう。）と整合的なものとなるよう調整して作成することとされており、これに沿い、本体施設、グループホーム、里親等の必要事業量等を設定して地域の実情に即した取組を推進すること。また、地域分散化を進めるに際しては市町村等と連携し、地域の理解と協力が得られるよう努める。

(2) 専門的ケアの充実及び人材の確保・育成

虐待を受けた子ども等の安定した人格形成や精神的回復等のため、専門的な知識や技術を有する者によるケアや養育が必要である。特に、心理的困難や苦しみを抱え、日常生活に生きづらさを感じている子どもには情緒障害児短期治療施設における心理治療等の支援が、不良行為をした子どもや生活指導を要する子どもには児童自立支援施設における社会的自立に向けた支援が、DV被害を受けた母子や地域での自立し

た生活が困難な母子には母子生活支援施設における専門的支援が必要である。このため、各施設への家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員等の専門的な職員の配置の推進等専門的ケアの体制の整備や、基幹的職員研修等への参加等施設職員の支援技術向上のための取組を行う。また、社会的養護の担い手となる職員の確保及びその専門性の向上のため、その必要量を踏まえて養成、研修体制を整備する必要がある。さらに、社会的養護体制についても、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設に係る都道府県単位での設置、児童養護施設及び乳児院等に係る一定規模の地域単位での設置、里親等に係る市町村単位での複数確保等、重層的で体系的な整備を推進する。

なお、情緒障害児短期治療施設については、各都道府県で一か所以上の設置が適切である。

(3) 自立支援の充実

社会的養護により育った子どもが一般家庭の子どもと同様に社会において自立していけるよう、施設の退所等までに、生活技術の知識や経験等自立生活に必要な力を始め、一人の人間として生きていく基本的な力が得られる養育を行う必要があり、そのための体制整備を行う。他方、自立生活能力がないまま施設退所等を行うこととならないよう、十八歳以降の措置延長を積極的に活用する。また、施設退所者等の自立を支援する自立援助ホームについて、施設退所者数や地域の実情等を勘案して必要量を見込み、設置を推進する。さらに、社会的養護により育った子ども等が地域生活を送るために必要な支援の体制を整備する。

(4) 家族支援及び地域支援の充実

虐待の防止、親子関係再構築、家庭復帰に向けた家庭環境の調整、家庭復帰後の虐待の再発防止等のための家族支援の充実や、施設による地域の里親等への支援、子育て短期支援事業等の地域の子育て家庭への支援等の地域支援の充実が重要である。このため、家庭支援専門相談員や里親支援専門相談員の配置等施設のソーシャルワーク機能を強化するとともに、児童家庭支援センターを積極的に活用する。さらに、母子と一緒に生活しつつ母と子の関係に着目した支援が可能である母子生活支援施設については、必要な体制整備を図るとともに、福祉事務所、児童相談所、婦人相談所等の関係機関と連携し、その積極的な活用、支援機能の充実、広域利用の

推進を図る。

(5) 子どもの権利擁護の推進

子どもの権利擁護の強化を図るため、児童福祉法第三十三条の十に規定する被措置児童等虐待に対する措置及びケアの質の向上のための取組等を進め、被措置児童等虐待の禁止について施設職員等への徹底、入所児童等や関係機関への周知等その予防に取り組む。また、被措置児童等虐待に関する通告や届出の受付、通告等があった場合の対応、被措置児童等虐待が起こった場合の措置等に関し、ガイドラインを定め、都道府県において予め対応について意識を共有するとともに、適切に対応できる体制を整備するほか、必要に応じてガイドラインや体制を見直す。さらに、ケアの質の向上を進めるため、施設ごとの施設運営指針や里親等養育指針に沿った取組を推進するとともに、義務化された第三者評価の受審を求める。

(三) 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

母子家庭及び父子家庭の自立支援については、母子及び寡婦福祉法、同法に基づく国の基本方針、これに則して都道府県等が策定する母子家庭及び寡婦自立促進計画の定めるところにより、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策を四本柱として、総合的な自立支援を推進する。

(四) 障害児施策の充実等

障害児等特別な支援が必要な子どもに対して、市町村における保健、医療、福祉、教育等の各種施策が体系的かつ円滑に実施されるよう、都道府県は専門的かつ広域的な観点からの支援を行うとともに、障害に応じた専門医療機関の確保等を通じ、適切な医療を提供するほか、教育支援体制の整備を図る等の総合的な取組を進める必要がある。

また、障害児入所施設については、小規模グループケアの推進、身近な地域での支援の提供、本体施設の専門機能強化を進めることが望ましい。

発達障害については、社会的な理解が十分なされていないことから適切な情報の周知も必要である。発達障害者支援センターについては、関係機関及び保護者に対する専門的情報の提供及び支援手法の普及が必要になっていることから、職員の専門性を十分確保するとともに、専門的情報及び支援手法の提供を推進することが必要である。また、特別支援学校については、

特別支援教育教諭免許状保有率の向上を図る等専門性の向上に努めるとともに、在籍する子どもへの教育や指導に加えて、幼稚園、小中学校等の教員の資質向上策への支援及び協力、地域の保護者等への相談支援並びに幼稚園、小中学校等における障害のある子どもへの教育的支援を行うことが必要である。

五 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する任意記載事項

都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において地域の実情に応じて定めることとされた事項は、次に掲げる事項その他別表第七に掲げる事項とする。

1 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整に関する事項

(一) 子ども・子育て支援事業計画作成時の調整

市町村は、一の2の(三)により、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に当たって、市町村の区域を超えた教育・保育等の利用が行われている場合等必要な場合には、教育・保育の量の見込み並びに教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期等について、関係市町村と調整を行う。

都道府県は、当該市町村間の調整が整わない場合等必要な場合において、地域の実情に応じ、市町村の区域を超えた広域的な見地からの調整を行う。この調整は、一の2の(三)に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に当たって行われる都道府県への報告等を通じて行われることから、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、当該報告その他の協議及び調整の手續等について定めること。

また、地域子ども・子育て支援事業については、四の5により、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成段階から、都道府県が行う専門的な知識等を要する施策との関連性に配慮した十分な調整及び連携が必要であること等から、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成時における都道府県への協議及び調整について、必要な事項を定めること。

(二) 特定教育・保育施設の利用定員設定時の調整

市町村長は、市町村の区域を超えた広域的な利用が行われる特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするとき及び変更しようとするときは、法第三十一条第三項及び第三十二条第三項の規定により、あらかじめ、都道府県知事に協議を行うこととされていることから、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画におい

て、当該協議の手続等について定めること。

都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に定める当該利用定員に係る特定教育・保育施設が所在する都道府県設定区域における教育・保育の提供体制の確保の内容を踏まえ、市町村との協議を行うこと。

2 教育・保育情報の公表に関する事項

教育・保育を利用し、又は利用しようとする子どもの保護者等が適切かつ円滑に特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用する機会を確保するため、法第三章第四節の規定による教育・保育情報の公表に係る体制の整備を始めとする教育・保育情報の公表に関する事項を定めること。

3 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

次に掲げる施策を踏まえつつ、各都道府県の実情に応じた施策をその内容に盛り込むこと。

(一) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し（長時間労働の抑制に取り組む労使に対する支援等を含む）

仕事と生活の調和の実現については、憲章及び行動指針において、労使を始め国民が積極的に取り組むこと、国や地方公共団体が支援すること等により、社会全体の運動として広げていくことが必要とされている。

このため、地域の実情に応じ、自らの創意工夫の下に、次のような施策を進めることが望ましい。その際、市町村、地域の企業、経済団体、労働者団体、都道府県労働局、仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しや子ども・子育て支援に取り組む民間団体等と相互に密接に連携、協力し合いながら、地域の実情に応じた取組を進めることが必要である。具体的には、都道府県労働局に設置されている「仕事と生活の調和推進会議」に積極的に参画すること等により密接な連携を図ることが考えられる。

(1) 仕事と生活の調和の実現に向けた労働者、事業主、地域住民の理解や合意形成の促進及び具体的な実現方法の周知のための広報・啓発

(2) 法その他の関係法律に関する労働者、事業主、地域住民への広報・啓発

(3) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し及び子ども・子育て支援に取り組む企業及び民間団体の好事例の情報の収集提供等

(4) 仕事と生活の調和に関する企業における研修及びコンサルタント・アドバイザーの派遣

(5) 仕事と生活の調和や子ども・子育て支援策に積極的に取り組む企業の認証、認定や表彰制度等仕事と生活の調和を実現している企業の社会的評価の促進

(6) 融資制度や優遇金利の設定、公共調達における優遇措置等、仕事と生活の調和の実現に積極的に取り組む企業における取組の支援

(二) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

市町村と連携を図りつつ、広域的な観点から認定こども園や保育所の充実等多様な働き方に対応した子育て支援を展開する。

六 その他

1 子ども・子育て支援事業計画の作成の時期

市町村子ども・子育て支援事業計画については、法の施行の日までに作成することが必要であるが、教育・保育施設及び地域型保育事業の認可及び認定並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認等の事務が法の施行の日の半年程度前に開始される予定であることに鑑み、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期について、法の施行の日の半年程度前までにおおむねの案を取りまとめる必要がある。

また、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画についても、教育・保育施設及び地域型保育事業の認可等の事務が法の施行の日の半年程度前に開始される予定であることに鑑み、教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期について、法の施行の日の半年程度前までにおおむねの案を取りまとめる必要がある。

2 子ども・子育て支援事業計画の期間

子ども・子育て支援事業計画は、法の施行の日から五年を一期として作成することとする。

3 子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価

市町村及び都道府県は、各年度において、子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の実施状況（教育・保育施設や地域型保育事業の認可等の状況を含む。）や、これに係る費用の使途実績等について点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施すること。この場合において、公立の教育・保育施設に係る施策の実施状況等についても、その対象とする必要があることに留意が必要である。この際、この一連の過程を開かれたものとするため、地方版子ども・子育て会議を活用することが望まれる。

評価においては、個別事業の進捗状況（アウトプット）に加え、計画全体の成果（アウトカム）についても点検・評価することが重要である。子ども・子育て支援の推進においては、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取組が必要であり、このような取組を評価するため、利用者の視点に立った指標を設定し、点検及び評価を行い、施策の改善につなげていくことが望まれる。

法の施行後、法第十九条第一項の規定による認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、二の二の（一）又は四の二の（一）により定めた当該認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる。このため、市町村は、法第十九条第一項の規定による認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。都道府県においても、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直し状況等を踏まえ、必要な場合には、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の見直しを行うこと。なお、この場合において見直し後の子ども・子育て支援事業計画の期間は、当初の計画期間とすること。

4 子ども・子育て支援事業計画の公表

市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出するほか、これを公表すること。

また都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を作成したときは、遅滞なく、これを内閣総理大臣に提出するほか、これを公表すること。

5 東日本大震災による被害が甚大であった地方公共団体における子ども・子育て支援事業計画の作成等の取扱いについて

東日本大震災により甚大な被害を受けた市町村であって、将来の見通しを立てることが極めて困難なものにおいては、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に当たって、その実情に応じ、弾力的な取扱いを行っても差し支えないこととする。

第四 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項

市町村は、社会的養護施策等の対象となる要保護児童、障害児等特別な支援が必要な子ども等を含めた地域の子ども・子育て家庭全体を対象として、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の基盤整備を行う。一方で、都道府県は、児童福祉法に基づき児童相談所の設置及び児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター等の設置認可を行うとともに、母子及び寡婦福祉法に基づき母子家庭及び寡婦自立支援計画に基づく施策を行うなど、要保護児童、障害児等特別な支援が必要な子ども等に係る専門性が高い施策を担う。このため、都道府県における必要な基盤整備を確保するとともに、市町村が第三の三の二により市町村子ども・子育て支援事業計画に定めた事項及び都道府県が第三の四の五により都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に定めた事項を踏まえ、市町村と都道府県が行うこれらの施策の連携を確保し、支援を必要とする家庭に必要な支援が届くようにする必要がある。

市町村は、協議会の活用等により、特に養育支援を必要とする家庭を把握し、関係機関で情報共有、支援内容の協議等を行い、児童福祉法第二十四条第五項の規定に基づく保育所又は幼保連携型認定こども園への措置による入所及び・利用等の教育・保育の確実な利用の支援、養育支援訪問事業等の地域子ども・子育て支援事業等の活用等によりこれらの家庭への支援を行うほか、都道府県の専門的な支援を必要とする場合には、都道府県と連携して対応する。

また、都道府県は、要保護児童等について、市町村による保育の措置及び地域子ども・子育て支援事業等による必要な支援を確保するほか、協議会の活用等により、これらの家庭に関する情報を市町村等の関係機関と共有し、支援方針を検討し、継続した支援を行う。

また、里親等委託を始めとする社会的養護により養育されている子どもや、社会的養護による養育から家庭復帰した子どもについても、市町村等の関係機関と連携し、地域の理解及び協力を得るとともに、地域の子ども・子育て支援等を活用することにより支援する。

第五 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために

必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

国民の希望する結婚、出産及び子育てを可能としつつ、働く意欲を持つ全ての若者の労働市場参加を実現し、男女が子育ての喜びを実感しながら仕事を続けられる社会をつくるためには、子ども・子育て支援施策の充実のみならず「働き方の改革」による仕事と生活の調和の双方を早期に実現することが必要である。

このため、国は、憲章及び行動指針を踏まえ、企業や労働者、国民の取組を積極的に支援するとともに、多様な働き方に対応した子ども・子育て支援のための社会的基盤づくりを積極的に行うため、以下の施策を推進する。

- 一 子育て期間中を含めた働き方の見直し
中小企業を含め、全ての企業において、育児休業及び短時間勤務等の柔軟な働き方に係る制度を利用しやすい環境整備を促進する等、子育て期間中を含めた男女双方の働き方の見直し
- 二 父親も子育てができる働き方の実現
父母ともに育児休業を取得する場合に休業期間を延長できる「パパ・ママ育休プラス」等を活用した男性の育児休業の取得促進、積極的に育児を担う男性を応援する「イクメンプロジェクト」等による、職場や社会全体の意識の変革並びに男性の子育てへの関わりの支援及び促進
- 三 事業主の取組の社会的評価の推進
仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し及び子ども・子育て支援に積極的に取り組む企業の表彰制度並びに企業の取組を紹介するインターネットへの掲載等仕事と生活の調和を実現している企業の社会的評価の促進
- 四 国民への周知、理解の促進等
仕事と生活の調和の重要性に関する様々な機会を活用した国民の理解の促進、仕事と子育てを両立しやすい社会の実現に向けた社会的気運の醸成、インターネットによる周知・広報、両親学級等を通じた子育てに関する理解の促進等

第六 その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項

- 一 地方版子ども・子育て会議の設置に関する事項
市町村及び都道府県は、子ども・子育て支援事業計画等への子育て当事者等の意見の反映を始め、子ども・子育て支援施策を地域の

子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施することを担保するとともに、子ども・子育て支援事業計画を定期的に点検、評価し、必要に応じて改善を促すため、地方版子ども・子育て会議を置くことに努めること。

なお、地方版子ども・子育て会議の運営については、子どもの保護者、幼児期の学校教育、保育及び子育て支援の関係者等の参画を得るなど、会議が、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえてその事務を処理することができるものとなるよう、留意すること。

二 地方版子ども・子育て会議における子ども・子育て支援策の点検・評価に関する事項

地方版子ども・子育て会議においては、毎年度、子ども・子育て支援事業計画に基づく施策その他の地域における子ども・子育て支援施策の実施状況（教育・保育施設や地域型保育事業の認可等の状況を含む。）や費用の使途実績等について点検、評価し、必要に応じて改善を促すこと。この場合において、公立の教育・保育施設に係る施策の実施状況等についても、その対象とする必要があることに留意が必要である。

市町村及び都道府県は、この結果を公表するとともに、これに基づいて必要な措置を講ずること。

別表第一 市町村子ども・子育て支援事業計画必須記載事項

事 項	内 容
一 教育・保育提供区域の設定	教育・保育提供区域の設定の趣旨及び内容、各教育・保育提供区域の状況等を定めること。
二 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期	<p>一 各年度における教育・保育の量の見込み 別表第二の参酌標準を参考として、各年度における市町村全域及び各教育・保育提供区域について、認定区分ごと（法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子どもにあっては、年齢区分ごと。次号、次表第二号及び別表第五第二号において同じ。）の教育・保育の量の見込み（満三歳未満の子どもについては保育利用率を含む。）を定め、その算定に当たっての考え方を示すこと。</p> <p>二 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期 認定区分ごと及び特定教育・保育施設（特定教育・保育施設に該当しない幼稚園を含む）又は特定地域型保育事業の区分ごとの提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めること。</p>
三 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期	<p>一 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み 別表第三の参酌標準を参考として、各年度における市町村全域及び各教育・保育提供区域について、地域子ども・子育て支援事業の種類ごとの量の見込みを定め、その算定に当たっての考え方を示すこと。</p> <p>二 実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期 地域子ども・子育て支援事業の種類ごとの提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めること。</p>
四 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する	認定こども園の普及に係る基本的考え方等を定めるほか、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策、地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校

体制の確保の内容	等との連携の推進方策を定めること。
----------	-------------------

別表第二 教育・保育の参酌標準

事 項	内 容
一 法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども	満三歳以上の小学校就学前子どもの数から法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子どもの数を除いた数を基本として、保護者の利用希望等を勘案して、計画期間内における必要利用定員総数を設定すること。
二 法第十九条第一項第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども	認定区分ごとに、現在の保育の利用状況(認可外保育施設の利用及び幼稚園の預かり保育の定期的な利用を含む。)を基本として、保護者の利用希望等を勘案して、計画期間内における必要利用定員総数を設定すること。

別表第三 地域子ども・子育て支援事業の参酌標準

事 項	内 容
一 利用者支援に関する事業	利用希望把握調査等により把握した、子ども・子育て支援に係る情報提供、相談支援等の利用希望に基づき、子ども又は子どもの保護者の身近な場所で必要な支援を受けられるよう、地域の実情、関係機関との連携の体制の確保等に配慮しつつ、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。
二 時間外保育事業	利用希望把握調査等により把握した、小学校就学前子どもの保育に係る希望利用時間帯を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。
三 放課後児童健全育成事業	小学校就学前子どもに係る保育との連続性を重視し、利用希望把握調査等により把握した放課後児童健全育成事業に係る利用希望を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。 なお、学年が上がるほど利用の減少傾向があることやおおむね十歳前後までに遊びや生活面で自己管理が可能となる等自立が進むことに留意すること。
四 子育て短期支援事業	利用希望把握調査等により把握した、保護者の疾病や仕事等のやむを得ない理由により家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった期間の実績に基づき、子育て援助活動支援事業等の他の事業による対応の可能性も勘案しながら、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。
五 乳児家庭全戸訪問事業	出生数等を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。
六 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業	児童福祉法第六条の三第五項に規定する要支援児童及び特定妊婦並びに同条第八項に規定する要保護児童の数等を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。
七 地域子育て支	利用希望把握調査等により把握した、地域子育て

援拠点事業	て支援拠点事業の希望利用日数等に基づき、居宅より容易に移動することが可能な範囲で利用できるよう配慮しながら、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。
八 一時預かり事業	利用希望把握調査等により把握した、小学校就学前子どもを一時的に第三者に預けた日数（幼稚園の預かり保育を定期的にご利用した場合を除く。）を含む。）の実績に、今後の利用希望を加えたものを勘案して、子育て援助活動支援事業等の他の事業による対応の可能性も勘案しながら、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。
九 病児保育事業	以下のいずれかの方法で設定すること。 一 法第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子どもの数を病児保育事業の利用可能性がある者と捉えた上で、利用希望把握調査等により把握した事業の利用実績及び利用希望を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。 二 利用希望把握調査等により把握した事業の利用実績及び利用希望を勘案して、市町村が適切と考える区域ごとに整備されるよう、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。
十 子育て援助活動支援事業	利用希望把握調査等により把握した、子どもを一時的に第三者に預けた日数（幼稚園の預かり保育を定期的にご利用した場合を除く。）の実績に基づき、一時預かり事業等の他の事業による対応の可能性も勘案しながら、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。
十一 妊婦に対して健康診査を実施する事業	母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十三条第二項の規定による厚生労働大臣が定める望ましい基準及び各年度の同法第十五条に規定する妊娠の届出件数を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。

別表第四 市町村子ども・子育て支援事業計画任意記載事項

事項	内容
一 市町村子ども・子育て支援事業計画の理念等	市町村子ども・子育て支援事業計画に係る法令の根拠、基本理念、目的等を記載すること。
二 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項	育児休業満了時（原則一歳到達時）からの特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用を希望する保護者が、育児休業満了時から利用できるような環境を整えることが重要であることに留意しつつ、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の計画的な整備等、各市町村の実情に応じた施策を定めること。
三 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項	児童虐待防止対策の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障害児施策の充実等について、都道府県が行う施策との連携に関する事項及び各市町村の実情に応じた施策を定めること。
四 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項	仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し及び仕事と子育ての両立のための基盤整備について、各市町村の実情に応じた施策を定めること。
五 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成の時期	市町村子ども・子育て支援事業計画の作成の時期を定めること。
六 市町村子ども・子育て支援事業計画の期間	市町村子ども・子育て支援事業計画の期間（五年間）を定めること。
七 市町村子ども・子育て支援事業計画の達成状況	各年度における市町村子ども・子育て支援事業計画の達成状況を点検及び評価する方法等を定めること。

況の点検及び評価

別表第五 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画必須記載事項

事 項	内 容
一 都道府県設定区域の設定	都道府県設定区域の趣旨及び内容、各都道府県設定区域の状況等を定めること。
二 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期	<p>一 各年度における教育・保育の量の見込み 別表第六の参酌標準を参考として、各年度における都道府県全域及び都道府県設定区域について、認定区分ごとの教育・保育の量の見込みを定め、その算定に当たっての考え方を示すこと。</p> <p>二 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期 認定区分ごと及び特定教育・保育施設（特定教育・保育施設に該当しない幼稚園を含む。）又は特定地域型保育事業の区分ごとの提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めること。</p>
三 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項	都道府県設定区域ごとの認定こども園の目標設置数及び設置時期、幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援その他認定こども園の普及に係る基本的考え方を定めるほか、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方やその推進方策、地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策を定めること。
四 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項	特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保又は質の向上のために講ずる措置に関する事項（特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者の見込み数を含む。）等を定めること。
五 子どもに関する専門的な知識及び技術を要す	児童虐待防止対策の充実、社会的養護体制の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進並びに障害児施策の充実等について、都道府県の

る支援に関する施策の実施に関する事項並びにその円滑な実施を図るために必要な市町村との連携に関する事項	実情に応じた施策及びその実施のために必要な市町村との連携に関する事項を定めること。
--	---

別表第六 教育・保育の参酌標準

事 項	内 容
法第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもに係る教育・保育	市町村子ども・子育て支援事業計画における数値を都道府県設定区域ごとに集計したものを基本として、第三の五の1を踏まえて都道府県設定区域ごとの広域調整を行ったものを定めること。

別表第七 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画任意記載事項

事 項	内 容
一 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の基本理念等	都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に係る法令の根拠、基本理念、目的及び特色等を記載すること。
二 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整に関する事項	市町村子ども・子育て支援事業計画の作成時及び特定教育・保育施設の利用定員の設定時における都道府県と市町村の協議及び調整等に係る事項を定めること。
三 教育・保育情報の公表に関する事項	事業者が提供する教育・保育に係る教育・保育情報の公表に関する実施体制の整備を始めとする教育・保育情報の公表に関する事項を定めること。
四 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項	仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し及び仕事と子育ての両立のための基盤整備について、各都道府県の実情に応じた施策を定めること。

項	
五 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成の時期	都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成の時期を定めること。
六 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の期間	都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の期間（五年間）を定めること。
七 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の達成状況の点検及び評価	各年度における都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の達成状況を点検及び評価する方法等を定めること。

お住まいの地域についてうかがいます。

問 1 お住まいの地区として当てはまる答えの番号 1 つに○をつけてください。

1. 浮間地区	浮間 1～5 丁目
2. 赤羽西地区	赤羽北 1～3 丁目・桐ヶ丘 1～2 丁目・赤羽台 1～4 丁目・赤羽西 1～6 丁目・西が丘 1～3 丁目・上十条 5 丁目・十条仲原 3～4 丁目・中十条 4 丁目
3. 赤羽東地区	赤羽 1～3 丁目・岩淵町・志茂 1～5 丁目・赤羽南 1～2 丁目・神谷 2～3 丁目・東十条 5～6 丁目
4. 王子西地区	上十条 1～4 丁目・十条仲原 1～2 丁目・中十条 1～3 丁目・岸町 1～2 丁目・十条台 1～2 丁目・王子本町 1～3 丁目・滝野川 4 丁目
5. 王子東地区	東十条 1～4 丁目・神谷 1 丁目・王子 1～6 丁目・豊島 1～8 丁目
6. 滝野川西地区	滝野川 1～3 丁目・滝野川 5～7 丁目・西ヶ原 1～4 丁目・上中里 1 丁目・中里 1～3 丁目・田端 1～6 丁目
7. 滝野川東地区	堀船 1～4 丁目・栄町・上中里 2～3 丁目・昭和町 1～3 丁目・東田端 1～2 丁目・田端新町 1～3 丁目

封筒の宛名のお子さんご家族の状況についてうかがいます。

問 2 宛名のお子さんの生年月月をご記入ください。(() 内に数字でご記入ください。)

平成 () 年 () 月生まれ

問 3 宛名のお子さんのきょうだいは何人いらっしゃいますか。宛名のお子さんを含めた人数を () 内に数字でご記入ください。お 2 人以上のお子さんがいらっしゃる場合は、末子の方の生年月月をご記入ください。

きょうだい数 () 人 末子の生年月月 平成 () 年 () 月生まれ

問 4 この調査票にご回答いただく方はどなたですか。宛名のお子さんからみた関係でお答えください。当てはまる番号 1 つに○をつけてください。

1. 母親 2. 父親 3. その他 ()

問 5 この調査票にご回答いただいている方の配偶関係についてお答えください。当てはまる番号 1 つに○をつけてください。

1. 配偶者がいる 2. 配偶者はいない

問 6 宛名のお子さんの子育て(教育を含む)を主に行っているのはどなたですか。お子さんからみた関係で当てはまる番号 1 つに○をつけてください。

1. 父母ともに 2. 主に母親 3. 主に父親 4. 主に祖父母 5. その他 ()

子どもの育ちをめぐる環境についてうかがいます。

問 7 宛名のお子さんの子育て(教育を含む)に日常的に関わっている方はどなた(施設)ですか。お子さんからみた関係で当てはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 父母ともに 2. 母親 3. 父親 4. 祖父母
5. 幼稚園 6. 保育所 7. 認定こども園 8. その他 ()

問8 宛名のお子さんの子育て(教育を含む)に、もっとも影響すると思われる環境すべてに○をつけてください。

- | | | |
|--------|-----------|------------|
| 1. 家庭 | 2. 地域 | 3. 幼稚園 |
| 4. 保育所 | 5. 認定こども園 | 6. その他 () |

問9 日頃、宛名のお子さんをみてもらえる親族・知人はいますか。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

- | | |
|------------------------------------|-----------|
| 1. 日常的に祖父母等の親族にみてもらえる | } 【問9-1へ】 |
| 2. 緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる | |
| 3. 日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる | } 【問9-2へ】 |
| 4. 緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる | |
| 5. いずれもない ---▶ 【問10へ】 | |

問9-1 問9で「1.」または「2.」に○をつけた方にうかがいます。

祖父母等の親族にお子さんをみてもらっている状況についてお答えください。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

- | | |
|---|----------|
| 1. 祖父母等の親族の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる | } 【問10へ】 |
| 2. 祖父母等の親族の身体的負担が大きく心配である | |
| 3. 祖父母等の親族の時間的制約や精神的な負担が大きく心配である | |
| 4. 自分たち親の立場として、負担をかけていることが心苦しい | |
| 5. 子どもの教育や発達にとってふさわしい環境であるか、少し不安がある | |
| 6. その他 () | |

問9-2 問9で「3.」または「4.」に○をつけた方にうかがいます。

友人・知人にお子さんをみてもらっている状況についてお答えください。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

- | |
|---|
| 1. 友人・知人の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる |
| 2. 友人・知人の身体的負担が大きく心配である |
| 3. 友人・知人の時間的制約や精神的な負担が大きく心配である |
| 4. 自分たち親の立場として、負担をかけていることが心苦しい |
| 5. 子どもの教育や発達にとってふさわしい環境であるか、少し不安がある |
| 6. その他 () |

問10 宛名のお子さんの子育て(教育を含む)をする上で、気軽に相談できる人はいますか。また、相談できる場所がありますか。当てはまる番号1つに○をつけてください。

- | | |
|------------------------|-----------------------|
| 1. いる/ある ---▶ 【問10-1へ】 | 2. いない/ない ---▶ 【問11へ】 |
|------------------------|-----------------------|

問10-1 問10で「1. いる/ある」に○をつけた方にうかがいます。

お子さんの子育て(教育を含む)に関して、気軽に相談できる先は、誰(どこ)ですか。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

- | | |
|---------------|----------------------|
| 1. 祖父母等の親族 | 2. 友人や知人 |
| 3. 近所の人 | 4. 子育て支援施設(児童館等)・NPO |
| 5. 保健所・保健センター | 6. 保育士 |
| 7. 幼稚園教諭 | 8. 民生委員・児童委員 |
| 9. かかりつけの医師 | 10. 自治体の子育て関連担当窓口 |
| 11. その他 () | |

宛名のお子さんの保護者の就労状況についてうかがいます。

問 11 宛名のお子さんの保護者の現在の就労状況（自営業、家族従事者含む）をうかがいます。

(1) 母親【父子家庭の場合は記入は不要です】当てはまる番号1つに○をつけてください。

- | | |
|--|--------------|
| 1. フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、
産休・育休・介護休業中ではない
2. フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しているが、
産休・育休・介護休業中である
3. パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、
産休・育休・介護休業中ではない
4. パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しているが、
産休・育休・介護休業中である | } 【(1) - 1〜】 |
| 5. 以前は就労していたが、現在は就労していない
6. これまで就労したことがない | } 【(2) 〜】 |

(1) - 1 (1)で「1.~4.」(就労している)に○をつけた方にうかがいます。週当たりの「就労日数」、1日当たりの「就労時間(残業時間を含む)」をお答えください。就労日数や就労時間が一定でない場合は、もっとも多いパターンについてお答えください。産休・育休・介護休業中の方は、休業に入る前の状況についてお答えください。(() 内に数字でご記入ください。)

1週当たり () 日 1日当たり () 時間

(1) - 2 (1)で「1.~4.」(就労している)に○をつけた方にうかがいます。家を出る時刻と帰宅時刻をお答えください。時間が一定でない場合は、もっとも多いパターンについてお答えください。産休・育休・介護休業中の方は、休業に入る前の状況についてお答えください。時間は、必ず(例)08時~18時のように、24時間制でお答えください。(() 内に数字でご記入ください。)

家を出る時刻 () 時 帰宅時刻 () 時

(2) 父親【母子家庭の場合は記入は不要です】当てはまる番号1つに○をつけてください。

- | | |
|--|--------------|
| 1. フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、
育休・介護休業中ではない
2. フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しているが、
育休・介護休業中である
3. パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、
育休・介護休業中ではない
4. パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しているが、
育休・介護休業中である | } 【(2) - 1〜】 |
| 5. 以前は就労していたが、現在は就労していない
6. これまで就労したことがない | } 【問 13 〜】 |

(2) - 1 (2)で「1.~4.」(就労している)に○をつけた方にうかがいます。1週当たりの「就労日数」、1日当たりの「就労時間(残業時間を含む)」をお答えください。就労日数や就労時間が、一定でない場合は、もっとも多いパターンについてお答えください。育休・介護休業中の方は、休業に入る前の状況についてお答えください。(() 内に数字でご記入ください。)

1週当たり () 日 1日当たり () 時間

- (2) - 2 (2)で「1.~4.」(就労している)に○をつけた方にうかがいます。家を出る時刻と帰宅時刻をお答えください。時間が一定でない場合は、もっとも多いパターンについてお答えください。育休・介護休業中の方は、休業に入る前の状況についてお答えください。時間は、必ず(例)08時~18時のように、24時間制でお答えください(()内に数字でご記入ください。)。

家を出る時刻()時 帰宅時刻()時

問12 問11の(1)または(2)で「3.」、「4.」(パート・アルバイト等で就労している)に○をつけた方にうかがいます。該当しない方は、問14へお進みください。

フルタイムへの転換希望はありますか。当てはまる番号1つに○をつけてください。

(1) 母親

1. フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)への転換希望があり、実現できる見込みがある
2. フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)への転換希望はあるが、実現できる見込みはない
3. パート・アルバイト等(「フルタイム」以外)の就労を続けることを希望
4. パート・アルバイト等(「フルタイム」以外)をやめて子育てや家事に専念したい

(2) 父親

1. フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)への転換希望があり、実現できる見込みがある
2. フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)への転換希望はあるが、実現できる見込みはない
3. パート・アルバイト等(「フルタイム」以外)の就労を続けることを希望
4. パート・アルバイト等(「フルタイム」以外)をやめて子育てや家事に専念したい

問13 問11の(1)または(2)で「5.以前は就労していたが、現在は就労していない」または「6.これまで就労したことがない」に○をつけた方にうかがいます。該当しない方は、問14へお進みください。就労したいという希望はありますか。当てはまる番号・記号それぞれ1つに○をつけ、該当する()内には数字をご記入ください。

(1) 母親

1. 子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない)
2. 1年より先、一番下の子どもが()歳になったころに就労したい
3. すぐにも、もしくは1年以内に就労したい
→希望する就労形態

<ol style="list-style-type: none"> 1. フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労) 2. パートタイム, アルバイト等(「1」以外) 	}
→1週当たり()日 1日当たり()時間	

(2) 父親

1. 子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない)
2. 1年より先、一番下の子どもが()歳になったころに就労したい
3. すぐにも、もしくは1年以内に就労したい
→希望する就労形態

<ol style="list-style-type: none"> 1. フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労) 2. パートタイム, アルバイト等(「1」以外) 	}
→1週当たり()日 1日当たり()時間	

宛名のお子さんの平日の定期的な教育・保育事業の利用状況についてうかがいます。

※ここでいう「定期的な教育・保育事業」とは、月単位で定期的に利用している事業を指します。具体的には、幼稚園や保育所など、問14-1に示した事業が含まれます。

問14 宛名のお子さんは現在、幼稚園や保育所などの「定期的な教育・保育の事業」を利用されていますか。当てはまる番号1つに○をつけてください。

1. 利用している ---▶ **【問14-1へ】** 2. 利用していない ---▶ **【問14-5へ】**

問 14-1 問 14-1～問 14-4 は、問 14 で「1. 利用している」に○をつけた方にうかがいます。宛名のお子さん
は、平日どのような教育・保育の事業を利用していますか。年間を通じて「定期的に」利用している
事業をお答えください。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 幼稚園（通常の就園時間の利用）
2. 幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ）
3. 認可保育所（国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けたもの）
4. 認定こども園（幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設）
5. 家庭的保育（保育者の家庭等で子どもを保育する事業）
6. 事業所内保育施設（企業が主に従業員用に運営する施設）
7. 認証保育所（認可保育所ではないが、自治体が認証・認定した施設）
8. 定期利用保育事業
9. その他の認可外の保育施設
10. 居宅訪問型保育（保育者が子どもの家庭で保育する事業）
11. ファミリーサポートセンター事業（地域住民が子どもを預かる事業）
12. その他（)

問 14-2 平日に定期的に利用している教育・保育の事業について、どのくらい利用していますか。また、希望
としてはどのくらい利用したいですか。1 週当たり何日、1 日当たり何時間（何時から何時まで）か
を、() 内に具体的な数字でご記入ください。時間は、必ず（例）09 時～18 時のように 24 時間制
でご記入ください。

(1) 現在

1 週当たり () 日 1 日当たり () 時間 (() 時～() 時)

(2) 希望

1 週当たり () 日 1 日当たり () 時間 (() 時～() 時)

問 14-3 現在、利用している教育・保育事業の実施場所についてうかがいます。
「1.」「2.」のいずれかに○をつけてください。

1. 北区内
2. 他の区市町村

問 14-4 平日に定期的に教育・保育の事業を利用されている理由についてうかがいます。
主な理由として当てはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 子どもの教育や発達のため
2. 子育て（教育を含む）をしている方が現在就労している
3. 子育て（教育を含む）をしている方が就労予定がある／求職中である
4. 子育て（教育を含む）をしている方が家族・親族などを介護している
5. 子育て（教育を含む）をしている方が病気や障害がある
6. 子育て（教育を含む）をしている方が学生である
7. その他 ()

問 14-5 問 14 で「2. 利用していない」に○をつけた方にうかがいます。
利用していない理由は何ですか。理由としてもっとも当てはまる番号すべてに○をつけてください。

1. (子どもの教育や発達のため、子どもの母親か父親が就労していないなどの理由で) 利用する必要がない
2. 子どもの祖父母や親戚の人がみている
3. 近所の人や父母の友人・知人がみている
4. 利用したいが、保育・教育の事業に空きがない
5. 利用したいが、経済的な理由で事業を利用できない
6. 使用したいが、延長・夜間等の時間帯の条件が合わない
7. 利用したいが、事業の質や場所など、納得できる事業がない
8. 子どもがまだ小さいため (() 歳くらいになったら利用しようと考えている)
9. その他 ()

問 15 すべての方にうかがいます。現在、利用している、利用していないにかかわらず、現在のお子さんの年齢から小学校入学までの間のお子さんの平日の教育・保育の事業として、「定期的に」利用したいと考える事業をお答えください。当てはまる番号すべてに○をつけてください。なお、これらの事業の利用には、一定の利用者負担が発生します。認可保育所の場合、世帯収入に応じた利用料が設定されています。

1. 幼稚園（通常の就園時間の利用）
2. 幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ）
3. 認可保育所（国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けた定員20人以上のもの）
4. 認定こども園（幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設）
5. 小規模な保育施設（国が定める最低基準に適合した施設で市町村の認可を受けた定員概ね6～19人のもの）
6. 家庭的保育（保育者の家庭等で5人以下の子どもを保育する事業）
7. 事業所内保育施設（企業が主に従業員用に運営する施設）
8. 認証保育所（認可保育所ではないが、自治体が認証・認定した施設）
9. 定期利用保育事業
10. その他の認可外の保育施設
11. 居宅訪問型保育（保育者が子どもの家庭で保育する事業）
12. ファミリーサポートセンター事業（地域住民が子どもを預かる事業）
13. 利用する予定なし（家庭で保育する）
14. その他（）

問 15-1 教育・保育事業を利用したい場所についてうかがいます。「1.」「2.」のいずれかに○をつけてください。

- | | |
|--------|-----------|
| 1. 北区内 | 2. 他の区市町村 |
|--------|-----------|

宛名のお子さんの地域の子育て支援事業の利用状況についてうかがいます。

問 16 宛名のお子さんは、現在、地域子育て支援拠点事業（親子が集まって過ごしたり、相談をしたり、情報提供を受けたりする場で、「ひろば事業」等と呼ばれています）を利用していますか。次の中から、利用されているものすべてに○をつけてください。また、おおよその利用回数（頻度）を（ ）内に数字でご記入ください。

1. 地域子育て支援拠点事業（親子が集まって過ごしたり、相談をする場）：育ち愛ほっと館
1週当たり（ ）回 もしくは 1ヶ月当たり（ ）回程度
2. 児童館・児童室
1週当たり（ ）回 もしくは 1ヶ月当たり（ ）回程度
3. 利用していない

問 17 問 16 のような地域子育て支援拠点事業について、今は利用していないが、できれば今後利用したい、あるいは、利用日数を増やしたいと思いませんか。当てはまる番号一つに○をつけて、おおよその利用回数（頻度）を（ ）内に数字でご記入ください。なお、これらの事業の利用には、一定の利用者負担が発生する場合があります。（自治体における料金設定を示す）

1. 利用していないが、今後利用したい
1週当たり（ ）回 もしくは 1ヶ月当たり（ ）回程度
2. すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい
1週当たり 更に（ ）回 もしくは 1ヶ月当たり 更に（ ）回程度
3. 新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない

問 18 下記の事業で知っているものや、これまでに利用したことがあるもの、今後、利用したいと思うものをお答えください。①～⑦の事業ごとに、A～Cのそれぞれについて、「はい」「いいえ」のいずれかに○をつけてください。なお、事業によっては、お住まいの地域で実施されていないものもあります。

	A 知っている		B これまでに利用したことがある		C 今後利用したい		D 利用満足度 (利用者のみ お答えください)				
	1. はい	2. いいえ	1. はい	2. いいえ	1. はい	2. いいえ	1. 満足している	2. やや満足している	3. どちらでもない	4. やや不満である	5. 不満である
①ママパパ学級	1	2	1	2	1	2	1	2	3	4	5
②産前産後支援・育児支援ヘルパー (産前産後のお母さんが、体調不良のとき家事や育児の補助として有償ボランティアのヘルパーを派遣します)	1	2	1	2	1	2	1	2	3	4	5
③赤ちゃん訪問・育児相談 (「母と子の保険パック」の中の「出生通知表」を区に送ると、ご自宅に保健師又は助産師が訪問し、育児に関する相談やお母さんの産後の相談が受けられます)	1	2	1	2	1	2	1	2	3	4	5
④健康いきがい課各健康相談係の情報・相談サービス	1	2	1	2	1	2	1	2	3	4	5
⑤子ども家庭支援センター(育ち愛ほっと館)の子どもと家庭の総合相談	1	2	1	2	1	2	1	2	3	4	5
⑥教育相談所の教育相談	1	2	1	2	1	2	1	2	3	4	5
⑦幼稚園の園庭等の開放	1	2	1	2	1	2	1	2	3	4	5
⑧保育園の子育て支援 (ふれあい給食・育児相談・プール遊び・園庭開放・行事参加など)	1	2	1	2	1	2	1	2	3	4	5
⑨児童館の子育て相談	1	2	1	2	1	2	1	2	3	4	5
⑩地域育て合い事業 (児童館と保育園が連携して、地域での子育て支援を行います)	1	2	1	2	1	2	1	2	3	4	5
⑪ママ・パパ子育てほっとタイム事業 (2歳までのお子さんのいる家庭を対象に、一時保育利用券を贈呈し、区内の区立・私立保育園及び保育室でお子さんを預かります)	1	2	1	2	1	2	1	2	3	4	5
⑫児童館の乳幼児クラブ (親子で楽しみながら、体操、工作、リズム遊びなど行います)	1	2	1	2	1	2	1	2	3	4	5
⑬児童館・児童室	1	2	1	2	1	2	1	2	3	4	5
⑭北区子育てガイドブック・北区子育てマップ・子どもたちの育つ姿 (区が発行している子育て情報冊子)	1	2	1	2	1	2	1	2	3	4	5
⑮赤ちゃん休けい室	1	2	1	2	1	2	1	2	3	4	5

宛名のお子さんの土曜・休日や長期休暇中の「定期的」な教育・保育事業の利用希望についてうかがいます。

問 19 宛名のお子さんについて、土曜日と日曜日・祝日に、定期的な教育・保育の事業の利用希望はありますか（一時的な利用は除きます）。希望がある場合は、利用したい時間帯を、(例)09時～18時のように24時間制でご記入ください。なお、これらの事業の利用には、一定の利用者負担が発生します。

※保育・教育事業とは、幼稚園、保育所、認可外保育施設などの事業を指しますが、親族・知人による預かりは含みません。

(1) 土曜日

- | | | |
|-----------------|------------|-----------------|
| 1. 利用する必要はない | } 利用したい時間帯 | () 時から () 時まで |
| 2. ほぼ毎週利用したい | | |
| 3. 月に1～2回は利用したい | | |

(2) 日曜・祝日

- | | | |
|-----------------|------------|-----------------|
| 1. 利用する必要はない | } 利用したい時間帯 | () 時から () 時まで |
| 2. ほぼ毎週利用したい | | |
| 3. 月に1～2回は利用したい | | |

問 19-1 問 19 の (1) もしくは (2) で、「3. 月に1～2回は利用したい」に○をつけた方にうかがいます。毎週ではなく、月に1～2回は利用したい理由は何ですか。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

- | | |
|--------------------|----------------------------|
| 1. 月に数回仕事が入るため | 2. 平日に済ませられない用事をまとめて済ませるため |
| 3. 親族の介護や手伝いが必要なため | 4. 息抜きのため |
| 5. その他 () | |

問 20 「幼稚園」を利用されている方にうかがいます。宛名のお子さんについて、夏休み・冬休みなど長期の休暇期間中の教育・保育の事業の利用を希望しますか。希望がある場合は、利用したい時間帯を、(例)09時～18時のように24時間制でご記入ください。なお、これらの事業の利用には、一定の利用者負担が発生します。

- | | | |
|---------------------|------------|-----------------|
| 1. 利用する必要はない | } 利用したい時間帯 | () 時から () 時まで |
| 2. 休みの期間中、ほぼ毎日利用したい | | |
| 3. 休みの期間中、週に数日利用したい | | |

問 20-1 問 20 で、「3. 週に数日利用したい」に○をつけた方にうかがいます。毎日ではなく、週に数日利用したい理由は何ですか。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1. 週に数回仕事が入るため | 2. 買い物等の用事をまとめて済ませるため |
| 3. 親等親族の介護や手伝いが必要なため | 4. 息抜きのため |
| 5. その他 () | |

宛名のお子さんの病気の際の対応についてうかがいます。(平日の教育・保育を利用する方のみ)

問 21 平日の定期的な教育・保育の事業を利用していると答えた保護者の方(問 14 で 1 に○をつけた方)にうかがいます。利用していらない方は、問 23 にお進みください。

この1年間に、宛名のお子さんが病気やケガで通常の事業が利用できなかったことはありますか。

- | | |
|----------------------|---------------------|
| 1. あった ---▶【問 22-1へ】 | 2. なかった ---▶【問 23へ】 |
|----------------------|---------------------|

問 21-1 宛名のお子さんが病気やけがで普段利用している教育・保育の事業が利用できなかった場合に、この1年間に行った対処方法として当てはまる番号すべてに○をつけ、それぞれの日数も()内に数字でご記入ください(半日程度の対応の場合も1日とカウントしてください)。

1年間の対処方法	日数
1. 父親が休んだ	()日
2. 母親が休んだ	()日
3. (同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった	()日
4. 父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた	()日
5. 病児・病後児の保育を利用した	()日
6. ベビーシッターを利用した	()日
7. 仕方なく子どもだけで留守番をさせた	()日
8. その他()	()日

【問 21-5 へ】

問 21-2 問 21-1 で「1.」「2.」のいずれかに回答した方にうかがいます。

その際、「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と思われましたか。当てはまる番号1つに○をつけ、日数についても()内に数字でご記入ください。なお、病児・病後児のための事業等の利用には、一定の利用料がかかり、利用前にかかりつけ医の受診が必要となります。

1. できれば病児・病後児保育施設等を利用したい ⇒ ()日 ---▶【問 21-3 へ】
 2. 利用したいとは思わない ----▶【問 21-4 へ】

問 21-3 問 21-2 で「1. できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」に○をつけた方にうかがいます。上記の目的で子どもを預ける場合、下記のいずれの事業形態が望ましいと思われますか。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 他の施設(例：幼稚園・保育所等)に併設した施設で子どもを保育する事業
 2. 小児科に併設した施設で子どもを保育する事業
 3. 地域住民等が子育て家庭等の身近な場所で保育する事業(例：ファミリーサポートセンター事業等)
 4. その他() ----▶【問 21 へ】

問 21-4 問 21-2 で「2. 利用したいとは思わない」に○をつけた方にうかがいます。そう思われる理由について当てはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 病児・病後児を他人に看ってもらうのは不安 2. 地域の事業の質に不安がある
 3. 地域の事業の利便性(立地や利用可能時間日数など)がよくない
 4. 利用料がかかる・高い 5. 利用料がわからない
 6. 親が仕事を休んで対応する 7. その他()

問 21-5 問 21-1 で「3.」から「8.」のいずれかに回答した方にうかがいます。

その際、「できれば父母のいずれかが仕事を休んで看たい」と思われましたか。当てはまる番号1つに○をつけ、「3.」から「8.」の日数のうち仕事を休んで看たかった日数についても数字でご記入ください。

1. できれば仕事を休んで看たい ⇒ ()日 ---▶【問 22 へ】
 2. 休んで看ることは非常に難しい ----▶【問 21-6 へ】

問 21-6 問 21-5 で「2. 休んで看ることは考えられない」に○をつけた方にうかがいます。そう思われる理由について当てはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 子どもの看護を理由に休みがとれない 2. 自営業なので休めない
 3. 休暇日数が足りないので休めない 4. その他()

宛名のお子さんの不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用について
うかがいます。

問 22 宛名のお子さんについて、日中の定期的な保育や病気のため以外に、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で不定期に利用している事業はありますか。ある場合は、当てはまる番号すべてに○をつけ、1年間の利用日数（おおよそ）も（ ）内に数字でご記入ください。

利用している事業・日数（年間）	日
1. 一時預かり （私用など理由を問わずに保育所などで一時的に子どもを保育する事業）	（ ）日
2. 幼稚園の預かり保育 （通常の就園時間を延長預かる事業のうち不定期に利用する場合のみ）	（ ）日
3. ファミリーサポートセンター事業 （地域住民が子どもを預かる事業）	（ ）日
4. 夜間養護等事業：トワイライトステイ （児童養護施設等で休日・夜間、子どもを保護する事業）	（ ）日
5. ベビーシッター	（ ）日
6. その他（ ）	（ ）日
7. 利用していない	

問 22-1 問 22 で「7. 利用していない」と回答した方にうかがいます。

現在利用していない理由は何ですか。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

- | | |
|-----------------------------------|------------------|
| 1. 特に利用する必要がない | 2. 利用したい事業が地域にない |
| 3. 地域の事業の質に不安がある | |
| 4. 地域の事業の利便性（立地や利用可能時間・日数など）がよくない | |
| 5. 利用料がかかる・高い | 6. 利用料がわからない |
| 7. 自分が事業の対象者になるのかわからない | |
| 8. 事業の利用方法（手続き等）がわからない | 9. その他（ ） |

問 23 宛名のお子さんについて、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で、年間何日くらい事業を利用する必要があると思いますか。利用希望の有無について当てはまる番号すべてに○をつけ、必要な日数をご記入ください（利用したい日数の合計と、目的別の内訳の日数を（ ）内に数字でご記入ください。）。なお事業の利用にあたっては、一定の利用料がかかります。

1. 利用したい	計	日		
【問 23-1 へ】	1 私用(買物、子ども(兄弟姉妹を含む)や親の習い事等、リフレッシュ目的)	()	日	
	2 冠婚葬祭、学校行事、子ども(兄弟姉妹を含む)や親の通院等	()	日	
	3 不定期の就労	()	日	
	4 その他()	()	日	
2. 利用する必要はない	---	▶ 【問 24 へ】	()	日

問 23-1 問 23 で「1. 利用したい」に○をつけた方にうかがいます。

問 23 の目的でお子さんを預ける場合、下記のいずれの事業形態が望ましいと思われますか。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

- | |
|--|
| 1. 大規模施設で子どもを保育する事業（例：幼稚園・保育所等） |
| 2. 小規模施設で子どもを保育する事業（例：地域子育て支援拠点等） |
| 3. 地域住民等が子育て家庭等の近くの場所で保育する事業（例：ファミリーサポートセンター事業等） |
| 4. その他（ ） |

問 24 この1年間に、保護者の用事（冠婚葬祭、保護者・家族の病気など）により、宛名のお子さんを泊りがけで家族以外にみてもらわなければならないことはありましたか（預け先が見つからなかった場合も含みます）。あった場合は、この1年間の対処方法として当てはまる番号すべてに○をつけ、それぞれの日数も（ ）内に数字でご記入ください。

	1年間の対処方法	日数
1. あった	1（同居者を含む）親族・知人にみてもらった -----▶【問 24-1へ】	（ ）泊
	2 短期入所生活援助事業（ショートステイ）を利用した（児童養護施設等で一定期間、子どもを保護する事業）	（ ）泊
	3 2以外の保育事業（認可外保育施設、ベビーシッター等）を利用した	（ ）泊
	4 仕方なく子どもを同行させた	（ ）泊
	5 仕方なく子どもだけで留守番をさせた	（ ）泊
	6 その他（ ）	（ ）泊
2. なかった		

問 24-1 問 24 で「1. あった 1（同居者を含む）親族・知人にみてもらった」と答えた方にうかがいます。その場合の困難度はどの程度でしたか。当てはまる番号 1 つに○をつけてください。

1. 非常に困難 2. どちらかという困難 3. 特に困難ではない

宛名のお子さんが5歳以上である方に、小学校就学後の放課後の過ごし方についてうかがいます。

⇒5歳未満の方は問 29へ

問 25 宛名のお子さんについて、小学校低学年（1～3年生）のうち、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。当てはまる番号すべてに○をつけ、それぞれ希望する週当たり日数を数字でご記入ください。また、「学童クラブ」の場合には、利用を希望する時間も（ ）内に数字でご記入ください。時間は必ず（例）18時のように24時間制でご記入ください。

「学童クラブ」…地域によって学童保育などと呼ばれています。保護者が就労等により昼間家庭にいない場合などに、指導員の下、子どもの生活の場を提供するものです。事業の利用にあたっては、一定の利用料がかかります。

1. 自宅	週（ ）日くらい
2. 祖父母宅や友人・知人宅	週（ ）日くらい
3. 習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）	週（ ）日くらい
4. 児童館 ※1	週（ ）日くらい
5. 放課後子どもプラン・教室 ※2	週（ ）日くらい
6. 学童クラブ	週（ ）日くらい → 下校時から（ ）時まで
7. ファミリーサポートセンター事業	週（ ）日くらい
8. その他（公民館、公園など）	週（ ）日くらい

※1 児童館で行う学童クラブを利用している場合は「6.」に回答

※2 「放課後子どもプラン」…保護者の就労の有無に関わらず、すべての小学生が利用できます。平日の放課後や土曜日、夏休みなどの長期休業期間中に、小学校を会場に子どもたちの安全・安心な活動場所（居場所）を提供しています。放課後子どもプランでは、学童クラブの児童と一般の児童と一緒に自由遊びや集団遊び、体験活動や季節行事などを行います。25年度は5校で実施しています。

「放課後子ども教室」…保護者の就労の有無に関わらず、すべての小学生が利用できます。平日の放課後（会場により開催日は異なります）に小学校を会場として実施しています。地域の方々により運営し、当該小学校の小学生を対象に学習や遊び、スポーツ、体験事業などを実施しています。25年度は7校で実施しています。

問 26 宛名のお子さんについて、小学校高学年（4～6年生）になったら、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。当てはまる番号すべてに○をつけ、それぞれの週当たり日数を数字でご記入ください。また、「学童クラブ」の場合には利用を希望する時間も（ ）内に数字でご記入ください。時間は、必ず（例）18時 のように24時間制でご記入ください。

※だいが先のことになりますが、現在お持ちのイメージでお答えください。

1. 自宅	週（ ）日くらい
2. 祖父母宅や友人・知人宅	週（ ）日くらい
3. 習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）	週（ ）日くらい
4. 児童館 ※	週（ ）日くらい
5. 放課後子どもプラン・教室	週（ ）日くらい
6. 学童クラブ〔学童保育〕	週（ ）日くらい → 下校時から（ ）時まで
7. ファミリーサポートセンター事業	週（ ）日くらい
8. その他（公民館、公園など）	週（ ）日くらい

※ 児童館で行う学童クラブの利用を希望する場合は「6.」に回答

問 27 問 25 または問 26 で「6. 学童クラブ（学童保育）」に○をつけた方にうかがいます。

宛名のお子さんについて、土曜日と日曜日・祝日に、学童クラブの利用希望はありますか。事業の利用には、一定の利用料がかかります。（1）（2）それぞれについて、当てはまる番号1つに○をつけてください。また利用したい時間帯を、（ ）内に（例）09時～18時のように24時間制でご記入ください。

（1）土曜日

1. 低学年（1～3年生）の間は利用したい	} 利用したい時間帯	（ ）時から （ ）時まで
2. 高学年（4～6年生）になっても利用したい		
3. 利用する必要はない		

（2）日曜・祝日

1. 低学年（1～3年生）の間は利用したい	} 利用したい時間帯	（ ）時から （ ）時まで
2. 高学年（4～6年生）になっても利用したい		
3. 利用する必要はない		

問 28 宛名のお子さんについて、お子さんの夏休み・冬休みなどの長期の休暇期間中の学童クラブの利用希望はありますか。事業の利用には、一定の利用料がかかります。当てはまる番号1つに○をつけてください。また利用したい時間帯を、（ ）内に（例）09時～18時のように24時間制でご記入ください。

1. 低学年（1～3年生）の間は利用したい	} 利用したい時間帯	（ ）時から （ ）時まで
2. 高学年（4～6年生）になっても利用したい		
3. 利用する必要はない		

すべての方に、育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度についてうかがいます。

問 29 宛名のお子さんが生まれた時、父母のいずれかもしくは双方が育児休業を取得しましたか。母親、父親それぞれについて、当てはまる番号1つに○をつけ、該当する（ ）内に数字をご記入ください。また、取得していない方はその理由をご記入ください。

母親（いずれかに○）	父親（いずれかに○）
1. 働いていなかった	1. 働いていなかった
2. 取得した（取得中である） ⇒取得期間（ ）日	2. 取得した（取得中である） ⇒取得期間（ ）日
3. 取得していない ⇒ 取得していない理由（下から番号を選んで ご記入ください）（いくつでも）	3. 取得していない ⇒ 取得していない理由（下から番号を選んで ご記入ください）（いくつでも）

1. 職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった
2. 仕事が忙しかった
3. （産休後に）仕事に早く復帰したかった
4. 仕事に戻るのが難しそうだった
5. 昇給・昇格などが遅れそうだった
6. 収入減となり、経済的に苦しくなる
7. 保育所（園）などに預けることができた
8. 配偶者が育児休業制度を利用した
9. 配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった
10. 子育てや家事に専念するため退職した
11. 職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）
12. 有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった
13. 育児休業を取得できることを知らなかった
14. 産前産後の休暇（産前6週間、産後8週間）を取得できることを知らず、退職した
15. その他（ ）

問 29-1 子どもが原則1歳（保育所における保育の実施が行われないなど一定の要件を満たす場合は1歳6月）になるまで育児休業給付が支給される仕組み、子どもが満3歳になるまでの育児休業等（法定の育児休業及び企業が法定を上回る期間設けた育児休業に準ずる措置）期間について健康保険及び厚生年金保険の保険料が免除になる仕組みがありますが、そのことをご存じでしたか。当てはまる番号1つに○をつけてください。

1. 育児休業給付、保険料免除のいずれも知っていた
2. 育児休業給付のみ知っていた
3. 保険料免除のみ知っていた
4. 育児休業給付、保険料免除のいずれも知らなかった

問 29-2 問 29 で「2. 取得した（取得中である）」と回答した方にうかがいます。
育児休業取得後、職場に復帰しましたか。当てはまる番号1つに○をつけてください。

（1）母親

1. 育児休業取得後、職場に復帰した
2. 現在も育児休業中である
3. 育児休業中に離職した

(2) 父親

- | | |
|--------------------|----------------|
| 1. 育児休業取得後、職場に復帰した | 2. 現在も育児休業中である |
| 3. 育児休業中に離職した | |

問 29-3 問 29-2 で「1. 育児休業取得後、職場に復帰した」と回答した方にうかがいます。

育児休業から職場に復帰したのは、年度初めの保育所入所に合わせたタイミングでしたか。あるいはそれ以外でしたか。どちらか1つに○をつけてください。 ※年度初めでの認可保育所入所を希望して、1月～2月頃復帰して一時的に認可外保育所に入所した場合なども「1.」に当てはまります。また、年度初めでの入所を希望して復帰したが、実際には希望する保育所に入所できなかったという場合も「1.」を選択してください。

(1) 母親

- | |
|-------------------------|
| 1. 年度初めの入所に合わせたタイミングだった |
| 2. それ以外だった |

(2) 父親

- | |
|-------------------------|
| 1. 年度初めの入所に合わせたタイミングだった |
| 2. それ以外だった |

問 29-4 育児休業からは、「実際」にお子さんが何歳何ヶ月のときに職場復帰しましたか。また、お勤め先の育児休業の制度の期間内で、何歳何ヶ月のときまで取りたかったですか。() 内に数字でご記入ください。

(1) 母親

実際の取得期間 () 歳 () ヶ月	希望 () 歳 () ヶ月
----------------------	-----------------

(2) 父親

実際の取得期間 () 歳 () ヶ月	希望 () 歳 () ヶ月
----------------------	-----------------

問 29-5 お勤め先に、育児のために3歳まで休暇を取得できる制度があった場合、「希望」としてはお子さんが何歳何ヶ月のときまで取りたかったですか。() 内で数字でご記入ください。

(1) 母親

() 歳 () ヶ月

(2) 父親

() 歳 () ヶ月

問 29-6 問 29-4 で実際の復帰と希望が異なる方にうかがいます。希望の時期に職場復帰しなかった理由についてうかがいます。

(1) 「希望」より早く復帰した方 ※当てはまる番号すべてに○をつけてください。

①母親

- | | |
|-----------------------|-------------------------|
| 1. 希望する保育所に入るため | 2. 配偶者や家族の希望があったため |
| 3. 経済的な理由で早く復帰する必要がある | 4. 人事異動や業務の節目の時期に合わせるため |
| 5. その他 () | |

②父親

- | | |
|-----------------------|-------------------------|
| 1. 希望する保育所に入るため | 2. 配偶者や家族の希望があったため |
| 3. 経済的な理由で早く復帰する必要がある | 4. 人事異動や業務の節目の時期に合わせるため |
| 5. その他 () | |

(2) 「希望」より遅く復帰した方 ※当てはまる番号すべてに○をつけてください。

①母親

- | | |
|-----------------------|---------------------------|
| 1. 希望する保育所に入れなかったため | 2. 自分や子どもなどの体調が思わしくなかったため |
| 3. 配偶者や家族の希望があったため | 4. 職場の受け入れ態勢が整っていなかったため |
| 5. 子どもをみてくれる人がいなかったため | |
| 6. その他 (|) |

①父親

- | | |
|-----------------------|---------------------------|
| 1. 希望する保育所に入れなかったため | 2. 自分や子どもなどの体調が思わしくなかったため |
| 3. 配偶者や家族の希望があったため | 4. 職場の受け入れ態勢が整っていなかったため |
| 5. 子どもをみてくれる人がいなかったため | |
| 6. その他 (|) |

問 29-7 問 29-2 で「1. 育児休業取得後、職場に復帰した」と回答した方にうかがいます。
育児休業からの職場復帰時には、短時間勤務制度を利用しましたか。当てはまる番号 1 つに○をつけてください。

(1) 母親

- | |
|---|
| 1. 利用する必要がなかった（フルタイムで働きたかった、もともと短時間勤務だった） |
| 2. 利用した |
| 3. 利用したかったが、利用しなかった（利用できなかった） |

(2) 父親

- | |
|---|
| 1. 利用する必要がなかった（フルタイムで働きたかった、もともと短時間勤務だった） |
| 2. 利用した |
| 3. 利用したかったが、利用しなかった（利用できなかった） |

問 29-8 問 29-7 で「2. 短時間勤務制度を利用しなかった」と回答した方にうかがいます。
短時間勤務制度を利用しなかった理由は何ですか。当てはまる理由すべてに○をつけてください。

(1) 母親

- | | |
|---|---|
| 1. 職場に短時間勤務制度を取りにくい雰囲気があった | |
| 2. 仕事が忙しかった | |
| 3. 短時間勤務にすると給与が減額され、経済的に苦しくなる | |
| 4. 短時間勤務にすると保育所の入所申請の優先順位が下がる | |
| 5. 配偶者が育児休業制度や短時間勤務制度を利用した | |
| 6. 配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった | |
| 7. 子育てや家事に専念するため退職した | |
| 8. 職場に短時間勤務制度がなかった（就業規則に定めがなかった） | |
| 9. 短時間勤務制度を利用できることを知らなかった | |
| 10. その他 (|) |

4. 保育サービス等が充実していない
5. 保育園、幼稚園などが利用しづらい
6. 保育以外の子育て支援サービスが充実していない
7. 職場と住居が遠い
8. 公園や児童館など子どもの遊び場が少ない
9. 近所づきあいや地域活動が盛んではない
10. 地域の子育てネットワークができていない
11. 子育てに関する情報が得にくい
12. 事故や犯罪が多く危険
13. その他

問 31 最後に、教育・保育環境の充実など子育ての環境や支援に関してご意見がございましたら、ご自由にご記入ください

アンケートにご協力いただき、ありがとうございました。

北区 前回アンケート調査の独自項目（就学前のお子さんの保護者）

○次世代育成支援行動計画のアンケート調査項目から、今回も聞きたいと考えている項目

問番	設問	回答	備考
問 13	今後も、北区で子育てをしたいと思えますか。(1つに○)	1. ずっと北区で子育てをしたい 2. 当分の間は北区で子育てをしたい 3. できれば北区以外の区市町村で子育てをしたい 4. 近いうちに転出するつもりである 5. その他	
問 14	あなたは、子育てが楽しいですか。(1つに○)	1. とても楽しい 2. とてもつらい 3. つらいこともあるが楽しいことの方が多い 4. 楽しいこともあるがつらいことの方が多い	次世代育成支援行動計画の成果指標 回答形式を矢印形式とする
問 15	子育てに関して悩んでいること、又は気になることがありますか。(あてはまるものすべてに○)	1. 病気や発育・発達 2. 食事や栄養 3. 子どものしつけの方法がよくわからない 4. 子どもとの接し方に自信が持てない 5. 子どもとの時間を十分にとれない 6. 話し相手や相談相手がいない 7. 仕事や自分のやりたいことが十分できない 8. 子どもの教育 9. 友だちづきあい(いじめなどを含む) 10. 登園拒否など 11. 子育てのための経済的負担が大きい 12. その他 13. 特にない	次世代育成支援行動計画の成果指標
問 19	あて名のお子さんとかかわる時間(会話、食事、一緒にテレビを見る、一緒に遊ぶ、風呂に入る、身の回りの世話、勉強をみるなど)はだいたいどのくらいありますか。 (父親、母親とも平日と休日に分けてそれぞれ1つに○)	(父親) 平日(1つに○) 1. ほとんどない 2. 30分くらい 3. 1時間くらい 4. 2時間くらい 5. 3時間くらい 6. 4時間以上 (母親) 休日(1つに○) 1. ほとんどない 2. 30分くらい 3. 1時間くらい 4. 2時間くらい 5. 3時間くらい 6. 4時間以上	次世代育成支援行動計画の成果指標

問番	設問	回答		備考
		平日（1つに○） 1. ほとんどない 2. 30分くらい 3. 1時間くらい 4. 2時間くらい 5. 3時間くらい 6. 4時間以上	休日（1つに○） 1. ほとんどない 2. 30分くらい 3. 1時間くらい 4. 2時間くらい 5. 3時間くらい 6. 4時間以上	
問 27	あなたの周りには子育ての仲間がいますか。（1つに○）	1. 子どもを預けることができるくらいの仲間がいる 2. 話をする仲間がいる 3. いない		次世代育成支援行動計画の成果指標
問 28	あなたは子育てサークルに参加していますか。（1つに○）	1. 参加している 2. 参加していない		次世代育成支援行動計画の成果指標
問 28-1	《問 28 で「2」とお答えの方におたずねします》 参加していない理由は何ですか。（あてはまるものすべてに○）	1. 既に他の仲間がいる 2. 親同士の間関係が難しい 3. 参加する機会がない 4. サークルに関する情報がない 5. その他		
問 29	安心して子育てをするためには、地域でどのような取り組みが必要だと思いますか。（あてはまるものすべてに○）	1. 子育て中の人や子育て経験者が身近に集まれる場や仕組みをつくる 2. 子育て中の親子が集まったり遊べる場を増やす 3. 子育てサークルなどの自主的な活動がしやすい仕組みをつくる 4. ボランティアが活動しやすい環境をつくる 5. 子どもと親と一緒にできる活動を増やす 6. 子どもの自主的な活動を育成・支援するために、地域の団体などが連携する 7. 学校や保護者、地域の人たちが協力し、子どもの安全や非行防止の活動をする 8. その他 9. 特に必要ない		
新規	「乳幼児親子の居場所」という機能も持つ児童館に、今後、どのようなことを望みますか。（1つに○）	1. 終日、居られるようにしてほしい 2. 他の親子ともっと交流がしたい 3. 地域の子育て経験者と接する機会を増やしてほしい 4. 特に何も望まない（今のままでよい）		
問 8	世帯の年収は、次のうちどれにあたりますか。（1つに○）	1. 200万円未満 2. 200万円以上～300万円未満 3. 300万円以上～400万円未満 4. 400万円以上～500万円未満 5. 500万円以上～600万円未満 6. 600万円以上～700万円未満 7. 700万円以上～800万円未満 8. 800万円以上～900万円未満 9. 900万円以上～1,000万円未満 10. 1,000万円以上		

○次世代育成支援行動計画のアンケート調査項目から、削除を考えている項目

問番	設問	回答	備考
問 12	北区は、子育てがしやすいまちだと思いますか。(1つに○)	1. 子育てしやすいまちだと思う 2. 子育てしやすいまちだと思わない 3. どちらともいえない 4. その他	次世代育成支援行動計画の成果指標
問 12-1	《問 12 で「1」とお答えの方におたずねします》 子育てしやすいまちだと思う理由は何ですか。(あてはまるものすべてに○)	1. 住環境がよい 2. 自然環境がよい 3. 交通機関が便利 4. 保育サービス等が充実している 5. 保育園、幼稚園などが利用しやすい 6. 保育以外の子育て支援サービスが充実している 7. 職場と住居が近い 8. 公園や児童館など子どもの遊び場が多い 9. 近所づきあいや地域活動が盛ん 10. 地域の子育てネットワークができている 11. 子育てに関する情報が得やすい 12. 事故や犯罪が少なく安全 13. その他	次世代育成支援行動計画の成果指標
問 12-2	《問 12 で「2」とお答えの方におたずねします》 子育てしやすいまちだと思わない理由は何ですか。(あてはまるものすべてに○)	1. 住環境がよくない 2. 自然環境がよくない 3. 交通機関が不便 4. 保育サービス等が充実していない 5. 保育園、幼稚園などが利用しづらい 6. 保育以外の子育て支援サービスが充実していない 7. 職場と住居が遠い 8. 公園や児童館など子どもの遊び場が少ない 9. 近所づきあいや地域活動が盛んではない 10. 地域の子育てネットワークができていない 11. 子育てに関する情報が得にくい 12. 事故や犯罪が多く危険 13. その他	次世代育成支援行動計画の成果指標
問 16	お子さんのことで何かわからないことや困ったこと、悩みごとがあるとき、誰に相談していますか。(あてはまるものすべてに○)	1. 配偶者(夫、妻) 2. 父母(子どもの祖父母) 3. その他の親族 4. 近所の知人 5. 地域の子育て仲間 6. 子ども家庭支援センター(育ち愛ほっと館) 7. 児童館(児童室)・学童クラブの職員 8. 保育園の保育士・幼稚園の先生 9. 塾・習い事の先生 10. 医師	

問番	設問	回答	備考
		11. 健康いきがい課各健康相談係の保健師や相談員 12. 民生委員・児童委員 13. 区や都など公的相談機関（電話相談含む） 14. 民間の相談機関（電話相談含む） 15. 育児書や育児雑誌 16. インターネット 17. その他 18. 誰にも相談しない	
問 17	子育てに関する情報をどこから入手していますか。（あてはまるものすべてに○）	1. 家族・知人・友人 2. 保育園、幼稚園、学校、児童館（児童室）・学童クラブ 3. 健康いきがい課各健康相談係 4. 区役所や区の機関 5. 区の広報やホームページ 6. 子ども家庭支援センター（育ち愛ほっと館） 7. テレビ、ラジオ、新聞 8. 医療機関 9. 育児書・育児雑誌 10. インターネット 11. その他	
問 21	お子さん（あて名のお子さんに限りません）を妊娠中、母親が精神的に不安定になったことはありますか。（1つに○）	1. よくあった 2. 時々あった 3. ほとんどなかった 4. なかった	次世代育成支援行動計画の成果指標
問 22	お子さん（あて名のお子さんに限りません）の出産後1カ月くらいの間、母親が精神的に不安定になったことがありますか。（1つに○）	1. よくあった 2. 時々あった 3. ほとんどなかった 4. なかった	次世代育成支援行動計画の成果指標
問 23	あて名のお子さんは、毎日朝食を食べていますか。（1つに○）	1. ほぼ毎日食べる 2. 週に3日～5日程度は食べる 3. 週に1日～2日程度は食べる 4. ほとんど食べない 5. 離乳前	次世代育成支援行動計画の成果指標
問 24	休日や夜間にお子さん（あて名のお子さんに限りません）が病気になったとき、受診できる医療機関を知っていますか。（1つに○）	1. 知っている 2. 知らない	
問 25	やる気がおこらず、お子さん（あて名のお子さんに限りません）の世話をしたくないときがありますか。（1つに○）	1. よくある 2. 時々ある 3. ほとんどない 4. ない	
問 26	自分は、子どもを虐待していると思うことがありますか。（1つに○）	1. よくある 2. 時々ある 3. ほとんどない 4. ない	次世代育成支援行動計画の成果指標
問 26-1	《問 26 で「1」又は「2」とお答えの方におたずねします》 子どもを虐待していると思うのは、どのようなときですか（2つまでに○）	1. 子どもを叩いたり、つねったりする 2. 食事を与えない、お風呂に入れれないなど世話をしない 3. 何度でもできるまでやらせるなど厳しくしつける 4. 言葉で脅したり、子どもからの働きかけを無視する 5. その他	

問番	設問	回答	備考
問 26-2	そのような行動をとるのはどうしてですか。(あてはまるものすべてに○)	1. 配偶者の協力が得られない 2. 自分も小さな頃にそのようにしつけられた 3. 子育てによるストレスをぶつけてしまう 4. その他	
問 31	お住まいは、次のどれですか。(1つに○)	1. 持ち家（一戸建て） 2. 持ち家（マンション） 3. 民間賃貸住宅 4. 公共賃貸住宅 5. 給与住宅（社宅、公務員住宅） 6. その他	
問 32	現在のお住まいで困っていることはありますか。(あてはまるものすべてに○)	1. 家が狭い 2. 間取りや設備が悪い 3. 近隣の音がうるさい 4. 日当たりが悪い 5. 建物が老朽化している 6. 家主や地主とのトラブル 7. 隣近所の住人とのトラブル 8. 家賃やローン 9. その他 10. 特にない	
問 33	子育て中のファミリー世帯等の住みやすい環境を、住宅施策の面から整えるために、北区はどのような施策を進めていくべきだと思いますか。(あてはまるものすべてに○)	1. 子育て家庭に対する公共住宅の優先枠の設定や住み替え等の仕組みづくり 2. 子育てがしやすい良質な民間住宅を区が認定しPRするなどの供給誘導 3. 子育てがしやすい住宅や住宅設備に関する相談・情報提供体制の整備 4. 子育て世帯に対する住宅取得・賃借、修繕等のための融資や助成 5. その他	
問 34	子どもの遊び場について、日頃感じていることがありますか。(あてはまるものすべてに○)	1. 近くに遊び場がない 2. 雨の日に遊べる場所がない 3. 思い切り遊ぶために十分な広さがない 4. 遊具などの種類が充実していない 5. 不衛生である 6. いつも閑散としていて寂しい感じがする 7. 遊具などの設備が古くて危険である 8. 緑などの自然が少ない 9. 遊び場やその周辺の環境が悪くて、安心して遊べない 10. 遊び場周辺の道路が危険である 11. 遊び場に行っても子どもと同じ歳くらいの遊び仲間がいない 12. その他 13. 特に感じることはない	
問 35	子どもや、親子の遊び場の1つとして、北区には児童館や児童室がありますが、児童館・児童室に望むことはどのようなことですか。(あてはまるものすべてに○)	1. 子どもの体験を豊かにする行事や取り組み 2. 年齢を超えた子ども同士の交流 3. 施設や活動内容のPR 4. 遊具などの設備の充実や施設の改善	

問番	設問	回答	備考
		5. 子どもが相談したり、遊びなどの情報が得られる 6. 親同士の交流や自主グループの活動 7. 子育てについて気軽に相談できる 8. 専門家による子育て相談ができる 9. その他	
問 36	子どもと外出するときに、困ること・困ったことは何ですか。(あてはまるものすべてに○)	1. 歩道や信号がない通りが多く、安全に心配がある 2. 歩道の段差などがベビーカーや自転車の通行の妨げになっている 3. 交通機関や建物がベビーカーでの移動に配慮されていない 4. トイレがオムツ替えや親子での利用に配慮されていない 5. 授乳する場所や必要な設備がない 6. 小さな子どもとの食事に配慮された場所がない 7. 買い物や用事の合間の気分転換に、子どもを遊ばせる場所がない 8. 暗い通りや見通しのきかないところが多く、子どもが犯罪の被害にあわないか心配 9. 周囲の人が子ども連れを迷惑そうにみる 10. 荷物や子どもに手をとられて困っているときに手を貸してくれる人が少ない 11. その他 12. 特に困ること・困ったことはない	
問 50	子どもを健やかに産み育てるために必要と思われることはどのようなことですか。(3つまでに○)	1. 出産や育児のしやすい就労条件を促進する 2. 出産や子育てについて気軽に相談できるようにする 3. 妊産婦や乳幼児の保健指導等を充実する 4. 親の就労形態や通勤時間に応じた保育を進める 5. 保育園や幼稚園などの費用負担を軽減する 6. 子ども各人の個性を尊重した、ゆとりある教育を進める 7. 児童館（児童室）や身近な公園など、子どもの安全な遊び場を確保する 8. 子ども会など地域の健全育成活動を進める 9. 子育てを助け合うコミュニティづくりを進める 10. 自然環境を保護し、子どもが自然とふれあう体験の機会を増やす 11. 妊婦や子ども連れでも安心して自由に活動できるまちづくりを進める 12. 質の高い住まいづくりや住環境の整備を進める 13. 男性と女性が一緒に家事・育児に参加していくという考え方を広める 14. その他	次世代育成支援行動計画の成果指標

問番	設問	回答	備考
問 51	男女ともに子育てと仕事の両立を図りやすくするために、企業など（職場）における環境整備としてどのようなものを望みますか。（3つまでに○）	<ol style="list-style-type: none"> 1. 妊娠中の通勤・就労などに配慮した各種制度（時差出勤制度など） 2. 産前産後の休暇が十分にとれる制度 3. 子どもが満 1 歳になるまでの育児休業期間にある程度の給料保障がされる制度 4. 男女とも育児休業期間が 1 年を超えてとれる制度 5. 出産・育児などのため会社を辞めた女性を再雇用する制度（再雇用制度） 6. 育児のために必要な場合に、就業時間を縮めることができる制度（短時間勤務制度） 7. 就業時間をある程度自由に融通できる制度（フレックスタイム制度） 8. 自宅で仕事をするができる制度（在宅勤務制度） 9. 子どもが病気やけがのときなどに休暇がとれる制度 10. 子どもの行事（運動会やお遊戯会など）に参加するための休暇制度 11. 企業（職場）内に託児所を設けること 12. 男女ともに子育てと仕事が両立しやすいように、企業（職場）内で子育てへの理解を広めていくこと 13. 保育料に対する企業（職場）からの助成 14. 特に希望することはない 15. その他 	

就学前のお子さんの保護者用 調査項目一覧（案）

No.	問番		問
	資料7	資料8	
お住まいの地域についてうかがいます。			
1	問1		お住まいの地区
宛名のお子さんご家族の状況についてうかがいます。			
2	問2		お子さんの生年月
3	問3		お子さんのきょうだいの人数
4	問4		お子さんからみた回答者の関係
5	問5		ご回答いただいている方の配偶関係
6	問6		お子さんの子育て（教育を含む）を主に行っている人
7		問19	宛名のお子さんとかかわる時間はどれくらいか
子どもの育ちをめぐる環境についてうかがいます。			
8	問7		お子さんの子育て（教育を含む）に日常的に関わっている方（施設）
9	問8		お子さんの子育て（教育を含む）に、もっとも影響すると思われる環境
10	問9		日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人の有無
11	問9-1		祖父母等の親族にお子さんをみてもらっている状況
12	問9-2		友人・知人にお子さんをみてもらっている状況
13	問10		お子さんの子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人の有無
14	問10-1		お子さんの子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる相手先
15		問27	子育ての仲間がいるか
16		問28	子育てサークルに参加しているか
17		問28-1	参加していない理由
18		問29	安心して子育てをするために、地域で必要だと思う取り組み
宛名のお子さんの保護者の就労状況についてうかがいます。			
	問11		お子さんの保護者の現在の就労状況
19	(1)		母親の就労状況
20	(1)-1		週当たりの「就労日数」、1日当たりの「就労時間（残業時間を含む）」
21	(1)-2		家を出る時間と帰宅時間
22	(2)		父親の就労状況
23	(2)-1		週当たりの「就労日数」、1日当たりの「就労時間（残業時間を含む）」
24	(2)-2		家を出る時間と帰宅時間
25	問12		フルタイムへの転換希望
26	問13		就労したいという希望の有無
宛名のお子さんの平日の定期的な教育・保育事業の利用状況についてうかがいます。			
27	問14		お子さんの「定期的な教育・保育の事業」を利用の有無
28	問14-1		お子さんの平日の教育・保育の事業の利用状況
29	問14-2		平日に定期的に利用している教育・保育の事業の1週あたり日数、1日あたり時間数
30	問14-3		現在、利用している教育・保育事業の実施場所
31	問14-4		平日に定期的に教育・保育の事業を利用されている理由
32	問14-5		教育・保育事業を利用していない理由
33	問15		お子さんの平日の教育・保育の事業として、「定期的に」利用したいと考える事業
34	問15-1		教育・保育事業を利用したい場所
宛名のお子さんの地域の子育て支援事業の利用状況についてうかがいます。			

35	問16	現在、地域子育て支援拠点事業の利用状況とおおよその利用回数
36	問17	地域子育て支援拠点事業について、今は利用していないが、できれば今後利用したい、あるいは、利用日数を増やしたいと思うか
37	問18	下記の事業の認知度、利用状況、利用希望、利用満足度 ①ママパパ学級 ②産前産後支援・育児支援ヘルパー ③赤ちゃん訪問・育児相談 ④健康いきがい課各健康相談係の情報・相談サービス ⑤子ども家庭支援センター（育ち愛ほっと館）の子どもと家庭の総合相談 ⑥教育相談所の教育相談 ⑦幼稚園の園庭等の開放 ⑧保育園の子育て支援 ⑨児童館の子育て相談 ⑩地域育て合い事業 ⑪ママ・パパ子育てほっとタイム事業 ⑫児童館の乳幼児クラブ ⑬児童館・児童室 ⑭北区子育てガイドブック・北区子育てマップ・子どもたちの育つ姿 ⑮赤ちゃん休けい室
宛名のお子さんの土曜・休日や長期休暇中の「定期的」な教育・保育事業の利用希望についてうかがいます。		
38	問19	土曜日と日曜日・祝日の、定期的な教育・保育の事業の利用希望
39	問19-1	月に1、2回利用したい理由
40	問20	「幼稚園」を利用されている方に対し、夏休み・冬休みなど長期の休暇期間中の教育・保育の事業の利用希望
41	問20-1	週に数日利用したい理由
宛名のお子さんの病気の際の対応についてうかがいます。（平日の教育・保育を利用する方のみ）		
42	問21	1年間に、お子さんが病気やケガで通常の事業が利用できなかったことの有無
43	問21-1	病気やけがで普段利用している教育・保育の事業が利用できなかった場合の、対処方法
44	問21-2	「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と思ったか
45	問21-3	「病児・病後児保育施設等を利用したい」場合の望まれる事業形態
46	問21-4	利用したいと思わない理由
47	問21-5	「できれば父母のいずれかが仕事を休んで看たい」と思ったか
48	問21-6	「休んで看ることは考えられない」と思われる理由
宛名のお子さんの不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用についてうかがいます。		
49	問22	日中の定期的な保育や病気のため以外に、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で不定期的に利用している事業
50	問22-1	現在利用していない理由
51	問23	私用、親の通院、不定期の就労等の目的で、年間何日くらい事業を利用するか
52	問23-1	お子さんを預ける場合の望まれる事業形態
53	問24	この1年間に、保護者の用事により、お子さんを泊りがけで家族以外にみてもらわなければならないことの有無
54	問24-1	その場合の困難度
宛名のお子さんが5歳以上である方に、小学校就学後の放課後の過ごし方についてうかがいます。		
55	問25	小学校低学年（1～3年生）のうち、放課後の時間の過ごしませ方
56	問26	小学校高学年（4～6年生）になったら、放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいか

57	問27		土曜日と日曜日・祝日の学童クラブの利用希望とその時間帯
58	問28		夏休み・冬休みなどの長期の休暇期間中の学童クラブの利用希望とその時間帯
すべての方に、育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度についてうかがいます。			
59	問29		お子さんが生まれた時、父母のいずれかもしくは双方の児休業の有無
60	問29-1		子どもが原則1歳になるまで育児休業給付が支給される仕組み、子どもが満3歳になるまでの育児休業等期間について健康保険及び厚生年金保険の保険料が免除になる仕組の認知度
61	問29-2		育児休業取得後の職場に復帰したか
62	問29-3		育児休業から職場に復帰したのは、年度初めの保育所入所に合わせたタイミングであったか
63	問29-4		実際の職場復帰と希望
64	問29-5		お勤め先に、育児のために3歳まで休暇を取得できる制度があった場合、取得したい期間
	問29-6		希望の時期に職場復帰しなかった理由
65	(1)		「希望」より早く復帰した理由
66	(2)		「希望」より遅く復帰した理由
67	問29-7		育児休業からの職場復帰時の、短時間勤務制度の利用状況
68	問29-8		短時間勤務制度を利用しなかった理由
69	問29-9		お子さんが1歳になったときに必ず利用できる事業があれば、1歳になるまで育児休業を取得するか、または、預けられる事業があっても1歳になる前に復帰するか
北区の子育て支援施策等についてうかがいます。			
70	問30		北区における子育ての環境や支援への満足度
71	問30-1		満足度が高い理由
72	問30-2		満足度が低い理由
73	問31		教育・保育環境の充実など子育ての環境や支援に関しての意見
74		問13	今後も北区で子育てをしたいと思うか
75		問14	子育てが楽しいか
76		問15	子育てに関して悩んでいること、気になることの有無
77		新規	「乳幼児親子の居場所」という機能も持つ児童館に今後望むこと
78		問8	世帯の年収

※色がついている項目は、国が「量の見込みの推計上必要な項目」と指定しているもの

お住まいの地域についてうかがいます。

問1 お住まいの地区として当てはまる答えの番号1つに○をつけてください。

1. 浮間地区	浮間 1～5 丁目
2. 赤羽西地区	赤羽北 1～3 丁目・桐ヶ丘 1～2 丁目・赤羽台 1～4 丁目・赤羽西 1～6 丁目・西が丘 1～3 丁目・上十条 5 丁目・十条仲原 3～4 丁目・中十条 4 丁目
3. 赤羽東地区	赤羽 1～3 丁目・岩淵町・志茂 1～5 丁目・赤羽南 1～2 丁目・神谷 2～3 丁目・東十条 5～6 丁目
4. 王子西地区	上十条 1～4 丁目・十条仲原 1～2 丁目・中十条 1～3 丁目・岸町 1～2 丁目・十条台 1～2 丁目・王子本町 1～3 丁目・滝野川 4 丁目
5. 王子東地区	東十条 1～4 丁目・神谷 1 丁目・王子 1～6 丁目・豊島 1～8 丁目
6. 滝野川西地区	滝野川 1～3 丁目・滝野川 5～7 丁目・西ヶ原 1～4 丁目・上中里 1 丁目・中里 1～3 丁目・田端 1～6 丁目
7. 滝野川東地区	堀船 1～4 丁目・栄町・上中里 2～3 丁目・昭和町 1～3 丁目・東田端 1～2 丁目・田端新町 1～3 丁目

封筒の宛名のお子さんご家族の状況についてうかがいます。

問2 宛名のお子さんの生年月月をご記入ください。(() 内に数字でご記入ください。数字は一桁に一字。)

平成 () 年 () 月生まれ

問3 宛名のお子さんのきょうだいは何人いらっしゃいますか。宛名のお子さんを含めた人数を () 内に数字でご記入ください。お2人以上のお子さんがいらっしゃる場合は、末子の方の生年月月をご記入ください。

きょうだい数 () 人 末子の生年月月 平成 () 年 () 月生まれ

問4 この調査票にご回答いただく方はどなたですか。宛名のお子さんからみた関係でお答えください。当てはまる番号1つに○をつけてください。

1. 母親 2. 父親 3. その他 ()

問5 この調査票にご回答いただいている方の配偶関係についてお答えください。当てはまる番号1つに○をつけてください。

1. 配偶者がいる 2. 配偶者はいない

問6 宛名のお子さんの子育て(教育を含む)を主に行っているのはどなたですか。お子さんからみた関係で当てはまる番号1つに○をつけてください。

1. 父母ともに 2. 主に母親 3. 主に父親 4. 主に祖父母 5. その他 ()

※ 問7 設問内容との調整が必要

子どもの育ちをめぐる環境についてうかがいます。

問7 日頃、宛名のお子さんをみてもらえる親族・知人はいますか。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

- | | | |
|------------------------------------|---|---------|
| 1. 日常的に祖父母等の親族にみてもらえる | } | 【問7-1へ】 |
| 2. 緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる | | |
| 3. 日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる | } | 【問7-2へ】 |
| 4. 緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる | | |
| 5. いずれもない ---▶ 【問8へ】 | | |

問7-1 問7で「1.」または「2.」に○をつけた方にうかがいます。
 祖父母等の親族にお子さんをみてもらっている状況についてお答えください。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

- | | |
|---|---|
| 1. 祖父母等の親族の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる |) |
| 2. 祖父母等の親族の身体的負担が大きく心配である | |
| 3. 祖父母等の親族の時間的制約や精神的な負担が大きく心配である | |
| 4. 自分たち親の立場として、負担をかけていることが心苦しい | |
| 5. 子どもの教育や発達にとってふさわしい環境であるか、少し不安がある | |
| 6. その他 (| |

問7-2 問7で「3.」または「4.」に○をつけた方にうかがいます。
 友人・知人にお子さんをみてもらっている状況についてお答えください。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

- | | |
|---|---|
| 1. 友人・知人の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる |) |
| 2. 友人・知人の身体的負担が大きく心配である | |
| 3. 友人・知人の時間的制約や精神的な負担が大きく心配である | |
| 4. 自分たち親の立場として、負担をかけていることが心苦しい | |
| 5. 子どもの教育や発達にとってふさわしい環境であるか、少し不安がある | |
| 6. その他 (| |

問8 宛名のお子さんの子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人はいますか。また、相談できる場所がありますか。当てはまる番号1つに○をつけてください。

- | |
|-----------------------|
| 1. いる／ある ---▶ 【問8-1へ】 |
| 2. ない -----▶ 【問9へ】 |

問8-1 問8で「1. いる／ある」に○をつけた方にうかがいます。
 お子さんの子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる先は、誰（どこ）ですか。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

- | | | |
|---------------|----------------------|---|
| 1. 祖父母等の親族 | 2. 友人や知人 |) |
| 3. 近所の人 | 4. 子育て支援施設（児童館等）・NPO | |
| 5. 保健所・保健センター | 6. 保育士 | |
| 7. 幼稚園教諭 | 8. 民生委員・児童委員 | |
| 9. かかりつけの医師 | 10. 自治体の子育て関連担当窓口 | |
| 11. その他 (| | |

宛名のお子さんの保護者の就労状況についてうかがいます。

問9 宛名のお子さんの保護者の現在の就労状況（自営業、家族従事者含む）をうかがいます。

(1) 母親【父子家庭の場合は記入は不要です】 当てはまる番号1つに○をつけてください。

- | | |
|--|---|
| 1. フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、
産休・育休・介護休業中ではない
2. フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しているが、
産休・育休・介護休業中である
3. パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、
産休・育休・介護休業中ではない
4. パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しているが、
産休・育休・介護休業中である
5. 以前は就労していたが、現在は就労していない
6. これまで就労したことがない | } 【(1) -1へ】

} 【(2)へ】 |
|--|---|

(1) - 1 (1)で「1.～4.」(就労している)に○をつけた方にうかがいます。週当たりの「就労日数」、1日当たりの「就労時間(残業時間を含む)」をお答えください。就労日数や就労時間が一定でない場合は、もっとも多いパターンについてお答えください。産休・育休・介護休業中の方は、休業に入る前の状況についてお答えください。(() 内に数字でご記入ください。数字は一桁に一字。)

1週当たり () 日 1日当たり () 時間

(1) - 2 (1)で「1.～4.」(就労している)に○をつけた方にうかがいます。家を出る時刻と帰宅時刻をお答えください。時間が一定でない場合は、もっとも多いパターンについてお答えください。産休・育休・介護休業中の方は、休業に入る前の状況についてお答えください。時間は、必ず(例)08時～18時のように、24時間制でお答えください。(() 内に数字でご記入ください。数字は一桁に一字。)

家を出る時刻 () 時 帰宅時刻 () 時

(2) 父親 【母子家庭の場合は記入は不要です】 当てはまる番号1つに○をつけてください。

1. フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、 産休・育休・介護休業中ではない 2. フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しているが、 産休・育休・介護休業中である 3. パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、 産休・育休・介護休業中ではない 4. パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しているが、 産休・育休・介護休業中である 5. 以前は就労していたが、現在は就労していない 6. これまで就労したことがない	} 【(2)-1へ】 } 【問11へ】
--	--

(2)-1 (2)で「1.~4.」(就労している)に○をつけた方にうかがいます。1週当たりの「就労日数」、1日当たりの「就労時間(残業時間を含む)」をお答えください。就労日数や就労時間が、一定でない場合は、もっとも多いパターンについてお答えください。育休・介護休業中の方は、休業に入る前の状況についてお答えください。()内に数字でご記入ください。数字は一桁に一字。)

1週当たり () 日	1日当たり () 時間
-------------	--------------

(2)-2 (2)で「1.~4.」(就労している)に○をつけた方にうかがいます。家を出る時刻と帰宅時刻をお答えください。時間が一定でない場合は、もっとも多いパターンについてお答えください。育休・介護休業中の方は、休業に入る前の状況についてお答えください。時間は、必ず(例)08時~18時のように、24時間制でお答えください()内に数字でご記入ください。数字は一桁に一字)。

家を出る時刻 () 時	帰宅時刻 () 時
--------------	------------

問10 問9の(1)または(2)で「3.4.」(パート・アルバイト等で就労している)に○をつけた方にうかがいます。該当しない方は、問13へお進みください。
フルタイムへの転換希望はありますか。当てはまる番号1つに○をつけてください。

(1) 母親

1. フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）への転換希望があり、実現できる見込みがある 2. フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）への転換希望はあるが、実現できる見込みはない 3. パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）の就労を続けることを希望 4. パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）をやめて子育てや家事に専念したい

(2) 父親

1. フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）への転換希望があり、実現できる見込みがある 2. フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）への転換希望はあるが、実現できる見込みはない 3. パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）の就労を続けることを希望 4. パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）をやめて子育てや家事に専念したい

問 11 問9の(1)または(2)で「5.以前は就労していたが、現在は就労していない」または「6.これまで就労したことがない」に○をつけた方へうかがいます。該当しない方は、問14へお進みください。就労したいという希望はありますか。当てはまる番号・記号それぞれ1つに○をつけ、該当する()内には数字をご記入ください(数字は一桁に一字)。

(1) 母親

1. 子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない) 2. 1年より先、一番下の子どもが()歳になったところに就労したい 3. すぐにも、もしくは1年以内に就労したい →希望する就労形態	1. フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労) 2. パートタイム、アルバイト等(「1」以外) →1週当たり()日 1日当たり()時間
--	---

(2) 父親

1. 子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない) 2. 1年より先、一番下の子どもが()歳になったところに就労したい 3. すぐにも、もしくは1年以内に就労したい →希望する就労形態	1. フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労) 2. パートタイム、アルバイト等(「1」以外) →1週当たり()日 1日当たり()時間
--	---

宛名のお子さんの病気の際の対応についてうかがいます。

問 12 この1年間に、宛名のお子さんが病気やケガで学校を休まなければならなかったことはありますか。

1. あった ---▶ 【問12-1へ】	2. なかった ---▶ 【問13へ】
----------------------	---------------------

問 12-1 宛名のお子さんが病気やケガで学校を休んだ際に、この1年間に行った対処方法として当てはまる記号すべてに○をつけ、それぞれの日数も()内に数字でご記入ください(半日程度の対応の場合も1日とカウントしてください。数字は一桁に一字)。

1年間の対処方法	日数
1. 父親が休んだ	()日
2. 母親が休んだ	()日
3. (同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった	()日
4. 父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた	()日
5. 病児・病後児の保育を利用した	()日
6. ベビーシッターを利用した	()日
7. 仕方なく子どもだけで留守番をさせた	()日
8. その他()	()日

→ 【問12-5へ】

→ 【問12-2へ】

問 12-2 問 12-1 で「1」「2」のいずれかに回答した方にうかがいます。

その際、「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と思われましたか。当てはまる番号1つに○をつけ、日数についても（ ）内に数字でご記入ください（数字は一枠に一字）。なお、病児・病後児のための事業等の利用には、一定の利用料がかかり、利用前にかかりつけ医の受診が必要となります。

1. できれば病児・病後児保育施設等を利用したい ⇒ () 日 ---▶ 【問 12-3 へ】
 2. 利用したいとは思わない ---▶ 【問 12-4 へ】

問 12-3 問 12-2 で「1. できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」に○をつけた方にうかがいます。上記の目的で子どもを預ける場合、下記のいずれの事業形態が望ましいと思われませんか。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 他の施設（例：幼稚園・保育所等）に併設した施設で子どもを保育する事業
 2. 小児科に併設した施設で子どもを保育する事業
 3. 地域住民等が子育て家庭等の身近な場所で保育する事業（例：ファミリーサポートセンター事業等）
 4. その他（ ）

問 12-4 問 12-2 で「利用したいと思わない」に○をつけた方にうかがいます。そう思われる理由について当てはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 病児・病後児を他人に看ってもらうのは不安 2. 地域の事業の質に不安がある
 3. 地域の事業の利便性（立地や利用可能時間日数など）がよくない
 4. 利用料がかかる・高い 5. 利用料がわからない
 6. 親が仕事を休んで対応する 7. その他（ ）

問 12-5 問 12-1 で「3」から「8」のいずれかに回答した方にうかがいます。

その際、「できれば父母のいずれかが仕事を休んで看たい」と思われましたか。当てはまる番号1つに○をつけ、「3」から「8」の日数のうち仕事を休んで見たかった日数についても数字でご記入ください（数字は一枠に一字）。

1. できれば仕事を休んで看たい ⇒ () 日 ---▶ 【問 13 へ】
 2. 休んで看ることは非常に難しい ---▶ 【問 12-6 へ】

問 12-6 問 12-5 で「2. 休んで看ることは考えられない」に○をつけた方にうかがいます。そう思われる理由について当てはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 子どもの看護を理由に休みがとれない 2. 自営業なので休めない
 3. 休暇日数が足りないので休めない 4. その他（ ）

宛名のお子さんの不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用についてうかがいます。

問 13 宛名のお子さんについて、日中の定期的な保育や病気のため以外に、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で不定期に利用している事業はありますか。ある場合は、当てはまる番号すべてに○をつけ、1年間の利用日数（おおよそ）も（ ）内に数字でご記入ください（数字は一枠に一字）。

利用している事業・日数（年間）	日
1. ファミリーサポートセンター事業 （地域住民が子どもを預かる事業）	() 日
2. 夜間養護等事業：トワイライトステイ （児童養護施設等で休日・夜間、子どもを保護する事業）	() 日
3. ベビーシッター	() 日
4. その他（ ）	() 日
5. 利用していない -----▶ 【問 13-1 へ】	

問 13-1 問 13 で「5. 利用していない」と回答した方にうかがいます。

現在利用していない理由は何ですか。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 特に利用する必要がない	2. 利用したい事業が地域にない
3. 地域の事業の質に不安がある	
4. 地域の事業の利便性（立地や利用可能時間・日数など）がよくない	
5. 利用料がかかる・高い	6. 利用料がわからない
7. 自分が事業の対象者になるのかどうかわからない	
8. 事業の利用方法（手続き等）がわからない	
9. その他（	）

問 14 宛名のお子さんについて、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で、年間何日くらい事業を利用する必要があると思いますか。利用希望の有無について当てはまる番号・記号すべてに○をつけ、必要な日数をご記入ください（利用したい日数の合計と、目的別の内訳の日数を（ ）内に数字でご記入ください。数字は一枠に一字）。なお事業の利用にあたっては、一定の利用料がかかります。

1. 利用したい	計	日
1. 私用(買物、子ども(兄弟姉妹を含む)や親の習い事等、リフレッシュ目的)	()	日
2. 冠婚葬祭、学校行事、子ども(兄弟姉妹を含む)や親の通院等	()	日
3. 不定期の就労	()	日
4. その他()	()	日
2. 利用する必要はない ---▶ 問 17 へ	()	日

問 14-1 問 14 で「1. 利用したい」に○をつけた方にうかがいます。

問 14 の目的でお子さんを預ける場合、下記のいずれの事業形態が望ましいと思われますか。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 施設で子どもを保育する事業
2. 地域住民が子育て家庭の近くの場所で保育する事業（例：ファミリーサポートセンター事業等）
3. その他（
）

問 15 この1年間に、保護者の用事（冠婚葬祭、保護者・家族の病気など）により、宛名のお子さんを泊りがけで家族以外にみてもらわなければならないことはありましたか（預け先が見つからなかった場合も含みます）。あった場合は、この1年間の対処方法として当てはまる番号すべてに○をつけ、それぞれの日数も（ ）内に数字でご記入ください（数字は一枠に一字）。

	1年間の対処方法	日数
1. あった	1. (同居者を含む)親族・知人にみてもらった	()泊
	2. 短期入所生活援助事業(ショートステイ)を利用した(児童養護施設等で一定期間、子どもを保護する事業)	()泊
	3. 2以外の保育事業(認可外保育施設、ベビーシッター等)を利用した	()泊
	4. 仕方なく子どもを同行させた	()泊
	5. 仕方なく子どもだけで留守番をさせた	()泊
	6. その他()	()泊
2. なかった		

問 15-1 問 15 で「1. あった 1. (同居者を含む)親族・知人にみてもらった」と答えた方にうかがいます。

その場合の困難度はどの程度でしたか。当てはまる番号1つに○をつけてください。

1. 非常に困難	2. どちらかという困難	3. 特に困難ではない
----------	--------------	-------------

問 16 北区における子育ての環境や支援への満足度について当てはまる番号 1 つに○をつけてください。

満足度が低い ←—————→ 満足度が高い
1 2 3 4 5

問 16-1 問 16 で「4」「5」と回答した方にうかがいます。

満足度が高いと思った理由は何ですか。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

<ol style="list-style-type: none">1. 住環境がよい2. 自然環境がよい3. 交通機関が便利4. 保育サービス等が充実している5. 保育園、幼稚園などが利用しやすい6. 保育以外の子育て支援サービスが充実している7. 職場と住居が近い8. 公園や児童館など子どもの遊び場が多い9. 近所づきあいや地域活動が盛ん10. 地域の子育てネットワークができています11. 子育てに関する情報が得やすい12. 事故や犯罪が少なく安全13. その他

問 16-2 問 16 で「1」「2」と回答した方にうかがいます。

満足度が低いと思った理由は何ですか。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

<ol style="list-style-type: none">1. 住環境がよくない2. 自然環境がよくない3. 交通機関が不便4. 保育サービス等が充実していない5. 保育園、幼稚園などが利用しづらい6. 保育以外の子育て支援サービスが充実していない7. 職場と住居が遠い8. 公園や児童館など子どもの遊び場が少ない9. 近所づきあいや地域活動が盛んではない10. 地域の子育てネットワークができていない11. 子育てに関する情報が得にくい12. 事故や犯罪が多く危険13. その他

問 17 最後に、教育・保育環境の充実など子育ての環境や支援に関してご意見がございましたら、ご自由にご記入ください

アンケートにご協力いただき、ありがとうございました。

北区 前回アンケート調査の独自項目（小学1年生から6年生までのお子さんの保護者）

○次世代育成支援行動計画のアンケート調査項目から、今回も聞きたいと考えている項目

問番	設問	回答	備考
問 12	今後も、北区で子育てをしたいと思えますか。（1つに○）	<ol style="list-style-type: none"> 1. ずっと北区で子育てをしたい 2. 当分の間は北区で子育てをしたい 3. できれば北区以外の区市町村で子育てをしたい 4. 近いうちに転出するつもりである 5. その他 	
問 13	あなたは、子育てが楽しいですか。（1つに○）	<ol style="list-style-type: none"> 1. とても楽しい 2. とてもつらい 3. つらいこともあるが楽しいことの方が多い 4. 楽しいこともあるがつらいことの方が多い 	次世代育成支援行動計画の成果指標 回答形式を矢印形式とする
問 14	子育てに関して悩んでいること、又は気になることがありますか。（あてはまるものすべてに○）	<ol style="list-style-type: none"> 1. 病気や発育・発達 2. 食事や栄養 3. 子どものしつけの方法がよくわからない 4. 子どもとの接し方に自信が持てない 5. 子どもとの時間を十分にとれない 6. 子どものほめ方やしかり方がよくわからない 7. いじめに関すること 8. 友だちづきあいなど対人関係 9. 不登校など 10. 子どもの学力の遅れ 11. 子どもの教育・塾、進路 12. 仕事や自分のやりたいことが十分できない 13. 子どもに落ち着きがない 14. 子どものことで話し相手や相談相手がいない 15. 子育てのための経済的負担が大きい 16. その他 17. 特にない 	次世代育成支援行動計画の成果指標

問 18	<p>あて名のお子さんとかかわる時間（会話、食事、一緒にテレビを見る、一緒に遊ぶ、風呂に入る、身の回りの世話、勉強をみるなど）はだいたいどのくらいありますか。 （父親、母親とも平日と休日に分けてそれぞれ1つに○）</p>	<p>（父 親）</p> <p>平 日（1つに○）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ほとんどない 2. 30分くらい 3. 1時間くらい 4. 2時間くらい 5. 3時間くらい 6. 4時間以上 <p>（母 親）</p> <p>平 日（1つに○）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ほとんどない 2. 30分くらい 3. 1時間くらい 4. 2時間くらい 5. 3時間くらい 6. 4時間以上 <p>休 日（1つに○）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ほとんどない 2. 30分くらい 3. 1時間くらい 4. 2時間くらい 5. 3時間くらい 6. 4時間以上 	次世代育成支援行動計画の成果指標
問 34	あなたの周りには子育ての仲間がいますか。（1つに○）	<ol style="list-style-type: none"> 1. 子どもを預けることができるくらいの仲間がいる 2. 話をする仲間がいる 3. いない 	次世代育成支援行動計画の成果指標
問 35	あなたは子育てサークルに参加していますか。（1つに○）	<ol style="list-style-type: none"> 1. 参加している 2. 参加していない 	次世代育成支援行動計画の成果指標
問 35-1	《問 35 で「2」とお答えの方におたずねします》参加していない理由は何ですか。（あてはまるものすべてに○）	<ol style="list-style-type: none"> 1. 既に他の仲間がいる 2. 親同士の間関係が難しい 3. 参加する機会がない 4. サークルに関する情報がない 5. その他 	
問 36	安心して子育てをするためには、地域でどのような取り組みが必要だと思いますか。（あてはまるものすべてに○）	<ol style="list-style-type: none"> 1. 子育て中の人や子育て経験者が身近に集まれる場や仕組みをつくる 2. 子育て中の親子が集まったり遊べる場を増やす 3. 子育てサークルなどの自主的な活動がしやすい仕組みをつくる 4. ボランティアが活動しやすい環境をつくる 5. 子どもと親と一緒にできる活動を増やす 6. 子どもの自主的な活動を育成・支援するために、地域の団体などが連携する 7. 学校や保護者、地域の人たちが協力し、子どもの安全や非行防止の活動をする 	

		8. その他	9. 特に必要ない	
問 38	あて名のお子さんは、平日の放課後や、学校が休みの土曜日や日曜日・祝日を、どこでどのように過ごしていますか。曜日別に、下の枠内から主なものを3つまで選んで番号をご記入ください。	1. 自宅で家族と過ごす 2. 友だちや兄弟姉妹と公園など外で遊ぶ 3. 友だちや兄弟姉妹と家の中で遊ぶ 4. 小学校で遊ぶ 5. 同居していない親族や知人宅で過ごす 6. 学童クラブで過ごす 7. 学習塾や習い事に行く 8. スポーツクラブに参加する 9. 図書館、児童館、文化センター等の公共施設に行く 10. 放課後子ども教室に参加する 11. 地域寺子屋や地域土曜講座に参加する 12. 家族でレジャーや買い物に行く 13. 自宅でひとりで過ごす 14. 学校の部活動に参加する 15. その他		
		平日の放課後 () 土曜日 () 日曜日・祝日 ()		
問 41	現在、あて名のお子さんは、平日の放課後に学童クラブを利用していますか。(1つに○)	1. 利用している 2. 利用していない		
問 41-1	《問 41 で「1」とお答えの方におたずねします》学童クラブの利用日数はどれくらいですか。また、利用している理由についてお答えください。(1つに○)	週 () 日くらい →うち土曜日の利用 お子さんの身の回りの世話を主にしている方が 1. 現在就労している 2. 就労予定がある・求職中である 3. 家族・親族などを介護しなければならない 4. 病気や障害がある 5. 学生である 6. その他	1. ある 2. ない	
問 41-2	《問 41 で「2」とお答えの方におたずねします。》利用していない理由は何ですか。(1つに○)	お子さんの身の回りの世話を主にしている方が 1. 現在就労していない 2. 就労しているが、学童クラブを知らなかった 3. 就労しているが、近くに学童クラブがない 4. 就労しているが、学童クラブに空きがない 5. 就労しているが、学童クラブの開所時間が短い 6. 就労しているが、利用料がかかる 7. 就労しているが、子どもは放課後習い事をしている 8. 就労しているが、放課後の短時間ならば、子どもだけでも大丈夫だと思う		

		9. 就労しているが、他の施設に預けている 10. その他	
問 41-3	今後、学童クラブを利用したいとお考えですか。(1つに○)	1. 利用したい 2. 今後も利用しない	
問 41-4	《問 41-3 で「1」とお答えの方におたずねします》 利用したい日数は何日くらいですか。また、利用したい理由についてお答えください。(1つに○)	週 () 日くらい→うち土曜日の利用 1. ある 2. ない →うち日曜日の利用 1. ある 2. ない お子さんの身の回りの世話を主にしている方が 1. 現在就労している 2. 就労予定がある・求職中である 3. そのうち就労したいと考えている 4. 家族・親族などを介護しなければならない 5. 病気や障害がある 6. 学生である・就学したい 7. 就労していないが、子どもの教育などのために子どもを預けたい 8. その他	
問 42	北区では東十条小学校など 5 校で「放課後子どもプラン」を実施しています。あなたは、この「放課後子どもプラン」をご存知ですか。(1つに○)	1. 知っている 2. 名前を聞いたことがある 3. 知らない	
問 43	「放課後子どもプラン」が近くの小学校にあれば、利用したいですか。利用したい場合は日数を、() 内にご記入ください。(1つに○)	1. 利用したい →週 () 日くらい 2. 利用したくない	
問 44	あて名のお子さんの、小学4年生～6年生の放課後の過ごし方について、どのようなことを望みますか。(1つに○)	1. 学童クラブを利用したい →小学 () 年生まで利用したい 2. 放課後子どもプランを利用したい 3. クラブ活動や習い事をさせたい 4. 利用を希望するサービスはない 5. その他	
問 45	北区では、「放課後子どもプラン」を推進する必要があるとお考えですか。(1つに○)	1. 進めるべきである 2. 進めるべきではない 3. 放課後子どもプランよりも児童館や学童クラブの充実を図るべきである 4. わからない	
問 53	子どもの遊ぶ環境をよくするためには、どうすればよいと思いますか。(あてはまるものすべてに○)	1. ゆとりと個性を尊重した教育の推進 2. 身近な魅力ある遊び場の整備 3. 自然を体験する事業の充実 4. 仕事中心から家庭重視の意識啓発 5. 広域的な遊び場の整備充実 6. 既存施設を活用した遊び場づくり 7. 情報や助言が得られる体制づくり	

		8. 啓発キャンペーンやイベントの実施 9. 遊び場の保全・衛生管理体制の整備 10. 遊びのボランティアの養成 11. さまざまな生活体験の場づくり 12. 遊びの環境づくり推進体制の整備 13. 児童健全育成団体の指導者育成 14. その他	
問 54	お子さんに今後、どのような体験をさせたいとお考えですか。(3つまでに○)	1. 地域でのスポーツ活動に参加させたい 2. 文化や芸術に親しませたい 3. 仲間や友人と交流する機会を持たせたい 4. 高齢者や障害者と交流させたい 5. 郷土の歴史や芸能にふれる機会を持たせたい 6. 外国人と交流させたい 7. 自然と接する機会を持たせたい 8. ボランティア活動に参加させたい 9. その他	
問 55	子どもの安全を守るため、特に重要と思われることは次のうちどれですか。(3つまでに○)	1. 地域の交通安全活動の充実・強化 2. 歩行者や自転車のための交通安全施設(ガードレール等)の整備 3. 地域ぐるみのパトロールなど子どもを犯罪等から守るための取り組み 4. 犯罪にあいそうになった時の対応についての教育 5. 不審者や侵入防止など、学校の安全対策 6. 通学路や子どもの遊び場(公園等)の安全対策(防犯灯や防犯カメラの整備による暗がりや死角の解消等) 7. 公園の遊具の安全性の確保 8. その他	
問 56	あて名のお子さんが、犯罪の被害にあったことがありますか。(1つに○)	1. ある 2. あいそうになったことがある 3. ない	
問 57	子どもを健やかに産み育てるために必要と思われることはどのようなことですか。(3つまでに○)	1. 出産や育児のしやすい就労条件を促進する 2. 出産や子育てについて気軽に相談できるようにする 3. 妊産婦や乳幼児の保健指導等を充実する 4. 親の就労形態や通勤時間に応じた保育を進める 5. 保育園や幼稚園などの費用負担を軽減する 6. 子ども各人の個性を尊重した、ゆとりある教育を進める 7. 児童館(児童室)や身近な公園など、子どもの安全な遊び場を確保する 8. 子ども会など地域の健全育成活動を進める 9. 子育てを助け合うコミュニティづくりを進める	次世代育成支援行動計画の成果指標

		<ul style="list-style-type: none"> 10. 自然環境を保護し、子どもが自然とふれあう体験の機会を増やす 11. 妊婦や子ども連れでも安心して自由に活動できるまちづくりを進める 12. 質の高い住まいづくりや住環境の整備を進める 13. 男性と女性が一緒に家事・育児に参加していくという考え方を広める 14. その他 	
問8	世帯の年収は、次のうちどれにあたりますか。(1つに○)	<ul style="list-style-type: none"> 1. 200 万円未満 2. 200 万円以上～ 300 万円未満 3. 300 万円以上～ 400 万円未満 4. 400 万円以上～ 500 万円未満 5. 500 万円以上～ 600 万円未満 6. 600 万円以上～700 万円未満 7. 700 万円以上～800 万円未満 8. 800 万円以上～900 万円未満 9. 900 万円以上～1,000 万円未満 10. 1,000 万円以上 	

○次世代育成支援行動計画のアンケート調査項目から、削除を考えている項目

問番	設問	回答	備考
問5	日頃、お子さんを預かってもらえる人はいますか。(あてはまるものすべてに○)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 日常的に祖父母等の親族に預かってもらえる 2. 緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族に預かってもらえる 3. 日常的に子どもを預けられる友人・知人がいる(→問5-2へ進む) 4. 緊急時もしくは用事の際には子どもを預けられる友人・知人がいる(→問5-2へ進む) 5. いずれもない(→問6へ進む) 	
問5-1	《問5で「1」又は「2」とお答えの方におたずねします》 祖父母に預かってもらっていることをどのように感じていますか。(あてはまるものすべてに○)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 祖父母が孫を預かることについては、特に問題はない 2. 祖父母の身体的負担が大きく心配である 3. 祖父母の時間的制約や精神的な負担が大きく心配である 4. 自分たち親の立場として、負担をかけていることが心苦しい 5. その他 	
問5-2	《問5で「3」又は「4」とお答えの方におたずねします》 友人や知人に預かってもらっていることをどのように感じていますか。 (あてはまるものすべてに○)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 友人・知人に預かってもらうことについては、特に問題はない 2. 友人・知人の身体的負担が大きく心配である 3. 友人・知人の時間的制約や精神的な負担が大きく心配である 4. 自分たち親の立場として、負担をかけていることが心苦しい 5. その他 	
問11	北区は、子育てがしやすいまちだと思いますか。(1つに○)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 子育てしやすいまちだと思う 2. 子育てしやすいまちだと思わない(→問11-2へ進む) 3. どちらともいえない 4. その他 	
問11-1	《問11で「1」とお答えの方におたずねします》 子育てしやすいまちだと思う理由は何ですか。(あてはまるものすべてに○)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 住環境がよい 2. 自然環境がよい 3. 交通機関が便利 4. 保育サービス等が充実している 5. 保育園、幼稚園などが利用しやすい 6. 保育以外の子育て支援サービスが充実している 7. 職場と住居が近い 8. 公園や児童館など子どもの遊び場が多い 9. 近所づきあいや地域活動が盛ん 10. 地域の子育てネットワークができています 11. 子育てに関する情報が得やすい 12. 事故や犯罪が少なく安全 13. その他 	次世代育成支援行動計画の成果指標
問11-2	《問11で「2」とお答えの方におたずねします》 子育てしやすいまちだと思わない理由は何ですか。 (あてはまるものすべてに○)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 住環境がよくない 2. 自然環境がよくない 3. 交通機関が不便 4. 保育サービス等が充実していない 	次世代育成支援行動計画の成果指標

問番	設問	回答	備考
		5. 保育園、幼稚園などが利用しづらい 6. 保育以外の子育て支援サービスが充実していない 7. 職場と住居が遠い 8. 公園や児童館など子どもの遊び場が少ない 9. 近所づきあいや地域活動が盛んではない 10. 地域の子育てネットワークができていない 11. 子育てに関する情報が得にくい 12. 事故や犯罪が多く危険	13. その他
問 15	お子さんのことで何かわからないことや困ったこと、悩みごとがあるとき、誰に相談していますか。(あてはまるものすべてに○)	1. 配偶者（夫、妻） 2. 父母（子どもの祖父母） 3. その他の親族 4. 近所の知人 5. 地域の子育て仲間 6. 子ども家庭支援センター（育ち愛ほっと館） 7. 児童館（児童室）・学童クラブの職員 8. 学校の先生 9. スクールカウンセラー 10. 塾・習い事の先生 11. 医師 12. 健康いきがい課各健康相談係の保健師や相談員 13. 民生委員・児童委員 14. 区や都など公的相談機関（電話相談含む） 15. 民間の相談機関（電話相談含む） 16. 育児書や育児雑誌 17. インターネット 18. その他 19. 誰にも相談しない	
問 16	子育てに関する情報をどこから入手していますか。(あてはまるものすべてに○)	1. 家族・知人・友人 2. 保育園、幼稚園、学校、児童館(児童室)・学童クラブ 3. 健康いきがい課各健康相談係 4. 区役所や区の機関 5. 区の広報やホームページ 6. 子ども家庭支援センター（育ち愛ほっと館） 7. テレビ、ラジオ、新聞 8. 医療機関 9. 育児書・育児雑誌	

問番	設問	回答	備考
		10. インターネット 11. その他	
問 19	仕事と子育てを両立させるためには何が必要と思われますか。(あてはまるものすべてに○)	1. 家族の協力 2. 育児休業制度の充実 3. 子育て後に再就職できる制度の充実 4. フレックスタイム制度や短時間勤務制度の導入 5. 企業内保育所の整備・充実 6. 職場の中の意識や理解、協力体制 7. 親の仕事の形態に合わせた保育施設やサービスの充実 8. 学童クラブの整備・充実 9. その他	
問 20	お住まいの形態は、次のどれですか。(1つに○)	1. 持ち家（一戸建て） 2. 持ち家（マンション） 3. 民間賃貸住宅 4. 公共賃貸住宅 5. 給与住宅（社宅、公務員住宅） 6. その他	
問 21	現在のお住まいで困っていることはありますか。(あてはまるものすべてに○)	1. 家が狭い 2. 間取りや設備が悪い 3. 近隣の音がうるさい 4. 日当たりが悪い 5. 建物が老朽化している 6. 家主や地主とのトラブル 7. 隣近所の住人とのトラブル 8. 家賃やローン 9. その他 10. 特にない	
問 22	子育て中のファミリー世帯等の住みやすい環境を、住宅施策の面から整えるためには、北区はどのような施策を進めていくべきだと思いますか。 (あてはまるものすべてに○)	1. 子育て家庭に対する公共住宅の優先枠の設定や住み替え等の仕組みづくり 2. 子育てがしやすい良質な民間住宅を区が認定しPRするなどの供給誘導 3. 子育てがしやすい住宅や住宅設備に関する相談・情報提供体制の整備 4. 子育て世帯に対する住宅取得・賃借、修繕等のための融資や助成 5. その他	
問 23	あて名のお子さんは、1日に何時間くらいテレビやビデオを見ていますか。	約（ ）時間くらい	
問 24	あて名のお子さんは、1日に何時間くらいテレビゲームやコンピュータゲームなどで遊んでいますか。	約（ ）時間くらい	

問番	設問	回答	備考
問 25	あて名のお子さんが見ているテレビやビデオ、遊んでいるテレビゲームやコンピュータゲームなどについて、残酷性や暴力描写等が気になることがありますか。 (1つに○)	1. 気になる 2. どちらかといえば気になる 3. どちらかといえば気にならない 4. 気にならない 5. わからない (内容を知らない)	
問 26	家庭でお子さん (あて名のお子さんに限りません) に生命の大切さを教える工夫をしていますか。(1つに○)	1. 工夫している 2. 特に工夫していない 3. 大切さはわかるが、どうしてよいかわからない	
問 27	休日や夜間にお子さん (あて名のお子さんに限りません) が病気になったとき、受診できる医療機関を知っていますか。(1つに○)	1. 知っている 2. 知らない	
問 28	あて名のお子さんは、毎日朝食を食べていますか。(1つに○)	1. ほぼ毎日食べる 2. 週に3日～5日程度は食べる 3. 週に1日～2日程度は食べる 4. ほとんど食べない	次世代育成支援行動計画の成果指標
問 29	あて名のお子さんは、家族と一緒に夕食を食べていますか。(1つに○)	1. いつも家族で食べている (→問 30 へ) 2. ときどき子どもだけで食べている (→問 30 へ) 3. いつも子どもだけで食べている	
問 29-1	《問 29 で「3」と答えの方におたずねします》 それは月に何回くらいですか。	月 () 回くらい	
問 30	あて名のお子さんと一緒に調理することがありますか。 (1つに○)	1. はい 2. いいえ	
問 31	あて名のお子さんに食事の準備や後片付けを手伝わせていますか。(1つに○)	1. はい 2. いいえ	
問 32	やる気がおこらず、お子さん (あて名のお子さんに限りません) の世話をしたくないときがありますか。(1つに○)	1. よくある 2. 時々ある 3. ほとんどない 4. ない	
問 33	自分は、子どもを虐待していると思うことがありますか。(1つに○)	1. よくある 2. 時々ある 3. ほとんどない (→問 34 へ) 4. ない (→問 34 へ)	次世代育成支援行動計画の成果指標
問 33-1	《問 33 で「1」又は「2」とお答えの方におたずねします》	1. 子どもを叩いたり、つねったりする 2. 食事を与えない、お風呂に入れないなど世話をしない	

問番	設問	回答	備考
	子どもを虐待していると思うのは、どのようなときですか（2つまでに○）	<ul style="list-style-type: none"> 3. 何度でもできるまでやらせるなど厳しくしつける 4. 言葉で脅したり、子どもからの働きかけを無視する 5. その他 	
問 33-2	そのような行動をとるのはどうしてですか。（あてはまるものすべてに○）	<ul style="list-style-type: none"> 1. 配偶者の協力が得られない 2. 自分も小さな頃にそのようにしつけられた 3. 子育てによるストレスをぶつけてしまう 4. その他 	
問 39	あて名のお子さんは、学校が終わったあとの自由時間（勉強時間は除きます）に、どのように過ごすことが多いですか。（あてはまるものすべてに○）	<ul style="list-style-type: none"> 1. 本を読む 2. マンガを読む 3. テレビ・ビデオを見る 4. 音楽を聞く 5. 日記などを書く 6. 絵やイラストを描く 7. 楽器を演奏する 8. テレビゲーム・パソコンをする 9. 友だちとおしゃべりする 10. 友だちと電話で話す 11. 家の外で遊ぶ 12. スポーツをしたり身体を動かしたりする 13. 地域の活動などに参加する 14. 散歩や買い物に行く 15. ゲームセンターに行く 16. 自転車に乗る 17. 家でゆっくり休養する 18. その他 19. 自由になる時間はない 	
問 40	ふだん、あて名のお子さんは学校が休みの土曜日・休日（日曜日・祝日）などは、どのように過ごすことが多いですか。（あてはまるものすべてに○）	<ul style="list-style-type: none"> 1. 家でゆっくり休養する 2. 家の中で、テレビ、ゲーム、読書など好きなことをする 3. 家の手伝いをする 4. 家族でおしゃべりなどをする 5. 家・図書館などで勉強する 6. 近所で遊んだり、運動したりする 7. 映画・旅行・買い物などに行く 8. 塾や習い事に行く 9. 地域の活動などに参加する 10. その他 	

問番	設問	回答	備考
問 58	男女ともに子育てと仕事の両立を図りやすくするために、企業など（職場）における環境整備としてどのようなものを望みますか。（3つまでに○）	<ol style="list-style-type: none"> 1. 妊娠中の通勤・就労などに配慮した各種制度（時差出勤制度など） 2. 産前産後の休暇が十分にとれる制度 3. 子どもが満 1 歳になるまでの育児休業期間にある程度の給料保障がされる制度 4. 男女とも育児休業期間が 1 年を超えてとれる制度 5. 出産・育児などのため会社を辞めた女性を再雇用する制度（再雇用制度） 6. 育児のために必要な場合に、就業時間を縮めることができる制度（短時間勤務制度） 7. 就業時間をある程度自由に融通できる制度（フレックスタイム制度） 8. 自宅で仕事をするができる制度（在宅勤務制度） 9. 子どもが病気やけがのときなどに休暇がとれる制度 10. 子どもの行事（運動会やお遊戯会など）に参加するための休暇制度 11. 企業（職場）内に託児所を設けること 12. 男女ともに子育てと仕事が両立しやすいように、企業（職場）内で子育てへの理解を広めていくこと 13. 保育料に対する企業（職場）からの助成 14. 特に希望することはない 15. その他 	

就学児のお子さんの保護者用 調査項目一覧（案）

No.	問番		問
	資料9	資料10	
お住まいの地域についてうかがいます。			
1	問1		お住まいの地区
封筒の宛名のお子さんご家族の状況についてうかがいます。			
2	問2		お子さんの生年月
3	問3		お子さんのきょうだいの人数
4	問4		お子さんからみた回答者の関係
5	問5		ご回答いただいている方の配偶関係
6	問6		お子さんの子育て（教育を含む）を主に行っている人
7		問18	宛名のお子さんとかかわる時間はどれくらいか
子どもの育ちをめぐる環境についてうかがいます。			
8	問7		日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人の有無
9	問7-1		祖父母等の親族にお子さんをみてもらっている状況
10	問7-2		友人・知人にお子さんをみてもらっている状況
11	問8		お子さんの子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人の有無
12	問8-1		お子さんの子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる相手先
13		問34	子育ての仲間がいるか
14		問35	子育てサークルに参加しているか
15		問35-1	参加していない理由
16		問36	安心して子育てをするためには、地域で必要だと思う取り組み
宛名のお子さんの保護者の就労状況についてうかがいます。			
	問9		お子さんの保護者の現在の就労状況
17	(1)		母親の就労状況
18	(1)-1		週当たりの「就労日数」、1日当たりの「就労時間（残業時間を含む）」
19	(1)-2		家を出る時間と帰宅時間
20	(2)		父親の就労状況
21	(2)-1		週当たりの「就労日数」、1日当たりの「就労時間（残業時間を含む）」
22	(2)-2		家を出る時間と帰宅時間
23	問10		フルタイムへの転換希望
24	問11		就労したいという希望の有無
宛名のお子さんの病気の際の対応についてうかがいます。			
25	問12		1年間に、お子さんが病気やケガで休まなければならなかったことの有無
26	問12-1		病気やけがで普段利用している教育・保育の事業が利用できなかった場合の、対処方法
27	問12-2		「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と思ったか
28	問12-3		「病児・病後児保育施設等を利用したい」場合の望まれる事業形態
29	問12-4		利用したいと思わない理由
30	問12-5		「できれば父母のいずれかが仕事を休んで看たい」と思ったか
31	問12-6		「休んで看ることは考えられない」と思われる理由
宛名のお子さんの不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用についてうかがいます。			
32	問13		日中の定期的な保育や病気のため以外に、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で不定期に利用している事業
33	問13-1		現在利用していない理由

34	問14		私用、親の通院、不定期の就労等の目的で、年間何日くらい事業を利用するか
35	問14-1		お子さんを預ける場合の望まれる事業形態
36	問15		この1年間に、保護者の用事により、お子さんを泊りがけで家族以外にみてもらわなければならなかったことの有無
37	問15-1		その場合の困難度
宛名のお子さんの放課後の放課後や休日の過ごし方についてうかがいます。			
38		問38	宛名のお子さんは、平日の放課後や、学校が休みの土曜日や日曜日・祝日を、どこでどのように過ごしているか
39		問41	お子さんは、平日の放課後に学童クラブを利用しているか
40		問41-1	学童クラブの利用日数、利用している理由
41		問41-2	利用していない理由
42		問41-3	今後、学童クラブを利用したいか
43		問41-4	今後、利用したい日数、利用したい理由
44		問42	「放課後子どもプラン」を知っているか
45		問43	「放課後子どもプラン」が近くの小学校にあれば利用したいか、利用したい場合の日数
46		問44	お子さんの、小学4年生～6年生の放課後の過ごし方について望むこと
47		問45	「放課後子どもプラン」を推進する必要があると考えるか
北区の子育て支援のあり方や施策等についてうかがいます。			
48	問16		北区における子育ての環境や支援への満足度
49	問16-1		満足度が高いと思った理由
50	問16-2		満足度が低いと思った理由
51		問12	今後も北区子育てをしたいと思うか
52		問13	子育てが楽しいか
53		問14	子育てに関して悩んでいること、気になることの有無
54		問53	子どもの遊ぶ環境をよくするためには、どうすればよいと思うか
55		問54	お子さんに今後、どのような体験をさせたいか
56		問55	子どもの安全を守るため、特に重要と思われること
57		問56	宛名のお子さんが、犯罪の被害にあったことがあるか
58		問8	世帯の年収
59	問17		教育・保育環境の充実など子育ての環境や支援に関する意見
60		問57	子どもを健やかに産み育てるために必要なこと

北区の子育ての環境についておたずねします

問6 北区における子育ての環境や支援へ満足していますか。(1つに○)

満足度が低い	←	→	満足度が高い	
1	2	3	4	5

問6-1 問6で「4」「5」とお答えの方におたずねします。

子育ての環境や支援に満足している理由は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

1. 住環境がよい	2. 自然環境がよい
3. 交通機関が便利	4. 保育サービス等が充実している
5. 保育園、幼稚園などが利用しやすい	6. 保育以外の子育て支援サービスが充実している
7. 職場と住居が近い	8. 公園や児童館など子どもの遊び場が多い
9. 近所づきあいや地域活動が盛ん	10. 地域の子育てネットワークができています
11. 子育てに関する情報が得やすい	12. 事故や犯罪が少なく安全
13. その他 ()	

問6-2 問6で「1」「2」とお答えの方におたずねします。

子育ての環境や支援に満足していない理由は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

1. 住環境がよくない	2. 自然環境がよくない
3. 交通機関が不便	4. 保育サービス等が充実していない
5. 保育園、幼稚園などが利用しづらい	6. 保育以外の子育て支援サービスが充実していない
7. 職場と住居が遠い	8. 公園や児童館など子どもの遊び場が少ない
9. 近所づきあいや地域活動が盛んではない	10. 地域の子育てネットワークができていない
11. 子育てに関する情報が得にくい	12. 事故や犯罪が多く危険
13. その他 ()	

問7 今後も、北区で子育てをしたいと思いませんか。(1つに○)

1. ずっと北区で子育てをしたい
2. 当分の間は北区で子育てをしたい
3. できれば北区以外の区市町村で子育てをしたい
4. 近いうちに転出するつもりである
5. その他 ()

あて名のお子さんの子育て全般についておたずねします

問8 あなたは子育てが楽しいですか。(1つに○)

子育てがづらい	←	→	子育てが楽しい	
1	2	3	4	5

問9 子育てに関して悩んでいることがありますか。(あてはまるものすべてに○)

1. 病気や発育・発達	2. 食事や栄養
3. しつけの方法がわからない	4. 子どもとの接し方に自信が持てない
5. 子どもとの時間を十分にとれない	6. 子どものほめ方やしかり方がよくわからない
7. 子育てに関する話し相手や相談相手がいない	8. 友だちづきあいなど対人関係
9. 登園拒否や不登校など	10. 子どもの教育・塾、進路
11. 子どもの学力の遅れて	12. いじめ
13. 子どもに落ち着きがない	14. 仕事や自分のやりたいことが十分できない
15. 子育てのための経済的負担が大きい	16. その他 ()
17. 特にない	

問10 お子さんのことで何かわからないことや困ったこと、悩みごとがあるとき、誰に相談していますか。(あてはまるものすべてに○)

1. 配偶者(夫、妻)	2. 父母(子どもの祖父母)
3. その他の親族	4. 近所の知人
5. 地域の子育て仲間	6. 子ども家庭支援センター(育ち愛ほっと館)
7. 児童館(児童室)・学童クラブの職員	8. 保育園の保育士・幼稚園の先生
9. 塾・習い事の先生	10. 医師
11. 健康いきがい課各健康相談係の保健師や相談員	12. 民生委員・児童委員
13. 区や都など公的相談機関(電話相談含む)	14. 民間の相談機関(電話相談含む)
15. 育児書や育児雑誌	16. インターネット
17. その他 ()	18. 誰にも相談しない

仕事と生活の調和についておたずねします

問11 あて名のお子さんとかかわる時間(会話、食事、一緒にテレビを見る、一緒に遊ぶ、風呂に入る、身の回りの世話、勉強をみるなどの合計の時間)はだいたいどのくらいありますか。(父親、母親とも平日と休日に分けてそれぞれ1つに○)

①父親

平日(1つに○)	休日(1つに○)
1. ほとんどない	1. ほとんどない
2. 30分くらい	2. 30分くらい
3. 1時間くらい	3. 1時間くらい
4. 2時間くらい	4. 2時間くらい
5. 3時間くらい	5. 3時間くらい
6. 4時間以上	6. 4時間以上

②母親

平日(1つに○)	休日(1つに○)
1. ほとんどない	1. ほとんどない
2. 30分くらい	2. 30分くらい
3. 1時間くらい	3. 1時間くらい
4. 2時間くらい	4. 2時間くらい
5. 3時間くらい	5. 3時間くらい
6. 4時間以上	6. 4時間以上

あて名のお子さんの日常生活についておたずねします

問 12 やる気がおこらず、お子さん（あて名のお子さんに限りません）の世話をしたくないときがありますか。（1つに○）

1. よくある 2. 時々ある 3. ほとんどない 4. ない

問 13 自分は、子どもを虐待していると思うことがありますか。（1つに○）

1. よくある 2. 時々ある
3. ほとんどない 4. ない ---▶ 【問 14 へ】

---▶ 問 13-1 問 13 で「1」または「2」とお答えの方におたずねします。

子どもを虐待していると思うのは、どのようなときですか（2つまでに○）

1. 子どもを叩いたり、つねったりする
2. 食事を与えない、お風呂に入れないなど世話をしない
3. 何度でもできるまでやらせるなど厳しくしつける
4. 言葉で脅したり、子どもからの働きかけを無視する
5. その他（ ）

---▶ 問 13-2 そのような行動をとるのはどうしてですか。（あてはまるものすべてに○）

1. 配偶者の協力が得られない 2. 自分も小さな頃にそのようにしつけられた
3. 子育てによるストレスをぶつけてしまう 4. その他（ ）

地域での子育て支援についておたずねします

問 14 あなたの周りには子育ての仲間がいますか。（1つに○）

1. 子どもを預けることができるくらいの仲間がいる
2. 話をする仲間がいる
3. いない

問 15 あなたは子育てサークルに参加していますか。（1つに○）

1. 参加している ---▶ 【問 16 へ】
2. 参加していない

---▶ 問 15-1 問 15 で「2」とお答えの方におたずねします。

参加していない理由は何ですか。（あてはまるものすべてに○）

1. 既に他の仲間がいる 2. 親同士の間関係が難しい
3. 参加する機会がない 4. サークルに関する情報がない
5. その他（ ）

問 16 安心して子育てをするためには、地域でどのような取り組みが必要だと思いますか。（あてはまるものすべてに○）

1. 子育て中の人や子育て経験者が身近に集まれる場や仕組みをつくる
2. 子育て中の親子が集まったり遊べる場を増やす
3. 子育てサークルなどの自主的な活動がしやすい仕組みをつくる
4. ボランティアが活動しやすい環境をつくる
5. 子どもと親と一緒にできる活動を増やす
6. 子どもの自主的な活動を育成・支援するために、地域の団体などが連携する
7. 学校や保護者、地域の人たちが協力し、子どもの安全や非行防止の活動をする
8. その他（ ）
9. 特に必要ない

母子家庭・父子家庭の方におたずねします

問 17 子どもの養育費について取り決めをしていますか。(1つに○)

- | | |
|---------------|----------------------------------|
| 1. 取り決めをしていない | 2. 現在、協議中である |
| 3. 取り決めをしている | 4. 取り決める相手がいない(死別など) -->【問 18 へ】 |

問 17-1 問 17 で「1」または「2」とお答えの方におたずねします。

養育費等に関する法律相談(無料)を利用したいと思いませんか。(1つに○)

- | | |
|--------------|----------------|
| 1. 現在、利用している | 2. 今後、利用したいと思う |
| 3. 利用しない | |

問 18 ひとり親世帯になったときに、困ったこと、悩んだことは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|----------------------------|------------------------|
| 1. 保証人が見つからず、住宅が借りられなかった | |
| 2. ひとり親世帯のため賃貸住宅に入居できなかった | |
| 3. 公営住宅に落選し、入居できなかった | 4. 就職先が決まらなかった |
| 5. 就業に関する相談先、情報入手先がわからなかった | 6. 子どもが保育所に入れなかった |
| 7. 子どものしつけ | 8. 子どもの養育費(教育費など) |
| 9. 生活費が不足した | 10. 炊事洗濯等の日常の家事ができなかった |
| 11. その他() | |

問 19 あなたには、現在困ったことや悩み事を相談できる人がいますか。(1つに○)

- | | |
|-------|--------|
| 1. いる | 2. いない |
|-------|--------|

問 20 相談できる相手がいる方は、その相談できる人は誰ですか。また、相談できる人がいない方は、どのような人だったら相談したいと思いませんか。(あてはまるものすべてに○)

- | | | |
|---------------|----------------|-------------------|
| 1. 親・親族 | 2. 知人・友人・隣人 | 3. 民生・児童委員、主任児童委員 |
| 4. 区役所相談窓口の職員 | 5. 民間団体やボランティア | 6. 母子自立支援員 |
| 7. その他() | | |

問 21 あなたは、現在収入を伴う仕事をしていますか。(1つに○)

- | | |
|----------|---------------------|
| 1. していない | 2. している -->【問 22 へ】 |
|----------|---------------------|

問 21-1 問 21 で「1」とお答えの方におたずねします。

あなたは、現在働きたいと思っていますか。(1つに○)

- | | |
|-------|--------------------|
| 1. はい | 2. いいえ -->【問 29 へ】 |
|-------|--------------------|

問 21-2 問 21-1 で「1」とお答えの方におたずねします。

働きたいと思われているのに、働いていない理由は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|---------------------|---------------------|
| 1. 仕事の探し方がわからない | 2. 収入について条件のあう仕事がない |
| 3. 時間について条件のあう仕事がない | 4. 年齢制限のため仕事がない |
| 5. 仕事に必要な専門知識や資格がない | 6. 子どもの保育の手立てがない |
| 7. 自身の健康などの問題がある | 8. 子どもの健康などの問題がある |
| 9. 家族(親など)を介護している | 10. 学校や職業訓練などを受講中 |
| 11. その他() | |

→【問 21-3 へ】

問 21-3 仕事に就く場合、重視することはどのようなことですか。(3つまでに○)

1. 身分が安定している	2. 休暇が取りやすい
3. 十分な収入が得られる	4. 土・日曜日に休める
5. 通勤時間が短い	6. 厚生年金や雇用保険に入れる
7. 在宅でできる	8. 経験や能力が発揮できる
9. 簡単な仕事である	10. 就業時間に融通がきく
11. 残業が少ない	12. 労働時間が短い
13. 技術や技能を身につけられる	14. その他 ()

【次は問 29 へ進んでください】

[問 22～問 28 は、問 21 で「2」と回答した方だけお答えください]

問 22 現在のあなたの職業は、次のうちどれにあてはまりますか。(1つに○)

1. 常勤(フルタイム)	2. パート・アルバイト
3. 自営業・家業従事・自由業	4. 内職・在宅就労
5. その他 ()	

問 23 現在の仕事の職種は、次のどれにあたりますか。(1つに○)

1. 専門知識・技術を必要とする仕事(教員、看護師、システムエンジニアなど)
2. 事務的な仕事(一般事務、経理事務など)
3. 営業・販売の仕事(スーパー・デパート店員、セールス、外交員など)
4. サービスの仕事(理・美容師、飲食店店員、ホームヘルパーなど)
5. 運輸、通信の仕事(タクシー運転手、電話交換手など)
6. 製造・技術・労務の仕事(製造技能工、建設技能工など)
7. その他 ()

問 24 現在の仕事を始めた時期はいつですか。(1つに○)

1. ひとり親世帯になる前から	2. ひとり親世帯になってから
-----------------	-----------------

問 25 現在の仕事の一週間あたりの勤務日数、残業時間を含めた一週間あたりの平均就業時間、働いている日の平均帰宅時間について、それぞれの()の中にご記入ください。

①一週間あたりの平均勤務日数	約()日
②一週間あたりの平均就業時間	約()時間
③働いている日の平均帰宅時間	()時頃

問 26 小学生のお子さんがある方におたずねします。自分が帰宅するまで、お子さんは何をして過ごしていますか？。

1. 宿題など勉強をしている	2. 家でゲームをしている
3. 友達の家にいる	4. 塾や習い事に行っている
5. 分からない	
6. その他 ()	

問 27 あなたは、転職する希望がありますか。(1つに○)

1. はい	2. いいえ
-------	--------

問 28 問 27 で「はい」とお答えになった方は、どのような点を重視して新しい仕事・職場を選びますか。また、「いいえ」とお答えになった方は、現在の仕事・職場の良いところは何ですか。
(3つまでに○)

1. 身分が安定している	2. 休暇が取りやすい	3. 十分な収入が得られる
4. 土・日曜日に休める	5. 通勤時間が短い	6. 厚生年金や雇用保険に入れる
7. 就業時間に融通がきく	8. 経験や能力が発揮できる	
9. 簡単な仕事である	10. 在宅でできる	11. 労働時間が短い
12. 残業が少ない	13. 技術や技能を身につけられる	
14. その他 ()		

問 29 あなたは、現在どのような資格や技能を持っていますか。(あてはまるものすべてに○)

1. 看護師	2. 栄養士	3. 調理師
4. 理・美容師	5. 保育士	6. ケアマネージャー
7. ホームヘルパー	8. 介護福祉士	9. 簿記
10. 教員	11. パソコン	12. 外国語
13. 医療事務	14. 運転免許	15. その他 ()
16. 特に持っていない	【問 29-3 へ】	

問 29-1 問 29 で「1」～「15」のいずれかをお答えの方におたずねします。
持っている資格や技能のうち、ひとり親世帯になってから取得したものはどれですか。
問 29 の選択肢の中から選んで、次の () の中に番号を記入してください。ひとり親世帯になってから取得した資格・技能が4つ以上ある場合は欄外にお書きください。

ひとり親世帯になってから取得した資格・技能 () () ()

【問 29-3 へ】

問 29-2 問 29 で「1」～「15」のいずれかをお答えの方におたずねします。
持っている資格や技能のうち、実際の仕事で役立っているものはどれですか。
問 29 の選択肢の中から選んで、次の () の中に番号を記入してください。

実際の仕事で役に立っている資格・技能 () () ()

問 29-3 問 29 で「16」とお答えの方におたずねします。
これから身につけたい資格、技能はどんな資格、技能ですか。問 29 の選択肢の中から選んで、次の () の中に番号を記入してください。
(身につけたいものが選択肢にないときは、その名称をご記入ください。)

これから身につけたい資格・技能 () () ()
名称 ()

問 30 あなたは、北区が実施している次の制度を利用したことがありますか。
(あてはまるものすべてに○)

1. 母子家庭のための相談	2. 母子福祉資金
3. 母子福祉応急小口資金	4. ひとり親家庭休養ホーム
5. ひとり親家庭等医療費助成	6. 児童育成手当
7. 児童扶養手当	8. ホームヘルパーの派遣
9. その他 ()	10. 特にない

問 31 問 30 で掲げた制度などのうち、あなたが内容を知りたい、もっと詳しく聞きたいと思われるものはどれですか。問 30 の選択肢の中から選んで、次の () の中に番号を記入してください。
(内容を知りたいものが選択肢にないときは、その名称をご記入ください。)

知りたい、詳しく聞きたい制度など	() () ()
	名称 ()

※北区からのご回答は個別に差し上げませんので、具体的な内容については北区役所の担当課へ直接お問い合わせください。電話 (3908) 1111 (大代表)

問 32 あなたは就職や仕事のため、区からどのような支援を望みますか。(あてはまるものすべてに○)

<ol style="list-style-type: none"> 1. 技能講習、職業訓練などの機会が増える 2. 訓練受講などに経済的援助が受けられる 3. 仕事を探したり、訓練受講などの際に子どもを預かってもらえる 4. 相談が一か所できる 5. 就労のための支援策などの情報が得られる 6. 保育園にすぐ入れる 7. 延長保育、休日保育が充実する 8. 病気の子どもを預かってもらえる 9. 学童クラブにすぐに入れる 10. 仕事から帰宅するまでの間、子どもを預かってくれる 11. 親が病気の時、一時的に子どもを預かってくれる 12. 子どもが病気で保育園に行けないときなど、自宅で面倒を見てくれる人を派遣してもらう 13. 母子家庭・父子家庭の就職相談や求職情報、養育費の相談など生活支援サービスを利用できる 14. 就職のための資格・技能を取得する講習会等の受講費用を援助する 15. 長期(2年以上)に渡って資格・技能の訓練を受講するときに、生活費の支援をする 16. その他 ()

まちづくりや子育て支援のあり方についておたずねします

[問 33 以降は、すべての方がお答えください]

問 33 子どもを健やかに産み育てるために必要と思われることはどのようなことですか。(3つまでに○)

<ol style="list-style-type: none"> 1. 出産や育児のしやすい就労条件を促進する 2. 出産や子育てについて気軽に相談できるようにする 3. 妊産婦や乳幼児の保健指導等を充実する 4. 親の就労形態や通勤時間に応じた保育を進める 5. 保育園や幼稚園などの費用負担を軽減する 6. 保育園や幼稚園に入りやすくする 7. 子ども各人の個性を尊重した、ゆとりある教育を進める 8. 児童館(児童室)や身近な公園など、子どもの安全な遊び場を確保する 9. 子ども会など地域の健全育成活動を進める 10. 子育てを助け合うコミュニティづくりを進める 11. 自然環境を保護し、子どもが自然とふれあう体験の機会を増やす 12. 妊婦や子ども連れでも安心して自由に活動できるまちづくりを進める 13. 質の高い住まいづくりや住環境の整備を進める 14. 男性と女性が一緒に家事育児に参加していくという考え方を広める 15. その他 ()

世帯主と子のみで構成されている世帯の 18 歳以下のお子さんの保護者用 調査項目一覧

問番	問	備考
最初に、世帯の状況についておたずねします。		
問 1	アンケートにお答えいただく方	
問 2	お子さんの人数	
問 3	あなたの年齢	
問 4	お子さんと同居されている方、近居の方の続柄	
	問 4-1 ひとり親世帯になった理由	
	問 4-2 ひとり親世帯になった時期	
問 5	居住地区	
北区の子育ての環境についておたずねします。		
問 6	北区における子育ての環境や支援への満足度	
	問 6-1 子育ての環境や支援に満足している理由	
	問 6-2 子育ての環境や支援に満足していない理由	
問 7	今後も、北区で子育てをしたいか	
あて名のお子さんの子育て全般についておたずねします。		
問 8	あなたは子育てが楽しいか	
問 9	子育てに関して悩んでいること	
問 10	困ったこと、悩みごとの相談相手	
仕事と生活の調和についておたずねします。		
問 11	お子さんとかかわる時間	
あて名のお子さんの日常生活についておたずねします。		
問 12	やる気がおこらず、お子さんの世話をしたくないときの有無	
問 13	自分は、子どもを虐待していると思うか	
	問 13-1 子どもを虐待していると思うとき	
	問 13-2 そのような行動をとるのはどうしてか	
地域での子育て支援についておたずねします。		
問 14	あなたの周りには子育ての仲間の有無	
問 15	子育てサークルの参加状況	
	問 15-1 参加していない理由	
問 16	安心して子育てをするために、地域で必要な取り組み	
母子家庭・父子家庭の方におたずねします。		
問 17	子どもの養育費についての取り決め	
	問 17-1 養育費等に関する法律相談（無料）の利用の有無	
問 18	ひとり親世帯になったときに、困ったこと、悩んだこと	
問 19	現在困ったことや悩み事を相談できる人の有無	
問 20	相談できる人	
問 21	現在収入を伴う仕事をしているか	
	問 21-1 現在働きたいと思っているか	
	問 21-2 働きたいと思われているのに、働いていない理由	
	問 21-3 仕事に就く場合、重視すること	
問 22	現在の職業	
問 23	現在の仕事の職種	
問 24	現在の仕事を始めた時期	
問 25	現在の仕事の一週間あたりの勤務日数、残業時間を含めた一週間あたりの平均就業時間、働いている日の平均帰宅時間	
問 26	自分が帰宅するまでの、お子さんの過ごし方	
問 27	転職する希望	
問 28	どのような点を重視して新しい仕事・職場を選ぶか	
問 29	資格や技能の有無	
	問 29-1 持っている資格や技能のうち、ひとり親世帯になってから取得したもの	
	問 29-2 持っている資格や技能のうち、実際の仕事で役立っているもの	
	問 29-3 これから身につけたい資格、技能はどんな資格、技能について	
問 30	北区が実施している制度の利用状況	
問 31	制度などのうち、内容を知りたい、もっと詳しく聞きたいもの	

問 32		就職や仕事のため、区から望む支援について	
問番		問	備考
まちづくりや子育て支援のあり方についておたずねします。			
問 33		子どもを健やかに産み育てるために必要なこと	
問 34		男女ともに子育てと仕事の両立を図りやすくするために、企業など（職場）における環境整備で望むこと	
問 35		世帯全体の収入	
問 36		年収と同居世帯全体の年収	
問 37		安心して子どもを産み、健やかに育てていくための施策や、社会の制度のあり方についての意見	

【12～18 歳の方用】調査項目（案）

設問の考え方・目的	設問項目（案）	後期計画 調査項目 の有無
<p>【児童館を取り巻く環境の変化】</p> <p>子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化している中で、子どもや子育て家庭の視点に立ち、家庭・地域・子どもに関わる全ての施設が協力して、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つための環境をつくり、子育てと子育てを支える地域社会を創り出すことが重要となっている。</p> <p>厚生労働省では、平成 23 年 3 月に児童館ガイドラインを策定し、児童館の役割や機能として、発達の推進、日常生活の支援、問題の発生予防・早期発見と対応、子育て家庭への支援及び地域組織活動の育成を 5 つの柱とし、子どもの日々の生活の一部として、その健全育成を図り、子どもをめぐる環境を調整し、子どもの生活の中で生じる問題の発生予防や生じた問題の解決への支援を行うことが期待されている。</p> <p>【北区の児童館の現状】</p> <p>北区では、半径 500m に 1 館設置することを基本に児童館を 25 館設置するとともに、児童館点在のすきまを埋めるために、地域の児童の遊び場として設置した児童室を 4 室設置している。</p> <p>児童館・児童室の具体的な機能は、 ○子育て支援（子どもの育成機能） ○子育て支援（子育て支援機能） ○地域ネットワークづくり（地域活動促進機能） となっている。</p> <p>また、児童館等の利用状況をみると、平成 23 年度の児童館の利用者数に占める割合は、小学生が約 56%、乳幼児とその保護者が約 40%、中高生が約 4% となっている。</p> <p>【アンケート設問の考え方・目的】</p> <p>北区では、平成 25 年 3 月に策定した「今後の児童館のあり方に関する基本方針」において、中高生の居場所の提供、健全育成、発表の場や社会体験機会の提供などの事業強化を図るため、中高生の居場所としての児童館「(仮称)ティーンズ・センター」を設置していくこととしている。</p> <p>そのため、中高生の放課後や休日の過ごし方、日常生活の状況や、北区に対して求めているものを把握し、今後のティーンズ・センター運営について検討していく上での資料としていく。</p> <p>また、今後の北区を支える担い手となる中高生の現在の状況（友人関係、悩みごと、ボランティア活動等の地域活動など）について把握し、今後の中高生の育成に関する施策を検討していくための資料としていく。</p>	あなた（回答者）についてうかがいます。	
	性別	○
	年齢	○
	兄弟姉妹	○
	同居家族構成	○
	両親の就労の有無	○
	住まいの地区	○
	北区についてうかがいます。	
	北区が好きか嫌いか	○
	北区の好きな理由、嫌いな理由	○
	北区への居住志向	○
	ふだんの生活や考え方についてうかがいます。	
	相談したいことや聞いてほしいことがあったとき、気軽に話せる人がいるか	○
	相談できる機関を何か知っているか	×
	悩んでいることはどんなことか	○
	今までで一番つらいと思ったのはどんなときか	○
	学校生活についてうかがいます。	
	学校に行きたくないときがあるか	○
	どんなときに行きたくないか	○
	行きたくないときどうしたか	○
	放課後や休日の過ごし方についてうかがいます。	
	平日の学校が終わってからの居場所	○
	放課後の居場所	○
	休日・祝日の居場所	○
	休日・祝日、どこで過ごしたいか	×
	一緒に遊んだり話したりする友達の人数	○
	放課後や休・祝日に友達と過ごす場所でどのような場所がほしいか	×
	インターネットの利用頻度	×
使用する理由・利用しない理由	×	
北区の施設の利用状況についてうかがいます。		
北区の施設利用の有無	×	
どのような施設があれば利用するか	×	
その施設に求める開館時間	×	
その施設に求める開館日	×	
その施設に必要な設備や部屋	×	
施設の管理運営や事業の企画などに参画したいか	×	
将来の仕事や結婚、子育てについてうかがいます。		
次のような考え方についてどう思うか		
○結婚は個人の自由だから、してもしなくてもよい		
○結婚しても、必ず子どもを持つ必要はない		
○子どもの世話は、父親も母親も同じにするのがよい		
○子どものことも大事だが、自分自身の生活も大事		
○女性も子どもを産んでも、仕事をやめるべきでないなど	○	
将来どんな仕事につきたいか	○	
10～20 年後のあなたの家族の姿	○	
将来、どんな家庭を作りたいか	○	
赤ちゃんや幼児と遊んだことがあるか	○	

【小学生用】調査項目（案）

設問の考え方・目的
<p>【小学生を取り巻く課題】</p> <p>少子化や核家族化が進行し、子どもや子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化して、家庭や地域社会における子育て力や教育力の低下が問題となっている中で</p> <p>○放課後等に異年齢の子ども同士で遊んだり、交流したりする機会が少なくなってきたこと</p> <p>○子どもが巻き込まれる犯罪や事件の増加により、子どもが安心して過ごせる場所の確保が困難になってきたこと</p> <p>○就労や社会参加を希望する女性が増加する中、子育てと仕事の両立を支援する環境づくりをより一層進める必要があること</p> <p>等により、就学期の子どもや子育て家庭にとって、放課後等に子どもたちが安全な場所で安心して過ごすことができ、地域のボランティア等の協力・参画を得て、様々な体験や交流を深められる取組が強く求められていたことがある。</p>
<p>【放課後子どもプランの推進】</p> <p>これらの課題を受け、平成 19 年度に、文部科学省と厚生労働省が連携・協力して、地域社会の中で、放課後や夏休みなどの長期休暇時に子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進し、総合的な放課後児童対策として「放課後子どもプラン」を創設した。</p>
<p>【学童クラブの対象年齢引き上げ】</p> <p>平成 24 年 8 月の児童福祉法改正に伴い、学童クラブの対象年齢が小学 6 年生まで引き上げられると共に、設備及び運営基準を条例で定めることが義務づけられた。</p>
<p>【北区の放課後子どもプラン】</p> <p>平日の放課後や土曜日、夏休みなどの長期休業期間中に、小学校を会場に子どもたちの安全・安心な活動場所（居場所）を提供している。放課後子どもプランでは、学童クラブの児童と一般の児童と一緒に自由遊びや集団遊び、体験活動や季節行事などを行っており、平成 25 年度は、東十条小学校、岩淵小学校、浮間小学校、西浮間小学校及び滝野川第五小学校の 5 校で実施している。</p>
<p>【アンケート設問の考え方・目的】</p> <p>小学生の放課後や長期休暇の過ごし方や、居場所などを把握し、子どもたちが安全な場所で、安心して過ごすことができるためには、何が必要で、何が求められているかを明確にし、今後の北区の放課後子どもプランのあり方や方向性及び学童クラブのニーズ量を検討していくうえでの資料としていく。</p>

設問項目（案）						
<p>あなた（回答者）についてうかがいます。</p> <table border="1"> <tr><td>性別</td></tr> <tr><td>同居家族構成</td></tr> <tr><td>住まいの地区</td></tr> <tr><td>小学校に入る前は幼稚園か保育園か</td></tr> </table>	性別	同居家族構成	住まいの地区	小学校に入る前は幼稚園か保育園か		
性別						
同居家族構成						
住まいの地区						
小学校に入る前は幼稚園か保育園か						
<p>学童クラブについてうかがいます。</p> <table border="1"> <tr><td>学童クラブに通っていたか</td></tr> <tr><td>学童クラブには何年生まで通えた方がよいか</td></tr> </table>	学童クラブに通っていたか	学童クラブには何年生まで通えた方がよいか				
学童クラブに通っていたか						
学童クラブには何年生まで通えた方がよいか						
<p>悩み事の相談相手についてうかがいます。</p> <table border="1"> <tr><td>悩みごと、困りごとの有無と相談相手</td></tr> </table>	悩みごと、困りごとの有無と相談相手					
悩みごと、困りごとの有無と相談相手						
<p>放課後の過ごし方についてうかがいます。</p> <table border="1"> <tr><td>放課後の居場所</td></tr> <tr><td>放課後、どこで過ごしたいか</td></tr> <tr><td>宿題はどこでやっているか</td></tr> </table>	放課後の居場所	放課後、どこで過ごしたいか	宿題はどこでやっているか			
放課後の居場所						
放課後、どこで過ごしたいか						
宿題はどこでやっているか						
<p>長期休暇の過ごし方についてうかがいます。</p> <table border="1"> <tr><td>長期休暇中の居場所</td></tr> <tr><td>長期休暇中、どこで過ごしたいか</td></tr> <tr><td>長期休暇中はどこで遊んでいるか</td></tr> </table>	長期休暇中の居場所	長期休暇中、どこで過ごしたいか	長期休暇中はどこで遊んでいるか			
長期休暇中の居場所						
長期休暇中、どこで過ごしたいか						
長期休暇中はどこで遊んでいるか						
<p>ゲーム・パソコン・携帯電話の利用状況についてうかがいます。</p> <table border="1"> <tr><td>ゲームはするか</td></tr> <tr><td>ゲームをどのくらいするか</td></tr> <tr><td>パソコンはするか</td></tr> <tr><td>パソコンをどのくらいするか</td></tr> <tr><td>携帯電話は持っているか</td></tr> <tr><td>なぜ持っているのか</td></tr> </table>	ゲームはするか	ゲームをどのくらいするか	パソコンはするか	パソコンをどのくらいするか	携帯電話は持っているか	なぜ持っているのか
ゲームはするか						
ゲームをどのくらいするか						
パソコンはするか						
パソコンをどのくらいするか						
携帯電話は持っているか						
なぜ持っているのか						
<p>北区の施設の利用状況についてうかがいます。</p> <table border="1"> <tr><td>北区の施設利用の有無</td></tr> <tr><td>北区にどんな公園があったらよいか</td></tr> </table>	北区の施設利用の有無	北区にどんな公園があったらよいか				
北区の施設利用の有無						
北区にどんな公園があったらよいか						

ニーズ調査の概要について

調査種別		項目	内容
1	就学前の子どもの保護者	調査数	3,700人（平成25年4月1日時点の対象者数：14,051人）
		抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出
		調査地域	区内全域
		調査方法	郵送配布・郵送回収（礼状形式の督促1回実施）
		調査時期	平成25年11月
2	小学1年生から6年生までの子どもの保護者	調査数	1,500人（平成25年4月1日時点の対象者数：12,444人）
		抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出
		調査地域	区内全域
		調査方法	郵送配布・郵送回収（礼状形式の督促1回実施）
		調査時期	平成25年11月
3	世帯主と子のみで構成されている世帯の18歳以下の子どもの保護者	調査数	300人（平成25年8月1日時点の対象者数：約3,000人）
		抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出
		調査地域	区内全域
		調査方法	郵送配布・郵送回収（礼状形式の督促1回実施）
		調査時期	平成25年11月
4	12～18歳の区民	調査数	1,000人（平成25年4月1日時点の対象者数：12,600人）
		抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出
		調査地域	区内全域
		調査方法	郵送配布・郵送回収（礼状形式の督促1回実施）
		調査時期	平成25年11月
5	小学生本人 ※小学5年生を予定	調査数	1,000人（平成25年5月1日時点の対象者数：1,931人）
		抽出方法	区立小学校から何校かを抽出
		調査地域	区内全域
		調査方法	学校で配布・回収
		調査時期	平成25年11月

平成 25 年 8 月 6 日

新制度の施行準備に関する地方自治体と国における今後の作業等について

内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室

以下のスケジュール等や作業内容は、あくまで現時点での想定であり、今後の検討状況により、変更や追加がありえる。

事項	自治体における当面の作業等	国の主な作業日程
<p>○ 事業計画</p>	<p>【市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ】</p> <p><25年4月～6月></p> <p>① 現行の次世代行動計画等に基づく取組状況の把握、評価。</p> <p>② 子ども・子育て会議で示される基本指針案を参照しつつ、区域設定その他事業計画の構成等を検討。</p> <p>③ 子ども・子育て会議で示されるニーズ調査票案を参照しつつ、ニーズ調査の実施方法を検討。</p> <p>※ 適宜、地方版子ども・子育て会議や関係当事者の意見を聴き、市町村・都道府県間の連携を図る。</p> <p><25年7月～12月></p> <p>④ 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の状況把握、今後の方向性の検討。（幼稚園の預かり保育、認可外保育施設の利用状況調査を含む。）</p> <p>⑤ ニーズ調査の実施→結果取りまとめ</p> <p><26年1月～3月></p> <p>⑥ 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」を検討、都道府県に報告。</p> <p>※ 適宜市町村・都道府県間で調整。</p>	<p><25年4月～></p> <p>○ 子ども・子育て会議で国が定める基本指針について検討</p> <p>（会議では骨子やニーズ調査票案について、論点等を提示して議論。会議の検討状況は逐次自治体に情報提供（資料や議事録は公開）。）</p> <p>○ 幼稚園の預かり保育の利用状況調査について通知を発出（5月17日）</p> <p><25年8月></p> <p>○ 基本指針の概ねの案文、ニーズ調査票のイメージを提示。</p> <p><25年中目途></p> <p>量の見込みの集計の手引きを提示。</p> <p>○ 支給認定基準(下限時間等)</p> <p><25年度末目途></p> <p>認可・運営基準</p> <p>支給認定基準</p> <p>地域子ども・子育て支援事業（市町村事業）の基準</p>

	<p><26年4月～9月></p> <p>⑦ 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「確保方策」等を検討、都道府県に報告。</p> <p>※ 適宜市町村・都道府県間で調整。</p> <p>※ 「量の見込み」、「確保方策」は26年9月末までに中間的とりまとめ</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>四半期ごと等の都道府県が定める一定の期間ごとに、市町村計画の作成の進捗状況等を都道府県に報告。</p> <p>(想定される時期の例)</p> <p>～25年末 ニーズ調査の結果報告(単純集計の報告)</p> <p>～25年度末 計画に定める「量の見込み」の報告</p> <p>～26年度第1四半期</p> <p>(既存施設の移行希望調査等も踏まえ、確保方策について随時情報交換)</p> <p>～26年度第2四半期 計画に定める「確保方策」の報告</p> </div> <p><26年10月～></p> <p>⑧ 「量の見込み」「確保方策」に基づき、認可・確認等の事前準備。</p> <p>⑨ パブコメ等の必要とされる手続。都道府県との調整。</p> <p><27年3月></p> <p>⑩ 確定</p> <p>→都道府県は内閣総理大臣に、市町村は都道府県に提出。</p>	<p><26年度はじめ></p> <p>公定価格の骨格の提示 (施設の意向調査)</p>
--	--	---

○ 子ども・子育て会議

<25 年度以降>

地方版の子ども・子育て会議の設置努力。
 (会議を設置する場合には条例の制定等を実施)
 →できるだけ早期に設置。(ニーズ調査の内容についても、地方版子ども・子育て会議で調査審議することが望ましい。)

設置している場合には事業計画の策定に当たって意見を聴かなければならないため、26 年夏頃に計画を策定できるよう適宜開催。

(参考) 設置状況について(7 月 1 日時点)

	設置済あり	今後対応予定	会議体を置かない	方針未定	合計
全体	810 団体	817 団体	17 団体	248 団体	1788 団体
保健福祉系	24 団体	22 団体	0 団体	1 団体	47 団体
市町村等	808 団体	809 団体	17 団体	247 団体	1741 団体
子育てセンター	20 団体	0 団体	0 団体	0 団体	20 団体
子育て支援センター	24 団体	8 団体	0 団体	0 団体	42 団体

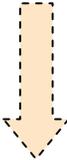
<25 年 4 月>

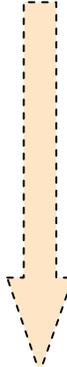
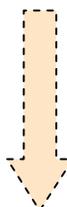
子ども・子育て会議を設置し、検討を開始。

子ども・子育て会議

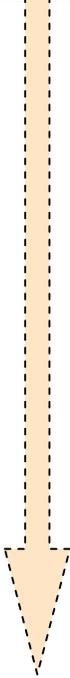
- ①4 月 26 日、②5 月 31 日
 - ③6 月 21 日、④7 月 5 日
 - ⑤7 月 26 日、⑥9 月 13 日開催予定
- 子ども・子育て会議基準検討部会
- ①5 月 8 日、②6 月 28 日
 - ③7 月 25 日、④8 月 29 日開催予定
 - ⑤9 月 20 日開催予定

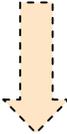
地方版の子ども・子育て会議の設置状況について調査を実施。(7 月 26 日公表)

<p>○ 認可基準 (幼保連携型認定こども園)</p>	<p>【都道府県等】 <25 年度以降> 子ども・子育て会議で示される幼保連携型認定こども園に関する資料等を参照しつつ、自治体において基準に関する条例の検討。</p>  <p><26 年9月まで> 27 年度当初に整備されているべき幼保連携型認定こども園について認可を行うことが出来るよう、可能な限り6月議会において基準に関する条例を策定し、事業者等に周知。</p>	<p><25 年 4 月以降> ← 経営実態調査の結果を踏まえ、子ども・子育て会議等で議論。 〔 会議では、「現行の幼保連携型認定こども園の基準を基礎とする」との方針に沿って、論点等を提示して議論。会議の検討状況は逐次自治体に情報提供(資料や議事録は公開)。 〕</p> <ul style="list-style-type: none"> * 第 1 回基準検討部会で議論を開始 * 第 2 回基準検討部会で基本的な考え方を提示 * 第 3 回基準検討部会で基本的な考え方に加えて現行の基準適合状況(設備関係)を提示  <p><25 年度末 目途> ← 政省令を作成。</p>
---------------------------------	--	---

<p>○ 認可基準 (地域型保育事業)</p>	<p>【市町村】 <25 年度以降> 子ども・子育て会議で示される地域型保育事業に関する資料等を参照しつつ、自治体において基準に関する条例の検討。</p>  <p><26 年 9 月まで> 27 年度当初に整備されているべき地域型保育事業について認可を行うことが出来るよう、可能な限り 6 月議会において基準に関する条例を策定し、事業者等に周知。</p>	<p><25 年 4 月以降> 各事業の実態調査を実施。</p>  <p>実態調査の結果等を踏まえながら、子ども・子育て会議等で議論。 [会議では、論点等を提示して議論。] 会議の検討状況は逐次自治体に情報提供(資料や議事録は公開)。</p> <p>* 第 1 回基準検討部会で議論を開始 * 第 2 回基準検討部会で小規模保育事業について先行して議論 各事業の実態調査を実施</p>  <p><25 年度末 目 途> 政省令を作成。</p>
<p>○ 運営基準 (確認制度)</p>	<p>【市町村】 <25 年度以降> 子ども・子育て会議で示される教育・保育施設等の運営基準に関する資料等を参照しつつ、自治体において基準に関する条例の検討。</p> 	<p><25 年 4 月以降> 定員設定のあり方、運営に関する基準等について、子ども・子育て会議等で議論。 [会議では、論点等を提示して議論。] 会議の検討状況は逐次自治体に情報提供(資料や議事録は公開)。</p> <p>* 第 2 回子ども・子育て会議で議論を開始</p> 

	<p><26 年 9 月まで></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画の策定・調整の過程において、施設・事業者の確認 定員見込みの中間とりまとめ。 ・ 27 年度当初に整備されているべき認定こども園等や地域型 保育事業について、確認手続を行うことが出来るよう、可能な 限り 6 月議会において運営基準に関する条例を策定し、事業者 等に周知。 	<p><25 年度末目途> 政省令を作成。</p>
<p>支給認定（保育の必要性の 認定）</p>	<p>【市町村】 <25 年度以降> 子ども・子育て会議で示される保育の必要性の認定等に関する 資料等を参照しつつ、自治体において認定等に関する条例等の検討。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p><26 年 9 月まで> 26 年度下半期以降、認定事務を行うことが出来るよう、6 月議会 において支給認定基準に関する条例等を策定。</p>	<p><25 年 4 月以降> 子ども・子育て会議等で認定の事 由等について議論。 〔会議では、論点等を提示して議論 。会議の検討状況は逐次自治体に情 報提供(資料や議事録は公開)。 * 第 2 回子ども・子育て会議で議論を開始 ↓〕</p> <p><25 年度末目途> 政省令を作成。</p>
<p>○ 地域子ども・子育て支援 事業</p>	<p>【市町村】 <25 年度以降> ① 子ども・子育て会議等で示される資料等を参照しつつ、地 域の実情に応じた事業内容の検討、放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)の基準等の条例の検討。</p> <p style="text-align: center;">↓</p>	<p><25 年 4 月～> ○ 子ども・子育て会議、社会保障審 議会児童部会を中心に検討。 〔○ 質の改善を含む交付金の交付の 方法等については、子ども・子育て 会議を中心に議論。〕</p>

	 <p><26年4月～9月> ② 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の基準等の条例を策定。</p> <p><26年4月～> ③ 13事業のうち保育緊急確保事業の対象事業について、同事業として事業実施。</p> <p><26年10月～> ④ 27年度からの利用者の利用手続き、事業所からの届出受理等、事業実施準備。</p>	<p>○ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の基準等については、社会保障審議会児童部会（放課後児童クラブの基準に関する専門委員会）を中心に議論。 ※放課後児童クラブの基準に関する専門委員会は、年内を目途に取りまとめ予定</p> <p>○ 会議の検討状況は逐次自治体に情報提供（会議の資料や議事録は公開）。 ※「実費徴収に係る補足給付」については、経営実態調査の集計・分析を踏まえて議論。</p> <p><25年度末までに> ○ 事業の基準を定める省令・告示制定。</p> <p><26年1月～3月> ○ 13事業のうち保育緊急確保事業の対象事業について、同事業としての実施要綱・交付要綱等の検討。</p> <p><27年1月～3月> ○ 実施要綱・交付要綱等の検討・案の提示</p>
--	---	---

<p>○ 費用・利用者負担</p>	<p>【市町村】</p> <p><25 年度以降> 子ども・子育て会議で示される公定価格に関する資料等を参照しつつ、自治体において必要な条例等の検討。</p> <p style="text-align: center;"></p> <p><26 年 4 月以降> 費用・利用者負担の検討。 利用者負担の区分内容・枠組みの概要について、周知等を開始。</p> <p><26 年度終盤> 27 年度予算で、国の定める公定価格等を踏まえ、費用・利用者負担等の確定（条例制定等）</p>	<p><25 年 4 月以降> 経営実態調査の結果等を踏まえ、子ども・子育て会議等で議論。 （会議では、論点等を提示して議論）。会議の検討状況は逐次自治体に情報提供（資料や議事録は公開）。 * 第 1 回基準検討部会で概要等提示</p> <p style="text-align: center;"></p> <p><26 年度早期> 骨格を提示する予定（施設の意向調査）。</p> <p style="text-align: center;"></p> <p><26 年度後半> 27 年度政府予算案決定、国会での予算案審議を経て、公定価格を確定。</p>
<p>○ 幼保連携型認定こども園 保育要領（仮称）</p>		<p><25 年 5 月> 社会保障審議会（児童部会）の下に、認定こども園保育専門委員会を設置。</p> <p><25 年 6 月> 中央教育審議会（初等中等教育分科会教育課程部会）の下に、認定こども園教育専門部会を設置。</p> <p>幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）について合同で審議を行う。</p>

	<p><26 年度中（国の解説書が作成された後）> 関係者への周知・説明等を行う</p>	<p>幼保連携型認定こども園保育要 領（仮称）の策定に関する合同の 検討会議 ①6月21日、②7月26日</p> <p><25 年度中> ・合同検討会議において報告のとり まとめを行う。 ・告示として取りまとめ予定</p> <p><26 年度中> 解説書を作成</p>
<p>○ 保育緊急確保事業</p>	<p>実施団体は、平成 26 年度予算を確保し、市町村保育計 画に事業を定めた上で、平成 26 年度事業として実施。</p>	<p><26 年度中> 26 年度予算編成過程で内容等につ いて調整。</p> <p><25 年秋頃> 事業項目等を提示予定</p> <p><25 年度中> 関係内閣府令の公布、要綱案の提示</p>

<p>○ 制度管理システム</p>	<p>【支給認定・確認関係のシステム】 (1) パッケージソフトを導入する場合 25 年 4 月～ 業者等との相談、システム化範囲の検討、 調達仕様書の検討 25 年 10 月～ 業者選定 26 年 1 月～ 導入、テスト運用 26 年 10 月～ 運用開始</p> <p>(2) 独自システムを構築する場合 25 年 4 月～ 業者等との相談、システム化範囲の検討、 仕様書検討、業者選定 25 年 7 月～ 設計 26 年 1 月～ 構築、テスト運用 26 年 10 月～ 運用開始</p> <p>【請求審査・支払関係のシステム】 (1) パッケージソフトを導入する場合 ～26 年 4 月 システム化範囲の検討、調達仕様書の検討、 業者選定 (※) 26 年 7 月～ 導入、テスト運用 27 年 4 月～ システムの運用開始 (※) 別途調達する場合でも、26 年 4 月までに業者選定を行う ことが必要</p>	<p><25 年 4 月> 自治体におけるシステム化範囲等 の検討のため、システムで管理する 情報及びそれに係る項目について、 たたき台を提示。(4 月 19 日)</p> <p>以降、システム設計に必要となる 事項の検討を行い、順次提示。</p> <p>↓</p> <p><25 年 10 月頃> 内閣府において市町村のシステム で管理する情報を出力し、国の構築 するシステムへ入力する際の統一的 な出力規格 (以下「インターフェ ース仕様」という。)を検討し、支給 認定状況管理、特定教育・保育施設 等情報管理に関するインターフェ ース仕様を提示予定。</p> <p><25 年秋頃> 保育の必要性の認定、確認制度の システムに関わる部分を提示予定</p> <p>↓</p> <p><26 年 4 月頃></p>
-------------------	--	---

	<p>(2) 独自システムを構築する場合 ~26年4月 システム化範囲の検討、仕様書の検討、業者選定、設計(※) 26年7月~ 構築、テスト運用 27年4月~ 運用開始 (※) 別途調達する場合でも、25年10月までに検討を開始し、年明け早々には、業者選定を行うことが必要</p>	<p>公定価格・利用者負担の骨格案を提示予定。 交付金管理、認可・業務管理体制管理に関するインターフェース仕様を提示予定。</p>
<p>○ 自治体における実施体制</p>	<p>施行に向けた準備作業のための体制整備 <26年9月まで> 【都道府県等】 幼保連携型認定こども園に関する合議体の設置(条例設置) 【都道府県・市町村】 幼保連携型認定こども園に関する教育委員会の意見を聴取すべき事項の規則制定 【都道府県・市町村】 <27年度まで> 給付、国の窓口一元化に対応できる体制の構築準備(27年度から給付の支出等は内閣府へ一元化)</p>	<p><平成 24 年 9 月> 内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室(文部科学省、厚生労働省職員に内閣府併任発令) <平成 27 年 4 月> 内閣府に子ども・子育て本部を設置</p>

<p>○ 新制度に関する広報・周知</p>	<p><25 年度中> 制度一般についての周知、広報。 (例) ・各自治体における広報誌などを通じての住民への周知。 ・ニーズ調査時に、新制度のリーフレットを同封する等、同調査の機会を活用した住民への周知。 ※リーフレット(教えて！子ども・子育て支援新制度)は内閣府 HP からダウンロードできます。 http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/pdf/leaflet.pdf ・幼稚園、保育所、認定こども園等の関係者への説明会等。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p><26 年度中> 利用手続き等、詳細の周知、広報。</p>	<p><25 年度中> 以下を実施予定。 ・フォーラム等の開催。 関係者向け…7 月 19 日(大阪市) ※開催済み 一般向け…9 月 23 日(札幌市) 11 月 17 日(福岡市) 3 月 2 日(横浜市)</p> <p>・25 年 11 月～26 年 2 月 子育て当事者を対象とした草の根的勉強会の開催(全国 20 か所程度)</p> <p>・育児雑誌への広告の掲載</p> <p>・26 年 3 月～4 月 パンフレット作成、配布。</p> <p>・施行準備の進捗状況に応じて自治体向けの説明会を実施。</p>
-----------------------	--	--

<p>○ その他</p>	<p><26 年度以降> 既存の施設に対して、新制度への移行の意思などを調査・確認。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">事業計画、認可事務等に反映</p> <p>【市町村】 <26 年度以降></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要に応じて、子ども・子育て支援法第 87 条各項に基づく過料を科する規定を設けるための条例を制定 ・ 必要に応じて、公私連携幼保連携型認定こども園・公私連携型保育所（保育所型認定こども園）の設置法人への設備の無償・安価な貸付・譲渡（議会で議決） 	<p><26 年度早期> 子ども・子育て会議等で認可基準・公定価格についての議論を行い、認可基準は 25 年度中、公定価格の骨格を 26 年度早期に提示予定。</p>
--------------	---	---

(参考)

【子ども・子育て会議関係資料】 …子ども・子育て支援新制度（子ども・子育て会議）

http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/kodomo_kosodate/index.html

【放課後児童クラブの基準に関する専門委員会関係資料】 …社会保障審議会児童部会 放課後児童クラブの基準に関する専門委員会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000008f07.html#shingi126710>

【幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）関係資料】 …幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）の策定に関する合同の検討会議

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/048/index.htm

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000008f07.html#shingi126718>

【自治体向け説明会関係資料】 …子ども・子育て支援新制度（自治体向け説明会等）

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/event.html>